

---

---

**新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業  
（多様な通信環境に関する実証（諸外国における  
教育の情報化に係る教育行財政状況調査研究））**

**調査報告書**

---

---

令和3年3月

株式会社富士通総研

# 目次

<b>I</b>	<b>はじめに</b> .....	<b>1</b>
1	本調査の背景・目的 .....	1
1.1	調査の背景 .....	1
1.2	調査の目的 .....	1
2	調査方法 .....	2
3	調査対象 .....	3
3.1	調査対象国 .....	3
3.2	調査項目 .....	5
4	調査の全体像 .....	9
<b>II</b>	<b>基礎情報</b> .....	<b>10</b>
1	シンガポールの基礎情報 .....	10
2	韓国の基礎情報 .....	13
3	中国の基礎情報 .....	16
4	オーストラリアの基礎情報 .....	18
5	米国の基礎情報 .....	21
6	英国の基礎情報 .....	25
7	エストニアの基礎情報 .....	28
8	デンマークの基礎情報 .....	31
9	ドイツの基礎情報 .....	34
10	フィンランドの基礎情報 .....	37
11	フランスの基礎情報 .....	40
12	(参考) 日本の基礎情報 .....	43
<b>II</b>	<b>教育行政制度</b> .....	<b>46</b>
1	各国の教育行政制度概観 .....	46
1.1	シンガポール .....	46
1.2	韓国 .....	47
1.3	中国 .....	48
1.4	オーストラリア .....	49
1.5	米国 .....	50
1.6	英国 .....	51
1.7	エストニア .....	52
1.8	デンマーク .....	53
1.9	ドイツ .....	54
1.10	フィンランド .....	55
1.11	フランス .....	56
1.12	(参考) 日本 .....	57

2	シンガポールの教育行政制度	58
2.1	国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限	58
2.2	学校評価	59
2.3	私学行政	60
3	韓国の教育行政制度	61
3.1	国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限	61
3.2	学校評価	64
3.3	私学行政	64
4	中国の教育行政制度	66
4.1	国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限	66
4.2	学校評価	70
4.3	私学行政	70
5	オーストラリアの教育行政制度	72
5.1	国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限	72
5.2	学校評価	75
5.3	私学行政	76
6	米国の教育行政制度	78
6.1	国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限	78
6.2	学校評価	81
6.3	私学行政	82
7	英国の教育行政制度	84
7.1	国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限	84
7.2	学校評価	88
7.3	私学行政	89
8	エストニアの教育行政制度	91
8.1	国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限	91
8.2	学校評価	94
8.3	私学行政	95
9	デンマークの教育行政制度	97
9.1	国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限	97
9.2	学校評価	101
9.3	私学行政	102
10	ドイツの教育行政制度	104
10.1	国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限	104
10.2	学校評価	108
10.3	私学行政	109
11	フィンランドの教育行政制度	111
11.1	国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限	111
11.2	学校評価	114
12	フランスの教育行政制度	116
12.1	国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限	116
12.2	学校評価	120
12.3	私学行政	121

13	(参考) 日本の教育行政制度	123
13.1	国(中央政府)・地方(州政府)・学校の役割と権限	123
13.2	学校評価	128
13.3	私学行政	129
<b>III</b>	<b>教育財政制度</b>	<b>131</b>
1	各国の教育財政制度概観	131
1.1	シンガポール	131
1.2	韓国	131
1.3	中国	132
1.4	オーストラリア	133
1.1	米国	134
1.2	英国	135
1.3	エストニア	136
1.4	デンマーク	137
1.5	ドイツ	138
1.6	フィンランド	139
1.7	フランス	139
1.8	(参考) 日本	140
2	シンガポールの教育財政制度	141
2.1	国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担	141
2.2	初等中等教育機関における費用負担	142
2.3	高等教育における費用負担	144
3	韓国の教育財政制度	145
3.1	国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担	145
3.2	初等中等教育機関における費用負担	147
3.3	高等教育における費用負担	150
4	中国の教育財政制度	152
4.1	国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担	152
4.2	初等中等教育機関における費用負担	154
4.3	高等教育における費用負担	156
5	オーストラリアの教育財政制度	157
5.1	国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担	157
5.2	初等中等教育機関における費用負担	160
5.3	高等教育における費用負担	164
6	米国の教育財政制度	166
6.1	国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担	166
6.2	初等中等教育機関における費用負担	169
6.3	高等教育における費用負担	175
7	英国の教育財政制度	177
7.1	国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担	177
7.2	初等中等教育機関における費用負担	181
7.3	高等教育における費用負担	183

8	エストニアの教育財政制度	185
8.1	国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担	185
8.2	初等中等教育機関における費用負担	187
8.3	高等教育における費用負担	189
9	デンマークの教育財政制度	191
9.1	国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担	191
9.2	初等中等教育機関における費用負担	192
9.3	高等教育における費用負担	194
10	ドイツの教育財政制度	195
10.1	国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担	195
10.2	初等中等教育機関における費用負担	197
10.3	高等教育における費用負担	200
11	フィンランドの教育財政制度	202
11.1	国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担	202
11.2	初等中等教育機関における費用負担	205
11.3	高等教育における費用負担	207
12	フランスの教育財政制度	208
12.1	国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担	208
12.2	初等中等教育機関における費用負担	211
12.3	高等教育における費用負担	214
13	(参考) 日本の教育財政制度	216
13.1	国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担	216
13.2	初等中等教育機関における費用負担	220
13.3	高等教育における費用負担	224
<b>IV</b>	<b>ICT 整備・管理・活用方法</b>	<b>226</b>
1	各国での ICT 整備・管理・活用方法の概観	226
1.1	シンガポール	226
1.2	韓国	227
1.3	中国	228
1.4	米国	229
1.5	英国	230
1.6	エストニア	231
1.7	オーストラリア	232
1.8	デンマーク	233
1.9	ドイツ	234
1.10	フィンランド	235
1.11	フランス	236
1.12	(参考) 日本	237
2	シンガポールでの ICT 整備・管理・活用方法	238
2.1	学校における ICT 環境整備方策	238
2.2	学校における ICT 環境整備・活用の改善方策	241
2.3	学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方	242

3	韓国での ICT 整備・管理・活用方法 .....	243
3.1	学校における ICT 環境整備方策 .....	243
3.2	学校における ICT 環境整備・活用の改善方策 .....	247
3.3	学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方 .....	248
3.4	学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題.....	249
4	中国での ICT 整備・管理・活用方法 .....	250
4.1	学校における ICT 環境整備方策 .....	250
4.2	学校における ICT 環境整備・活用の改善方策 .....	253
4.3	学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方 .....	254
4.4	学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題.....	255
5	オーストラリアでの ICT 整備・管理・活用方法.....	256
5.1	学校における ICT 環境整備方策 .....	256
5.2	学校における ICT 環境整備・活用の改善方策 .....	259
5.3	学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方 .....	260
5.4	学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題.....	262
6	米国での ICT 整備・管理・活用方法 .....	263
6.1	学校における ICT 環境整備方策 .....	263
6.2	学校における ICT 環境整備・活用の改善方策 .....	273
6.3	各国学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方 .....	274
6.4	各州の学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題 .....	278
7	英国での ICT 整備・管理・活用方法 .....	282
7.1	学校における ICT 環境整備方策 .....	282
7.2	学校における ICT 環境整備・活用の改善方策 .....	286
7.3	学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方 .....	286
7.4	学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題.....	288
8	エストニアでの ICT 整備・管理・活用方法.....	289
8.1	学校における ICT 環境整備方策 .....	289
8.2	学校における ICT 環境整備・活用の改善方策 .....	291
8.3	学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題.....	291
9	デンマークでの ICT 整備・管理・活用方法.....	292
9.1	学校における ICT 環境整備方策 .....	292
9.2	学校における ICT 環境整備・活用の改善方策 .....	296
9.3	学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方 .....	296
9.4	学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題.....	297
10	ドイツでの ICT 整備・管理・活用方法.....	298
10.1	学校における ICT 環境整備方策 .....	298
10.2	学校における ICT 環境整備・活用の改善方策 .....	301
10.3	学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方 .....	301
10.4	学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題.....	303

11	フィンランドでの ICT 整備・管理・活用方法 .....	304
11.1	学校における ICT 環境整備方策 .....	304
11.2	学校における ICT 環境整備・活用の改善方策 .....	306
11.3	学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方 .....	307
11.4	学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題.....	307
12	フランスでの ICT 整備・管理・活用方法 .....	308
12.1	学校における ICT 環境整備方策 .....	308
12.2	学校における ICT 環境整備・活用の改善方策 .....	311
12.3	学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方 .....	312
12.4	学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題.....	313
13	(参考) 日本での ICT 整備・管理・活用方法 .....	314
13.1	学校における ICT 環境整備方策 .....	314
13.2	学校における ICT 環境整備・活用の改善方策 .....	317
13.3	学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方 .....	318
13.4	学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題.....	320



# I はじめに

## 1 本調査の背景・目的

### 1.1 調査の背景

Society5.0 の時代に求められる資質・能力を育成するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠であり、その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとしての先端技術（データの利活用を含む）には大きな可能性がある。

これまで、学校の ICT 環境の整備は、各学校の設置者が責任を持って取り組むべき性格のものとして、地方財政措置が講じられてきたが、近年の国際調査の結果等でも明らかなように、我が国の ICT 活用状況は世界から大きく後塵を拝しており、また、ICT 環境の整備状況も自治体間での差が顕著であった。

こうした状況を抜本的に改善するため、文部科学省では「GIGA スクール構想」を打ち出し、これまでの地方財政措置に加え、令和元年度及び令和2年度補正予算において、当初4年間での整備予定を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて計画を大幅に前倒し、令和2年度内での整備完了を目指して1人1台端末と高速大容量の校内通信ネットワークの環境整備が推進されている。

### 1.2 調査の目的

本事業では、学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方を検討するための基礎資料として、OECD 加盟国を中心に、デジタル化推進政策や学校 ICT 環境整備等について、特に情報端末の費用負担や個人用情報端末の学校での利用について、教育行政制度や財政制度と併せて、各国の状況を整理する。

## 2 調査方法

本事業では、文献調査及びアドバイザーからの意見聴取を用いて情報を収集した。

### (1) 文献調査

国や大学等有する文献や資料等の参照、インターネット等による信頼性のある情報の入手、調査対象国の国内機関等からの資料の入手、その他の資料の入手によって情報を収集した。

### (2) アドバイザリからの意見聴取

諸外国の教育 ICT に係る専門的知見を有するアドバイザーを選定の上、オンラインで2回（いずれも1時間程度）、意見聴取を実施した。

アドバイザー並びに意見聴取の概要を以下に示す。

図表 1 アドバイザリ一覧

氏名	所属
高橋 純	東京学芸大学 教育学部 准教授
中川 一史	放送大学 教授
藤村 裕一	鳴門教育大学 准教授

※敬称略、五十音順

図表 2 意見聴取概要

	概要
第1回意見聴取 (2021年3月8日～15日)	・日本における教育 ICT 活用・整備の参考となり得る先進国について ・諸外国の教育行政制度に係る情報について
第2回意見聴取 (2021年3月18日～22日)	・諸外国の教育財政制度に係る情報について

### 3 調査対象

#### 3.1 調査対象国

本事業では、11 か国を対象としてその教育行政制度及び教育財政制度に係る情報を収集した。調査対象国とその選定理由を以下に示す。

図表 3 対象国とその選定理由 (1/2)

	地域	調査対象国	選定理由
1	アジア	シンガポール	1997 年に「ICT 教育マスタープラン」の発表、2008 年には「FutureSchools@Singapore」として認定された先導的モデル校での情報端末 や様々な機器、ソフトウェアを利活用した教育・学習を開始する等、国が主導で教育 ICT 環境の整備及び活用を進めてきた。また、2024 年までに中学校段階における 1 人 1 台環境の実現を目標に掲げており、日本における 1 人 1 台環境実現に向けた先進事例国として参考し得るため。
2		韓国	国が先導して、デジタル教科書やマルチメディアの学習資料、VR や AR 等の新しいデジタル技術を取り入れた学習コンテンツを提供しており、教育 ICT 環境整備・最先端技術活用の先進事例国として参考し得るため。
3		中国	2016 年に教育 ICT 化に関する 5 か年計画を発表し、インターネットアクセスに加え無線 LAN 普及やプラットフォーム統合によるデータ統合を推進。教育予算の 8 % を教育 ICT 化に充てる等、国が主導で教育 ICT 化に取り組んでおり、将来的な教育 ICT 先進国として参考し得るため。
4	大洋州	オーストラリア	連邦政府と州政府が共同でデバイス、コンテンツ、ネットワーク等の整備や教員の指導スキル向上への支援を実施。2013 年からオーストラリアンカリキュラムとして州ごとに異なっていたカリキュラムを統一化する等、データ利活用に向けた動きも見られ、教育 ICT 環境整備の先進事例国として参考し得るため。
5	北米	米国	国が主導となり、高速通信環境の整備や、人工知能を活用した個別学習、データ標準化を推進。義務教育段階 (K-12) でオンライン教育を積極的に取り入れる等、州単位で教育 ICT 整備・活用に向けた多様な取組が見られ、教育 ICT 環境整備の先進事例国として参考し得るため。

※地域・国の表記は外務省ウェブサイト「国・地域」に基づく。国は五十音順。

図表 4 対象国とその選定理由 (2/2)

	地域	調査対象国	選定理由
6	欧州	英国	2010 年時点で小学校の 100%で電子黒板が導入済み等、教育用コンピュータや電子黒板などの環境整備が進んでいる。VR や AI 等の最先端技術を活用した学習ツール、LMS による学習データ活用、教材・ノウハウ共有等が進んでおり、データ利活用の観点も含めた教育 ICT 環境整備・最先端技術活用の先進事例国として参考し得るため。
7		エストニア	国や各種団体によって設立された HITAS のもと、教育 ICT 整備、オンラインコンテンツの提供等が進められている。多くの学校で子供用のフリーWi-Fi が提供され、BYOD も推奨される等、教育 ICT 環境整備の先進事例国として参考し得るため。
8		デンマーク	オープン教材活用や日常的な ICT 利活用が進んでおり、BYOD の取組みも広がっていること、また 1 人 1 台の情報端末環境の実現事例も見られること等から、教育 ICT 環境整備の先進事例国として参考し得るため。
9		ドイツ	Web 上のプラットフォームで大手教科書出版各社が発行する教科書や、OER 形式のデジタル教科書等、デジタル教科書開発が盛んである。一方で、ICT 環境の遅れも指摘されており、日本の自治体における ICT 環境整備における課題解決への貢献の可能性があるため。
10		フィンランド	クラウドプラットフォーム提供、学習データ管理、OSS の活用に加え、「Wilma」と呼ばれる公務支援システムを活用した学校と家庭の学習の連携等、教育 ICT 環境整備の先進事例国として参考し得るため。
11		フランス	国立遠隔教育センター (CNED) で、初等中等教育から職業教育含む生涯教育のコンテンツをオンライン等で提供している。国立教育・職業情報局によって、キャリア教育専用の e ポートフォリオシステム (WO) が開発される等、データ利活用の動きがあるが、OECD の各国と比較して ICT 環境整備が遅れており、日本における ICT 環境整備における課題解決への貢献の可能性があるのであるため。

※地域・国の表記は外務省ウェブサイト「国・地域」に基づく。国は五十音順。

## 3.2 調査項目

本事業では、調査対象国 11 か国と日本の基礎情報、教育行政情報、教育財政情報（ICT 整備・管理・活用方法の実態も含む）について情報収集を行った。

それぞれの調査項目について以下に示す。

### (1) 基礎情報

基礎情報については各国の基本情報に加えて、公立学校における情報端末整備状況、ネットワーク整備状況、クラウド等の利用状況、デジタルコンテンツ利用状況及び ICT 活用状況を調査した。

主に、世界銀行データベースや OECD 生徒の学習到達度調査（PISA）2018 等の国際機関調査や各国教育省のウェブサイト等を通じて調査した。基礎情報の調査項目の一例を以下に示す。

分類	調査項目
基本情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・人口（人） 面積（km<sup>2</sup>）</li><li>・GDP（US\$）</li><li>・GDP 購買力平価（PPP）による米ドル換算額（US\$）</li><li>・インターネット利用率（%）</li></ul>
情報端末整備状況 （公立学校）	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報端末台数（台）</li><li>・情報端末整備率（%）（台数/児童生徒数）</li><li>・1台当たり児童生徒数（台）（児童生徒数/台数）</li><li>・BYOD 実施状況</li></ul>
ネットワーク整備状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校インターネット整備率（%）</li><li>・学校インターネット整備率（回線種別）（%）</li><li>・学校インターネット整備率（回線速度別）（%）</li><li>・学校インターネット整備率 （ワイヤレスブロードバンド接続）（%）</li><li>・無線 LAN 整備状況（%）</li></ul>
クラウド等利用状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・クラウドサービスを利用する学校の割合等</li></ul>
デジタルコンテンツ整備状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校におけるデジタル教材・ソフトウェアの整備状況</li></ul>
ICT 活用状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・教員の ICT 活用指導力の状況</li><li>・児童生徒の情報活用能力の状況</li></ul>

※BYOD とは、個人所有のパソコンやタブレット端末等の情報端末を学校に持ち込み、教育活動に用いることを指す。

※学校インターネット整備率とは、インターネット接続を整備している学校の総数を、学校の総数で除して算出したものを指す。

※クラウドサービスとは、利用者が従来、手元のデジタル端末で利用していたデータやソフトウェアをネットワーク経由で利用者に提供するサービスを指す。

※デジタル教材とは、デジタル教科書や参考資料等の指導用コンテンツや学習ドリル等の学習用副教材を指す。

※ソフトウェアとは、学習管理システム（LMS）等のアプリケーションソフトウェアを指す。

## (2) 教育行政情報

教育行政情報については、各国の中央政府の教育行政、地方政府（州政府）の教育行政、学校の管理運営、学校評価（質保証）及び私学行政を調査した。

主に、各国教育省・地方政府教育所管部門等のウェブサイトを通じて調査した。教育行政制度の調査項目を以下に示す。

分類	調査項目
概観	・ 教育行政制度の概観
国（中央政府）の教育行政	・ 中央の教育行政機関 ・ 中央の役割と権限 ・ 地方との関係
地方（州政府）の教育行政	・ 地方の教育行政機関 ・ 地方の役割と権限 ・ 学校との関係
学校の管理運営	・ 学校の権限 ・ 管理運営組織
学校評価（質保証）	・ 学校評価（質保証）
私学行政	・ 設置状況 ・ 設置認可 ・ 学校運営に対する管理

### (3) 教育財政情報

教育財政情報については、各国の ICT 環境整備に係る費用負担、初等中等教育における費用負担、高等教育における費用負担を調査した。

教育行政制度と同様に、主に各国教育省・地方政府教育所管部門等のウェブサイトを通じて調査した。教育財政制度の調査項目を以下に示す。

分類	調査項目
概観	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 財政制度の基本構造と財政調整システム</li><li>・ 国（中央政府）による教育費負担</li><li>・ 地方（州政府）による教育費負担</li></ul>
ICT 環境整備に係る費用負担	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報端末の費用負担</li><li>・ 個人用情報端末の学校での利用</li><li>・ 通信費（持ち帰り等）の費用負担</li><li>・ クラウドサービス等の費用負担</li><li>・ その他、家庭の費用負担</li></ul>
初等中等教育における費用負担	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校教育費の負担構造</li><li>・ 情報端末の費用負担</li><li>・ 通信費の費用負担</li><li>・ クラウドサービス等の費用負担</li><li>・ 学校の予算運営上の権限</li><li>・ 私学助成</li><li>・ 就学補助</li></ul>
高等教育における費用負担	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高等教育機関と国との関係</li><li>・ 高等教育費の負担構造</li><li>・ 高等教育機関の予算運営上の権限</li><li>・ 私学助成</li></ul>

#### (4) ICT 整備・管理・活用方法の実態

ICT 整備・管理・活用方法の実態については、各国の学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方、ICT 環境整備・活用の改善方策、児童生徒による適切な ICT 端末の利用の在り方及びその他デジタル化推進政策や学校 ICT 環境整備等を巡る諸課題を調査した。

教育行政制度・教育財政制度と同様に、主に主に各国教育省・地方政府教育所管部門等のウェブサイトを通じて調査した。

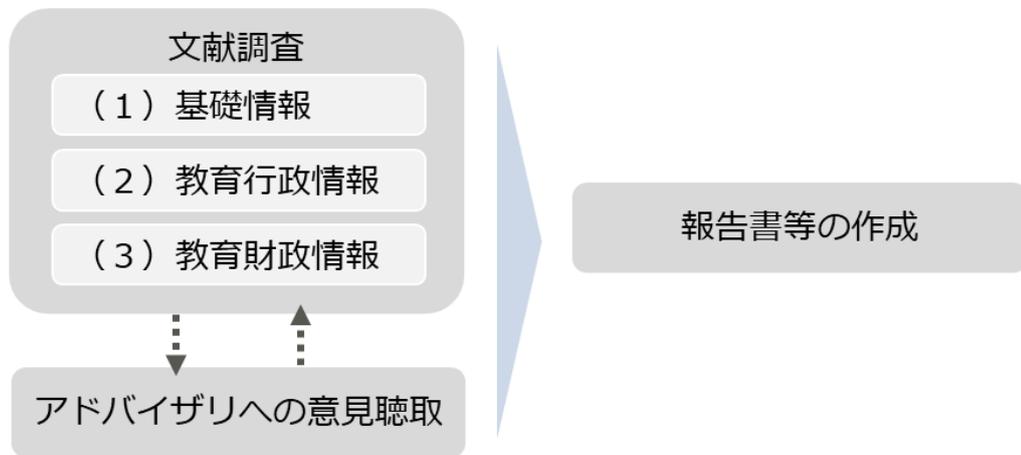
分類	調査項目
学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における ICT 環境を持続可能な形で、安定的に整備していくための基本方針</li> <li>・通信ネットワーク整備やその管理の在り方</li> <li>・学校における ICT 端末を用いた学校教育を展開するにあたっての人的な支援体制</li> <li>・国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」</li> </ul>
各国の学校における ICT 環境整備・活用の改善方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT 環境整備及び活用の効果測定方法と PDCA の回し方</li> </ul>
児童生徒による適切な ICT 端末の利用の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校において使用する際の取り扱い（学校内利用）</li> <li>・家庭への持ち帰りなど学校外での取り扱い（学校外利用）</li> </ul>
その他 (デジタル化推進政策や学校 ICT 環境整備等を巡る諸課題)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の健康保持の観点から留意すべき事項</li> <li>・携行可能な ICT 端末を前提とした破損・紛失時の責任所在／保証の考え方</li> <li>・1人1台端末が実現した後に生じる新たな課題への対応</li> </ul>

## 4 調査の全体像

本調査研究では、諸外国の（１）基礎情報、（２）教育行政情報、（３）教育財政制度について情報収集を行い、報告書等の作成を行った。

なお、情報収集にあたっては、文献調査と、諸外国における教育の情報化に係る専門的な立場からの意見を取り入れるため、アドバイザーからの意見聴取を行った。

図表 5 本調査研究の全体像



### 1 シンガポールの基礎情報



OECD が 2018 年に実施した「生徒の学習到達度調査 (PISA)」のデータによると、情報端末整備率（高等学校における情報端末台数÷児童生徒数）は 107% となっており、日本に比べはるかに高い。また、情報端末 1 台当たり児童生徒数も 2012 年時点で 2.2 人/台となっており、早い段階で児童生徒に対する情報端末の普及が進められている。

学校における、中学 3 年相当の学年でのデジタル教材・ソフトウェア整備状況はそれぞれ 93.7%、97.1%、教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合は 75.8%となっており、諸外国と比べても学校におけるデジタルコンテンツ整備状況及び活用状況は高い水準にある。

シンガポールにおける基本情報と、ICT 環境整備・活用状況に関するデータについて、次に示す。

図表 6 シンガポールにおける基本情報

項目	シンガポール		【参考】日本	
	データ	データ年	データ	データ年
人口	570 万人	2019	1 億 2580 万人	2020
面積	709 km <sup>2</sup>	2018	377,976 km <sup>2</sup>	2020
GDP	372,062,53 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,081,769,54 万 <sup>ドル</sup>	2019
GDP 購買力平価 (PPP) による 米ドル換算額	579,762,51 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,504,330,91 万 <sup>ドル</sup>	2019
インターネット利用率	89%	2019	85%	2019

出典：世界銀行データベース

- ・世界銀行データベースとは、世界各国の開発目標の策定・モニタリングに資する信頼性の高い定性的・定量的なデータを提供することを目的として、加盟国各国が公表する統計データを集約したデータベースである
- ・なお、人口は United Nations Population Division. World Population Prospects:2019 Revision、Census reports and other statistical publications from national statistical offices、Eurostat: Demographic Statistics、United Nations Statistical Division. Population and Vital Statistics Report、U.S. Census Bureau: International Database 及び Secretariat of the Pacific Community: Statistics and Demography Programme.のデータを元に行っている
- ・面積は Food and Agriculture Organization のデータに基づく
- ・GDP は World Bank national accounts data 及び OECD National Accounts data files のデータに基づく
- ・インターネット利用率は International Telecommunication Union ( ITU ) World Telecommunication/ICT Indicators Database のデータに基づく

(世界銀行データベースに収録される各データの報告期間は、暦年ベース (calendar year) のデータが大部分であるが、一部では会計年度ベース (fiscal year) となっている場合がある。そのため、使用にあたってはデータの対象期間が異なる場合があることに留意が必要である)

図表 7 シンガポールにおける ICT 環境整備・活用状況に関するデータ

カテゴリ	項目	種別	シンガポール		【参考】日本	
			データ	データ年	データ	データ年
情報端末整備	情報端末整備率 (台数/児童生徒数)	高等学校相当	107%	2018	24.1%	2020
	1 台当たり児童生徒数 (児童生徒数/台数)	中学 3 年相当	2 人/台	2012	5.5 人/台	2020
デジタルコンテンツ整備状況	学校におけるデジタル教材・ソフトウェアの整備状況	中学 3 年相当	デジタル教材： 93.7% ソフトウェア： 97.1%	2018	デジタル教材：27.2% ソフトウェア：39.7%	2018
ICT 活用状況	教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合	中学 3 年相当	75.8%	2018	27.3%	2018
	学校の勉強のためにインターネット上のサイトを毎日、もしくはほぼ毎日見る生徒の割合	中学 3 年相当	31.8%	2018	6.0%	2018

出典：

- ・シンガポールの情報端末整備状況は OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA) 2012、2018。
- ・OECD 生徒学習到達度調査とは、経済開発協力機構 (OECD) が加盟国各国の一部学校・学年 (日本では高等学校 1 年) を対象として実施しているものであり、義務教育修了段階 (15 歳) 時点で、児童生徒が習得した知識・技能の活用能力を測る調査である。2000 年から 3 年毎に実施している
- ・デジタル教材・ソフトウェア整備状況は OECD PISA 2018 調査。
- ・日本の情報端末整備状況、ネットワーク整備状況は文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」
- ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査は、初等中等教育における教育情報化 (学校における ICT 環境の整備状況、教員の ICT 活用指導力) の実態把握のために文部科学省が毎年実施している
- ・デジタルコンテンツ整備状況と ICT 活用状況は OECD PISA 2018 調査。

## 韓国の基礎情報



韓国教育学学術情報院（KERIS）が 2019 年に発表した白書のデータによると、情報端末 1 台当たり児童生徒数は、小学校で 3.2 人/台、中学校で 3.0 人/台、高等学校で 2.42 人/台となっており、日本に比べ児童生徒への情報端末整備が進んでいる傾向が見られる。

学校における、中学 3 年相当の学年でのデジタル整備状況・ソフトウェア整備状況はいずれも 60%以上、教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した割合は 83.2%となっており、ICT を活用した教育も進められている。

韓国における基本情報と、ICT 環境整備・活用状況に関するデータについて、以下に示す。

図表 8 韓国における基本情報

項目	韓国		【参考】日本	
	データ	データ年	データ	データ年
人口	5170 万人	2019	1 億 2580 万人	2020
面積	97,489 km <sup>2</sup>	2018	377,976 km <sup>2</sup>	2020
GDP	1,646,739,22 万ドル	2019	5,081,769,54 万ドル	2019
GDP 購買力平価 (PPP) による米ドル換算額	2,275,781,08 万ドル	2019	5,504,330,91 万ドル	2019
インターネット利用率	96%	2019	85%	2019

出典：世界銀行データベース

- ・世界銀行データベースとは、世界各国の開発目標の策定・モニタリングに資する信頼性の高い定性的・定量的なデータを提供することを目的として、加盟国各国が公表する統計データを集約したデータベースである
- ・なお、人口は United Nations Population Division. World Population Prospects:2019 Revision、Census reports and other statistical publications from national statistical offices、Eurostat: Demographic Statistics、United Nations Statistical Division. Population and Vital Statistics Report、U.S. Census Bureau: International Database 及び Secretariat of the Pacific Community: Statistics and Demography Programme のデータを元にしている
- ・面積は Food and Agriculture Organization のデータに基づく
- ・GDP は World Bank national accounts data 及び OECD National Accounts data files のデータに基づく
- ・インターネット利用率は International Telecommunication Union (ITU) World Telecommunication/ICT Indicators Database のデータに基づく

(世界銀行データベースに収録される各データの報告期間は、暦年ベース (calendar year) のデータが大部分であるが、一部では会計年度ベース (fiscal year) となっている場合がある。そのため、使用にあたってはデータの対象期間が異なる場合があることに留意が必要である)

図表 9 韓国における ICT 環境整備・活用状況に関するデータ (1/2)

カテゴリ	項目	種別	韓国		【参考】日本	
			データ	データ年	データ	データ年
情報端末整備状況	情報端末台数	小学校	852,023 台	2019	1,137,840 台	2020
		中学校	438,971 台	2019	618,767 台	2020
		高等学校	583,037 台	2019	526,616 台	2020
	情報端末整備率 (台数/児童生徒数)	中学 3 年生相当	40.0%	2018	20.90%	2020
	1 台当たり児童生徒数 (児童生徒数/台数)	小学当	3.2 人/台	2019	5.5 人/台	2020
		中学校	3.0 人/台	2019	4.8 人/台	2020
高等学校		2.42 人/台	2018	4.1 人/台	2020	
児童生徒のパソコンが持ち込まれている学校の割合	中学校	16%	2018	—	—	
ネットワーク整備状況	100Mbps 以上のインターネット回線につながっている学校の割合	小学校	69.5%	2015	77.6%	2020
		中学校	73.5%	2015	77.4%	2020
		高等学校	80.7%	2015	88.7%	2020
	Wi-Fi につながっている教室の割合	小学校	11.3%	2015	—	—
		中学校	16.4%	2015	—	—
		高等学校	15.7%	2015	—	—
デジタルコンテンツ整備状況	学校におけるデジタル教材・ソフトウェアの整備状況	中学 3 年相当	デジタル教材 : 65.9% ソフトウェア : 69.7%	2018	デジタル教材 : 27.2% ソフトウェア : 39.7%	2018

図表 10 韓国における ICT 環境整備・活用状況に関するデータ (2/2)

カテゴリ	項目	種別	韓国		【参考】日本	
			データ	データ年	データ	データ年
ICT 活用状況	教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合	中学 3 年相当	83.2%	2018	27.3%	2018
	学校の勉強のためにインターネット上のサイトを毎日、もしくはほぼ毎日見る生徒の割合	中学 3 年相当	18.3%	2018	6.0%	2018

出典：

- ・韓国の情報端末整備状況は韓国教育学術情報院（KERIS）の「WHITE PAPER ON ICT IN EDUCATION KOREA」（2019）、OECD 生徒の学習到達度調査（PISA）2018 調査、ICILS2018 調査。
- ・「WHITE PAPER ON ICT IN EDUCATION KOREA」とは韓国教育学術情報院（KERIS）が初等中等教育、高等教育、教育行政管理の ICT 整備状況や活用状況について毎年調査・公表している白書である。
- ・OECD 生徒学習到達度調査とは、経済開発協力機構（OECD）が加盟国各国の一部学校・学年（日本では高等学校 1 年）を対象として実施しているものであり、義務教育修了段階（15 歳）時点で、児童生徒が習得した知識・技能の活用能力を測る調査である。2000 年から 3 年毎に実施している
- ・ICILS2018 とは、国際教育到達度評価学会（IEA）が実施している中学校 2 年生相当の児童生徒を対象としたコンピュータ・情報リテラシー調査である。2018 年調査にはチリ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、カザフスタン、大韓民国、ルクセンブルグ、ポルトガル、ロシア連邦（モスクワ）、ウルグアイ及び米国が参加している
- ・ネットワーク整備状況は韓国教育学術情報院（KERIS）（White Paper2015）。
- ・デジタル教材・ソフトウェア整備状況は OECD PISA 2018 調査。
- ・日本の情報端末整備状況、ネットワーク整備状況は文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」
- ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査は、初等中等教育における教育情報化（学校における ICT 環境の整備状況、教員の ICT 活用指導力）の実態把握のために文部科学省が毎年実施している
- ・デジタルコンテンツ整備状況と ICT 活用状況は OECD PISA 2018 調査。

## 中国の基礎情報



中国では国全体の詳細なデータが乏しいため、北京市、上海市、江蘇省及び浙江省に関する状況を示す。OECD が 2018 年に実施した「生徒の学習到達度調査 (PISA)」のデータによると、北京市、上海市、江蘇省及び浙江省の 4 地域における中学 3 年相当の学年での情報端末整備率（情報端末台数÷児童生徒数）及び情報端末 1 台当たり児童生徒数はそれぞれ 56.0%、2.2 人/台となっており、児童生徒に対する情報端末の整備が進められていることが分かる。

北京市、上海市、江蘇省及び浙江省の 4 地域では、学校における中学 3 年相当の学年でのデジタル教材・ソフトウェアの整備状況や教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると校長が回答した割合はいずれも高く、ICT を活用した教育が行われている。

中国における基本情報と、ICT 環境整備・活用状況に関するデータについて、以下に示す。

図表 11 中国における基本情報

項目	中国		【参考】日本	
	データ	データ年	データ	データ年
人口	13 億 9771 万人	2019	1 億 2580 万人	2020
面積	9,388,210 km <sup>2</sup>	2018	377,976 km <sup>2</sup>	2020
GDP	14,342,903,01 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,081,769,54 万 <sup>ドル</sup>	2019
GDP 購買力平価 (PPP) による米ドル換算額	23,523,357,66 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,504,330,91 万 <sup>ドル</sup>	2019
インターネット利用率	54%	2019	85%	2019

出典：世界銀行データベース

- 世界銀行データベースとは、世界各国の開発目標の策定・モニタリングに資する信頼性の高い定性的・定量的なデータを提供することを目的として、加盟国各国が公表する統計データを集約したデータベースである
- なお、人口は United Nations Population Division. World Population Prospects:2019 Revision、Census reports and other statistical publications from national statistical offices、Eurostat: Demographic Statistics、United Nations Statistical Division. Population and Vital Statistics Report、U.S. Census Bureau: International Database 及び Secretariat of the Pacific Community: Statistics and Demography Programme のデータを元にしている
- 面積は Food and Agriculture Organization のデータに基づく
- GDP は World Bank national accounts data 及び OECD National Accounts data files のデータに基づく
- インターネット利用率は International Telecommunication Union ( ITU ) World Telecommunication/ICT Indicators Database のデータに基づく

(世界銀行データベースに収録される各データの報告期間は、暦年ベース (calendar year) のデータが大部分であるが、一部では会計年度ベース (fiscal year) となっている場合がある。そのため、使用にあたってはデータの対象期間が異なる場合があることに留意が必要である)

図表 12 中国（北京市、上海市、江蘇省及び浙江省）における  
ICT 環境整備・活用状況に関するデータ

カテゴリ	項目	種別	中国			【参考】日本	
			データ	データ年	備考	データ	データ年
情報端末整備状況	情報端末整備率 (台数/児童生徒数)	中学 3 年相当	56.0%	2018	※北京市、上海市、江蘇省及び浙江省	24.1%	2020
	1 台当たり児童生徒数 (児童生徒数/台数)	中学 3 年相当	2.2 人/台	2012	※上海	5.5 人/台	2020
ネットワーク整備状況	インターネット回線につながっている学校の割合	小学校・中学校相当	99.7%	2020	—	—	—
デジタルコンテンツ整備状況	学校におけるデジタル教材・ソフトウェアの整備状況	中学 3 年相当	デジタル教材： 93.6% ソフトウェア： 79.4%	2018	※北京市、上海市、江蘇省及び浙江省	デジタル教材： 27.2% ソフトウェア： 39.7%	2018
ICT 活用状況	教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合	中学 3 年相当	91.7%	2018	※北京市、上海市、江蘇省及び浙江省	27.3%	2018

出典：

- ・中国の情報端末整備状況は OECD 生徒の学習到達度調査（PISA）2015、2018。
- ・OECD 生徒学習到達度調査とは、経済開発協力機構（OECD）が加盟国各国の一部学校・学年（日本では高等学校 1 年）を対象として実施しているものであり、義務教育修了段階（15 歳）時点で、児童生徒が習得した知識・技能の活用能力を測る調査である。2000 年から 3 年毎に実施している
- ・ネットワーク整備状況は 2020 年 11 月に中国教育省がウェブサイトで公開したプレスリリース「MOE to further promote internet connectivity in schools nationwide」を参照している  
([http://en.moe.gov.cn/news/press\\_releases/202011/t20201119\\_500862.html](http://en.moe.gov.cn/news/press_releases/202011/t20201119_500862.html))
- ・デジタルコンテンツ整備状況・活用状況は OECD PISA 2018 調査。
- ・日本の情報端末整備状況、ネットワーク整備状況は文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」
- ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査は、初等中等教育における教育情報化（学校における ICT 環境の整備状況、教員の ICT 活用指導力）の実態把握のために文部科学省が毎年実施している
- ・デジタルコンテンツ整備状況と ICT 活用状況は OECD PISA 2018 調査。

## オーストラリアの基礎情報



オーストラリアについては国全体の詳細なデータが乏しいため、一部ビクトリア州に関する状況を示す。ビクトリア州が2020年2月に実施した調査によると、ビクトリア州における情報端末1台当たり児童生徒数は、小学校相当で1.2人/台、中学校相当で0.91人/台と、義務教育段階における1人1台環境をほぼ実現している。BYODを実施している学校の割合は64%であり、児童生徒の端末を利用した教育も進められている。学校におけるデジタル教材・ソフトウェアの整備状況は76.8%、92.6%と日本に比べはるかに高い。教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合も83.2%となっており、ICTを活用した教育が積極的に行われている。

オーストラリアにおける基本情報と、ICT環境整備・活用状況に関するデータについて、以下に示す。

図表 13 オーストラリアにおける基本情報

項目	オーストラリア		【参考】日本	
	データ	データ年	データ	データ年
人口	2536 万人	2019	1 億 2580 万人	2020
面積	7,692,020 km <sup>2</sup>	2018	377,976 km <sup>2</sup>	2020
GDP	1,396,567,01 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,081,769,54 万 <sup>ドル</sup>	2019
GDP 購買力平価 (PPP) による米ドル換算額	1,353,982,70 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,504,330,91 万 <sup>ドル</sup>	2019
インターネット利用率	87%	2019	85%	2019

出典：世界銀行データベース

- ・世界銀行データベースとは、世界各国の開発目標の策定・モニタリングに資する信頼性の高い定性的・定量的なデータを提供することを目的として、加盟国各国が公表する統計データを集約したデータベースである
  - ・なお、人口は United Nations Population Division. World Population Prospects:2019 Revision、Census reports and other statistical publications from national statistical offices、Eurostat: Demographic Statistics、United Nations Statistical Division. Population and Vital Statistics Report、U.S. Census Bureau: International Database 及び Secretariat of the Pacific Community: Statistics and Demography Programme.のデータを元にしている
  - ・面積は Food and Agriculture Organization のデータに基づく
  - ・GDP は World Bank national accounts data 及び OECD National Accounts data files のデータに基づく
  - ・インターネット利用率は International Telecommunication Union ( ITU ) World Telecommunication/ICT Indicators Database のデータに基づく
- (世界銀行データベースに収録される各データの報告期間は、暦年ベース (calendar year) のデータが大部分であるが、一部では会計年度ベース (fiscal year) となっている場合がある。そのため、使用にあたってはデータの対象期間が異なる場合があることに留意が必要である)

図表 14 オーストラリア（ビクトリア州）における  
ICT 環境整備・活用状況に関するデータ（1/2）

カテゴリ	項目	種別	オーストラリア			【参考】日本	
			データ	データ年	備考	データ	データ年
情報端末整備状況	情報端末台数	義務教育段階	706,805 台	2020	※ビクトリア州	1,756,607 台	2020
	情報端末整備率 (台数/児童生徒数)	小学校相当	119%	2020	※ビクトリア州	18.10%	2020
		中学校相当	93%	2020	※ビクトリア州	20.90%	2020
	1 台当たり児童生徒数 (児童生徒数/台数)	小学校相当	1.2 人/台	2020	※ビクトリア州	5.5 人/台	2020
		中学校相当	0.91 人/台	2020	※ビクトリア州	4.8 人/台	2020
BYOD を実施している学校の割合	中等教育相当	64.4%	2015	※ビクトリア州	—	—	
ネットワーク整備状況	LANにつながっている学校の割合	中学校相当	100.0%	2013	—	—	—
デジタルコンテンツ整備状況	学校におけるデジタル教材・ソフトウェアの整備状況	中学3年相当	デジタル教材：76.8% ソフトウェア：92.6%	2018	—	デジタル教材：27.2% ソフトウェア：39.7%	2018

**図表 15 オーストラリア（ビクトリア州）における  
ICT 環境整備・活用状況に関するデータ（2/2）**

カテゴリー	項目	種別	オーストラリア			【参考】日本	
			データ	データ年	備考	データ	データ年
ICT 活用状況	教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合	中学3年相当	83.2%	2018	—	27.3%	2018
	学校の勉強のためにインターネット上のサイトを毎日、もしくはほぼ毎日見る生徒の割合	中学3年相当	18.3%	2018	—	6.0%	2018
出典： ・情報端末整備状況はビクトリア州 2020 年 2 月調査（Computers in Victorian Government Schools、Australian Council for Computers in Education(ACCE)、Australian Educational Computing Vol 30 No 2 (2015)） ・デジタル教材・ソフトウェア整備状況は OECD 生徒学習到達度調査 2018 ・OECD 生徒学習到達度調査とは、経済開発協力機構（OECD）が加盟国各国の一部学校・学年（日本では高等学校 1 年）を対象として実施しているものであり、義務教育修了段階（15 歳）時点で、児童生徒が習得した知識・技能の活用能力を測る調査である。2000 年から 3 年毎に実施している ・日本の情報端末整備状況、ネットワーク整備状況は文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」 ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査は、初等中等教育における教育情報化（学校における ICT 環境の整備状況、教員の ICT 活用指導力）の実態把握のために文部科学省が毎年実施している ・デジタルコンテンツ整備状況と ICT 活用状況は OECD PISA 2018 調査							

## 米国の基礎情報



OECD が 2018 年に実施した「生徒の学習到達度調査 (PISA)」のデータによると、情報端末整備率（中学校 3 年相当の学年における情報端末台数÷児童生徒数）は 141.0%、1 台あたり児童生徒数は中学校相当で 2 人/台となっており、児童生徒に対する情報端末の整備が進んでいる。また、生徒一人当たり 100kbps<sup>1</sup> の光回線につながっている学区の割合は 99.2%と、ほぼすべての学区で ICT 活用に向けた環境整備が進んでいる。

学校におけるデジタル教材・ソフトウェア整備状況並びに、教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合は、いずれも日本に比べてはるかに高く、ICT を活用した教育が積極的に行われている。

米国における基本情報と、ICT 環境整備・活用状況に関するデータについて、次に示す。

---

<sup>1</sup> 連邦通信委員会 (FCC) では 2018 年に児童生徒 1 人当たりのインターネットアクセス速度の水準を 1Mbps に引き上げている。Education SUPERHIGHWAY 「2019 State of the States」  
(<https://3x4u3i1w2onf4vhj418itzm1-wpengine.netdna-ssl.com/wp-content/uploads/2019-State-of-the-States-Full-Report-EducationSuperHighway.pdf>)

図表 16 米国における基本情報

項目	米国		【参考】日本	
	データ	データ年	データ	データ年
人口	3億2823万人	2019	1億2580万人	2020
面積	9,147,420 km <sup>2</sup>	2018	377,976 km <sup>2</sup>	2020
GDP	21,433,226,00 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,081,769,54 万 <sup>ドル</sup>	2019
GDP 購買力平価 (PPP) による米ドル換算額	21,433,226,00 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,504,330,91 万 <sup>ドル</sup>	2019
インターネット利用率	87%	2019	85%	2019

出典：世界銀行データベース

- ・世界銀行データベースとは、世界各国の開発目標の策定・モニタリングに資する信頼性の高い定性的・定量的なデータを提供することを目的として、加盟国各国が公表する統計データを集約したデータベースである
- ・なお、人口は United Nations Population Division. World Population Prospects:2019 Revision、Census reports and other statistical publications from national statistical offices、Eurostat: Demographic Statistics、United Nations Statistical Division. Population and Vital Statistics Report、U.S. Census Bureau: International Database 及び Secretariat of the Pacific Community: Statistics and Demography Programme.のデータを元にしている
- ・面積は Food and Agriculture Organization のデータに基づく
- ・GDP は World Bank national accounts data 及び OECD National Accounts data files のデータに基づく
- ・インターネット利用率は International Telecommunication Union ( ITU ) World Telecommunication/ICT Indicators Database のデータに基づく

(世界銀行データベースに収録される各データの報告期間は、暦年ベース (calendar year) のデータが大部分であるが、一部では会計年度ベース (fiscal year) となっている場合がある。そのため、使用にあたってはデータの対象期間が異なる場合があることに留意が必要である)

図表 17 米国における ICT 環境整備・活用状況に関するデータ (1/2)

カテゴリ	項目	種別	米国			【参考】日本	
			データ	データ年	備考	データ	データ年
情報端末整備状況	情報端末整備率 (台数/児童生徒数)	中学3年相当	141.0%	2018	公立学校	24.1%	2020
	1台当たり児童生徒数 (児童生徒数/台数)	中学校相当	2人/台	2018	—	4.8人/台	2020
	児童生徒のパソコンが 持ち込まれている 学校の割合	中学校相当	46%	2018	—	—	—
	Wi-Fiが整備されている 学校に属する児童生徒の 割合	小学校相当	54%	2015	—	—	—
		中学校相当	65%	2015	—	—	—
		高等学校相当	78%	2015	—	—	—
光回線につながっている 学区の割合 (児童生徒一人当たり 100kbps)	義務教育段階	99.2%	2019	—	—	—	
クラウド等 利用状況	クラウドのソフトウェア (SaaS)を利用している 学区の割合	初等中等教育相 当	88%	2017	—	—	—
デジタル コン テン ツ 整備 状況	学校におけるデジタル教 材・ソフトウェアの 整備状況	中学3年相当	デジタル 教材： 78.3% ソフト ウェア： 86.7%	2018	—	デジタル 教材： 27.2% ソフト ウェア： 39.7%	2018

図表 18 米国における ICT 環境整備・活用状況に関するデータ (2/2)

カテゴリ	項目	種別	米国			【参考】日本	
			データ	データ年	備考	データ	データ年
ICT 活用状況	教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合	中学3年相当	73.6%	2018	—	27.3%	2018
	学校の勉強のためにインターネット上のサイトを毎日、もしくはほぼ毎日見る生徒の割合	中学3年相当	36.8%	2018	—	6.0%	2018

出典：

- ・米国の情報端末整備状況は OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA) 2018、ICILS2018、Education SUPERHIGHWAY State of the States2019、Pearson 社 2015 年調査 (Student Mobile Device Survey 2015)。
- ・OECD 生徒学習到達度調査とは、経済開発協力機構 (OECD) が加盟国各国の一部学校・学年 (日本では高等学校 1 年) を対象として実施しているものであり、義務教育修了段階 (15 歳) 時点で、児童生徒が習得した知識・技能の活用能力を測る調査である。2000 年から 3 年毎に実施している
- ・ICILS2018 とは、国際教育到達度評価学会 (IEA) が実施している中学校 2 年生相当の児童生徒を対象としたコンピュータ・情報リテラシー調査である。2018 年調査にはチリ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、カザフスタン、大韓民国、ルクセンブルグ、ポルトガル、ロシア連邦 (モスクワ)、ウルグアイ及び米国が参加している
- ・Education SUPERHIGHWAY State of the States2019 とは、米国の非営利組織 Education SUPERHIGHWAY (全公立学校の教室に高速インターネットに接続するための支援サービスを実施する団体) が 2019 年に実施した米国内の公立学校における情報化実態に関する調査である
- ・Student Mobile Device Survey 2015 とは、Pearson 社が実施した米国の小中高校生が所有するモバイル端末の利用状況に関する調査である
- ・クラウド等利用状況は米国 CoSN 「2018・2019 ANNUAL INFRASTRUCTURE REPORT」
- ・CoSN (学校ネットワークングコンソーシアム) は学校のシステム専門家のための協会であり、米国の幼稚園から高等学校まで教育段階における学校のネットワーク接続・インフラストラクチャに関する調査を実施している
- ・デジタル教材・ソフトウェア整備状況は OECD PISA 2018 調査
- ・日本の情報端末整備状況、ネットワーク整備状況は文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」
- ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査は、初等中等教育における教育情報化 (学校における ICT 環境の整備状況、教員の ICT 活用指導力) の実態把握のために文部科学省が毎年実施している
- ・デジタルコンテンツ整備状況と ICT 活用状況は OECD PISA 2018 調査

## 英国の基礎情報



OECD が 2018 年に実施した「生徒の学習到達度調査 (PISA)」のデータによると、情報端末整備率（中学校 3 年相当の学年における情報端末台数÷児童生徒数）は 153.0%、小学校段階における情報端末 1 台当たり児童生徒数は 3 人/台となっており、日本に比べ児童生徒に対する情報端末の整備が進んでいる。BYOD を実施している割合は、初等教育段階で 9%、中等教育段階で 29%となっており、個人所有端末による BYOD の実施割合は比較的低い傾向にある。

学校におけるデジタル教材・ソフトウェア活用割合や、教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合も日本に比べ高い傾向が見られる。

英国における基本情報と、ICT 環境整備・活用状況に関するデータについて、以下に示す。

図表 19 英国における基本情報

項目	英国		【参考】日本	
	データ	データ年	データ	データ年
人口	6683 万人	2019	1 億 2580 万人	2020
面積	241,930 km <sup>2</sup>	2018	377,976 km <sup>2</sup>	2020
GDP	2,829,108,22 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,081,769,54 万 <sup>ドル</sup>	2019
GDP 購買力平価 (PPP) による米ドル換算額	3,337,149,09 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,504,330,91 万 <sup>ドル</sup>	2019
インターネット利用率	93%	2019	85%	2019

出典：世界銀行データベース

- ・世界銀行データベースとは、世界各国の開発目標の策定・モニタリングに資する信頼性の高い定性的・定量的なデータを提供することを目的として、加盟国各国が公表する統計データを集約したデータベースである
- ・なお、人口は United Nations Population Division. World Population Prospects:2019 Revision、Census reports and other statistical publications from national statistical offices、Eurostat: Demographic Statistics、United Nations Statistical Division. Population and Vital Statistics Report、U.S. Census Bureau: International Database 及び Secretariat of the Pacific Community: Statistics and Demography Programme のデータを元にしてしている
- ・面積は Food and Agriculture Organization のデータに基づく
- ・GDP は World Bank national accounts data 及び OECD National Accounts data files のデータに基づく
- ・インターネット利用率は International Telecommunication Union (ITU) World Telecommunication/ICT Indicators Database のデータに基づく

(世界銀行データベースに収録される各データの報告期間は、暦年ベース (calendar year) のデータが大部分であるが、一部では会計年度ベース (fiscal year) となっている場合がある。そのため、使用にあたってはデータの対象期間が異なる場合があることに留意が必要である)

図表 20 英国における ICT 環境整備・活用状況に関するデータ (1/2)

カテゴリ	項目	種別	英国			日本		
			データ	データ年	備考	データ	データ年	備考
情報端末整備状況	情報端末台数 (台)	小学校相当	1,543,700	2017	—	1,137,840	2020	—
		中学校相当	1,848,400	2018	—	618,767	2020	—
	情報端末整備率 (%) (台数/児童生徒数)	中学 3 年生相当	153.0%	2018	公立	20.90%	2020	中学校相当
	1 台当たり児童生徒数 (台) (児童生徒数/台数)	小学校相当	3 人/台	2018	—	5.5 人/台	2020	—
	BYOD が許可されている学校の割合	小学校相当	9%	2016	—	—	—	—
中学校・高等学校相当		29%	2016	他の英語圏 アイルランド等含む	—	—	—	
ネットワーク整備状況	100Mbps 以上のインターネット回線につながっている学校の割合	小学校相当	5.0%	2018	30-100Mbps : 33% 10-30Mbps : 34%	77.6%	2020	—
	光回線につながっている学校の割合	小学校相当	46%	2018	—	—	—	—
	無線 LAN に整備された学校に属する児童生徒の割合	小学校相当	74%	2018	—	—	—	—
	Wi-Fi につながっている教室の割合	小学校相当	11.3%	2015	—	—	—	—
		中学校相当	16.4%	2015	—	—	—	—
高等学校相当	15.7%	2015	—	—	—	—	—	
クラウド等利用状況	クラウドサービスを利用している学校の割合	小学校相当	36%	2019	—	—	—	—
		中等教育段階相当	58%	2019	—	—	—	—

図表 21 英国における ICT 環境整備・活用状況に関するデータ (2/2)

カテゴリ	項目	種別	英国			日本		
			データ	データ年	備考	データ	データ年	備考
デジタルコンテンツ整備状況	学校におけるデジタル教材・ソフトウェアの整備状況	中学3年相当	デジタル教材： 66.7% ソフトウェア： 80.8%	2018	—	デジタル教材： 27.2% ソフトウェア： 39.7%	2018	—
ICT活用状況	教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合	中学3年相当	72.3%	2018	—	27.3%	2018	—
	学校の勉強のためにインターネット上のサイトを毎日、もしくはほぼ毎日見る生徒の割合	中学3年相当	31.6%	(2018)	—	6.0%	(2018)	—

出典：

- 英国の情報端末整備状況は英国教育事業者協会（BESA）ウェブサイト、OECD 生徒の学習到達度調査（PISA）2018、European Schoolnet2015 調査、欧州委員会 2nd Survey of Schools:ICT in Education、FINANCIAL TIMES。
- 英国教育事業者協会（BESA）とは、英国の教育事業者が運営する非営利の業界団体であり、英国内の教育に関する主要な統計項目についてウェブサイトで公開している（<https://www.besa.org.uk/key-uk-education-statistics/>）
- OECD 生徒学習到達度調査とは、経済開発協力機構（OECD）が加盟国各国の一部学校・学年（日本では高等学校1年）を対象として実施しているものであり、義務教育修了段階（15歳）時点で、児童生徒が習得した知識・技能の活用能力を測る調査である。2000年から3年毎に実施している
- European Schoolnet2015 は、欧州各国教育省の連携組織である欧州学校ネットワーク（EUN）が実施している調査である
- 欧州委員会 2nd Survey of Schools: ICT in Education は、EU の欧州委員会が実施した教育のデジタル化と学習におけるデジタル技術に関する調査である。第2回調査では、学校における ICT の進捗状況に関するベンチマーク及び高度化された ICT モデルに関する調査を実施した
- FINANCIAL TIMES(2016年5月4日記事) (<https://www.ft.com/content/c51f9ee0-f744-11e5-96db-fc683b5e52db>) の中で、RM Education がイギリスの初等・中等教育段階の学校を対象に実施した BYOD の実施有無に関する調査結果が掲載されている。RM Education の調査結果自体はアクセス不可のため、孫引きの形で掲載していることに留意すること
- ネットワーク整備状況は欧州委員会 2nd Survey of Schools:ICT in Education
- クラウド等利用状況は BESA 調査
- デジタル教材・ソフトウェア整備状況は OECD PISA 2018 調査
- 日本の情報端末整備状況、ネットワーク整備状況は文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」
- 学校における教育の情報化の実態等に関する調査は、初等中等教育における教育情報化（学校における ICT 環境の整備状況、教員の ICT 活用指導力）の実態把握のために文部科学省が毎年実施している
- デジタルコンテンツ整備状況と ICT 活用状況は OECD PISA 2018 調査

## エストニアの基礎情報



欧州委員会が 2013 年に実施した「2nd Survey of Schools : ICT in Education」のデータによると、情報端末 1 台当たり児童生徒数は 2013 年時点で小学校相当で 5 人/台、中学校相当で 4 人/台、高等学校相当で 5 人/台となっており、2020 年時点の日本の整備状況（小学校相当 5.5 人/台、中学校相当 4.8 人/台、高等学校相当 4.1 人/台）と同程度の割合である。エストニアでは、早い時期より児童生徒に対する情報端末の普及が進められていたことが分かる。また、学校で BYOD が許可されている割合は 86%となっており、多くの学校で児童生徒の端末を利用した教育が進められている。

学校におけるデジタル教材・ソフトウェアの整備状況については、それぞれ 64.4%、82.0%となっており、学校における ICT 整備も積極的に進められている。

エストニアにおける基本情報と、ICT 環境整備・活用状況に関するデータについて、以下に示す。

図表 22 エストニアにおける基本情報

項目	エストニア		【参考】日本	
	データ	データ年	データ	データ年
人口	1326 万人	2019	1 億 2580 万人	2020
面積	43,470 km <sup>2</sup>	2018	377,976 km <sup>2</sup>	2020
GDP	31,471,10 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,081,769,54 万 <sup>ドル</sup>	2019
GDP 購買力平価 (PPP) による米ドル換算額	53,045,34 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,504,330,91 万 <sup>ドル</sup>	2019
インターネット利用率	90%	2019	85%	2019

出典：世界銀行データベース

- ・世界銀行データベースとは、世界各国の開発目標の策定・モニタリングに資する信頼性の高い定性的・定量的なデータを提供することを目的として、加盟国各国が公表する統計データを集約したデータベースである
  - ・なお、人口は United Nations Population Division. World Population Prospects:2019 Revision、Census reports and other statistical publications from national statistical offices、Eurostat: Demographic Statistics、United Nations Statistical Division. Population and Vital Statistics Report、U.S. Census Bureau: International Database 及び Secretariat of the Pacific Community: Statistics and Demography Programme のデータを元にしてしている
  - ・面積は Food and Agriculture Organization のデータに基づく
  - ・GDP は World Bank national accounts data 及び OECD National Accounts data files のデータに基づく
  - ・インターネット利用率は International Telecommunication Union ( ITU ) World Telecommunication/ICT Indicators Database のデータに基づく
- (世界銀行データベースに収録される各データの報告期間は、暦年ベース (calendar year) のデータが大部分であるが、一部では会計年度ベース (fiscal year) となっている場合がある。そのため、使用にあたってはデータの対象期間が異なる場合があることに留意が必要である)

図表 23 エストニアにおける ICT 環境整備・活用状況に関するデータ (1/2)

カテゴリ	項目	種別	エストニア			【参考】日本	
			データ	データ年	備考	データ	データ年
情報端末整備状況	情報端末整備率 (台数/児童生徒数)	高等学校相当	109.0%	2018	公立学校	24.1%	2020
	1台当たり児童生徒数 (児童生徒数/台数)	小学校相当	5人/台	2013	—	5.5人/台	2020
		中学校相当	4人/台	2013	—	4.8人/台	2020
		高等学校相当	5人/台	2013	—	4.1人/台	2020
BYOD が許可されている学校の割合	中学校相当	86%	2015	—	—	—	
ネットワーク整備状況	100Mbps 以上のインターネット回線につながっている学校の割合	小学校相当	55.0%	2018	—	77.6%	2020
		中学校相当	58.0%	2018	—	77.4%	2020
		高等学校相当	70.0%	2018	—	88.7%	2020
	光回線につながっている学校の割合	小学校相当	50%	2018	—	—	—
		中学校相当	53%	2018	—	—	—
	無線 LAN に整備された学校に属する児童生徒の割合	小学校相当	78%	2018	—	—	—
中学校相当		78%	2018	—	—	—	
高等学校相当	91%	2018	—	—	—	—	
	クラウド等利用状況	ネットワークが外部サービス事業者もしくはクラウドで提供されている学校の割合	中学校相当	44%	2015	—	—
デジタルコンテンツ整備状況	学校におけるデジタル教材・ソフトウェアの整備状況	中学3年相当	デジタル教材： 64.4% ソフトウェア： 82.0%	2018	—	デジタル教材： 27.2% ソフトウェア： 39.7%	2018

図表 24 エストニアにおける ICT 環境整備・活用状況に関するデータ (2/2)

カテゴリー	項目	種別	エストニア			【参考】日本	
			データ	データ年	備考	データ	データ年
ICT 活用状況	教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合	中学 3 年相当	63.6%	2018	—	27.3%	2018
	学校の勉強のためにインターネット上のサイトを毎日、もしくはほぼ毎日見る生徒の割合	中学 3 年相当	23.8%	(2018)	—	6.0%	(2018)

出典：

- ・エストニアの情報端末整備状況は OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA) 2018、European Schoolnet2015 調査、欧州委員会 2nd Survey of Schools:ICT in Education
- ・OECD 生徒学習到達度調査とは、経済開発協力機構 (OECD) が加盟国各国の一部学校・学年 (日本では高等学校 1 年) を対象として実施しているものであり、義務教育修了段階 (15 歳) 時点で、児童生徒が習得した知識・技能の活用能力を測る調査である。2000 年から 3 年毎に実施している
- ・European Schoolnet2015 は、欧州各国教育省の連携組織である欧州学校ネットワーク (EUN) が実施している調査である
- ・欧州委員会 2nd Survey of Schools: ICT in Education は、EU の欧州委員会が実施した教育のデジタル化と学習におけるデジタル技術に関する調査である。第 2 回調査では、学校における ICT の進捗状況に関するベンチマーク及び高度化された ICT モデルに関する調査を実施した
- ・ネットワーク整備状況は欧州委員会 2nd Survey of Schools:ICT in Education
- ・クラウド等利用状況は European Schoolnet2015 調査
- ・デジタル教材・ソフトウェア整備状況は OECD PISA 2018 調査
- ・日本の情報端末整備状況、ネットワーク整備状況は文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」
- ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査は、初等中等教育における教育情報化 (学校における ICT 環境の整備状況、教員の ICT 活用指導力) の実態把握のために文部科学省が毎年実施している
- ・デジタルコンテンツ整備状況と ICT 活用状況は OECD PISA 2018 調査

## デンマークの基礎情報



欧州委員会 2nd Survey of Schools: ICT in Education によると、2018 年時点での小学校相当における情報端末 1 台当たり児童生徒数は 1 人/台となっており、1 人 1 台環境を実現している。中学校、高等学校相当では 6 人/台、9 人/台と日本と比べて情報端末整備状況は低い、全ての中学校で BYOD が許可されており、児童生徒の端末を積極的に活用した教育が行われている。

学校におけるネットワーク整備も進められており、100Mbps 以上のインターネット回線につながっている学校の割合、光回線につながっている学校の割合、無線 LAN 整備率いずれも高い傾向が見られる。

学校における、中学 3 年相当の学年でのデジタル教材・ソフトウェアの整備状況、教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合はいずれも 80% 近く、日本と比べてはるかに高い。

デンマークにおける基本情報と、ICT 環境整備・活用状況に関するデータについて、以下に示す。

図表 25 デンマークにおける基本情報

項目	デンマーク		【参考】日本	
	データ	データ年	データ	データ年
人口	581 万人	2019	1 億 2580 万人	2020
面積	41,990 km <sup>2</sup>	2018	377,976 km <sup>2</sup>	2020
GDP	350,104,33 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,081,769,54 万 <sup>ドル</sup>	2019
GDP 購買力平価 (PPP) による米ドル換算額	361,273,46 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,504,330,91 万 <sup>ドル</sup>	2019
インターネット利用率	98%	2019	85%	2019

出典：世界銀行データベース

- 世界銀行データベースとは、世界各国の開発目標の策定・モニタリングに資する信頼性の高い定性的・定量的なデータを提供することを目的として、加盟国各国が公表する統計データを集約したデータベースである
- なお、人口は United Nations Population Division. World Population Prospects:2019 Revision、Census reports and other statistical publications from national statistical offices、Eurostat: Demographic Statistics、United Nations Statistical Division. Population and Vital Statistics Report、U.S. Census Bureau: International Database 及び Secretariat of the Pacific Community: Statistics and Demography Programme のデータを元にしている
- 面積は Food and Agriculture Organization のデータに基づく
- GDP は World Bank national accounts data 及び OECD National Accounts data files のデータに基づく
- インターネット利用率は International Telecommunication Union ( ITU ) World Telecommunication/ICT Indicators Database のデータに基づく

(世界銀行データベースに収録される各データの報告期間は、暦年ベース (calendar year) のデータが大部分である)

が、一部では会計年度ベース（fiscal year）となっている場合がある。そのため、使用にあたってはデータの対象期間が異なる場合があることに留意が必要である）

**図表 26 デンマークにおける ICT 環境整備・活用状況に関するデータ（1/2）**

カテゴリ	項目	種別	デンマーク		【参考】日本	
			データ	データ年	データ	データ年
情報端末整備状況	情報端末整備率 (台数/児童生徒数)	高等学校相当	91.0%	2018	24.1%	2020
	1台当たり児童生徒数 (人) (児童生徒数/台数)	小学校相当	1人/台	2018	5.5人/台	2020
		中学校相当	6人/台	2018	4.8人/台	2020
		高等学校相当	9人/台	2018	4.1人/台	2020
	BYODが許可されている学校の割合	中学校相当	100%	2015	—	—
ネットワーク整備状況	100Mbps以上のインターネット回線につながっている学校の割合	小学校相当	70.0%	—	77.6%	2020
		中学校相当	74.0%	2018	77.4%	2020
		高等学校相当	90.0%	2018	88.7%	2020
	光回線につながっている学校の割合	小学校相当	83%	2018	—	—
		中学校相当	85%	2018	—	—
		高等学校相当	92%	2018	—	—
	無線LANに整備された学校に属する児童生徒の割合	小学校相当	75%	2018	—	—
中学校相当		74%	2018	—	—	
高等学校相当		81%	2018	—	—	
クラウド等利用状況	ネットワークが外部サービス事業者もしくはクラウドで提供されている学校の割合	中学校相当	39%	2015	—	—
デジタルコンテンツ整備状況	学校におけるデジタル教材・ソフトウェアの整備状況	中学3年相当	デジタル教材： 76.0% ソフトウェア： 83.5%	2018	デジタル教材：27.2% ソフトウェア：39.7%	2018

図表 27 デンマークにおける ICT 環境整備・活用状況に関するデータ (2/2)

カテゴリー	項目	種別	デンマーク		【参考】日本	
			データ	データ年	データ	データ年
ICT 活用状況	教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合	中学 3 年相当	80.2%	2018	27.3%	2018
	学校の勉強のためにインターネット上のサイトを毎日、もしくはほぼ毎日見る生徒の割合	中学 3 年相当	44.1%	2018	6.0%	2018

出典：

- ・デンマークの情報端末整備状況は OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA) 2018、European Schoolnet2015 調査、欧州委員会 2nd Survey of Schools: ICT in Education
- ・OECD 生徒学習到達度調査とは、経済開発協力機構 (OECD) が加盟国各国の一部学校・学年 (日本では高等学校 1 年) を対象として実施している、義務教育修了段階 (15 歳) 時点で、児童生徒が習得した知識・技能の活用能力を測る調査である。2000 年から 3 年毎に実施している
- ・European Schoolnet2015 は、欧州各国教育省の連携組織である欧州学校ネットワーク (EUN) が実施している調査である
- ・欧州委員会 2nd Survey of Schools: ICT in Education は、EU の欧州委員会が実施した教育のデジタル化と学習におけるデジタル技術に関する調査である。第 2 回調査では、学校における ICT の進捗状況に関するベンチマーク及び高度化された ICT モデルに関する調査を実施した
- ・ネットワーク整備状況は欧州委員会 2nd Survey of Schools: ICT in Education
- ・クラウド等利用状況は European Schoolnet2015 調査
- ・デジタル教材・ソフトウェア整備状況は OECD PISA 2018 調査
- ・日本の情報端末整備状況、ネットワーク整備状況は文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」
- ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査は、初等中等教育における教育情報化 (学校における ICT 環境の整備状況、教員の ICT 活用指導力) の実態把握のために文部科学省が毎年実施している
- ・デジタルコンテンツ整備状況と ICT 活用状況は OECD PISA 2018 調査

## ドイツの基礎情報



欧州委員会 2nd Survey of Schools: ICT in Education によると、2018 年時点での情報端末 1 台当たり児童生徒数は、小学校、高等学校相当でそれぞれ 9 人/台、7 人/台となっており、児童生徒に対する情報端末の整備状況は、日本と比べてやや低いことが分かる。一方で、中学校相当における BYOD が許可されている学校の割合は 67%と、児童生徒の端末を活用した教育が進められている。

学校における、中学 3 年相当の学年でのデジタル教材・ソフトウェアの整備状況については、日本よりやや高い割合ではあるものの、調査対象国のうち日本に次いで低く、他の諸外国と比べて ICT 整備状況は遅れていることが分かる。

ドイツにおける基本情報と、ICT 環境整備・活用状況に関するデータについて、以下に示す。

図表 28 ドイツにおける基本情報

項目	ドイツ		【参考】日本	
	データ	データ年	データ	データ年
人口	8313 万人	2019	1 億 2580 万人	2020
面積	349,360 km <sup>2</sup>	2018	377,976 km <sup>2</sup>	2020
GDP	3,861,123,56 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,081,769,54 万 <sup>ドル</sup>	2019
GDP 購買力平価 (PPP) による米ドル換算額	4,782,655,12 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,504,330,91 万 <sup>ドル</sup>	2019
インターネット利用率	88%	2019	85%	2019

出典：世界銀行データベース

- ・世界銀行データベースとは、世界各国の開発目標の策定・モニタリングに資する信頼性の高い定性的・定量的なデータを提供することを目的として、加盟国各国が公表する統計データを集約したデータベースである
- ・なお、人口は United Nations Population Division. World Population Prospects:2019 Revision、Census reports and other statistical publications from national statistical offices、Eurostat: Demographic Statistics、United Nations Statistical Division. Population and Vital Statistics Report、U.S. Census Bureau: International Database 及び Secretariat of the Pacific Community: Statistics and Demography Programme のデータを元にしている
- ・面積は Food and Agriculture Organization のデータに基づく
- ・GDP は World Bank national accounts data 及び OECD National Accounts data files のデータに基づく
- ・インターネット利用率は International Telecommunication Union ( ITU ) World Telecommunication/ICT Indicators Database のデータに基づく

(世界銀行データベースに収録される各データの報告期間は、暦年ベース (calendar year) のデータが大部分であるが、一部では会計年度ベース (fiscal year) となっている場合がある。そのため、使用にあたってはデータの対象期間が異なる場合があることに留意が必要である)

図表 29 ドイツにおける ICT 整備・活用状況に関するデータ (1/2)

カテゴリー	項目	種別	ドイツ			【参考】日本	
			データ	データ年	備考	データ	データ年
情報端末整備状況	情報端末整備率 (台数/児童生徒数)	中学 3 年相当	61.0%	2018	—	24.1%	2020
	1 台当たり児童生徒 (児童生徒数/台数)	小学校相当	9 人/台	2018	—	5.5 人/台	2020
		高等学校相当	7 人/台	2018	—	4.1 人/台	2020
	BYOD が許可されている学校の割合	中学校相当	67%	2015	—	—	—
ネットワーク整備状況	100Mbps 以上のインターネット回線につながっている学校の割合	中学校相当	13.0%	2018	30-100Mbps 37% (2018)	77.4%	2020
		高等学校相当	17.0%	2018	30-100Mbps 57% (2018)	88.7%	2020
	光回線につながっている学校の割合	小学校相当	19%	2018	—	—	—
		中学校相当	23%	2018	—	—	—
		高等学校相当	34%	2018	—	—	—
	無線 LAN に整備された学校に属する児童生徒の割合	中学校相当	41%	2018	—	—	—
高等学校相当		50%	2018	—	—	—	
クラウド等利用状況	ネットワークが外部サービス事業者もしくはクラウドで提供されている学校の割合	中学校相当	42%	2015	—	—	—
デジタルコンテンツ整備状況	学校におけるデジタル教材・ソフトウェアの整備状況	中学 3 年相当	デジタル教材： 33.0% ソフトウェア： 59.2%	2018	—	デジタル教材： 27.2% ソフトウェア： 39.7%	2018

図表 30 ドイツにおける ICT 整備・活用状況に関するデータ (2/2)

カテゴリ	項目	種別	ドイツ			【参考】日本	
			データ	データ年	備考	データ	データ年
ICT 活用状況	教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合	中学 3 年相当	56.7%	2018	—	27.3%	2018

出典：

- ・ドイツの情報端末整備状況は OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA) 2018、European Schoolnet2015 調査、欧州委員会 2nd Survey of Schools:ICT in Education
- ・OECD 生徒学習到達度調査とは、経済開発協力機構 (OECD) が加盟国各国の一部学校・学年 (日本では高等学校 1 年) を対象として実施しているものであり、義務教育修了段階 (15 歳) 時点で、児童生徒が習得した知識・技能の活用能力を測る調査である。2000 年から 3 年毎に実施している
- ・European Schoolnet2015 は、欧州各国教育省の連携組織である欧州学校ネットワーク (EUN) が実施している調査である
- ・欧州委員会 2nd Survey of Schools: ICT in Education は、EU の欧州委員会が実施した教育のデジタル化と学習におけるデジタル技術に関する調査である。第 2 回調査では、学校における ICT の進捗状況に関するベンチマーク及び高度化された ICT モデルに関する調査を実施した
- ・ネットワーク整備状況は欧州委員会 2nd Survey of Schools:ICT in Education
- ・クラウド等利用状況は European Schoolnet2015 調査
- ・デジタル教材・ソフトウェア整備状況は OECD PISA 2018 調査
- ・日本の情報端末整備状況、ネットワーク整備状況は文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」
- ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査は、初等中等教育における教育情報化 (学校における ICT 環境の整備状況、教員の ICT 活用指導力) の実態把握のために文部科学省が毎年実施している
- ・デジタルコンテンツ整備状況と ICT 活用状況は OECD PISA 2018 調査。

## フィンランドの基礎情報



国際教育到達度評価学会（IEA）が実施している中学校 2 年生相当の児童生徒を対象としたコンピュータ・情報リテラシー調査の 2018 年データによると、情報端末 1 台当たり児童生徒数は、小学校相当で 2 人/台、中学校相当で 3 人/台、高等学校相当で 3 人/台と、いずれの教育段階においても児童生徒に対する情報端末の普及が進んでいる傾向が見られる。

ネットワークが外部サービス事業者もしくはクラウドで提供されている学校（中学校相当）の割合は 77%となっており、学校におけるクラウド活用の動きも見られる。

フィンランドにおける基本情報と、ICT 環境整備・活用状況に関するデータについて、以下に示す。

図表 31 フィンランドにおける基本情報

項目	フィンランド		【参考】日本	
	データ	データ年	データ	データ年
人口	552 万人	2019	1 億 2580 万人	2020
面積	303,910 km <sup>2</sup>	2018	377,976 km <sup>2</sup>	2020
GDP	269,296,31 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,081,769,54 万 <sup>ドル</sup>	2019
GDP 購買力平価（PPP）による米ドル換算額	293,523,85 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,504,330,91 万 <sup>ドル</sup>	2019
インターネット利用率	90%	2019	85%	2019

出典：世界銀行データベース

- 世界銀行データベースとは、世界各国の開発目標の策定・モニタリングに資する信頼性の高い定性的・定量的なデータを提供することを目的として、加盟国各国が公表する統計データを集約したデータベースである
- なお、人口は United Nations Population Division. World Population Prospects:2019 Revision、Census reports and other statistical publications from national statistical offices、Eurostat: Demographic Statistics、United Nations Statistical Division. Population and Vital Statistics Report、U.S. Census Bureau: International Database 及び Secretariat of the Pacific Community: Statistics and Demography Programme のデータを元にしている
- 面積は Food and Agriculture Organization のデータに基づく
- GDP は World Bank national accounts data 及び OECD National Accounts data files のデータに基づく
- インターネット利用率は International Telecommunication Union（ITU）World Telecommunication/ICT Indicators Database のデータに基づく

（世界銀行データベースに収録される各データの報告期間は、暦年ベース（calendar year）のデータが大部分であるが、一部では会計年度ベース（fiscal year）となっている場合がある。そのため、使用にあたってはデータの対象期間が異なる場合があることに留意が必要である）

**図表 32 フィンランドにおける  
ICT 環境整備・活用状況に関するデータ (1/2)**

カテゴリ	項目	種別	フィンランド			【参考】日本	
			データ	データ年	備考	データ	データ年
情報端末整備状況	情報端末整備率 (台数/児童生徒数)	高等学校相当	55.0%	2018	公立学校	24.1%	2020
	1 台当たり児童生徒数 (児童生徒数/台数)	小学校相当	2 人/台	2018	—	5.5 人/台	2020
		中学校相当	2 人/台	2018	—	4.8 人/台	2020
		高等学校相当	3 人/台	2018	—	4.1 人/台	2020
BYOD が許可されている学校の割合	中学校相当	68%	2015	—	—	—	
ネットワーク整備状況	100Mbps 以上のインターネット回線につながっている学校の割合	小学校相当	37.0%	—	—	77.6%	2020
		中学校相当	56.0%	2018	—	77.4%	2020
		高等学校相当	75.0%	2018	—	88.7%	2020
	光回線につながっている学校の割合	小学校相当	62%	2018	—	—	—
		中学校相当	61%	2018	—	—	—
		高等学校相当	67%	2018	—	—	—
	無線 LAN に整備された学校に属する児童生徒の割合	小学校相当	81%	2018	—	—	—
中学校相当		82%	2018	—	—	—	
高等学校相当	93%	2018	—	—	—	—	
クラウド等利用状況	ネットワークが外部サービス事業者もしくはクラウドで提供されている学校の割合	中学校相当	77%	2015	—	—	—
デジタルコンテンツ整備状況	学校におけるデジタル教材・ソフトウェアの整備状況	中学 3 年相当	デジタル教材： 39.7% ソフトウェア： 75.3%	2018	—	デジタル教材： 27.2% ソフトウェア： 39.7%	2018

**図表 33 フィンランドにおける  
ICT 環境整備・活用状況に関するデータ (2/2)**

カテゴリ	項目	種別	フィンランド			【参考】日本	
			データ	データ年	備考	データ	データ年
ICT 活用状況	教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合	中学3年相当	50.1%	2018	—	27.3%	2018
	学校の勉強のためにインターネット上のサイトを毎日、もしくはほぼ毎日見る生徒の割合	中学3年相当	15.7%	2018	—	6.0%	2018

出典：

- ・フィンランドの情報端末整備状況は OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA) 2018、European Schoolnet2015 調査、欧州委員会 2nd Survey of Schools:ICT in Education
- ・OECD 生徒学習到達度調査とは、経済開発協力機構 (OECD) が加盟国各国の一部学校・学年 (日本では高等学校 1 年) を対象として実施しているものであり、義務教育修了段階 (15 歳) 時点で、児童生徒が習得した知識・技能の活用能力を測る調査である。2000 年から 3 年毎に実施している
- ・European Schoolnet2015 は、欧州各国教育省の連携組織である欧州学校ネットワーク (EUN) が実施している調査である
- ・欧州委員会 2nd Survey of Schools: ICT in Education は、EU の欧州委員会が実施した教育のデジタル化と学習におけるデジタル技術に関する調査である。第 2 回調査では、学校における ICT の進捗状況に関するベンチマーク及び高度化された ICT モデルに関する調査を実施した
- ・ネットワーク整備状況は欧州委員会 2nd Survey of Schools:ICT in Education
- ・クラウド等利用状況は European Schoolnet2015 調査
- ・デジタル教材・ソフトウェア整備状況は OECD PISA 2018 調査
- ・日本の情報端末整備状況、ネットワーク整備状況は文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」
- ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査は、初等中等教育における教育情報化 (学校における ICT 環境の整備状況、教員の ICT 活用指導力) の実態把握のために文部科学省が毎年実施している
- ・デジタルコンテンツ整備状況と ICT 活用状況は OECD PISA 2018 調査

## フランスの基礎情報



欧州委員会 2nd Survey of Schools: ICT in Education によると、2018 年時点での高等学校における情報端末 1 台あたり児童生徒数は 4 人/台と、日本と同程度であるが、小学校・中学校段階においては、それぞれ 14 人/台、7 人/台となっており、児童生徒への情報端末の整備状況は日本に比べて低い傾向が見られる。一方で、BYOD が許可されている割合は中学校相当で 50%と比較的高い傾向にあるが、初等教育段階では、1 人 1 台環境の取組は進んでおらず、中学校段階を対象に、児童生徒による情報端末の利用が進められていることが分かる。

学校における、中学 3 年相当の学年でのデジタル教材・ソフトウェアの整備状況はそれぞれ 69.9%、79.0%と日本と比べ高く、学校における ICT 活用の取組が見られる。

フランスにおける基本情報と、ICT 環境整備・活用状況に関するデータについて、以下に示す。

図表 34 フランスにおける基本情報

項目	フランス		【参考】日本	
	データ	データ年	データ	データ年
人口	6706 万人	2019	1 億 2580 万人	2020
面積	547,557 km <sup>2</sup>	2018	377,976 km <sup>2</sup>	2020
GDP	2,715,518,27 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,081,769,54 万 <sup>ドル</sup>	2019
GDP 購買力平価 (PPPによる米ドル換算額)	3,419,582,21 万 <sup>ドル</sup>	2019	5,504,330,91 万 <sup>ドル</sup>	2019
インターネット利用率	83%	2019	85%	2019

出典：世界銀行データベース

- 世界銀行データベースとは、世界各国の開発目標の策定・モニタリングに資する信頼性の高い定性的・定量的なデータを提供することを目的として、加盟国各国が公表する統計データを集約したデータベースである
- なお、人口は United Nations Population Division. World Population Prospects:2019 Revision、Census reports and other statistical publications from national statistical offices、Eurostat: Demographic Statistics、United Nations Statistical Division. Population and Vital Statistics Report、U.S. Census Bureau: International Database 及び Secretariat of the Pacific Community: Statistics and Demography Programme.のデータを元にしている
- 面積は Food and Agriculture Organization のデータに基づく
- GDP は World Bank national accounts data 及び OECD National Accounts data files のデータに基づく
- インターネット利用率は International Telecommunication Union ( ITU ) World Telecommunication/ICT Indicators Database のデータに基づく

(世界銀行データベースに収録される各データの報告期間は、暦年ベース (calendar year) のデータが大部分であるが、一部では会計年度ベース (fiscal year) となっている場合がある。そのため、使用にあたってはデータの対象期間が異なる場合があることに留意が必要である)

図表 35 フランスにおける ICT 環境整備・活用状況に関するデータ (1/2)

カテゴリ	項目	種別	フランス			日本	
			データ	データ年	備考	データ	データ年
情報端末整備状況	情報端末整備率 (台数/児童生徒数)	高等学校相当	73.0%	2018	公立学校	24.1%	2020
	1台当たり児童生徒数 (児童生徒数/台数)	小学校相当	14人/台	2018	—	5.5人/台	2020
		中学校相当	7人/台	2018	—	4.8人/台	2020
		高等学校相当	4人/台	2018	—	4.1人/台	2020
BYODが許可されている学校の割合	中学校相当	50%	2015	—	—	—	
ネットワーク整備状況	100Mbps以上のインターネット回線につながっている学校の割合	小学校相当	10.0%	2018	—	77.6%	2020
		中学校相当	6.0%	2018	—	77.4%	2020
		高等学校相当	13.0%	2018	—	88.7%	2020
	光回線につながっている学校の割合	小学校相当	24%	2018	—	—	—
		中学校相当	45%	2018	—	—	—
		高等学校相当	67%	2018	—	—	—
クラウド等利用状況	ネットワークが外部サービス事業者もしくはクラウドで提供されている学校の割合	中学校相当	44%	2015	ベルギー・スイス・ルクセンブルク等のフランス語圏も含む。	—	—
デジタルコンテンツ整備状況	学校におけるデジタル教材・ソフトウェアの整備状況	中学3年相当	デジタル教材： 69.9% ソフトウェア： 79.0%	2018	—	デジタル教材： 27.2% ソフトウェア： 39.7%	2018

図表 36 フランスにおける ICT 環境整備・活用状況に関するデータ (2/2)

カテゴリ	項目	種別	フランス			日本	
			データ	データ年	備考	データ	データ年
ICT 活用状況	教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合	中学 3 年相当	56.5%	2018	—	27.3%	2018
	学校の勉強のためにインターネット上のサイトを毎日、もしくはほぼ毎日見る生徒の割合	中学 3 年相当	21.5%	2018	—	6.0%	2018

出典：

- ・情報端末整備状況は OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA) 2018、European Schoolnet2015 調査、欧州委員会 2nd Survey of Schools:ICT in Education
- ・OECD 生徒学習到達度調査とは、経済開発協力機構 (OECD) が加盟国各国の一部学校・学年 (日本では高等学校 1 年) を対象として実施しているものであり、義務教育修了段階 (15 歳) 時点で、児童生徒が習得した知識・技能の活用能力を測る調査である。2000 年から 3 年毎に実施している
- ・European Schoolnet2015 は、欧州各国教育省の連携組織である欧州学校ネットワーク (EUN) が実施している調査である
- ・欧州委員会 2nd Survey of Schools: ICT in Education は、EU の欧州委員会が実施した教育のデジタル化と学習におけるデジタル技術に関する調査である。第 2 回調査では、学校における ICT の進捗状況に関するベンチマーク及び高度化された ICT モデルに関する調査を実施した
- ・ネットワーク整備状況は欧州委員会 2nd Survey of Schools:ICT in Education
- ・クラウド等利用状況は European Schoolnet2015 調査
- ・デジタル教材・ソフトウェア整備状況は OECD PISA 2018 調査
- ・日本の情報端末整備状況、ネットワーク整備状況は文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」
- ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査は、初等中等教育における教育情報化 (学校における ICT 環境の整備状況、教員の ICT 活用指導力) の実態把握のために文部科学省が毎年実施している
- ・デジタルコンテンツ整備状況と ICT 活用状況は OECD PISA 2018 調査。

## (参考) 日本の基礎情報



文部科学省「令和元年度学校における教育の情報化の実態などに関する調査結果」によると、情報端末1台あたり児童生徒数は、2020年時点で小学校では5.5人/台、中学校では4.8人/台、高等学校では4.1人/台、全学校種4.9人/台となっており、特に小学校段階では、2019年時点と比べ1人1台環境の実現に向けた進展が見られる。(小学校：6.1人/台、中学校：5.2人/台、高等学校：4.4人/台 2019年時点)

100Mbps以上のインターネット回線につながっている学校の割合は、小学校段階で77.6%、中学校段階で77.4%、高等学校段階で88.7%となっており、校内におけるICT環境整備が進められているものの、学校におけるデジタル教材・ソフトウェアの整備状況や、児童生徒の学習におけるインターネット活用状況は低い傾向が見られる。

日本における基本情報と、ICT環境整備・活用状況に関するデータについて、以下に示す。

図表 37 日本における基本情報

項目	データ	データ年
人口	1億2580万人	2020
面積	377,976 km <sup>2</sup>	2020
GDP	5,081,769,54 万 <sup>ドル</sup>	2019
GDP 購買力平価 (PPP) による米ドル換算額	5,504,330,91 万 <sup>ドル</sup>	2019
インターネット利用率	85%	2019

出典：世界銀行データベース

- ・世界銀行データベースとは、世界各国の開発目標の策定・モニタリングに資する信頼性の高い定性的・定量的なデータを提供することを目的として、加盟国各国が公表する統計データを集約したデータベースである
- ・なお、人口は United Nations Population Division. World Population Prospects:2019 Revision、Census reports and other statistical publications from national statistical offices、Eurostat: Demographic Statistics、United Nations Statistical Division. Population and Vital Statistics Report、U.S. Census Bureau: International Database 及び Secretariat of the Pacific Community: Statistics and Demography Programme.のデータを元に行っている
- ・面積は Food and Agriculture Organization のデータに基づく
- ・GDPは World Bank national accounts data 及び OECD National Accounts data files のデータに基づく
- ・インターネット利用率は International Telecommunication Union (ITU) World Telecommunication/ICT Indicators Database のデータに基づく

(世界銀行データベースに収録される各データの報告期間は、暦年ベース (calendar year) のデータが大部分であるが、一部では会計年度ベース (fiscal year) となっている場合がある。そのため、使用にあたってはデータの対象期間が異なる場合があることに留意が必要である)

図表 38 日本における ICT 環境整備・活用状況に関するデータ (1/2)

カテゴリ	項目	種別	データ	データ年
情報端末整備状況	情報端末台数	小学校	1,137,840 台	2020
		中学校	618,767 台	2020
		高等学校	526,616 台	2020
		義務教育段階	1,756,607 台	2020
		全学校種	2,361,187 台	2020
	情報端末整備率 (台数/児童生徒数)	小学校	18.10%	2020
		中学校	20.90%	2020
		高等学校	24.1%	2020
		義務教育段階	19.00%	2020
		全学校種	20.30%	2020
	1 台当たり児童生徒数 (児童生徒数/台数)	小学校	5.5 人/台	2020
		中学校	4.8 人/台	2020
高等学校		4.1 人/台	2020	
義務教育段階		5.2 人/台	2020	
全学校種		4.9 人/台	2020	
ネットワーク整備状況	100Mbps 以上のインターネット回線 につながっている学校の割合	小学校	77.6%	2020
		中学校	77.4%	2020
		高等学校	88.7%	2020
		全学校種	79.20%	2020
	普通教育の無線 LAN 整備率	小学校	51.60%	2020
		中学校	49.00%	2020
		高等学校	38.20%	2020
全学校種	48.90%	2020		
デジタルコンテンツ整備状況	学校におけるデジタル教材・ ソフトウェアの整備状況	中学 3 年	デジタル教材：27.2% ソフトウェア：39.7%	2018

図表 39 日本における ICT 環境整備・活用状況に関するデータ (2/2)

カテゴリ	項目	種別	データ	データ年
ICT 活用状況	教員が指導でデジタル機器を活用するために必要なデジタルスキルと指導力を有すると回答した校長の割合	中学3年	27.3%	2018
	学校の勉強のためにインターネット上のサイトを毎日、もしくはほぼ毎日見る生徒の割合	中学3年	6.0%	2018
出典： ・情報端末整備状況、ネットワーク整備状況は文部科学省「令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」 ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査は、初等中等教育における教育情報化（学校における ICT 環境の整備状況、教員の ICT 活用指導力）の実態把握のために文部科学省が毎年実施している ・デジタルコンテンツ整備状況及び ICT 活用状況は OECD 生徒の学習到達度調査（PISA）2018 ・OECD 生徒学習到達度調査とは、経済開発協力機構（OECD）が加盟国各国の一部学校・学年（日本では高等学校1年）を対象として実施しているものであり、義務教育修了段階（15歳）時点で、児童生徒が習得した知識・技能の活用能力を測る調査である。2000年から3年毎に実施している				

## II 教育行政制度

### 1 各国の教育行政制度概観

#### 1.1 シンガポール<sup>2</sup>

シンガポールは、都市国家であるため地方自治体は存在しない。そのため、シンガポールにおける教育行政は、国が教育全般を直接管理・管轄する体制の下、実施されている。

国の教育行政機関である教育省は、カリキュラム、教育実践・評価に関する教育政策の計画・実施を担う。また、技術教育機関や大学含め、就学前教育から初等中等教育、高等教育までのすべて教育機関に対する監督も行っている。

シンガポールにおける初等教育は 6 歳入学で 6 年間初等学校で行われ、中学校教育 4 年間、高等教育にあたる大学準備教育が 2 年間行われるが、初等学校修了試験 (PSLE) の結果に応じて進むコースや学校に応じて修了年限が異なる。義務教育段階は 6～12 歳の 6 年間であり、3 歳～5 歳を対象に幼稚園及び保育センターで就学前教育が行われている。

---

<sup>2</sup> 一般財団法人自治体国際化協会ウェブサイト「シンガポールの政策」  
(<http://www.clair.org.sg/j/localautonomyofeachcountry/thelocalautonomyofeachcountry/>)、文部科学省ウェブサイト世界の学校体系  
([https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848\\_004.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848_004.pdf))、シンガポール教育省ウェブサイト  
(<https://www.moe.gov.sg/about-us/our-mission-and-vision>)、外務省ウェブサイト諸外国・地域の学校情報  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/01asia/infoC10400.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/01asia/infoC10400.html))  
の記載を翻訳・抜粋

## 1.2 韓国<sup>3</sup>

韓国における教育行政は、国と広域自治体によって実施されている。国は教育省が、広域自治体では、広域市・道域教育庁が教育行政を担う。

国の教育行政機関である教育省は、初等中等教育、高等学校における教育活動に関連する教育政策の計画と履行に責任を持つ。広域自治体には、教育庁と執行機関である教育監、審議・議決機関である教育委員会が置かれている。教育監(教育庁)は、国によって定められた枠組みのもと、地方の実情に即した政策を行う。広域自治体の下に置かれる基礎自治体には、教育庁の出先機関である教育支援庁が置かれ、各地域の学校における教育政策の実施を促し支援するが、学校教育に関する権限は持たない。

韓国における初等中等教育は6-3-3制の計12年であり、一般的に初等教育は6歳入学で6年間、前期中等教育は3年間中学校で、後期中等教育は3年間普通高等学校で行われる。義務教育段階は小学校と中学校にあたる6~15歳の9年間であり、3~5歳を対象に幼稚園で就学前教育が行われている。

---

<sup>3</sup> KEDI「A Window into Korean Education」(2018)、韓国教育部ウェブサイト (<http://english.moe.go.kr/sub/info.do?m=020108&s=english>)、国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」(2019)、文部科学省ウェブサイト世界の学校体系 ([https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848\\_007.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848_007.pdf)) の記載を基に要約

### 1.3 中国<sup>4</sup>

中国における教育行政は、国と 4 階層からなる地方自治体によって実施されている。

国の教育行政機関である中華人民共和国教育部の役割は、国全体における教育政策の計画と、教育に係る基本的な基準の策定であり、国のナショナル・カリキュラムの策定、各科目の標準的なシラバス、教科書や教材などの評価・承認等を担う。

地方自治体は、省級（省・直轄市・自治区）、地級（地区・地区級市・自治州）、県級（県級市・県・市轄区・県・自治権）、郷級（鎮・郷等）の 4 つの階層に分けられる。各機構は、それぞれ議会等の機関を有しながらも、中央機構及び上級機構の指導下にある。これらの行政区画教育行政機関として、教育局、教育庁ないし教育委員会が設置される。4 つの地方自治体間で役割・権限が分かれており、主に県級の教育局が初等・前期中等学校の管理を担う。

中国における初等教育は基本的に 6 年制であるが、一部に 5 年制、9 年一貫性の学校もある。前期中等教育は初級中学で 3～4 年間、後期中等教育は一般的には高級学校で 3 年間行われる。義務教育段階は 6～15 歳の 9 年間であり、幼稚園または小学校付設の幼児学級で通常 3～6 歳の幼児を対象に就学前教育が行われている。

---

<sup>4</sup> 一般財団法人自治体国際化協会「中国の地方行財政制度」（2017）、文部科学省ウェブサイト世界の学校体系

（[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848\\_009.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848_009.pdf)）の記載を基に要約

## 1.4 オーストラリア<sup>5</sup>

オーストラリアにおける教育行政は、連邦政府、州（北部準州、首都直轄区含む）により実施されているが、州が学校教育に対して主な責任を有する。

中央の教育行政機関である教育・訓練省（**Department of Education and Training**）は、全国的に統一された学校制度を提供することが役割であり、教育財政の負担を通じた関与を中心に教育政策の策定・実施を行っている。

各州は、それぞれ教育省に該当する教育部門及び機関を有する。各連邦州の教育州は、各州における教育政策、予算、学校教育の提供に責任を有する。各州は、連邦レベルのカリキュラムや資格認定、生徒の評価の枠組みに基づき、各州における学校組織やカリキュラム開発・実施に関して権限を有する。

オーストラリアにおける初等教育は6歳入学で州により6年間又は7年間、初等学校で行われる。中等教育は、州により5年又は6年間、前期・後期一貫の中等学校で行われる。前期中等学校は州により3年又は4年、後期中等教育は2年であり、義務教育段階は6～16歳の10年間である。就学前教育は、幼稚園及び3～4歳児を対象としたプレスクールや、5歳児を対象とした初等学校付設の準備級等で行われる。

---

<sup>5</sup> ACARA「NATIONAL REPORT ON SCHOOLING IN AUSTRALIA」（2018）、教育・訓練省「Country Education Profiles Australia」、文部科学省ウェブサイト世界の学校体系  
（[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/03/1396906\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/03/1396906_001.pdf)）の記載を基に要約

## 1.5 米国<sup>6</sup>

米国における教育行政は、連邦政府、州政府、教育行政のために設置された学区 (district) により実施されている。

中央の教育行政機関であるアメリカ合衆国教育省 (U.S. Department of Education) は、予算配分と監視、国内の学校に関するデータを収集し調査結果を公表、主要な教育問題について国民に周知するなどの役割と権限を担う。

州レベルでは、各州によって役割は異なるものの、主な役割として公教育への資金提供、公立・私立の学校や高等教育機関の認可、学区教育委員会の監督と指導、学校のカリキュラムや教科書、基準、評価 (高等教育は除く) に関する方針策定等が挙げられる。

学区には教育委員会が置かれ、州が定める規定の中で、地元学校の運営から予算、職員の採用、カリキュラムまで幅広く監督する。

米国における初等中等教育は合計 12 年であり、州あるいは学区によって異なる場合があるが 5 (4) -3 (4) -4 が主流である。その他、伝統的な学校制度として 6-3 (2) -3 (4) 制や 8-4 制、6-6 制がある。義務教育段階は 9 年から、1 年間の就学前教育を含めた 13 年とする等、州により異なるが、10 年とする州が多い。通常 3~5 歳を対象に幼稚園や保育学校などで就学前教育が行われており、小学校には入学前 1 年間の就学前教育を提供するための幼稚園クラス (第 K 学年) が付設されているのが一般的である。

---

<sup>6</sup> U.S. Department of Education 「Overview and Mission Statement」  
(<https://www2.ed.gov/about/landing.jhtml>)、U.S. Department of Education 「State Role I - Primary and Secondary Education」  
(<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/edlite-org-us.html>) の記載を翻訳・抜粋、国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」(2019)、文部科学省ウェブサイト「世界の学校体系」  
([https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396854\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396854_001.pdf)) の記載を基に要約

## 1.6 英国<sup>7</sup>

英国における教育行政は、国と広域自治体に相当する地方自治体が担当する。

国においては教育省が、地方自治体では、サッチャー政権下で廃止された教育委員会に代わり地方当局（Local authorities）が教育行政を担う。

国の行政機関である教育省は、教育制度全般を統括しており、幼児教育、学校教育、高等教育機関を含む教育の監督責任を有する。

また、王立の学校監査組織である Ofsted を有し、教育の情報化も含めた、学校評価を客観的に行い、予算配分等にも反映させている。

地方自治体の行政機関である地方当局は、初等・中等学校等を設置・維持するほか、公立(営)学校に対する予算管理、公立学校の教員の雇用等の責任を有する。近年は、地方当局が管理する公立(営)学校が削減され、地方当局から独立した権限を持つ公営独立学校が増えており、地方当局の学校に対する権限は縮小傾向にある。

英国における初等教育は 5 歳から 6 年間、初等学校で行われる。中等教育は、義務教育に含まれる 5 年間とその後の 2 年間の計 7 年間中等学校で行われる。義務教育は 5~16 歳の 11 年間である。また、16~18 歳の 2 年間、教育または訓練の継続が義務付けられている。就学前教育は、保育学校や初等学校付設保育学級、プレスクールなどにおいて 3~4 歳の児童を対象に行われる。

---

<sup>7</sup> 文部科学省ウェブサイト「世界の学校体系」

([https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864\\_007\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864_007_1.pdf)) の記載を基に要約、Eurydice ウェブサイト

([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-93\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-93_en)) の記載を翻訳・抜粋

## 1.7 エストニア<sup>8</sup>

エストニアにおける教育行政は分散型であり、国、地方自治体間で明確に責任分担され実施されている。国においては教育研究省（Ministry of Education and Research）が、地方自治体では地方政府もしくは、教育担当部門が教育行政を担う。

国の行政機関である教育研究省は、国家開発計画や法的制度、国全体の教育カリキュラムおよび基準の策定のほか、国全体の教育監督や質保証のためのシステム開発、教育予算の策定と割り当て等に責任を有する。

地方自治体は、居住地域に永住するすべての児童に教育機関で学ぶ可能性を提供する義務を負い、行政管轄内における教育開発プログラムの計画と実施のほか、法に基づき自治体の教育機関を設立、再編、閉鎖、管轄内の教育機関の経済的支援および資金調達、管轄下にある教育機関長の任命や解任等の権限を有する。

エストニアにおける初等・前期中等教育は7歳入学で9年間、基礎学校（9年制）またはギムナジウム（12年制）の基礎教育課程で行われる。後期中等教育は3年間であり、普通教育を提供するギムナジウムと職業教育を提供する職業学校にて行われる。義務教育段階は、7歳から始まる基礎教育の9年間である。就学前教育は、1.5～6歳児を対象に、就学前教育施設で行われる。

---

<sup>8</sup> Ministry of Education and Research (<https://www.hm.ee/en>)、Eurydice ウェブサイト

([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/estonia\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/estonia_en))、文部科学省ウェブサイト世界の学校体系

([https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864\\_009.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864_009.pdf)) の記載を基に要約

## 1.8 デンマーク<sup>9</sup>

デンマークにおける国の教育行政は、国と州、その下の基礎自治体（市）によって実施されている。

国における行政機関には、幼児教育、保育、初等・中等教育を担当する子供教育省（The Ministry of Children and Education）、高等教育と社会人教育を担当する高等教育科学省（The Ministry of Higher Education and Science）その他視覚芸術学校や音楽大学など芸術分野の高等教育プログラムの一部を担当する文化省（The Ministry of Culture）がある。

国は、教育の目的や枠組み、予算、状況に応じてカリキュラムや試験、職員配置案などを策定する。また、市議会と協力し基礎自治体の初等・前期中等教育を監督する。県は各地域における後期中等学校等を所轄し、市は市議会を通して地域の教育目標、財政的枠組みの計画策定や、学校監督等を行う。

デンマークにおける初等・前期中等教育は 7 歳入学で初中一貫性の教育として 9 年間、国民学校で行われる。後期中等教育は 3 年間であり、普通中等教育を提供するギムナジウムと商業や技術・工学関連の教科を提供するギムナジウムが存在する。義務教育段階は 6～16 歳の 10 年間である。就学前教育は、0.5～2 歳児を対象に保育所で、3～5 歳児を対象に幼稚園で行われる。また、6 歳児については、国民学校の第 0 学年として付設されている就学前学級への就学が義務付けられている。

---

<sup>9</sup>Ministry of Children and Education (<https://eng.uvm.dk/>)、The Ministry of Higher Education and Science (<https://ufm.dk/en/the-ministry/organisation/the-ministry>)、Cultural Policy, Ministry of Culture Denmark (<https://kum.dk/english/>) Denmark Overview, Eurydice ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/denmark\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/denmark_en))、文部科学省ウェブサイト世界の学校体系 ([https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2019/07/12/1396864\\_022.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2019/07/12/1396864_022.pdf)) を基に作成

## 1.9 ドイツ<sup>10</sup>

ドイツにおける教育行政は、主に連邦政府と州政府の下実施されている。連邦政府の行政機関である連邦教育研究省は、児童生徒への財政支援、企業内職業訓練、科学・学術研究の振興等に関して責任を負い、各州に設置される教育所管省が教育全般に係る監督権限を有する。連邦州内の学校が目指すべき目標や、指導・教育目的、学習指導要領の策定等も各州の権限に含まれる。

地方自治体には、州の出先機関である州学務局が設置され、各学校の管理を行う。地方自治体は、学校の設置者として学校の建設、学習教材等の提供、人件費以外の費用（非教職員の賃金は含む）等に関して責任を有する。

ドイツにおける初等教育は6歳から4年間（一部の州では6年間）基礎学校で行われる。中等教育は能力・適性に応じてハウプトシューレ（5年間）、実科学校（6年間）、ギムナジウム（8年又は9年間）等様々な学校で行われる。一般大学に入学を希望する場合は、ギムナジウムに進学し一般大学入学資格であるアビトゥアを取得する必要がある。義務教育段階は6～15歳の9年間である。就学前教育は、3～5歳児を対象に、幼稚園で行われる。

---

<sup>10</sup>Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-31\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-31_en))、文部科学省ウェブサイト世界の学校体系 ([https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864\\_023\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864_023_1.pdf)) の記載を基に要約

## 1.10 フィンランド<sup>11</sup>

フィンランドにおける教育行政は、国と地方自治体によって実施されている。国においては教育文化省が、地方自治体では基礎自治体であるクンタに置かれた教育担当部局が担う。

国は、全ての教育段階の予算編成・政策決定を担い、担教育制度全般に責任を負っており、初等中等教育については、下部組織である教育庁が全国共通カリキュラムを策定するなど、同省の方針に基づき具体的な方針を定めている。

地方自治体は、各地域における教育提供に責任を有しており、就学前教育及び基礎教育（初等・前期中等教育）を担当している。地方自治体における裁量は高く、予算配分、地域のカリキュラム策定、人事等に関する権限を有する。

フィンランドにおける初等・前期中等教育は、基礎教育として、総合制学校において7歳から9年間行われ、6年制の前期課程と3年制の後期課程に分かれている。後期中等教育は、上級中等学校と職業教育学校において3年間行われる。義務教育段階は、7～16歳の9年間である。就学前教育は、0～6歳児を対象に、デイケアセンターにおいて行われる。総合制学校に付設された就学前学級では、6歳児を対象とした教育が提供されている。

---

<sup>11</sup>国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」（2019）、文部科学省ウェブサイト世界の学校体系（[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864\\_026\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864_026_1.pdf)）、Eurydice ウェブサイト（[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/finland/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/finland/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level_en)）の記載を翻訳・抜粋

## 1.11 フランス<sup>12</sup>

フランスにおける教育行政は、国と地方自治体（州（Region）、県（département）、市町村（Commune））の各階層で実施されている。

国の行政機関は、国民教育・青少年省及び高等教育・研究・イノベーション省であり、前者は就学前教育から中等教育を、後者は高等教育を所管している。教育政策の立案・実施に加え、教員の採用・訓練・報酬、教育活動への資金提供、国レベルでの一貫した教育・学校プログラムの計画を担う。

地方自治体では、地方行政区画である州と一致する地域圏教育区が設けられ、さらに大学区（académie）と呼ばれる教育行政の区画に分けられる。

県内には国の出先機関として大学区国民教育事務局が、市町村レベルでは国民教育視学官が置かれる。州は高等学校の設置と教職員（非教職員含む）の管理、県は中等学校の設置と非教職員の管理、市町村は小学校の設置と非教職員の管理を担う。

フランスにおける初等教育は6～10歳の児童を対象に5年間小学校で行われる。前期中等教育は、11～14歳の生徒を対象に4年間コレッジで行われ、後期中等教育はリセ（3年）及び職業リセ（2～3年）で行われる。義務教育段階は3～16歳の13年間である。就学前教育は、幼稚園又は小学校付設の幼児学級・幼児部で、2～5歳の幼児を対象に行われる。

---

<sup>12</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level_en))、文部科学省ウェブサイト世界の学校体系 ([https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2019/09/30/1396864\\_027\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2019/09/30/1396864_027_2.pdf)) の記載を基に要約

## 1.12 (参考) 日本<sup>13</sup>

日本における教育行政は、国、都道府県、市町村がそれぞれ役割を分担し協力する体制の下、実施されている。国においては文部科学省が、都道府県及び市町村では、各都道府県及び市町村に置かれる教育委員会が教育行政を担う。

国の教育行政機関である文部科学省は、全国的な教育均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し実施する義務を負う（教育基本法 16 条）。地方自治体に置かれた教育委員会は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に施策を策定し、実施する必要がある（教育基本法 16 条）。また、文部科学省を所管する文部科学大臣は、都道府県又は市町村に対し、教育に関する事務の適切な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助の実施を行う。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 48 条）

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会に対して同様に必要な指導、助言、援助を行うことができる。市町村教育委員会は、市町村立の小・中学校の設置管理を行う。

日本における教育制度は、6・3・3・4 制の単線型学校体系であり、一般的に小学校 6 年間、中学校 3 年間、高等学校 3 年間、大学 4 年間の制度となっている。小学校と中学校が義務教育段階にあたり、幼稚園などで就学前教育を実施している。

---

<sup>13</sup> 第 14 回教育再生実行会議（平成 25 年 10 月 31 日）文部科学省提出資料「我が国及び諸外国の学制について」（<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai14/siryou2.pdf>）の記載参照

## シンガポールの教育行政制度



### 2.1 国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限

#### (1) 国（中央政府）の教育行政

##### ① 中央の役割と権限<sup>14</sup>

シンガポールにおける中央教育行政機関は教育省であり、その役割はカリキュラム、教育実践・評価に関する教育政策の策定・実施である。また、政府が資金提供する学校、技術教育機関や大学等の管理運営に対する指揮監督を実施している。シンガポールは都市国家であるため、地方自治体は存在せず、教育省が教育行政全般を直接管理・管轄している。

#### (2) 学校の管理運営

##### ① 学校の権限

義務教育段階の公立学校における、人事、教育活動（教育課程及び教科書）、予算の権限を以下に示す。

		概要
人事		国が校長と教師の評価・昇進制度を管理の上、雇用し各学校に割り当てる。
教育活動	教育課程	国がカリキュラムの計画・実行に大きな権限を有する。一方で、近年はカリキュラムを枠組みとみなし、各学校が児童生徒のニーズに合わせてカリキュラムの枠組みの中で適応させることを奨励している。
	教科書	各学校は、地理的条件のもとグループ分けされる。各学校群が、教育省が推奨する教材一覧から使用する教材を決定する。
予算		国が生徒数に基づいて学校に公平に直接資金を提供する。提供された資金の用途は各学校が決定する権限を有する。

出典：National Center on Education and the Economic (NCEE) ウェブサイト  
(<https://ncee.org/what-we-do/center-on-international-education-benchmarking/top-performing-countries/singapore-overview-2/singapore-learning-systems/>) を基に作成

##### ② 管理運営組織<sup>15</sup>

教育省は、児童の発達や学びへの興味関心を促す上で、児童生徒の保護者によ

<sup>14</sup> 教育省ウェブサイト (<https://www.moe.gov.sg/about-us/our-mission-and-vision>) の記載を翻訳・抜粋、一般財団法人自治体国際化協会ウェブサイト (<http://www.clair.org.sg/j/localautonomyofeachcountry/thelocalautonomyofeachcountry/>) の記載を抜粋

<sup>15</sup> シンガポール教育省ウェブサイト (<https://www.moe.gov.sg/education-in-sg/our-schools>)、Sing-Kong Lee 「Singapore's Education System: Some Key

る学校との連携が重要な役割を果たすとしている。シンガポールの各学校には、学校と保護者の連携を担う組織として、**Parent Support Group (PSG)** が設置されている。PSG は、ボランティアの保護者から構成され、コンピューターリテラシー等特別なスキルを有する保護者が、教師や他の保護者に講義を実施することもある。

## 2.2 学校評価

### (1) 学校評価（質保証）<sup>16</sup>

教育省は、学校と教師、校長に対して年間目標を設定しており、質の高い教育を提供する上で、優秀な教師と校長の育成に注力している。教師は、毎年国が定めるコンピテンシーベースの業務管理システム、**Enhanced Performance Management System (EPMS)** に基づき、児童生徒の発達に対する貢献、保護者や同僚教師との協同等の観点から評価される。

---

Success Factors」(2017) の記載を翻訳・抜粋

<sup>16</sup> OECD 「Singapore: Rapid Improvement Followed by Strong Performance」(2011)、National Center on Education and the Economic (NCEE) ウェブサイト ( <https://ncee.org/what-we-do/center-on-international-education-benchmarking/top-performing-countries/singapore-overview-2/singapore-governance-and-accountability/> ) の記載を翻訳・抜粋

## 2.3 私学行政

### (1) 設置状況

シンガポールでは、小学校から高等学校の各段階における私立の学校数はいずれも20～30%と比較的少ない傾向にある。シンガポールにおける私立学校の設置状況について、以下に示す。

図表 40 シンガポールにおける私立学校の設置状況（学校数）

区分	学校数（校）2019年度時点			
	私立 <sup>17</sup>	全体	私立の割合 私立/全体	【参考】 国立
小学校	41	179	22.9%	138
中学校	30	136	22.0%	101
高等学校 <sup>18</sup>	4	11	33.3%	7

出典：シンガポール教育省「Education Statistics Digest 2020」より作成

### (2) 設置認可<sup>19</sup>

教育省が私立学校の設置認可を行う。

### (3) 学校運営に対する管理<sup>20</sup>

幼稚園から高等教育まで、教育省による管理・監督を受ける。

---

<sup>17</sup> 政府補助校と独立校を指す

<sup>18</sup> ジュニアカレッジ（Junior College）と教育学院（Centralised Institute）を指す

<sup>19</sup> シンガポール教育省ウェブサイト（<https://www.moe.gov.sg/private-education/register-school>）の記載を翻訳・抜粋

<sup>20</sup> 日本貿易振興機構\_シンガポールにおける教育産業制度調査（2012）の記載参照

## 韓国の教育行政制度



### 3.1 国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限

#### (1) 国（中央政府）の教育行政

##### ① 中央の役割と権限<sup>21</sup>

韓国における中央の教育行政機関は教育省であり、その役割は、初等中等教育、高等学校における教育活動に関連する教育政策の計画と実行である。小学校から高等教育までの教育政策の計画・実行に加え、教育課程の策定、教科書の発行及び承認等を行う。また、すべての学校段階に対する財政支援を行う。

##### ② 地方との関係<sup>22</sup>

1991年に制定された地方自治法により、予算の策定やその他主要な教育行政に係る権限について、国から地方自治体への権限委任が行われた。

---

<sup>21</sup> KEDI 「A Window into Korean Education」 (2018)、韓国教育部ウェブサイト (<http://english.moe.go.kr/sub/info.do?m=020108&s=english>) の記載を翻訳・抜粋

<sup>22</sup> KEDI 「A Window into Korean Education」 (2018) の記載を翻訳・抜粋

## (2) 地方（州政府）の教育行政

### ① 地方の役割と権限<sup>23</sup>

韓国における地方の教育行政は、広域自治体が担っている。広域自治体には、教育庁と執行機関である教育監、また審議・議決機関である教育委員会が置かれている。教育監（教育庁）は当該広域自治体における教育政策全般を担っており、初等中等教育の設置・運営、教職員人事、当該地域における教育課程の策定を担っている。

広域自治体の下に置かれる基礎自治体には、教育庁の出先機関である教育支援庁が置かれている。教育支援庁は、当該地域の幼稚園、初等・中等教育を管理するが、学校に対する権限は持たない。

### ② 学校との関係<sup>24</sup>

市町村の基礎自治体は学校に対する権限は持たない。広域自治体が管轄する区域の小学校・中学校の設置・運営や教職員の採用・異動等を担当する。

---

<sup>23</sup> 韓国教育部ウェブサイト

(<http://english.moe.go.kr/sub/info.do?m=020108&s=english>) の記載を翻訳・抜粋、国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」(2019) の記載を参照

<sup>24</sup> 韓国教育部ウェブサイト

(<http://english.moe.go.kr/sub/info.do?m=020108&s=english>) の記載を翻訳・抜粋、国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」(2019) の記載を参照

### (3) 学校の管理運営

#### ① 学校の権限<sup>25</sup>

義務教育段階の公立学校における、人事、教育活動（教育課程及び教科書）、予算の権限を以下に示す。

		概要
人事		公立学校の教職員任命権は広域自治体が有する。校長については、教育長官が任用権を有する。
教育活動	教育課程	教育省が定めるカリキュラムに応じて、地方自治体がかリキュラムを定める。一方で、国が定めるカリキュラムは各教科の教育目標や内容、評価方法まで詳細に規定しており、地方の裁量は比較的小さい。学校は国及び地方が定めるカリキュラムに基づき、各学校の実情に合わせて教育課程を編成する。
	教科書	韓国では、教科書の種類が国定教科書、検定教科書、認定教科書の3種類存在する。検定教科書と認定教科書については、学校運営委員会の審議を経た上で、学校長が決定する。
予算		学校は、法律や条例で定められた範囲内で学校の運営等に必要な支出に関して決定する。

出典：韓国教育部ウェブサイト (<http://english.moe.go.kr/sub/info.do?m=020108&s=english>)、国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」（2019）を基に作成

#### ② 管理運営組織<sup>26</sup>

1995年の地方教育自治に関する法律の改正に伴い、各学校運営の自立性を高め地域の実情と特性にあった多様な教育を創意的に実施できるようにすることを目的に、各学校には学校運営委員会の設置が義務付けられている。学校運営委員会は、教員、親、地域関係者から構成されており、学校運営管理全般に係る事案を取り扱うが、ほとんどの場合報告・確認の場として機能しており新たな教育目標の策定には影響を与えない。

<sup>25</sup> 韓国教育部ウェブサイト

(<http://english.moe.go.kr/sub/info.do?m=020108&s=english>) の記載を翻訳・抜粋、国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」（2019）の記載を参照

<sup>26</sup> KEDI「IMPROVING SCHOOL LEADERSHIP COUNTRY

BACKGROUND REPORT FOR KOREA」の記載を翻訳・抜粋、財団法人自治体国際化協会「韓国の教育自治」（2004）の記載を参照

## 3.2 学校評価

### (1) 学校評価（質保証）<sup>27</sup>

国は、学校評価計画の設計、評価指標の開発、評価者及び評価の訓練に対して責任を有する。広域自治体の教育監は、国が定めた評価計画や指標のもと、地域の実情を反映した評価計画等を策定し、評価の実行に責任を有する。

評価方法については、学校による自己評価と外部評価者による現地訪問が毎年行われる。国や地域が定めた評価指標に基づき、各学校は自己評価を行いその結果をレポートにまとめ、外部評価者に提出する。外部評価者は自己評価レポートを事前に確認の上、各学校を現地訪問し評価を行う。

## 3.3 私学行政

### (1) 設置状況

韓国では、小学校の公立の割合ははるかに高く、私立の学校数の割合は0.01%、また在学者数の割合も1.4%に過ぎない。中学校、高等学校、大学・教育学校と教育段階が上がるにつれて、私立の学校数及び在学者数の割合は高くなる傾向にある。韓国における私立学校の設置状況について、以下に示す。

図表 41 韓国における私立学校の設置状況（学校数）

区分	学校数（校）2020年度時点				
	私立	全体	私立の割合 私立/全体	【参考】 国立	【公立】
幼稚園	3,729	8,705	42.8%	3	4,973
小学校	74	6,120	0.01%	17	6,209
中学校	633	3,223	19.4%	9	2,581
高等学校	946	2,367	39.9%	19	1,402
大学・教育学校	156	201	77.6%	44	1

出典：韓国教育部・KESS「BRIEF STATISTICS ON EDUCATION 2020」を基に作成

<sup>27</sup> KEDI「OECD Review on Evaluation and Assessment Frameworks for Improving School Outcomes」（2010）の記載を翻訳・抜粋

図表 42 韓国における私立学校の設置状況（在学者数）

区分	在学者数（人）2020年度時点				
	私立	全体	私立の割合 私立/全体	【参考】 国立	【参考】 公立
幼稚園・保育所	433,637	612,538	70.7%	273	178,628
小学校	37,719	2,693,716	1.4%	8,697	2,647,300
中学校	242,095	1,315,846	18.3%	4,065	1,095,088
高等学校	560,869	1,337,312	41.9%	11,586	764,857
大学・教育大学	1,526,397	1,996,631	76.4%	457,742	12,492

韓国教育部・KESS「BRIEF STATISTICS ON EDUCATION 2020」を基に作成

## (2) 設置認可<sup>28</sup>

学校法人の新たな設立や定款の変更には教育省長官による認可が必要となる。

## (3) 学校運営に対する管理<sup>29</sup>

幼稚園と初等中等教育機関は、教育監による指導・監督を受ける。大学等の高等教育機関の場合は、教育省長官による指導・監督を受ける。

<sup>28</sup> 財団法人自治体国際化協会「韓国の教育自治」（2004）の記載を抜粋

<sup>29</sup> 同上



### 4.1 国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限

#### (1) 国（中央政府）の教育行政

##### ① 中央の役割と権限<sup>30</sup>

中国における中央の教育行政機関は中華人民共和国教育部である。

国の役割は、国全体における教育政策の計画と、教育に係る基本的な基準の策定であり、国のナショナル・カリキュラムの策定、各科目の標準的なシラバス、教科書や教材等の評価・承認等を担う。

基本的な基準の策定に加え、中級以下の教育に対する監督指導と評価・検査、大学の設置認可等を担う。

##### ② 地方との関係<sup>31</sup>

教育部は、国全体における教育政策の計画、基本的な基準を策定した上で、地方自治体による教育政策の実施を監督・指導する。

---

<sup>30</sup> 中華人民共和国教育部ウェブサイト

([http://jp.moe.gov.cn/about\\_MOE/what\\_we\\_do/201912/t20191227\\_413712.html](http://jp.moe.gov.cn/about_MOE/what_we_do/201912/t20191227_413712.html)) National Center on Education and the Economic (NCEE) ウェブサイト (<https://ncee.org/what-we-do/center-on-international-education-benchmarking/top-performing-countries/shanghai-china/shanghai-china-system-and-school-organization/>) の記載を翻訳・抜粋

<sup>31</sup> 文部科学省ウェブサイト

([https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848\\_009.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848_009.pdf)) の記載を基に要約

## (2) 地方（州政府）の教育行政

### ① 地方の役割と権限<sup>32</sup>

中国では、地方自治体は省級（省・直轄市・自治区）、地級（地区・地区級市・自治州）、県級（県級市・県・市轄区・県・自治権）、郷級（鎮・郷等）の4つの階層に分けられる。各機構は、それぞれ議会等の機関を有しながらも、中央機構及び上級機構の指導下にある。これらの行政区画教育行政機関として、教育局、教育庁ないし教育委員会が設置される。

各地方自治体の役割・権限は以下の通りである。

**図表 43 中国における地方自治体の役割・権限**

地方自治体	役割・権限
省級 (省・直轄市・自治区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国のナショナル・カリキュラムに基づいた省のカリキュラムの策定</li> <li>・各省で使用される教材の選定</li> <li>・当該地域における義務教育発展計画の策定</li> <li>・地方自治体への財政支援</li> <li>・下級機構への監督指導・検査と評価活動の実施 等</li> </ul>
地級 (地区・地区級市・自治州)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域における義務教育発展計画の制定</li> <li>・就学援助活動の実施</li> <li>・教育の監督指導・検査 等</li> </ul>
県級 (県級市・県・市轄区・県・自治権)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域における義務教育発展計画の制定・実施</li> <li>・初等・前期中等教育における校長・教師の雇用と給与の支給</li> <li>・当該地域における初等・前期中等学校における教育活動の指導</li> <li>・郷・鎮の政府による教育関係活動及び初等・前期中等学校の評価の監督・指導 等</li> </ul>
郷級 (鎮・郷等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域における学齢児童の入退学の管理</li> <li>・学校周辺環境の整備 等</li> </ul>

出典：National Center on Education and the Economic (NCEE) ウェブサイト

(<https://ncee.org/what-we-do/center-on-international-education-benchmarking/top-performing-countries/shanghai-china/shanghai-china-system-and-school-organization/>)、大塚豊「中国における義務教育行政の分権改革」（2005）教育と医学の会慶應義塾大学出版会を基に作成

<sup>32</sup> 一般財団法人自治体国際化協会「中国の地方行財政制度」（2017）、文部科学省ウェブサイト 世界の学校体系

([https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848\\_009.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396848_009.pdf)) を基に要約

## ② 学校との関係<sup>33</sup>

県級の教育局、教育庁ないし教育委員会が初等・前期中等学校を管理する。高等教育は国及び省級の教育行政機関が管理する。

### (3) 学校の管理運営

#### ① 学校の権限

義務教育段階の公立学校における、人事、教育活動（教育課程及び教科書）、予算の権限を以下に示す。

		概要
人事		県級の教育局が校長・教職員の雇用を行う。
教育活動	教育課程	国が定めるナショナル・カリキュラムの枠組みの中で、省級の教育局が作成したカリキュラムに基づく。一方で、地方や各学校の実情に合わせて地方や各学校が独自の教育課程を定めることが可能である。
	教科書	国が検定した教科書から各省が選択する。一方で、地方や各学校の実情に合わせて作成された教育課程に合わせて独自の教科書が発行されており、学校による教材選択の裁量が拡大している。
予算		各学校が予算を編成し、主管の教育行政機関から承認を経て予算を執行する。

出典：国立教育政策研究所「第3期科学技術基本計画のフォローアップ「理数教育部分」に係る調査研究」（平成21年3月）、文部科学省「諸外国の教育行財政—7 各国と日本の比較」（2013）株式会社ジアース教育新社、National Center on Education and the Economic (NCEE) ウェブサイト（<https://ncee.org/what-we-do/center-on-international-education-benchmarking/top-performing-countries/shanghai-china/shanghai-china-system-and-school-organization/>）を基に作成。

<sup>33</sup> National Center on Education and the Economic (NCEE) ウェブサイト（<https://ncee.org/what-we-do/center-on-international-education-benchmarking/top-performing-countries/shanghai-china/shanghai-china-system-and-school-organization/>）、大塚豊「中国における義務教育行政の分権改革」（2005）教育と医学の会慶應義塾大学出版会の記載を参照

## ② 管理運営組織<sup>34</sup>

初等中等教育機関では、「校長責任制」の実施、校務会議や教職員代表大会の実施等の学校管理体制の民主化を進めるとともに、保護者委員会の設置やコミュニティの人々や当該地域にいる専門家の学校の管理・監督業務への参加等の学校と家庭・地域との連携が図られている。

---

<sup>34</sup> 文部科学省「諸外国の教育行財政—7 各国と日本の比較」（2013）株式会社  
ジアース教育新社の記載を抜粋

## 4.2 学校評価

### (1) 学校評価（質保証）<sup>35</sup>

教育省の教育監督指導局のもと、全ての地方自治体レベルの学校に対して、教育視学（educational inspection）が行われる。各地方自治体の視学機関は、ベテランの校長や教師、教育研究者等を視学官として雇い、少なくとも月に一回各学校に派遣する。視学の範囲は授業料、カリキュラム、教育指導、食品衛生等多岐に及ぶ。教育視学の結果は、地方自治体と学校にフィードバックされると同時に、公的資料として公開される。2015年時点で、99%の初等・中等教育に対して教育視学が実施されている。

## 4.3 私学行政

### (1) 設置状況

中国では、小学校に占める私立の学校数及び在学者数は、他の教育段階のそれと比較してはるかに少ない。在学者数の観点からみると、幼稚園の段階を除き、公立学校に所属する児童生徒並びに学生が多い傾向がみられる。中国における私立学校の設置状況について、以下に示す。

図表 44 中国における私立学校の設置状況（学校数）

区分	学校数（校）2017年度時点			【参考】 公立 <sup>36</sup>
	私立	全体	私立の割合 私立/全体	
幼稚園	160,372	254,950	62.9%	94,578
小学校	5,975	166,877	3.6%	160,902
中学校	5,276	11,383	46.3%	6,107
高等学校	3,002	13,555	22.1%	10,553
大学（本科）	426	1,243	34.3%	817

出典：文部科学省「諸外国の教育統計 令和2（2020）年」を基に作成。

<sup>35</sup> 中華人民共和国教育省ウェブサイト

([http://jp.moe.gov.cn/about\\_MOE/departments/](http://jp.moe.gov.cn/about_MOE/departments/))、OECD「Education in China a snapshot」（2016）の記載を翻訳・抜粋。

<sup>36</sup> 国立も含む。

図表 45 中国における私立学校の設置状況（在学者数）<sup>37</sup>

区分	在学者数（千人）年度時点			
	私立	全体	私立の割合 私立/全体	【参考】 公立 <sup>38</sup>
幼稚園	25,723	46,001	55.9%	20,278
小学校	8,142	100,937	8.1%	92,795
中学校	5,777	44,418	13.0%	38,641
高等学校	3,063	23,745	12.9%	20,683
大学（本科）	4,017	16,486	24.4%	12,470

出典：文部科学省「諸外国の教育統計 令和2（2020）年」を基に作成。

## (2) 設置認可<sup>39</sup>

県級以上の政府が私立学校に対する権限を有しており、設置認可を与える。

## (3) 学校運営に対する管理<sup>40</sup>

県級以上の各レベルの地方政府における教育行政機関が、当該地域における普通教育を行う私立学校の運営及び教育の質について監督・指導・評価を行う。

私立学校には、私立大学の代表者、校長、および教職員の代表者で構成される学校役員会、理事会またはその他の形態の意思決定機関を設立する必要がある。

学校役員会または理事会は校長の任命および解任、学校の規則や規制の策定、開発計画の策定、学校を運営するための資金調達・予算考査と最終決算、教職員の割り当てと給与基準の決定などを行い、学校の運営には直接関与しない。

校長は、学校役員会または理事会の決定事項の実施、開発計画の実施、学校職員の任命と解雇等を行い、日々の学校運営・管理に責任を有する。

<sup>37</sup> 文部科学省「諸外国の教育統計 令和2（2020）年」より作成

<sup>38</sup> 国立も含む

<sup>39</sup> 中華人民共和国「私立学校促進法」参照

<sup>40</sup> 文部科学省「諸外国の教育行財政—7 各国と日本の比較」（2013）株式会社ジアース教育新社、中華人民共和国「私立学校促進法」、崔 向軍「中国の私立学校制度についての研究」（2001）人文学報 = The Journal of social sciences and humanities / 首都大学東京人文科学研究科人文学報編集委員会 編（317）の記載を参照

## オーストラリアの教育行政制度



### 5.1 国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限

#### (1) 国（中央政府）の教育行政

##### ① 中央の役割と権限<sup>41</sup>

オーストラリアにおける中央の教育行政機関は教育・訓練省（Department of Education and Training）である。

連邦レベルの教育行政は、就学前から高等教育・就学教育を担当しており、教育財政の負担を通じた関与を中心に教育政策の策定・実施等を行っている。

教育政策の策定・実施に加え、オーストラリアカリキュラム評価機構（ACARA）の下で、連邦レベルのナショナル・カリキュラム（Australian Curriculum）の策定を行っている。

##### ② 地方との関係<sup>42</sup>

連邦政府と州政府は、オーストラリア政府間会議（Council of Australian Government: COAG）を通して、教育に関する国家的政策の計画を行っている。また、COAGの下に設置される教育大臣会議（MCEETYA）を通して、就学前教育から高等教育まで、広範な教育問題について検討し政策提言を行っている。

---

<sup>41</sup> 文部科学省ウェブサイト

（[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/03/1396906\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/03/1396906_001.pdf)）の記載を基に要約、オーストラリアカリキュラム評価機構（ACARA）ウェブサイト（<https://www.acara.edu.au/curriculum>）の記載を翻訳・抜粋

<sup>42</sup> 杉本和弘「オーストラリア高等教育のガバナンスと質保証」（2009）広島大学高等教育研究開発センター大学論集（41）の記載を基に要約。

## (2) 地方（州政府）の教育行政

### ① 地方の役割と権限<sup>43</sup>

オーストラリアにおける地方の教育行政は、各連邦州の教育省が担っている。連邦州はそれぞれに独自の教育部門及び機関を有する。連邦州は、各州の教育政策、予算、学校教育の提供に責任を有する。また、各州は ACARA が定める連邦レベルのナショナル・カリキュラムや資格認定、生徒評価の枠組みに基づき、各州における学校組織やカリキュラム開発・実施に関して権限を有する。

### ② 学校との関係<sup>44</sup>

各連邦州の教育省は、各州が所管する公立学校を管理する。連邦州の教育省は、私立学校に対する権限も有しており、私立学校の設置認可、検査、補助的財政支援も担う。

---

<sup>43</sup> 教育・訓練省「Country Education Profiles Australia」の記載を翻訳・抜粋

<sup>44</sup> 同上。

### (3) 学校の管理運営

#### ① 学校の権限

義務教育段階の公立学校における、人事、教育活動（教育課程及び教科書）、予算の権限を以下に示す。

		概要
人事		校長・教師ともに州の教育省が雇用する。いくつかの州では、学校評議会（School Council）が校長の採択と雇用に責任を有するケースもある。
教育活動	教育課程	オーストラリアカリキュラム評価機構（ACARA）の下で作成されたナショナル・カリキュラムに基づき、州が作成したカリキュラムの枠組みの中で各学校が具体的な教育内容を決定する。
	教科書	州が作成したカリキュラムの枠組みのもと、各学校が教科書や教材を決定する。
予算		州によって学校が持つ予算権限は異なる。ビクトリア州では、学校が予算運営の権限を有する。

出典：Australian Council for Educational Research（ACER）「OECD IMPROVING SCHOOL LEADERSHIP ACTIVITY AUSTRALIA: COUNTRY BACKGROUND REPORT」（2007）、ビクトリア州教育省ウェブサイト（<https://www2.education.vic.gov.au/pal/school-council-powers-and-functions/guidance>）を基に作成

#### ② 管理運営組織<sup>45</sup>

多くの州では、地域の声を学校運営に取り込むために、学校評議会（School Councils）もしくは代表理事会（representative Boards）が設置されている。ビクトリア州では、学校評議会は児童生徒の保護者、校長、教員、児童児童（7学年以上の場合）、多くの場合地域住民によって構成されている。その主な役割と権限として、学校運営に必要な商品やサービス、設備や教材等の購入、学校施設や敷地の使用、学校カリキュラムに関する意見提供、学校運営に関する予算管理等が挙げられている。

---

<sup>45</sup> Australian Council for Educational Research（ACER）「OECD IMPROVING SCHOOL LEADERSHIP ACTIVITY AUSTRALIA: COUNTRY BACKGROUND REPORT」（2007）、ビクトリア州教育省ウェブサイト（<https://www2.education.vic.gov.au/pal/school-council-powers-and-functions/policy>）の記載を翻訳・抜粋、佐藤 博志「オーストラリアの自律的学校経営に関する6州2直轄区比較研究（学校の自律性と責任）」学校経営研究 25、（2000）の記載を参照

## 5.2 学校評価

### (1) 学校評価（質保証）<sup>46</sup>

連邦レベルでは、国と国際基準に対する生徒の学習成果を図るため、ACARAの監督の下、全国評価プログラム（National Assessment Program : NAP）を実施している。NAPでは、3年ごとに行う全国サンプル評価（National sample assessments）、PISAやTIMSSなどの国際サンプル評価（International sample assessments）に加え、毎年行う統一テスト、National Assessment Program—Literacy and Numeracy（NAPLAN）を行う。

NAPの結果は、連邦・学校それぞれのレベルで整理された上で、国の教育政策の評価・策定や各州や学校における児童生徒の学習成果の確認に利用される。

州単位では、各学校は、毎年州と合意した目標に対する生徒の学習成果について、報告等の形式で説明責任を果たす必要がある。一部の州の学校では、年次調査による、児童生徒、教師、両親からのフィードバックが求められる。

---

<sup>46</sup> 教育・訓練省「Country Education Profiles Australia」、Australian Council for Educational Research (ACER)「OECD IMPROVING SCHOOL LEADERSHIP ACTIVITY AUSTRALIA: COUNTRY BACKGROUND REPORT」(2007)National assessment Program (NAP) ウェブサイト (<https://www.nap.edu.au/about/why-nap>) の記載を翻訳・抜粋。

## 5.3 私学行政

### (1) 設置状況

オーストラリアでは、中等学校の段階における私立の学校数及び在学者数は他の教育段階と比べ、比較的高い傾向がみられる。オーストラリアにおける私立学校の設置状況について、以下に示す。

図表 46 オーストラリアにおける私立学校の設置状況（学校数）

区分	学校数（校）2019年度時点			
	私立 <sup>47</sup>	全体	私立の割合（私立/全体）	【参考】公立
小学校	1,459	6,245	23.3%	4,786
中等学校	373	1,416	26.3%	1,043
大学	5	43	11.6%	38

出典：オーストラリアカリキュラム評価機構（ACARA）National Report on Schooling in Australia data portal（<https://www.acara.edu.au/reporting/national-report-on-schooling-in-australia/national-report-on-schooling-in-australia-data-portal/school-numbers>）、オーストラリア教育・訓練州ウェブサイト（<https://www.dese.gov.au/higher-education-statistics/resources/2019-list-higher-education-institutions>）を基に作成

図表 47 オーストラリアにおける私立学校の設置状況（在学者数）

区分	在学者数（人）2019年度時点			
	私立	全体	私立の割合（私立/全体）	【参考】公立
小学校	668,723	2,263,884	29.5%	1,595,161
前期中学校	481,421	1,199,481	40.1%	718,060
後期中等学校	203,837	485,446	41.9%	281,609

出典：オーストラリアカリキュラム評価機構（ACARA）National Report on Schooling in Australia data portal（<https://www.acara.edu.au/reporting/national-report-on-schooling-in-australia/national-report-on-schooling-in-australia-data-portal/school-numbers>）、オーストラリア教育・訓練州ウェブサイト（<https://www.dese.gov.au/higher-education-statistics/resources/2019-list-higher-education-institutions>）を基に作成

### (2) 設置認可<sup>48</sup>

各連邦州の教育省が、高等教育機関含めた私立学校の設置認可を行う。高等教育機関の場合は、オーストラリア高等教育質・基準機構（TEQSA）によって正

47 私立学校はカトリックスクールと独立学校（independent school）を含む。

48 教育・訓練省「Country Education Profiles Australia」の記載を翻訳・抜粋

規の高等教育機関として登録され、質保証される必要がある。

### **(3) 学校運営に対する管理<sup>49</sup>**

各連邦州の教育省が管理・監督を担い、公立学校と同様にナショナル・カリキュラムへの準拠が求められる。一方で、教職員の雇用権限は、各学校が有しており、労働条件も各学校で異なる。

---

<sup>49</sup> Australian Council for Educational Research (ACER) 「OECD IMPROVING SCHOOL LEADERSHIP ACTIVITY AUSTRALIA: COUNTRY BACKGROUND REPORT」(2007) の記載を翻訳・抜粋

## 米国の教育行政制度



### 6.1 国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限

#### (1) 国（中央政府）の教育行政

##### ① 中央の役割と権限<sup>50</sup>

米国における中央の教育行政機関はアメリカ合衆国教育省である。その役割は、以下に限定されている。

- ・教育に対する連邦政府の財政援助に関する方針の策定・予算配分と監視
- ・米国内の学校に関するデータの収集と、調査結果の公表
- ・国民に対する主要な教育問題の周知と、国民の関心を集める
- ・差別の禁止と、教育における平等確保

連邦は、合衆国憲法の規定により教育に関する権限を認められておらず、学校に対する管理・監視や教育機関の認定、学問的・専門分野に対するカリキュラムや教育内容の基準の設置等の権限は持たない。

##### ② 地方との関係<sup>51</sup>

連邦政府は直接に教育への権限を持たない。州・地方との関係は主に補助金の提供によるものである。

#### (2) 地方（州政府）の教育行政

##### ① 地方の役割と権限<sup>52</sup>

米国における地方行政機関は、主に州と教育行政のためだけに設置される学区（school district）レベルが担う。

---

<sup>50</sup> アメリカ合衆国教育省ウェブサイト

（<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/fedrole.doc>）の記載を翻訳・抜粋

<sup>51</sup> 国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」（2019）の記載を参照

<sup>52</sup> アメリカ合衆国教育省ウェブサイト

（<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/elsec.doc>）の記載を翻訳・抜粋、国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」（2019）の記載を参照

ほとんどの州では、教育行政を一般行政の一環として処理せず、教育行政に特化した機関としての州教育委員会（state board of education）を設けている。各州それぞれが教育に関する憲法や法律を持ち、州は、全ての段階における教育を監督する。州レベルにおける主な権限は以下の通りである。

- すべての教育段階への資金提供
- 私立学校、高等教育機関への資格付与
- 地方教育委員会の指導・監督
- 各学校段階のカリキュラム、教材、基準、評価に関する大まかな方針作成（高等教育は除く）
- 学校の教員や教育関係者への資格付与

学区は、米国の初等・中等教育段階の教育行政において中心的な役割を果たしている。米国には、14000 を超える学区が組織されており、選出された市民から構成される教育委員会によって運営されている。教育委員会は、学区内の学校の運営、予算、人員に係る幅広い政策の監督を行う。州のガイドラインに基づき学区内のカリキュラムを管理する場合もある。通常、教育委員会は教育行政の実務を専門的な見地から担当する教育長（superintendent）とそれを補佐する事務局を介して学区の学校の運営を監督する。教育員会は、公立の就学前教育、初等教育、中等教育、特殊教育、成人教育、職業訓練センターに対して運営の監視と管理支援を行う。

## ② 学校との関係<sup>53</sup>

公立の初等・中等教育段階の学校は、学区の教育委員会によって管理されている。各学区は管轄の学校に対して規制や方針等を設けるが、その内容は学区によって様々である。各学校は学区が定める枠組みの中で運営を行うため、その裁量は制限されている。

---

<sup>53</sup> アメリカ合衆国教育省ウェブサイト

（<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/schoollevel.doc>）の記載を翻訳・抜粋

### (3) 学校の管理運営

#### ① 学校の権限

義務教育段階の公立学校における、人事、教育活動（教育課程及び教科書）、予算の権限を以下に示す。

		概要
人事		州が教育免許制度を所管するが、教職員の採用は地方学区の教育委員会が権限を有する。
教育活動	教育課程	州が定めたカリキュラムに基づき、学区の教育委員会が公立学校のカリキュラムを監督する。学区に与えられる裁量の大きさは、州によって異なる。
	教科書	州が承認した各学年向けの教科書の一覧から、地方学区が選定する。一方で、州によっては、地方学区や各学校が自由に採択を認められている場合もある。
予算		公立学校における予算は地方学区が管理しており、各学校の予算上における権限は小さい。

出典：アメリカ合衆国教育省ウェブサイト

(<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/local.doc>) 及び  
国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」（2019）を基に作成

#### ② 管理運営組織<sup>54</sup>

公立学校の管理運営主体は学区教育委員会であり、所管学区内の学校における人事、教育課程、予算等は学区教育長が所管する。一方で、各学校に権限と責任を付与する（School Based Management）動きから、校長に権限を委任する州も見られる。

州によっては、校長、保護者、地域住民等からなる学校協議会（School Council）が、校長と権限を共有、もしくは校長への助言役として運営に加わる場合もある。校長を雇用する権限や、教職員スタッフが欠員になった場合に補充し雇用できる権限を持つ場合もあるが、学校協議会の構成や役割は州によって多様である。州が、学校協議会の厳密な構成員と役割を規定する場合もあれば、各学校に任せる場合もある。

---

<sup>54</sup> 文部科学省「諸外国の教育行財政－7か国と日本の比較」（2013）、ジアース教育新社、中留武昭「アメリカにおける「自律的な学校経営（School-Based Management）の制度論的考察」」（2007）の記載を参照

## 6.2 学校評価

### (1) 学校評価（質保証）<sup>55</sup>

初等・中等教育段階では、州政府主導で行う評価行為と、非政府機関である地域協会が主導となって行う評価行為がある。

州政府主導で行う評価では、州法・規則等の法規定に基づき、州教育局が評価主体となって公的に実施する。一方で、制度を公的に設けている州でも、評価の対象や任意・義務化といった受審の要求度、評価の周期、評価基準は、州間で大きく異なる。

もう一つの非政府機関である地域協会が主導となって行う評価は、当初ハイスクール段階の中等教育機関を対象としたものであったが、1950年以降、初等学校・ミドルスクール等の校種にも対応して実施されるようになった。全米には、6つの地域協会<sup>56</sup>が形成されており、各協会が定める基準に準拠して自己評価と訪問評価を行う。各地域協会が合併し、同一の評価基準を設定する動きや、各州が定める評価制度と地域協会が定める評価制度との一体的運用を行う州も見られる。

---

<sup>55</sup> 国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」（2019）、浜田博文編著「現代アメリカにおける初等中等学校の認証評価の動向と特徴」（2013）『教育学論集』（9）の記載を参照

<sup>56</sup> ニューイングランド、ミドルステーツ、西部、北西部、北中部、南部の各地域別

## 6.3 私学行政

米国では、大学における私立学校数の割合が極端に高いものの、それ以外の教育段階における学校数及び在学者数は、公立の割合が高い傾向がみられる。

米国における私立学校の設置状況について、以下に示す。

### (1) 設置状況

図表 48 米国における私立学校の設置状況（学校数）

区分	学校数（校）2016年度時点			
	私立	全体	私立の割合 私立/全体	【参考】 公立
小学校・ミドルスクール	16,760	83,597	20.0%	66,837
ハイスクール	2,946	26,760	11.0%	23,814
大学	2,095	2,832	74.0%	737

出典：文部科学省「諸外国の教育統計 令和2（2020）年版」を基に作成。

図表 49 米国における私立学校の設置状況（在学者数）

区分	在学者数（千人）2016年度時点			
	私立	全体	私立の割合 私立/全体	【参考】 公立
幼稚園・保育学校	2,190	7,776	28.2%	5,586
初等段階	4,301	39,779	10.8%	35,477
中等段階	1,474	16,612	8.9%	15,138
大学	5,012	13,754	36.4%	8,743

出典：文部科学省「諸外国の教育統計 令和2（2020）年版」を基に作成

## (2) 設置認可<sup>57</sup>

私立学校の設置認可は、各州が行う。私立学校の設置認可の形態は、免許制度 (licensing)、承認制度 (approval)、登録制度 (registration)、アクレディテーション制度 (accreditation) の4種類に分けられる。<sup>58</sup>

4種類の中から複数制度を設置認可方法として設定する場合や、複数制度を選択していても一つの要件として設定する場合、特定の学校にのみ課す場合もある。

## (3) 学校運営に対する管理<sup>59</sup>

義務教育段階については在学者数、教職員数、出席状況や授業実施状況等を、定期的に州あるいは所在学区に報告する必要がある。一部の州では、教師の認定や、州が定めるカリキュラムへの基準への準拠等を義務付ける場合がある。

---

<sup>57</sup> アメリカ連邦教育省「State Regulation of Private Schools」(2009)の記載を参照

<sup>58</sup> 「免許制度は、一定の要件や基準を満たす私立学校に対して州が運営免許を交付する制度、承認制度は当該私立学校への就学が公立学校就学義務要件を代替すると州が認める制度、登録制度は学校名や所在地を州に登録する制度、アクレディテーション制度は学習環境や教育プログラムが教育機関として一定の水準達しているか否かを設定された木ユンに従って審査・認定する制度である。」文部科学省「諸外国の教育行財政ー7か国と日本の比較ー」(2013)より抜粋

<sup>59</sup> アメリカ連邦教育省「State Regulation of Private Schools」(2009)の記載を翻訳・抜粋、文部科学省ウェブサイト

(<https://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/2bunkakai/dai5/2-5siryou5-1.html>)を基に要約



### 7.1 国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限

#### (1) 国（中央政府）の教育行政

##### ① 中央の役割と権限<sup>60</sup>

英国における中央の教育行政機関は教育省である。

教育省は、幼児教育から学校教育、高等教育、職業訓練まで教育制度全般を統括しており、教育制度全体における方向性の計画、教育政策の決定、全ての段階における教育提供に責任を有する。

##### ② 地方との関係<sup>61</sup>

2016年の都市および地方権限移譲法によって、成人教育や教育研修に関する責任が地方に移譲されている。

---

<sup>60</sup> 文部科学省ウェブサイト

([https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864\\_007\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864_007_1.pdf)) の記載を基に要約、Eurydice ウェブサイト

([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-93\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-93_en)) の記載を翻訳・抜粋

<sup>61</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-93\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-93_en)) の記載を翻訳・抜粋

## (2) 地方（州政府）の教育行政

### ① 地方の役割と権限<sup>62</sup>

英国における地方の教育行政機関は地方当局（local authority）である。地方当局は、出生から 19 歳までの児童生徒・学生と教育を受けている 25 歳までの若者を対象とした教育サービス提供を担う。

教育における地方当局の主な役割は以下の通りである。

- 公立（営）学校の設置
- 公立学校等の入学施策の決定
- 公立（営）学校への予算割当・配分
- 公立学校等における教員の雇用 等

### ② 学校との関係<sup>63</sup>

英国には、複数の学校の種類が存在しており、種類に応じて地方当局と学校との関係は異なる。地方当局は、公立（営）学校に対する財政支援や、一部の公立（営）学校の教師の雇用を担う。一方で、近年多くの公立（営）学校はアカデミーに切り替えられていることもあり、地方当局の学校に対する権限は減少傾向にある。

英国における学校の種類とその特徴について次頁に示す。

---

<sup>62</sup> 同上

<sup>63</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-93\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-93_en)) の記載を翻訳・抜粋

図表 50 英国における学校の種類とその特徴

学校の種類		特徴
公立 (営) 学校 (maintained school)	公立学校 (community school)	地方当局が設置しており、経常費、資本的経費も地方当局によって負担されている。地方当局が土地・建物を所有し、地方当局は教師の雇用者でもある。
	有志団体立管理学校 (Voluntary controlled school)	地方当局が経常費、資本的経費を負担する。学校はイングランド国教会・カトリック教会等の学校の設立母体によって所有される。地方当局は教師の雇用者である。
	有志団体立補助学校 (Voluntary aided school)	地方当局が、経常費を負担する。学校はイングランド国教会・カトリック教会等の学校の設立母体によって所有されており、所有者が教師を雇用する。
	地方補助学校 (foundation school)	地方当局が経常費、資本的経費を負担する。学校又は設立母体が学校を所有し、教師を雇用する。
公営 独立学校 (publicly- funded- independent school)	アカデミー	国と直接契約を結び公的財源を受け取っており、地方当局から独立している。学校が教職員を雇用する。
	フリースクール	既存の公立(営)学校がアカデミーに転換したものではなく、新規規定のもと設立されたアカデミーを指す。
独立学校 (independent school)		いかなる公的財源も受け取らない学校。パブリックスクール(public school)とも言われる。

出典：Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/united-kingdom-england/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/united-kingdom-england/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level_en)) より作成

### (3) 学校の管理運営

#### ① 学校の権限

義務教育段階の公立（営）学校における、人事、教育活動（教育課程及び教科書）、予算の権限を以下に示す。

		概要
人事		公立学校と有志団体立管理学校においては、地方当局が正式な教員雇用者であるが、教職・非教職員の採用は各学校の理事会に委任されている。ただし、地方当局は、公立学校の人事に関して協議や、助言を行うことができる。
教育活動	教育課程	国が定めるナショナル・カリキュラムに準拠する形で、各学校が独自のカリキュラムを編成する。また、宗教教育を実施する必要がある。
	教科書	どのような教科書・教材を用いるかは各教師の裁量に委ねられており、ナショナル・カリキュラムに沿う形で、教師が指導方法や教材を決定する。教科書についても、国によって規定された教科書はなく、民間によって出版されている。
予算		予算管理・運営は学校理事会（school governing body）と校長に委任されている。各学校の理事会が、学校の財務実績を監督し、予算が適切に使用されていることを管理する。

出典：Eurydice ウェブサイト（[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/teaching-and-learning-primary-education-48\\_en#Religiouseducationandcollectiveworship](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/teaching-and-learning-primary-education-48_en#Religiouseducationandcollectiveworship)）を基に作成

#### ② 管理運営組織<sup>64</sup>

全ての公立（営）学校は、学校理事会（school governing body, governing boards）によって管理・運営されている。学校理事会は、少なくとも 7 人から構成され、2 人の保護者代表、校長、1 人の教職員代表、1 人の地方自治体代表者を含む必要がある。学校理事会は、学校運営を行う上で計画的な役割を果たし、校長は日々の学校運営に対して責任を有する。学校理事会の主要機能として以下の 3 点が挙げられる。

- ・ 明確な学校のビジョン・校風（ethos）・戦略的方向性の確保
- ・ 学校と児童生徒の教育成果、教職員等スタッフの人事施策に対する説明責任を持つ代表者の保持
- ・ 学校の財務実績に対する監督と、予算使用における適切性の確保

<sup>64</sup>Eurydice ウェブサイト（[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/united-kingdom-england/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/united-kingdom-england/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level_en)）の記載を翻訳・抜粋

## 7.2 学校評価

### (1) 学校評価（質保証）<sup>65</sup>

英国では、国の独立政府機関である教育水準局（the Office for Standards in Education, Children's Services and Skills : Ofsted）が児童のデイケア、学校、カレッジ、教員養成、職業訓練等の監査・統制の責任を有する。

公立（営）学校の場合、少なくとも5年に一回、勅任視学官（Her Majesty's Inspectors）により、2日ほどの外部監査を受ける。外部監査の間、勅任視学官は、指導と学習の質に関する情報を収集するために、児童生徒の観察、児童生徒の教育成果の評価、現地での授業観察、指導の質に関する校長、理事、教職員や児童生徒へのインタビュー等幅広い監査を行う。勅任視学官は、教育の質・生徒の行動と態度・生徒の精神的・社会的な発達・リーダーシップと管理運営の4つの観点から評価を行い、監査報告書を作成する。監査報告書は、学校理事会、校長、地方自治体に送られ、学校理事会は5営業日以内に、学校に所属するすべての保護者と児童生徒に調査報告書を送付する必要がある。各学校の調査報告書は教育水準局から一般に公開される。

国による外部監査に加え、地方当局と各学校の各レベルでも質保証の取組がなされている。地方当局は、2006年教育監察法（Education and Inspections Act 2006）に基づき、所管する学校の取組を監視・支援する責任を有する。また、各学校では、改善に向けた目標を設定するために、校長等が学校の取組を様々な観点から監視・評価を行う。学校理事会は、各教師や学校（理事会自体も含む）の運営と成果を概観すると同時に、各学校の監視・評価体制が適切に行われているか確認を行う。

---

<sup>65</sup> Eurydice ウェブサイト（[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/quality-assurance-early-childhood-and-school-education-78\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/quality-assurance-early-childhood-and-school-education-78_en)）の記載を翻訳・抜粋

## 7.3 私学行政

### (1) 設置状況

英国では、保育学校から初等中等学校における私立学校数と在学者数の割合は極端に少ない。英国における私立学校の設置状況について、以下に示す。

図表 51 英国における私立学校の設置状況（学校数）

区分	学校数（校）2018年度時点			
	私立 <sup>66</sup>	全体	私立の割合 私立/全体	【参考】 公立
保育学校・初等中等教育学校 (特殊教育学校を含む)	2,466	32,095	7.6%	29,629
大学 <sup>67</sup>	163	163	100%	0

出典：保育学校・初等中等教育学校（特殊教育学校を含む）指標は英国教育省「Education and training statistics for the UK: 2019」、大学の指標は文部科学省「諸外国の教育統計 令和2（2020）年」より作成

図表 52 英国における私立学校の設置状況（在学者数）

区分	在学者数（千人）2018年度時点			
	私立	全体	私立の割合 私立/全体	【参考】 公立
保育学校・初等中等教育学校 (特殊教育学校を含む)	594.2	10425.8	5.6%	9831.6
大学	2,343.1	2,343.1	100%	—

出典：保育学校・初等中等教育学校（特殊教育学校を含む）指標は英国教育省「Education and training statistics for the UK: 2019」、大学の指標は文部科学省「諸外国の教育統計 令和2（2020）年」より作成

<sup>66</sup> 初等中等教育学校における私立学校は、独立学校（independent school）を指す

<sup>67</sup> イギリスの大学は独立の法人であり、政府からの拠出が財源の50%以上、もしくは教職員給与が政府によって支払われている場合は公営私立とするという定義の下、国の分類も100%公営私立としている

## (2) 設置認可<sup>68</sup>

初等中等教育段階における私立学校（独立学校 independent school を指す）は、教育省に登録される必要がある。すべての独立学校は、教育の質に係る基準を満たす必要があり、登録前と学校開校 1 年以内に教育水準局によって審査される。各学校が十分な教育を提供していないと判断された際は、登録から削除され閉鎖される。

## (3) 学校運営に対する管理<sup>69</sup>

初等中等教育段階における私立学校は、法に定められているように、設置認可や監査に関して政府の統制の対象となる。一方で、管理・運営に関しては大きな裁量を有しており、国が定めるナショナル・カリキュラムや教師の雇用条件に従う必要はない。

---

<sup>68</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/organisation-private-education-93\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/organisation-private-education-93_en)) の記載を翻訳・抜粋

<sup>69</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/quality-assurance-early-childhood-and-school-education-78\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/quality-assurance-early-childhood-and-school-education-78_en)) の記載を翻訳・抜粋

## エストニアの教育行政制度



### 8.1 国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限

#### (1) 国（中央政府）の教育行政

##### ① 中央の役割と権限<sup>70</sup>

エストニアにおける中央の教育行政機関は教育研究省（Ministry of Education and Research）である。教育、研究、青少年、言語に関連する国の政策を担当し、就学前教育から初等中等教育、高等教育、成人教育等の管理に責任を有する。

具体的には、国家開発計画の策定、法的制度の策定、国全体の教育カリキュラムおよび基準の策定、国全体の教育監督および質保証のためのシステム開発、教育予算の策定と割り当て等を行う。

##### ② 地方との関係<sup>71</sup>

地方は、国全体の教育カリキュラムや基準に基づき、地方における教育計画や予算の策定、割当を行う。

---

<sup>70</sup> 教育研究省ウェブサイト (<https://www.hm.ee/en/ministry/introduction>)、Basic Schools and Upper Secondary Schools Act (<https://www.riigiteataja.ee/en/eli/530062020003/consolide>)、Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-24\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-24_en)) の記載を翻訳・抜粋

<sup>71</sup> 同上

## (2) 地方（州政府）の教育行政

### ① 地方の役割と権限<sup>72</sup>

エストニアにおける地方の教育行政は、市町村レベルにおける地方自治体の教育担当部局によって実施されている。地方自治体は、居住地域のすべての児童に就学前教育機関に通う機会と、義務教育就学年齢に達したすべての児童に居住地の学校で学ぶ可能性を提供する義務を負う。就学前教育から後期中等教育段階における教育の提供、学校の維持に責任を有しており、当該地域における教育開発計画の策定と実施等を行う。

### ② 学校との関係<sup>73</sup>

地方自治体は、法令に基づき教育機関の設置・閉鎖、経済的支援の実施と資金調達等を担う。

---

<sup>72</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-24\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-24_en)) の記載を翻訳・抜粋

<sup>73</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-24\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-24_en)) の記載を翻訳・抜粋

### (3) 学校の管理運営

#### ① 学校の権限

義務教育段階の公立学校における、人事、教育活動（教育課程及び教科書）、予算の権限を以下に示す。

		概要
人事		学校を所管する地方自治体が校長を任命する <sup>74</sup> 。校長は、教員の採用権限を有する。
教育活動	教育課程	国が定める教育カリキュラムに基づき、各学校が教育課程を作成する。
	教科書	教科書自体は法律によって定義されておらず、使用義務も課されていない。ただし、多くの学校で教科書が使用されており、各学校が選択する。
予算		各学校が、割り当てられた予算の使用用途を決定する。

出典：Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-24\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-24_en))、公共財団法人教科書研究センターウェブサイト「海外教科書制度調査研究報告書」(<https://textbook-rc.or.jp/wp-content/uploads/2020/10/46228717f1cbd99f0581e0caadcc9240.pdf>) を基に作成

#### ② 管理運営組織<sup>75</sup>

初等・中等教育段階における学校は校長と教員会議 (teachers' council)、理事会 (board of trustees) によって運営されている。

教員会議は学校の教員から構成され、学校の指導と教育に関する問題を取り扱う。理事会は、生徒、教師、学校所有者等で構成され、学校発展計画 (School Development Plan) の作成、学校のカリキュラム承認・修正、学校内の規定、予算策定等に関して意見を申し入れる。

---

<sup>74</sup> 自治体が運営する学校の場合は、地方自治体や市政府が行う。県立学校の場合は、その教育機関が所属する政府管轄区域にある県を指揮する知事、国の教育機関の場合は、学校長の雇用契約は、その教育機関が属する政府の管轄下にある省庁の大臣が行う

<sup>75</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-24\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-24_en)) の記載を翻訳・抜粋

## 8.2 学校評価

### (1) 学校評価（質保証）<sup>76</sup>

教育文化省は、初等・中等教育段階に対して、各学校における教育の質と有効性等を確保することを目的に管理監督（administrative supervision）を行う。

学校訪問や各種会議への参加、ドキュメント調査を通して、各学校の指導・教育活動や法務管理等に関する評価を行う。評価結果は一般に公開される。

また、教育機関内部における質保証制度の確立と学校の自律的な経営を支援することを目的に、各学校には、内部評価の実施が義務付けられている。学校は、教育目標、学習目的等を定めた学校開発計画（School Development Plan）を3年ごとに作成する。学校は、学校開発計画の期間内に少なくとも1回、学校の指導、教育活動、学校運営等に関して評価を行い、評価結果をまとめたレポートを作成する。レポートは、学校ごとにスクールファイル（a school file : KOOLIKAART）としてまとめられ、一般に公開される。

---

<sup>76</sup> Basic Schools and Upper Secondary Schools Act  
(<https://www.riigiteataja.ee/en/eli/ee/508012015002/consolide/current>)、  
Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/quality-assurance-early-childhood-and-school-education-20\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/quality-assurance-early-childhood-and-school-education-20_en)) の記載を翻訳・抜粋

## 8.3 私学行政

### (1) 設置状況

エストニアでは、幼稚園から大学の各段階において私立学校の割合は低い傾向がみられる。エストニアにおける私立学校の設置状況について、以下に示す。

図表 53 エストニアにおける私立学校の設置状況（学校数）

区分	学校数（校）2019 年度時点		
	私立	全体	私立の割合 私立/全体
幼稚園	58	614	9.4%
基礎教育学校 <sup>77</sup>	57	516	11.0%
大学	1	7	14.2%%

出典：エストニア教育研究省「Important activities in the 2019-2020 academic year」、Eurydice ウェブサイト（[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/organisation-private-education-24\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/organisation-private-education-24_en)）を基に作成。

### (2) 設置認可<sup>78</sup>

初等・中等教育を設置する際は、活動申請を提出する必要があり、教育研究省によって審査される。

### (3) 学校運営に対する管理<sup>79</sup>

私立学校は、地方自治体の監督下にあり、活動免許に規定された範囲の中で、国が定めるカリキュラムに基づき教育を提供する。

---

<sup>77</sup> 1 学年～6 学年の初等教育学校、1 学年～9 学年の基礎学校、1 学年～12 学年もしくは 10 学年～12 学年のギムナジウムを含む

<sup>78</sup> Private Schools Act

(<https://www.riigiteataja.ee/en/eli/ee/530062014001/consolide/current>) 参照

<sup>79</sup> Private Schools Act

(<https://www.riigiteataja.ee/en/eli/ee/530062014001/consolide/current>)

、Eurydice ウェブサイト（[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/organisation-private-education-24\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/organisation-private-education-24_en)）の記載を翻訳・抜粋

学校の運営は、校長、教師の代表、私立学校を所有する機関の代表者から構成される学校理事会と校長が担う。初等・中等教育段階の場合は生徒の参加が義務付けられており、保護者も参加する場合がある。

校長は適切な予算執行に対して責任を有する。半年に 1 回学校の教育状況等と併せて、財政状況を学校理事会に報告する必要がある。

## デンマークの教育行政制度



### 9.1 国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限

#### (1) 国（中央政府）の教育行政

##### ① 中央の役割と権限<sup>80</sup>

デンマークにおける中央の教育行政機関は、子供教育省 (Ministry of Children and Education)、高等教育科学省 (The Ministry of Higher Education and Science)、文化省 (The Ministry of Culture) であり、子供教育省と高等教育科学省が教育行政に係る責任を有する。中央の教育行政機関は、教育の目標や枠組みの設定、財政支援、時にカリキュラムや試験、教員配置等について責任を有する。

子供教育省は幼児教育とケア、初等中等教育を担当し、初等中等教育におけるカリキュラムの枠組みを策定する。また、市議会と協力し、地方自治体の初等・中等教育を監督する。

高等教育科学省は、高等教育と成人教育を担当する。

##### ② 地方との関係<sup>81</sup>

国は各地方自治体の市議会と協力し、地方自治体の初等・中等教育を監督する。

---

<sup>80</sup> Ministry of Children and Education(<https://eng.uvm.dk/>)、  
The Ministry of Higher Education and Science  
(<https://ufm.dk/en/the-ministry/organisation/the-ministry>)、[Eurydice](#) ウェブ  
サイト  
([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/denmark\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/denmark_en))の  
記載を翻訳・抜粋

<sup>81</sup> 同上

## (2) 地方（州政府）の教育行政

### ① 地方の役割と権限<sup>82</sup>

デンマークにおける地方の教育行政機関は各地方自治体が担っており、地方自治体が、学校を所有し運営する。地方自治体に設置される市議会は、国が定める基準の中で、財政枠組みの作成や、各地域における教育目標、所管する学校の監督を行う。

### ② 学校との関係<sup>83</sup>

地方自治体は所管する学校の監督を行う。市議会は各地域における教育目標を設定し、各学校は市議会に対して学校におけるカリキュラムを提出する。

---

<sup>82</sup> OECD 「Country Background Report Denmark」 (2016)、Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-22\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-22_en)) の記載を翻訳・抜粋

<sup>83</sup> 同上

### (3) 学校の管理運営

#### ① 学校の権限

義務教育段階の公立学校における、人事、教育活動（教育課程及び教科書）、予算の権限を以下に示す。

		概要
人事		地方自治体が教員を雇用する。学校内の教員の配置等については、校長が決定する。
教育活動	教育課程	国は各科目の教育目標を作成し、地方自治体の市議会は各教育目標に対する達成方法を決定する。国はカリキュラムガイドラインを発行するが、推奨事項という位置づけあり、各地域や学校にその遵守は義務付けられていない。ほとんどの学校は、地域が定める枠組みに基づき、独自のカリキュラムを作成する。
	教科書	教科書について、国定、検定、認定等の制度はなく、教材の一つという位置づけに過ぎない。国が設定する教育目標の達成に向け、各学校が生徒のニーズを踏まえながら教科書含めた教材を選択する。
予算		市議会が示す枠組みの中で、各学校が予算を編成する。

出典：公共財団法人教科書研究センターウェブサイト海外教科書制度調査研究報告書各国概要  
<https://textbook-rc.or.jp/wp-content/uploads/2020/10/ecd292a14524f45af23b4a1e22f47527.pdf>）、Eurydice ウェブサイト  
[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/conditions-service-teachers-working-early-childhood-and-school-education-21\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/conditions-service-teachers-working-early-childhood-and-school-education-21_en)）を基に作成

## ② 管理運営組織<sup>84</sup>

初等・前期中等教育段階の学校では、主に校長、学校委員会（school board）、教育評議会（pedagogic council）が学校の管理・運営を担う。

校長は、教員の配置や児童生徒に関わる具体的な事項について決定権を有する。同時に、市議会が定めた財政の枠組みの中で予算編成を行い、学校の教育活動に対する基準を作成し、学校委員会に提出する。

学校委員会は、各学校の保護者、教師、児童生徒の代表から構成され、市議会が定める目標や枠組みに基づき活動を行い、学校活動を監督する。学校の予算と教材の承認や、市議会に提出する学校のカリキュラムに対する提案も行い、その他、各学年の授業数、1日の授業時数、教師間の役割分担等に係る事項も扱う。

教育評議会は、校長への助言を行う機関として各学校に設置される。教育評議会は、学校の教育に関わる全てのスタッフにより構成され、校長への助言に加え学校における教育の課題や学校改革に係る議論を行う。

後期中等教育段階の学校では、校長、教育評議会に加え、主に各地域の学校外のメンバーから構成される委員会（elected board）によって管理・運営される。

委員会は、市議会が示す枠組みの中で学校予算を作成し、学校における予算運営に責任を有する。

---

<sup>84</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-22\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-22_en)) の記載を翻訳・抜粋

## 9.2 学校評価

### (1) 学校評価（質保証）<sup>85</sup>

初等・前期中等教育段階における学校評価は、地方自治体と国レベルで行われる。

地方自治体は、公立学校の質保証に関して責任を有しており、2年に1回、学校教育の質、教育の質評価のために採用した手段、前回の質評価を受けて実施した取組を記載したレポートを作成する必要がある。

国における学校評価は、国立質監督機関（National Agency for Quality and Supervision）とデンマーク評価機構（Danish Evaluation Institute）によって行われる。国立質監督機関は、地方自治体によるレポート作成を監督すると同時に、毎年すべての公立学校に対してスクリーニング調査を行う。スクリーニング調査では、学校における教育と指導、児童生徒の学習成果等に関して評価が行われる。評価が継続的に低い場合は、所管する地方自治体の市議会に対して改善に向けた行動計画の策定を要求することができる。デンマーク評価機構が実施する評価は、個々の学校における評価ではなく、評価初等・中等教育段階の学校に関するテーマを対象に行われることが多い。

---

<sup>85</sup> Eurydice ウェブサイト（[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/denmark/quality-assurance-early-childhood-and-school-education\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/denmark/quality-assurance-early-childhood-and-school-education_en)）の記載を翻訳・抜粋

## 9.3 私学行政

### (1) 設置状況

デンマークでは、就学前教育から普通高等学校における私立の学校の割合は比較的低い傾向がみられる。なお、デンマークには私立の高等教育機関は存在しない。デンマークにおける私立学校の設置状況について、以下に示す。

図表 54 デンマークにおける私立学校の設置状況（学校数）

区分	学校数（校）2018年度時点			
	私立	全体	私立の割合 私立/全体	【参考】 公立
就学前教育 (ISCED0)	1,119	3,908	28.6%	2,789
初等・中等養育	548	1,637	33.4%	1,089
普通高等学校	31	157	19.7%	126

出典：Eurydice ウェブサイト（[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/statistics-organisation-and-governance-22\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/statistics-organisation-and-governance-22_en)）の記載を基に作成

### (2) 設置認可<sup>86</sup>

教育機関に関する法律に基づき、教育機関を認可する場合には、教育機関の規約を教育省が承認する必要がある。

---

<sup>86</sup> 教育子供省ウェブサイト（<https://eng.uvm.dk/general-overview/self-governance/the-self-governance-model>）の記載を翻訳・抜粋。

### (3) 学校運営に対する管理<sup>87</sup>

初等・前期中等教育段階の私立学校は、教育省に対して責任を有する理事会を持ち、自治運営を行う機関である。

すべての初等・前期中等教育段階の私立学校は、教育省に認定され、かつ保護者に選定された監督者を複数配置する必要がある。監督者は児童生徒の学習達成度や公立学校と比較した際の学校の教育水準を評価する。提供されている教育等が十分ではないと判断した場合、監督者は教育省に報告する義務がある。報告の内容によっては、教育省は特別な監督措置を設ける場合がある。

後期中等教育段階の私立学校も、同様に教育省に対して責任を有する理事会を持ち自治運営を行う機関である。理事会は、校長の任命や解任（任命の場合は、教育省の承認が必要である）、予算の決定を担う。後期中等教育段階の教育機関に対しては、教育省が教育・試験を監督する。

---

<sup>87</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/organisation-private-education-22\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/organisation-private-education-22_en)) の記載を翻訳・抜粋

## ドイツの教育行政制度



### 10.1 国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限

#### (1) 国（中央政府）の教育行政

##### ① 中央の役割と権限<sup>88</sup>

ドイツにおける中央の教育行政機関は連邦教育研究省（Federal Ministry of Education and Research (Bundesministerium für Bildung und Forschung : BMBF).であり、児童生徒への財政支援、企業内職業訓練、科学・学術研究の振興等に関して責任を負う。また、その他教育関連所管省として、連邦家族問題・高齢者・女性・青年省(The Federal Ministry for Family Affairs, Senior Citizens, Women and Youth (Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend : BMFSFJ))が置かれており、就学前教育や幼児のデイケアサービス、託児所に関して責任を担う。

##### ② 地方との関係<sup>89</sup>

学校教育や高等教育、社会人教育・継続教育の分野に関して、教育に関する立法権・管理は基本的に州の責任である。しかし、連邦政府と州間での連携が必要な際は、共同学術委員会（Gemeinsame Wissenschaftskonferenz : GWK）や、学術協議会（Wissenschaftsrat）にて協議が行われる。

共同学術委員会では、学術資金、科学・学術政策等に係るすべての問題を取り扱う。学術協議会は、科学、研究、高等教育部門の内容と構造的発展に関連するすべての問題に関して連邦政府と州に勧告を行う。

---

<sup>88</sup> 文部科学省ウェブサイト「世界の学校体系」

([https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864\\_023\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864_023_1.pdf)) の記載を基に要約、

Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-31\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-31_en)) の記載を翻訳・抜粋

<sup>89</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-31\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-31_en))、共同学術委員会ウェブサイト (<https://www.gwk-bonn.de/en/>)

、学術協議会ウェブサイト ([https://www.wissenschaftsrat.de/DE/Ueberuns/Wissenschaftsrat/wissenschaftsrat\\_node.html](https://www.wissenschaftsrat.de/DE/Ueberuns/Wissenschaftsrat/wissenschaftsrat_node.html)) の記載を翻訳・参照

## (2) 地方（州政府）の教育行政

### ① 地方の役割と権限<sup>90</sup>

ドイツにおける地方の教育行政は、主に連邦州が担っている。連邦州は学校教育や高等教育、社会人教育・継続教育の分野に関して立法権を持ち、当該分野における教育制度の管理を行う。各州は、初等中等教育の目標、学校の種類、修学年限、教育課程等の枠組みを定め、実施している。学習指導要領等も各州が定めしており、教員の給与・年金負担についても責任を有する。

各連邦州間で教育制度の共通性を図り、必要な施策を実施するために、連邦州政府教育文化大臣会議（**Standing Conference of the Ministers of Education and Cultural Affairs of the Länder in the Federal Republic of Germany**）（**KMK**）が設置されている。**KMK** で議決された事項はあくまでも勧告であり、各州の議会によって拘束力のある法律として制定されるまで法的拘束力を持たない。

地方自治体は、学校設置者としての権限を有しており、公の営造物として学校を維持・管理すると同時に、教員以外の必要な職員の配置を行う。

### ② 学校との関係<sup>91</sup>

公立学校は多くの場合州と地方自治体によって維持されている。州は教職員の給与を負担し、非教職員の給与等は地方自治体が負担する。また、地方自治体は学校設置者として学校の建設・維持を行う。

---

<sup>90</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-31\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-31_en)) の記載を翻訳・抜粋、国立研究政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」（2019）の記載を基に要約

<sup>91</sup> 同上

### (3) 学校の管理運営

#### ① 学校の権限

義務教育段階の公立学校における、人事、教育活動（教育課程及び教科書）、予算の権限を以下に示す。

		概要
人事		州が公立学校の校長と教員の採用に関する権限を有する。一部の州では、地方自治体が校長の任命に関与し、意見や提案を申し入れる権利が与えられている。
教育活動	教育課程	学校は、州の定める規則及び学習指導要領等に基づき教育課程を編成・実施する。近年は、学校の裁量拡大の措置に伴い、州の規則を大綱化するケースも見られる。
	教科書	教科書や教材は、原則州の許可制である。州が許可した教科書リストから、教員会議で選択したのち学校会議に提案、決定する。
予算		学校の予算に関する権限が拡大しており、多くの州の学校では、地方自治体から割り当てられた予算内で学習・指導教材等の購入など財源の使用項目を自由に決定することができる。予算の決定は学校会議で行う。

出典：Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-31\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-31_en)) を基に作成

## ② 管理運営組織<sup>92</sup>

学校を運営する組織として、教員会議（teachers' conference : Lehrerkonferenz）と学校会議（school conference : Schulkonferenz）が挙げられる。

教員会議は、学校のすべての教員から構成される大規模なものもあれば、クラスを担当する教員で構成される小規模なものもある。教員会議では、個々の教師が指導の自由を侵害しないよう注意しながら教育指導や、退学を含むこの懲戒処分を決定する責任を有する。また、州によって認定された教科書のリストの中から、教科書を選定するのも教員会議の職務の一つである。一部の州では、親（生徒）の代表者が意見を申し入れ、会議に参加する権利を有する。

学校会議は、校長と教師、児童生徒と保護者、時に学校外の運営協力者間での連携を担う組織として置かれる。学校会議が取り扱う内容は州によって異なるが、主に以下の内容を取り扱う。

- 学校生活と指導の組織：学校規則や懲戒規則の策定、授業と休憩時間の計画、教室の割当
- 児童生徒の安全確保：通学時の交通安全規定の策定、通学輸送、学校敷地内での事故防止
- 学校監督下の課外活動：学外連携、国内施設への滞在、工場や美術館の見学等

また、教科書の適切性、授業や宿題の要件等学校における教育や、他の学校との併合・建物の建設計画、学校の備品や設備について議論する場合もある。

---

<sup>92</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-31\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-31_en)) の記載を翻訳・抜粋

## 10.2 学校評価

### (1) 学校評価（質保証）<sup>93</sup>

州のすべての学校は、法規監督（legal supervision : Rechtsaufsicht）、専門監督（academic supervision : Fachaufsicht）、服務監督（supervision of the staff at public-sector schools : Dienstaufsicht）の対象となる。

法規監督は、学校外に係る学校管理の合法性を監視するものであり、通常学校設置者である地方自治体によって行われる。

専門監督は、学校が州定めるカリキュラムと試験規則を遵守していることを確認し、必要に応じて適切な措置を与えるものである。州の監督当局は、各学校を訪問し実際に授業に参加することで監督を行う。

州の監督当局は、服務監督（supervision of the staff at public-sector schools : Dienstaufsicht）として、校長や教員等、学校で働く教員の管理・行動も監督する。一部の州では、学校の裁量を拡大する目的から、服務監督の権限を校長に委任するケースも見られる。

近年、学校の制度的独立性が高まり、全ての州で「学校点検 : Schulinspektion」もしくは「学校査察 : Schulvisitation」と呼ばれる外部評価が義務付けられている。一般的に州の教育省の責任の下、学校教育の質向上を目的に3年もしくは6年に1回実施される。外部評価では、個々の学校評価に重きが置かれており、データやドキュメント収集、アンケート調査、インタビュー等を用いて評価を行う。

---

<sup>93</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-31\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-31_en)) の記載を翻訳・抜粋

## 10.3 私学行政

### (1) 設置状況

ドイツでは、幼稚園に占める私立の学校数及び在学者数の割合が極端に高く、それ以外の教育段階においては公立の学校数及び在学者数の割合が高い傾向がみられる。ドイツにおける私立学校の設置状況について、以下に示す。

**図表 55 ドイツにおける私立学校の設置状況（学校数）**

区分	学校数（校）2017年度時点			
	私立	全体	私立の割合 私立/全体	【参考】 公立
幼稚園・学校幼稚園等	11,786	18,444	63.9%	6,658
基礎学校	880	15,409	5.7%	14,529
中等教育機関	3,490	19,869	17.6%	16,379
大学	26	181	14.4%	155

出典：文部科学省「諸外国の教育統計 令和2（2020）年」を基に作成。

**図表 56 ドイツにおける私立学校の設置状況（在学者数）<sup>94</sup>**

区分	在学者数（千人）2017年度時点			
	私立	全体	私立の割合 私立/全体	【参考】 公立
幼稚園・学校幼稚園等	1,315.1	2,032.8	64.7%	717.7
基礎学校	98.3	2,796.4	3.5%	2,698.1
中等教育機関	746.0	7,447.2	10.0%	6,701.2
大学	26.8	1,818.3	1.5%	1,791.5

出典：文部科学省「諸外国の教育統計 令和2（2020）年」を基に作成

<sup>94</sup>同上

## (2) 設置認可<sup>95</sup>

初等・中等教育段階における私立学校は、「代替学校（Ersatzschulen (alternative schools)）」と「補完学校 Ergänzungsschulen (complementary schools)」の2種類存在する。

代替学校は、州の管轄当局の承認を得る必要があるが、宗教学校、国際学校等独自の特徴を生かした教育目標の遂行が可能である。設置の承認にあたっては、各学校が掲げる教育目的、設備、教員の質が公立学校と同程度保たれていることが条件となる。

補完学校は、職業領域に関する教育を提供する機関である。補完教育は所管する州の管轄当局に、設置を通知するだけでよいとされている。ただし、州の承認は、資格取得に対応する試験の実施と卒業証書の授与の権利を自動的に付与するものではない。補完学校の生徒は、外部試験を受け、資格を取得する必要がある。補完学校が試験の実施や卒業証書等の授与を享受するためには、州の認定が必要となる。認定のためには、監督当局からの苦情なしに学校が運営されていること、公立学校と同等の適用が管理されていること等の条件が恒久的に満たされていることが前提となる。

## (3) 学校運営に対する管理<sup>96</sup>

各私立学校は、州の監督下にある。州の監督当局は各学校が承認の基準が保たれているか監視し、基準を満たさない場合は設置承認を取り下げることができる。

---

<sup>95</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/organisation-private-education-31\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/organisation-private-education-31_en)) の記載を翻訳・抜粋

<sup>96</sup> 同上

## フィンランドの教育行政制度



### 11.1 国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限

#### (1) 国（中央政府）の教育行政

##### ① 中央の役割と権限<sup>97</sup>

フィンランドにおける中央の教育行政機関は、教育文化省である。

教育文化省は、幼児教育、学校教育、文化、青少年及びスポーツ部門を管理し、教育制度全般に責任を負い、教育政策の策定を担う。教育文化省の下級官庁として、教育庁（The Finnish National Agency for Education（EDUFI）：opetushallitus）が置かれている。

教育庁は教育政策の実行に対して責任を負い、教育、訓練、幼児教育等の開発、幼児教育から初等・中等教育、職業訓練の国レベルの教育課程基準の作成、児童生徒・学生の入学のためのサービス提供等を担う。

##### ② 地方との関係<sup>98</sup>

フィンランドの教育行政は地方分権の原則に基づき行われる。教育文化省が教育政策の策定を行い、各地方における教育政策の実施については、地方自治体が大きな裁量を有する。

---

<sup>97</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/finland/administration-and-governance-central-and-or-regional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/finland/administration-and-governance-central-and-or-regional-level_en)) の記載を翻訳・抜粋、文部科学省ウェブサイト世界の学校体系

([https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864\\_026\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2017/10/02/1396864_026_1.pdf)) の記載を基に要約

<sup>98</sup> 同上

## (2) 地方（州政府）の教育行政

### ① 地方の役割と権限<sup>99</sup>

フィンランドにおける地方の教育行政は、基礎自治体である市（kaupunki）および郡（kunta）に置かれた地方教育庁（opetusvirasto）が主に実施する。基礎自治体の教育担当部局は、地方レベルにおける幼児教育とケア、就学前教育と学校教育の組織を行う。また、各教育段階における予算配分、人員の採用について決定権を有するが、学校に権限を委任することもできる。地方自治体や学校等の教育提供者は、国の教育課程基準の枠組みの中で独自のカリキュラムを作成する。

### ② 学校との関係<sup>100</sup>

初等・中等教育段階における学校の運営は、地方自治体の行政に関する地方自治体法の規制の下にある。そのため、地方自治体は学校の運営に対する権限を有するが、各学校には校長が置かれ、校長が日々の運営を行う。

---

<sup>99</sup> 国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」（2019）の記載を基に要約。

<sup>100</sup> 同上

### (3) 学校の管理運営

#### ① 学校の権限

義務教育段階の公立学校における、人事、教育活動（教育課程及び教科書）、予算の権限を以下に示す。

		概要
人事		教員の配置については、自治体が決定することが一般的である。
教育活動	教育課程	国が定めるカリキュラムに基づき、地方自治体が地域の実態に合わせて教育課程を策定する。各学校はこれを踏まえ、独自のカリキュラムを策定する。
	教科書	教科書や教材の指定・検定制度はない。カリキュラムを達成するために必要な教材を教師が選定・決定する。
予算		各地方自治体の教育担当部局が学校の予算に対する権限を決定する。多くの地方自治体では、各学校に予算を割り当て、使用用途は学校に委ねている。

出典：国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」（2019）、Eurydice ウェブサイト（[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/finland/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/finland/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level_en)）を基に作成。

#### ② 管理運営組織<sup>101</sup>

初等・前期中等教育段階、後期中等教育段階の学校ともに校長が日々の運営に対して責任を有する。校長に加え、学校理事会（School board : koulun johtokunta）が置かれ、主として学校運営方針や学校予算の計画・執行・教職員の採用等について権限を有するが、学校理事会が担う役割に関する実態は多様である。学校理事会は、学校の管理職と保護者の代表者で構成されるのが一般的だが、児童生徒の代表者が加わる学校もある。

後期中等教育を提供する機関は、学生間の協働と学業の促進という目的のもと、学生からなる学生団体（student body : oppilaskunta）を持つ必要がある。

---

<sup>101</sup> 国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」（2019）の記載を基に要約、Eurydice ウェブサイト（[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/finland/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/finland/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level_en)）の記載を翻訳・抜粋

## 11.2 学校評価

### (1) 学校評価（質保証）<sup>102</sup>

公立の初等・中等教育段階における評価は、教育の質を担保した上で学びを支援し、教育を発展させることを目的に行われる。教育提供者は、外部評価への参加と内部評価の実施が義務付けられている。

地域レベルでの外部評価は、一部地域行政機関（the Regional State Administrative Agencies（AVI）：aluehallintovirasto）によって行われ、教育機関のネットワークの有用性と地域教育のニーズに対する満足度の調査を目的に行われる。

国レベルでは、教育の開発と意思決定に必要な情報の取得、教育の公平性と質の確保等を目的に主にフィンランド教育評価センター（FINEEC：KARVI）によって外部評価が実施される。国レベルの外部評価は、児童生徒の学習成果を図るサンプル調査だが、サンプルに選定されなかった学校も参加費を払って評価に参加することが可能である。評価の結果は学校の事務職員、教職員、自治体の教育担当機関に報告され、全国レベルでの比較が可能である。

内部評価について、国から評価方法に関する指定はない。教育機関は、独自評価手順を用いる、もしくは外部に委託することができるが、前者が一般的である。内部評価では、各教育機関が提供する教育や指導に関して評価を行う。学内には、専門的なスタッフは配置されておらず、学校経営者と教員が共同で実施する。

---

<sup>102</sup> Eurydice ウェブサイト（[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/finland/quality-assurance-early-childhood-and-school-education\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/finland/quality-assurance-early-childhood-and-school-education_en)）の記載を翻訳・抜粋

## (2) 設置状況

フィンランドでは、総合制大学及び上級中等教育段階において、私立学校数の割合は極端に低い。フィンランドにおける私立学校の設置状況について、以下に示す。

図表 57 フィンランドにおける私立学校の設置状況（学校数）

区分	学校数（校）一度時点			
	私立	全体	私立の割合 私立/全体	【参考】 公立
総合制学校 (初等・前期中等教育段階)	35	2,229	1.5%	2,194
上級中等学校 (高等学校段階)	6	336	1.7%	330

出典：Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/finland/statistics-educational-institutions\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/finland/statistics-educational-institutions_en)) を基に作成

## (3) 設置認可<sup>103</sup>

初等・中等教育ともに教育・文化庁による設置承認を受ける必要がある。

## (4) 学校運営に対する管理<sup>104</sup>

フィンランドでは、多くの私立学校は公的資金の提供を受け、公的機関の監督下にある。従って、私立学校は国の教育課程基準や国立教育委員会によって承認された資格要件に従う必要がある。ほとんどの私立学校は、公立学校と同様に基礎自治体の監督下にある。

---

<sup>103</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/finland/statistics-educational-institutions\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/finland/statistics-educational-institutions_en)) の記載を翻訳・抜粋

<sup>104</sup> 同上



### 12.1 国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限

#### (1) 国（中央政府）の教育行政

##### ① 中央の役割と権限<sup>105</sup>

フランスにおける中央の教育行政機関は国民教育・青年省及び高等教育・研究・イノベーション省である。

前者は、就学前教育から後期中等教育を、後者は高等教育を所管している。国の役割は、教育政策の立案・実施に加え、教員の採用・訓練・報酬、教育活動への資金提供、国レベルでの一貫した教育・学校プログラムの計画である。

国民教育・青年省は、国の統一カリキュラム、指導内容の組織、校長や教師の雇用や管理等を担う。高等教育・研究・イノベーション省は、国家ディプロマの承認、高等教育機関における財政・人的資源の内訳の準備、初等・中等教育段階における教師を対象とした教員養成の組織と提供に責任を有する。

##### ② 地方との関係<sup>106</sup>

国は、地方自治体の州・県・市町村の各レベルに大学区、大学区国民教育事務局等の出先機関を設け、地方自治体で教育政策を実施する。

---

<sup>105</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-central-and-or-regional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-central-and-or-regional-level_en)) の記載を翻訳・抜粋

<sup>106</sup> 同上

## (2) 地方（州政府）の教育行政

### ① 地方の役割と権限<sup>107</sup>

フランスにおける地方の教育行政は、州（Region）、県（département）、市町村（Commune）の各段階に設置された教育出先機関が担っている。

地方自治体では、地方行政区画である州と一致する地域圏教育区が設けられ、さらに大学区（académie）と呼ばれる教育行政の区画に分けられる。県内には国の出先機関として大学区国民教育事務局が、市町村レベルでは国民教育視学官が置かれる。州は高等学校の設置と教職員（非教職員含む）の管理、県は中等学校の設置と非教職員の管理、市町村は小学校の設置と非教職員の管理を担う。

国・地方自治体の各教育段階（公立）に対する権限について、以下に示す。

図表 58 国・地方自治体の各教育段階（公立）に対する権限

権限	小学校相当	前期中等教育相当	後期中等教育相当
カリキュラム： 教育課程の策定	国	国	国
学位： 定義と授与	—	国	国
出資： 建物の建築・再建と資材の運営	市町村	県	州
教育に係る資材運営： 教材・設備の整備	—	国	国
教員の管理 ：採用・訓練・給料等	国	国	国
事務並びに技術・保健に関するスタッフの 管理 ：採用・訓練・給料等	国	国	州
建築等に係るスタッフの管理 ：雇用・訓練・給料等	市町村	県	州

出典：Eurydice ウェブサイト

([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-central-andor-regional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-central-andor-regional-level_en)) を翻訳・抜粋。

<sup>107</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-central-andor-regional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-central-andor-regional-level_en)) の記載を翻訳・抜粋

## ② 学校との関係

地方自治体は、当該地域における公立学校の建築や建築等に係るスタッフの管理を担う。

### (3) 学校の管理運営

#### ① 学校の権限

義務教育段階の公立学校における、人事、教育活動（教育課程及び教科書）、予算の権限を以下に示す。

		概要
人事		学校は教員の人事に関する権限は有していない。教員は国家公務員であり、教員の採用・訓練・給与負担の権限は国が有する。非教職員の採用・訓練・給与負担は地方自治体が裁量を有する。
教育活動	教育課程	国が定める教育課程に基づき、大学区が地域や生徒のニーズに応じて、区独自の教育を含めた教育課程を策定する。学校は、生徒の実態やニーズに合わせて定められた枠組みの中で教育課程を編成する。
	教科書	教科書の使用義務はなく、教科書は学校ごとに教員集団により選択される。国による教科書の検定制度はなく民間の出版社が自由に発行する。
予算		小学校は法人として定められておらず、財政に関して権限を持たない。予算は、学校を管理する地方自治体によって管理される。中等学校は、地方教育公施設法人（EPLF）としての地位を有し、予算に関する権限を持っており、学校に設置される意思決定及び諮問機関である管理評議会が予算の決定を行う。

出典：Eurydice ウェブサイト

([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level_en))、国立教育政策研究所「第3期科学技術基本計画のフォローアップ「理数教育部分」に係る調査研究」（平成21年3月）を基に作成

## ② 管理運営組織<sup>108</sup>

幼稚園等の就学前教育を提供する教育機関と、小学校における日々の運営は校長に加え、以下の組織によって運営される。

- ・学校評議会 (Conseil d'école : School Council)  
教員、保護者の代表、市町村の市長によって構成される。財政等の資源の運用条件、学校敷地の利用から学校規則、週の時間割等について協議する。
- ・国民教育視学官 (IEN)  
国の教育政策に沿って各学校が適切に管理・運営されているか管理・保証する。学校評議会に出席する権利を持つ。
- ・学校協同組合 (Coopérative scolaire)  
協同的な教育実践の実現に賛同する大人や児童生徒が、独自の予算で学校の教育プロジェクトに資金提供を行う。

中等教育段階における学校の日々の運営は、主に以下の組織によって運営されている。

- ・管理評議会 (Conseil d'administration (Board of Trustees))  
学校的意思決定及び諮問機関であり、組織の規定・予算等を決定する。30人のメンバー (600人未満の中等学校では24人) からなり、学校の人事の代表、両親と児童生徒の代表、地方自治体の代表がそれぞれ1/3ずつ占める。
- ・教育評議会 (the Conseil pédagogique (Educational Board))  
教師間の協力を促進することを目的に開催される。校長が議長を務め、各学年度の一人の教師等で構成される。
- ・学級委員会 (the Conseil pédagogique (Educational Board))  
クラス活動に影響する問題を調査し、教育活動の継続に向けて意見を述べる。学校長、教師と保護者の代表2名、指導カウンセラー、必要に応じて医療関係者等で構成される。

その他、常任委員会 the Commission Permanent (Permanent Committee)、懲戒評議会 the Conseil de Discipline (Disciplinary council)、前期中等教育段階の場合は生徒代表委員会 The Conseil de la vie lycéenne (CVL - School Life Council) 等が設置されている。

---

<sup>108</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level_en)) の記載を翻訳・抜粋

## 12.2 学校評価

### (1) 学校評価（質保証）<sup>109</sup>

国の直轄の監査機関として、国民教育総視学局（Inspection Générale de l'Education Nationale : IGEN）、国民教育研究行政総視学局（Inspection Générale de l'Administration de l'Education Nationale et de la Recherche : IGAENR）が置かれている。IGEN は教育制度の運用とその有効性を監視・調査・評価する責任を有する。IGAENR は高等教育に関する評価を担う。

地方自治体レベルにおける教育評価の担い手として、国民教育視学官（National Education Inspectors (Inspecteurs de l'Education Nationale : IEN)）が置かれている。国民教育視学官（Chargés de Circonscription du Premier Degré : IEN-CCPD）は初等教育を、大学区視学官—地域教育視学官（Inspecteurs d'Académie - Inspecteurs Pédagogiques Régionaux : IA-IPR）は中等教育を担当する。国民教育視学官及び、大学区視学官—地域教育視学官は、各学校における教育内容、教師等を対象に評価を行う。

---

<sup>109</sup> Eurydice ウェブサイト（[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/quality-assurance-early-childhood-and-school-education\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/quality-assurance-early-childhood-and-school-education_en)）の記載を翻訳・抜粋

## 12.3 私学行政

### (1) 設置状況

フランスでは、リセ・職業リセにおける私立学校数が多い。在学者数から見ると、いずれの教育段階においても1割から2割程度の児童生徒・学生が私立学校に属している。フランスにおける私立学校の設置状況について、以下に示す。

図表 59 フランスにおける私立学校の設置状況（学校数）

区分	学校数（校）2017年度時点			
	私立	全体	私立の割合 私立/全体	【参考】 公立
幼稚園	154	14,333	1.1%	14,179
小学校	5,322	36,544	14.6%	31,222
コレージュ	1,859	7,153	26.0%	5,294
リセ・職業リセ	1,668	4,110	40.6%	2,442
大学	37 <sup>110</sup>	105	35.2%	68 <sup>111</sup>

出典：文部科学省「諸外国の教育統計 令和2（2020）年」を基に作成

図表 60 フランスにおける私立学校の設置状況（在学者数）

区分	在学者数（千人）2017年度時点			
	私立	全体	私立の割合 私立/全体	【参考】 公立
幼稚園	324.9	2,522.3	12.9%	2,197.4
小学校	612.3	4,210.4	14.5%	3,598.1
コレージュ	715.4	3,257.9	22.0%	2,542.5
リセ・職業リセ	473.2	2,287.4	20.7%	1,814.2
大学	— <sup>112</sup>	—	—	1,525.5 <sup>113</sup>

出典：文部科学省「諸外国の教育統計 令和2（2020）年」を基に作成

110 私立大学は学位授与権が認められていない

111 国立の大学を指す

112 私立大学に関する値については不明

113 同上

## (2) 設置認可<sup>114</sup>

フランス市民、EU もしくは EEA（欧州経済領域）圏内に所属する市民は、教育関係当局に私立学校開設を申出する必要がある。他の諸外国の市民が私立学校を開設する際は、大学区国民教育審議会（Conseil académique de l'éducation nationale）の許可を得る必要がある。

## (3) 学校運営に対する管理<sup>115</sup>

フランスの私立学校には、国と契約を結んでいる「契約私立学校」と契約を結んでいない「非契約私立学校」の 2 種類存在する。

契約の種類には、さらに「単純契約 (simple contract)」と共同契約「association contract」あり、単純契約は小学校を、共同契約は小学校と中学校、高校を対象としている。

単純契約の場合、国が定めるカリキュラムを参考にする必要がある。国が教師の給与を負担するが、民間部門が教師の雇用者である。共同契約の場合、国が定めるカリキュラムへの準拠等、公立学校と同様の基準で教育が提供される必要があり、公的部門が教師を雇用し、給与を負担する。

検査については、契約の種類にかかわらず、公立学校と同様の基準で国によって行われる。

非契約私立学校の場合、国によって定められたカリキュラムに基づく必要はなく、運営・財政管理に対して国の制限を受けない。ただし、校長と教員資格、公序良俗と道徳基準の尊重、衛生・健康に関連する検査を受ける必要がある。

---

<sup>114</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/organisation-private-education\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/organisation-private-education_en)) の記載を翻訳・抜粋。

<sup>115</sup> 同上

## (参考) 日本の教育行政制度



### 13.1 国（中央政府）・地方（州政府）・学校の役割と権限

#### (1) 国（中央政府）の教育行政

##### ① 中央の役割と権限<sup>116</sup>

日本における中央の教育行政機関は文部科学省であり、その長は文部科学大臣である。文部科学大臣は国務大臣の中から内閣総理大臣によって任命される（国家行政組織法第5条）。

国の役割は、教育基本法十六条・十七条に示されている通り、「学校教育法」等による学校教育制度の制定や「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」による地方教育行政制度の制定といった学校制度等に関する基本的な制度の枠組みの制定である。また、小中学校等発行の設置基準の設定、学習指導要領等の教育課程の基準の設定といった全国的な基準の設定を行う。

基本的な制度の枠組み、全国的な基準の設定に加え地方公共団体における教育条件整備に対する財政的支援の役割も担っており、市町村立小・中学校等の教職員の給与費の国庫負担や教科書の無償提供等を行っている。

##### ② 地方との関係<sup>117</sup>

都道府県又は市町村の教育委員会に対しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育に関する事務の適切な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。同様に地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、都道府県又は市町村教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行が、児童、生徒等の教育を受ける機会を妨げている場合は、当該教育委員会に対して是正要求を行うことができる。

---

<sup>116</sup>文部科学省「教育委員会制度について」（平成25年2月）の記載を参照

<sup>117</sup> 同上

## (2) 地方（州政府）の教育行政

### ① 地方の役割と権限<sup>118</sup>

日本における地方の教育行政は、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が担っている。教育委員会は、教育長及び原則 4 人の委員をもって組織され、知事または市町村長が議会の同意を得て教育長を任命する。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三条・第四条）

教育委員会の役割は、都道府県と市町村都道府県で異なる。都道府県の教育委員会は、広域的な処理を必要とする教育事業の実施を担っており、市町村立小・中学校の教職員の任命を行う。また、市町村立における教育条件整備に対する財政的支援として、市町村立小・中学校等の教育員の給与費を負担している。市町村の教育委員会に対しては、教育内容や学校運営に関する指導・助言・援助を行うことができる。

市町村立の教育委員会は、学校等の設置管理を担っており、市町村立の小・中学校の設置管理を行う。

### ② 学校との関係<sup>119</sup>

教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、所管する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱いその他の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条）。一方で、地域に開かれた特色ある学校づくりを実現するためには、各学校において、それぞれの教育理念や教育方針に基づき、地域の状況などに応じて、自主的・自律的な学校運営を行うことが必要であり、各教育委員会において、学校の裁量を拡大する取組が進んでいる。学校と教育委員会の関係を定めている学校管理規則について、これまで教育委員会の承認が必要であったものを届出に改めるなど、学校への関与を縮減する教育委員会が一定数見られる。

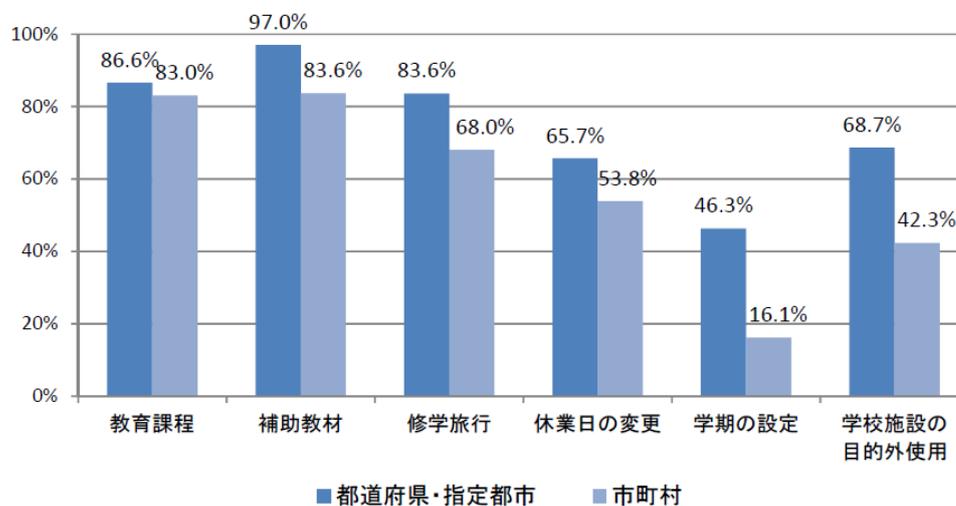
---

118 文部科学省「教育委員会制度について」（平成 25 年 2 月）の記載を基に要約

119 文部科学省「教育委員会制度について」（平成 25 年 2 月）、文部科学省ウェブサイト

（[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpab200601/002/002/018.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200601/002/002/018.htm)）の記載を基に要約

図表 61 学校管理規則で、学校の各種取組について  
許可・承認による関与を行わないこととしている教育委員会の割合



出典：文部科学省「教育委員会の現状に関する調査（平成 30 年度間）」から抜粋

### (3) 学校の管理運営

#### ① 学校の権限

義務教育段階の公立学校における、人事、教育活動（教育課程及び教科書）、予算の権限を以下に示す。

		概要
人事		主に都道府県教育委員会が公立学校の教職員の任免権等を有しており、校長は教職員の採用、異動、懲戒に関する教育委員会への意見の申出権限を有する。
教育活動	教育課程	文部科学大臣が告示する学校種ごとの学習指導要領に基づき、校長が教育課程の編成・実施を行う。
	教科書	教科書については、文部科学大臣の検定を経た教科書、または文部科学省が著作の名義を有する教科書の中から教育委員会が採択を行う。教科書以外の教材の使用については、予め教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十三条）と定められているが、前項で述べた通り学校の裁量を拡大する趣旨から許可・承認による関与を行わない教育委員会が多くなっている。
予算		教育委員会が各学校への予算は配当を行い、校長が物品購入の決定を行う（限度額、品目指定あり）。一方で、総額裁量予算制度を導入して、予算面で学校の裁量を拡大する取組がみられる。詳細については、IV教育財政制度 2 日本 2.3 初等中等教育における費用負担にて後述する。

出典：文部科学省「教育委員会制度について」（平成 25 年度 2 月）、国立教育政策研究所「第 3 期科学技術基本計画のフォローアップ「理数教育部分」に係る調査研究」（平成 21 年 3 月）より作成

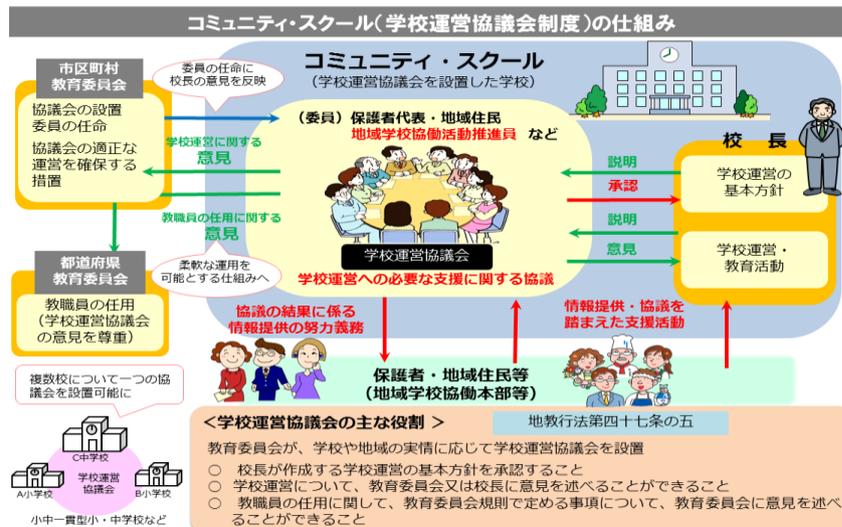
## ② 管理運営組織<sup>120</sup>

教育委員会は、所管する教育委員会ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くよう努めなければならないとされている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条）。学校運営協議会は、地域の住民、対象学校に所属する児童生徒、学校の運営に資する活動を行う者等によって構成されており、主な役割は次の通りである。

- ・ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・ 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる
- ・ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる

コミュニティ・スクール（運営協議会制度）の仕組みについて、以下に示す。

図表 62 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み



出典：文部科学省ウェブサイト（<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>）を基に抜粋

<sup>120</sup> 文部科学省ウェブサイト（<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>）の記載を基に要約。

## 13.2 学校評価

### (1) 学校評価（質保証）

小学校から高等学校までの各学校<sup>121</sup>は、学校教育法施行規則の第六十六条により、

- ・教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること
- ・保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとおもにその結果を公表するよう努めること
- ・自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告することが必要とされている。

上記に基づき、文部科学省の学校評価ガイドライン〔平成 28 年改訂〕では、学校評価の形態を以下の 3 つに整理している。

- ・各学校の教職員が行う評価【自己評価】
- ・保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価【学校関係者評価】
- ・学校とその設置者が実施者となり、学校採井に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から行う評価【第三者評価】

なお、三番目の【第三者評価】については、学校とその設置者が、第三者評価が必要であると判断した場合に行うものであり、法令上、実施義務や実施の努力義務はない。文部科学省「学校評価など実施状況調査（平成 26 年度間）結果」によれば、第 3 者評価を実施した学校は、国立学校 17.8%、公立学校 5.6%、私立学校 7.1%とその実施割合は低い傾向にある。

---

<sup>121</sup> その他幼稚園、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校も含む

### 13.3 私学行政

#### (1) 設置状況

日本では、義務教育段階（小学校・中学校）における私立の学校数及び在学者数は極端に少ない傾向にある。一方で、幼稚園や大学の私立の学校数及び在学者数の割合は、義務教育段階のそれと比べてはるかに高い傾向がみられる。日本における私立学校の設置状況について、以下に示す。

**図表 63 日本における私立学校の設置状況（学校数）**

区分	学校数（校）令和2年度時点				
	私立	全体	私立の割合 私立/全体	【参考】 公立	【参考】 国立
幼稚園	6,398	9,698	65.9%	3,251	49
小学校	240	19,525	1.2%	19,217	68
中学校	782	10,142	7.7%	9,291	69
高等学校	1,322	4,874	27.1%	3,537	15
大学	615	795	77.3%	94	86

出典：文部科学省ウェブサイト

([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k\\_detail/1419591\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1419591_00003.htm)) を基に作成。

**図表 64 日本における私立学校の設置状況（在学者数）**

区分	在学者数（人）令和2年度時点				
	私立	全体	私立の割合 私立/全体	【参考】 公立	【参考】 国立
幼稚園	927,896	1,078,496	86.0%	145,486	5,114
小学校	78,926	6,300,693	1.2%	6,185,145	36,622
中学校	242,095	3,211,219	7.5%	2,941,423	27,701
高等学校	1,017,632	3,092,064	32.9%	2,065,980	8,452
大学	2,158,145	2,915,605	74.0%	158,579	598,881

出典：文部科学省ウェブサイト

([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k\\_detail/1419591\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1419591_00003.htm)) を基に作成。

## **(2) 設置認可<sup>122</sup>**

私立学校を設置運営する主体は学校法人であり、学校法人を設立する際と私立学校を設置する際には所轄庁の認可を受ける必要がある。所轄庁は学校種別によって異なっており、私立大学を設置する場合は文部科学大臣、私立高等学校以下の学校をのみ設置する場合は都道府県知事となる。

学校法人設立の申請があった場合には、所轄庁は大学設置・学校法人審議会又は私立学校審議会の意見を聴取した上で、当該学校法人が設置する私立学校に必要な施設及び設備、又は資金を有しているか等を審査した上で認可を決定する。

## **(3) 学校運営に対する管理<sup>123</sup>**

幼稚園、小中学校、高等学校等は、都道府県の監督を、高等教育機関は国の監督を受ける。学校の運営については、設置者である学校法人に置かれた理事会が最終意思決定を行う。学校法人には、監事と評議員会の設置が義務付けられており（私立学校法第三十七条・第四十一条）、監事は学校法人の業務、財務状況等の監査を行う。評議員会は予算、事業計画、寄付行為の変更等について意見を理事長に申し入れる。

---

<sup>122</sup>文部科学省ウェブサイト

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shinkou/07021403/001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/001.htm)) の記載を基に要約

<sup>123</sup> 同上

### III 教育財政制度

## 1 各国の教育財政制度概観

### 1.1 シンガポール<sup>124</sup>

教育基金は教育省によって管理され、この内、一般基金が各学校に配分される。2019年度（2019年4月から2020年3月まで）の教育部門への支出は、政府の一般財政支出の16.4%を占める。

### 1.2 韓国<sup>125</sup>

中央政府の支出及び純融資の機能別分類（2016-2018）で、「教育分野」が占める割合は2016年15.3%/2017年14.8%/2018年15.7%と、約15%となっている。

教育財源の支出構造としては、幼小中高校教育では、中央政府と地方自治団体からの財源に基づき、市道教育庁で運営・管理・執行される。高等教育では、中央政府と地方自治団体が直接に大学（機関）に支援する。

中央政府の教育予算は、初等中等教育を管理する教育機関への資金提供、国立大学の運営資金、私立大学への支援および教育行政および研究機関向けの支援に充てられる。小中高校教育の地方教育財政財源について、地方政府（市道教育庁）は、教育財源調達のための課税権を持っていないため、中央政府からの助成金及び地方自治団体の財政からの転入金にほとんど依存している、そのため、教育財政確保の面で自主性が弱く、財源調達構造が極めて複雑になる特徴がある。

---

<sup>124</sup> シンガポール教育省ウェブサイト（<https://www.moe.gov.sg/about-us/organisation-structure/fpd>）より抜粋

<sup>125</sup> 韓国教育部ウェブサイト「教育システム」

（<http://english.moe.go.kr/sub/info.do?m=020108&s=english>）、韓国財政情報院（2020）「中央政府と地方教育財政情報を活用した政府機能別統計算出方案」を基に作成

### 1.3 中国<sup>126</sup>

中国の教育財政は、国家（中央政府）が義務教育経費を保障しており、中央政府と地方政府は一定の比率で教育経費を分担している。地方政府との分担比率については、費目と地方政府の財政力に応じて異なり、直轄市（北京、上海、天津）を除く各省は、財政力が豊かな東部地方（北京市、天津市、河北省、遼寧省、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、広東省、広西チワン族自治区、海南省）では負担比率が高く、その他中部地方、西部地方では負担比率が低く設定されている。

初等中等教育の義務教育段階では、家庭での学校教育費の無償化が図られている。中央政府からの財政移転を受けた地方政府では、県レベルの機関が教育経費の調達・管理・配分を実施し、配分を受けた各学校が教育経費の使用管理を実施している。

各学校が自主的に手配・実施する教育サービスについては、児童生徒・保護者が自主的に選択の上で、各家庭で費用を負担することとなっている。

---

<sup>126</sup>李憶南「中国における義務教育経費保障制度改革に関する研究」広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部第 67 号（2018）、外務省「諸外国・地域の学校情報」を基に作成

## 1.4 オーストラリア<sup>127</sup>

オーストラリアにおける 2018 年度の教育部門への支出は、政府の一般財政支出の 15.5%を占めており、社会保障・福祉（27.9%）、保健医療（20.4%）に次いで 3 番目に多い。

連邦政府と州及び準州政府が分担して学校への資金提供を行っており、連邦政府は全国的な財政保障や調整を行う。連邦政府は 2018 年から資金調達モデルを新たに導入し、2029 年までに非公立学校の 80%と公立学校の 20%の資金を本調達モデルに基づき提供することを公言している。州は学校教育の財源保障を行い、公立学校については、州及び準州政府が教育費用の大半を負担する。

義務教育から高等教育に係る総教育費支出に占める公的負担の割合は 66%、家庭負担の割合は 28%であり、公的負担における国と地方の負担割合<sup>128</sup>は連邦政府が 49%、連邦州が 51%となっている。

---

<sup>127</sup>オーストラリア統計局

(<https://www.abs.gov.au/statistics/economy/government/government-finance-statistics-annual/latest-release#general-government-expenses-by-purpose>)、財務省ウェブサイト

([https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079/zk079\\_04.pdf](https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079/zk079_04.pdf))、OECD「Education at a Glance」(2020)を基に作成

<sup>128</sup> 政府間財源移転を実施する前の割合を示す

## 1.1 米国<sup>129</sup>

米国における 2018 年度(2018 年 10 月～2019 年 9 月)の教育省への支出は、599 億ドルであり、国家予算 4 兆 4070 億ドルに占める教育省への支出割合は 1.36%である。教育省は主に、州・地方への助成金、連邦政府の学生ローンおよび助成金プログラムの管理担当と、ローンおよび助成金の受給者、その他の州および地方のパートナーに技術支援の提供を担う。また、各州への予算割り当てや分配は教育省が行う。COVID-19 のような緊急事態における各州や地域、個人への財政援助も行う。

州は、高等教育機関に係る負担を主に負担し、学区間の財政不均衡の是正等を目的として地方学区に補助金提供等も行っている。

アメリカの教育行財政においては、地方学区が中心的な役割を担っており、財産税(固定資産税)を中心とした課税権によって収入を獲得した上で、連邦政府と州からの補助金も財源とし、教員給与等の経常的経費を負担している。学校の整備費用等も基本的に学区の負担である。一部を州が補助する場合は、その割合は州ごとに大きく異なる。

義務教育から高等教育に係る総教育費支出に占める公的負担の割合は 66%、家庭負担の割合は 25%であり、公的負担における連邦政府が 23%、州が 37%、学区が 37%となっている。

---

<sup>129</sup> アメリカ合衆国行政管理予算局「An American Budget, Fiscal Year 2019」(2019)、アメリカ教育省「FY 2020 AGENCY FINANCIAL REPORT」(2020)、アメリカ教育省ウェブサイト (<https://www2.ed.gov/about/overview/budget/statetables/index.html>)、CBO ウェブサイト (<https://www.cbo.gov/publication/56324>) の記載を翻訳・抜粋

## 1.2 英国<sup>130</sup>

イギリスにおける 2019-2020 年度（2019 年 4 月から 2020 年 3 月まで）の教育部門への支出は、政府の一般財政支出の 10.5%を占める。

国から地方当局へは、用途を特定した学校教育費特定負担金（Dedicated School Grant : DSG）が配分される。国から地方当局への予算配分は、年齢を加味した生徒数を基本とする算定式に基づいて配分されるが、用いられる単価は毎年見直されるとともに、全国一律の額ではない。

地方当局は、主に国からの学校教育費負担金からなる予算を原資として、その他の補助金や地方税収入等を加えて、当該地域の学校予算を編成する。学校への予算配分は、当該地方の算定式に基づき配分される。

義務教育から高等教育に係る総教育費支出に占める公的負担の割合は 66%、であり、公的負担における国と地方の負担割合<sup>131</sup>は国が 71%、地方当局が 29%となっている。

---

<sup>130</sup> 教育省ウェブサイト

(<https://www.gov.uk/government/publications/national-funding-formula-for-schools-and-high-needs>)、OECD「Education at a Glance」(2020)の記載を翻訳・抜粋。国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」(2019)の記載を抜粋

<sup>131</sup> 政府間財源移転を実施する前の割合を示す

### 1.3 エストニア<sup>132</sup>

エストニアにおける 2019 年度 (2019 年 1 月から同年 12 月まで) に国全体の予算は 113.1 ユーロであり、全体予算に占める教育部門への支出は、14.8%を占める。国は、国が所管する全ての教育機関に係る費用を負担しており、その他地方自治体が所管する教育機関における教員の訓練と給与、教材、学校給食や学習環境の整備等の資金を充当する。基本的に学校の所有者 (主に基本自治体) が所管する教育機関の資金調達を行うが、上述した通り、中央政府からも一部助成を受けている。地方自治体は、所管する保育所や教育機関の運営に関わる費用を担う。

義務教育から高等教育に係る総教育費支出に占める公的負担の割合は 88%、家庭負担の割合は 5%であり、公的負担における国と地方の負担割合<sup>133</sup>は政府が 69%、地方自治体が 31%となっている。

---

<sup>132</sup> エストニア財務省ウェブサイト

(<https://www.rahandusministeerium.ee/en/state-budget-and-economy>)、Eurydice ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/eesti/3-funding-education\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/eesti/3-funding-education_en))

、OECD「Education at a Glance」(2020) の記載を翻訳・抜粋

<sup>133</sup> 政府間財源移転を実施する前の割合を示す

## 1.4 デンマーク<sup>134</sup>

デンマークにおける 2017 年度の政府の全体支出に占める教育部門への支出は、257 億 4750 万ドルであり、全体の 15.3%を占める。

義務教育段階については、国と地方自治体によって負担されているが、主に地方自治体が負担している。地方自治体は、国から一括の補助金を受け取っており、教員の給与や運営資金等に割り当てている。

地方自治体には、初等・中等教育段階の教育機関に対する予算の編成・配分権限が与えられており、地方自治体によって各学校予算やその配分に関する策定方法は異なる。同様に、地方自治体が各学校に与える予算管理・運営に係る権限の度合いも異なる。

義務教育から高等教育に係る総教育費支出に占める公的負担の割合は 98%、家庭負担の割合は 2%であり、公的負担における国と地方の負担割合<sup>135</sup>は政府が 53%、地方自治体が 47%となっている。

---

<sup>134</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-22\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-22_en))、OECD 「Country Background Report – Denmark」(2016)、OECD 「Education at a Glance」(2020) の記載を翻訳・抜粋

<sup>135</sup> 政府間財源移転を実施する前の割合を示す

## 1.5 ドイツ<sup>136</sup>

ドイツにおける 2019 年度（2019 年 1 月から同年 12 月まで）の教育・研究部門への支出は、政府の一般財政支出の 5.1%を占める。

州は、州公務員である公立学校の教員の給与を負担し、地方自治体は、教員給与を除いた学校関連費用を負担している。また、基本法により各州は共有税による収入の一部を地方自治体に再交付することとなっている。

義務教育から高等教育に係る総教育費支出に占める公的負担の割合は 86%、であり、公的負担における国と地方の負担割合<sup>137</sup>は連邦政府が 14%、州政府が 73%、それ以下の地方自治体が 13%となっている。

---

<sup>136</sup> 国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」（2019）の記載を基に要約、連邦教育省ウェブサイト（<https://www.bmbf.de/de/der-haushalt-des-bundesministeriums-fuer-bildung-und-forschung-202.html#:~:text=Am%2029.,rund%2018%2C3%20Milliarden%20Euro.>）、OECD「Education at a Glance」（2020）の記載を翻訳・抜粋

<sup>137</sup> 政府間財源移転を実施する前の割合を示す

## 1.6 フィンランド<sup>138</sup>

フィンランドにおける 2018 年度 (2018 年 1 月から同年 12 月まで) の教育部門への支出は、政府の一般財政支出の 12.0% を占める。

義務教育費に関しては、医療費・福祉費等とともに国から「社会基礎サービス費」として一元化して配分されている。2018 年時点で、義務教育費における国の負担率は約 20% 程度となっている。後期中等教育段階では、実質費用に基づき決定された単価と各学校数の生徒を基に算出しており、国が約 40% 程度を負担している。地方自治体は、各学校に対し予算配分を行うが、実際に学校に係る経費は自治体の裁量により増減可能である。

義務教育から高等教育に係る総教育費支出に占める公的負担の割合は 97%、家庭負担の割合は 1% であり、公的負担における国と地方の負担割合<sup>139</sup>は政府が 54%、地方自治体が 46% となっている。

## 1.7 フランス<sup>140</sup>

フランスにおける 2019 年度 (2019 年 1 月から同年 12 月まで) の教育部門への支出は、政府の一般財政支出の 12.5% を占める。

国は、初等中等教育段階の教員等の給与を負担しており、国の支出の大半を占めている。州、県、市町村は、当該地域における建築等に係るスタッフの給与や、学校建築物・インフラ等に対する出資を行う。

義務教育から高等教育に係る総教育費支出に占める公的負担の割合は 87%、家庭負担の割合は 9% であり、公的負担における国と地方の負担割合<sup>141</sup>は国が 77%、州が 14%、県以下が 9% となっている。

---

<sup>138</sup> 国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」(2019)、財務省ウェブサイト

([https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079/zk079\\_10.pdf](https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079/zk079_10.pdf)) の記載を基に要約、

OECD「Education at a Glance」(2020) の記載を翻訳・抜粋

<sup>139</sup> 政府間財源移転を実施する前の割合を示す

<sup>140</sup> Eurydice ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level_en)) の記載を翻訳・抜粋、OECD「Education at a Glance」(2020) の記載を参照

<sup>141</sup> 政府間財源移転を実施する前の割合を示す

## 1.8 (参考) 日本<sup>142</sup>

令和元年度の政府予算に占める文部科学省予算は、5兆5287億円であり、全体の101兆4,564億円の約5.4%を占める。

文部科学省所管予算では、公立の義務教育諸学校の教職員の給与費を負担する義務教育費国庫負担金(1兆5,200億円)、各国立大学法人の基盤的経費を負担する国大学法人運営費交付金(1兆0970億円)、私学助成費の私立大学経常費等補助(3,159億円)、私立高等学校等経常費助成等補助(1,031億円)の4つが予算の多くの割合を占める。

地方では、都道府県と市町村合わせた教育費の支出は17.2%であり、民生費に次いで2番目に多い。都道府県だけで見ると、義務教育諸学校の教職員給与費を国からの補助金(義務教育費国庫負担金)と併せて支出していることもあり、教育費の割合は20.4%と一番高くなっている。市町村では、12.1%となっており一番支出額が多い民生費(36.3%)と比べ比較的低い値となっている。都道府県は主に教職員の人件費を、市町村は学校全体で使用する教材、設備、その他学校運営に必要な経常的な経費を負担する。

義務教育から高等教育に係る総教育費支出に占める公的負担の割合は71%、であり、公的負担における国と地方の負担割合<sup>143</sup>は国が33%、県が45%、市町村が22%となっている。

---

<sup>142</sup> 財務省「令和元年度一般会計歳入出概算」、文部科学省「2019年度文部科学会計予算(案)のポイント」、総務省「地方財政白書令和2年版(平成30年度決算)」の記載を基に要約、OECD「Education at a Glance」(2020)の記載を参照

<sup>143</sup> 政府間財源移転を実施する前の割合を示す

## シンガポールの教育財政制度



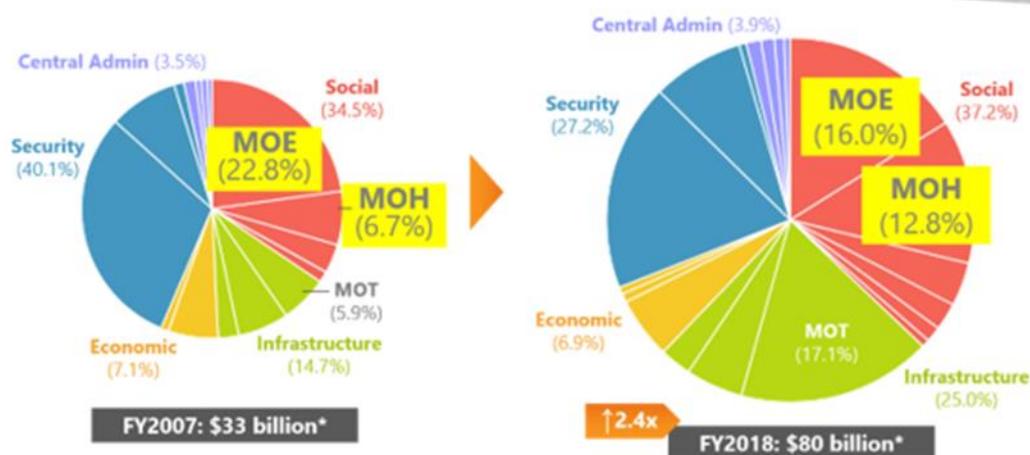
### 2.1 国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担

#### (1) 国（中央政府）による教育費負担<sup>144</sup>

地方政府が存在しない都市国家のため、国から直接教育機関に対して資金を提供している。2019年度（2019年4月から2020年3月まで）の教育部門への支出は、政府の一般財政支出の16.4%を占める。

下図は、2018年度の政府による教育費（図中のMOEを指す。）は、2007年から2018年にかけて割合は減っているものの、（2007年：22.8%→2018年：16.0%）全体に占める割合は依然として大きい。

図表 65 シンガポール政府の教育費支出割合（2007年と2018年の比較）



\*Excluding Special Transfers and Top-ups to Endowments/Trust Funds

出典：シンガポール財務省ウェブサイト（[https://www.singaporebudget.gov.sg/budget\\_2020/about-budget/budget-features/govt-spending-on-education-and-healthcare](https://www.singaporebudget.gov.sg/budget_2020/about-budget/budget-features/govt-spending-on-education-and-healthcare)）より引用

144 シンガポール財務省ウェブサイト

（[https://www.singaporebudget.gov.sg/budget\\_2020/about-budget/budget-features/govt-spending-on-education-and-healthcare](https://www.singaporebudget.gov.sg/budget_2020/about-budget/budget-features/govt-spending-on-education-and-healthcare)）を基に作成

## 2.2 初等中等教育機関における費用負担

### (1) 学校教育費の負担構造

#### ① 情報端末の費用負担<sup>145</sup>

政府が教育 ICT マスタープランを策定し、整備を推進している。フューチャースクール事業ではモデル校に対して情報端末を配布する等の、整備に係る費用を支援している。フューチャースクール事業は 2013 年に終了したが、事業終了後の学校では対応が異なっており、学校負担や保護者負担の場合がある。

#### ② 通信費の費用負担<sup>146</sup>

家庭での学習に伴い、小学校の児童生徒に対して Wi-Fi を備えた機器を学校から有償での貸出を行っている。

#### ③ クラウドサービス等の費用負担<sup>147</sup>

Singapore Student Learning Space (SLS) と呼ばれるオンライン学習のポータルサイトを整備し、授業の質向上を図るために児童生徒の e ラーニング及びデジタルコンテンツを活用している。

SLS はクラウドベースの学習系システム (LMS) で、2015 年に国が開発し、全国立小中高校に無償提供している。児童生徒は自己の学習データ・ログを確認でき、教員も児童生徒の学習状況の把握や学習指導の支援が可能となっている。短期での EBPM と教室での個別最適化された学習に向けた活用が図られている。

---

<sup>145</sup> シンガポール教育省ウェブサイト

(<https://www.moe.gov.sg/news/speeches/20140409-opening-address-by-mr-heng-swee-keat-minister-for-education-at-the-international-conference-of-teaching-and-learning-with-technology-ictlt-at-the-suntec-international-convention-and-exhibition-centre-at-900am-on-wednesday-9-april-2014>) を基に作成

<sup>146</sup> 教育省ウェブサイト (<https://www.moe.gov.sg/news/parliamentary-replies/20201005-devices-with-complimentary-wi-fi-access-to-further-support-home-based-learning>) を基に作成

<sup>147</sup> 経済産業省「令和元年度学びと社会の連携促進事業（学習ログ等の活用に向けた収集すべき標準項目等の素案作成等）最終報告書」

([https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2019FY/000191.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000191.pdf)) を基に作成

## (2) 私学助成<sup>148</sup>

初等学校、中等学校、ジュニアカレッジ、高等教育機関、特別支援学校、技能・職業訓練校など 同国教育制度に準じる私立教育機関は、教育省から私学助成を受けることができる。ただし、助成を受けるには、学校で提供する教育プログラム、教師の資格、学費設定等が、教育省が定める指針に準じる必要がある。

## (3) 就学補助<sup>149</sup>

シンガポールでは、学校の種類によって学費は異なる。例えば国立学校の場合<sup>150</sup>は、月 25 シンガポールドルから 43 シンガポールドルである。

国立学校、特別学校に所属する児童生徒で、食特制限等の一定の条件を満たす場合は、国から授業料やその他雑費、教材費等が全額補助される。政府補助金を受けながら、民間人が運営する政府補助校に所属する児童生徒も、同基準の補助を受けることが可能である。

独立学校は独自の基準で学費を設定することができ、その学費は国立学校と比べはるかに高い<sup>151</sup>。独立学校に所属する児童生徒を対象に、家庭の所得に応じて授業料免除等の補助を行っている。家庭の所得が 2,750 シンガポールドル未満、かつ一人当たり所得が 690 シンガポールドル未満の場合は、授業料の免除に加え教材費、制服費、週 10 回分の給食補助金、交通費補助等が提供される。

---

<sup>148</sup> 独立行政法人日本貿易振興機構「シンガポールにおける教育産業制度調査」(2012)を基に作成

<sup>149</sup>シンガポール教育省ウェブサイト

(<https://www.moe.gov.sg/secondary/schools/types>)、シンガポール教育省「SECONDARY SCHOOL EDUCATION」(2020)を基に作成

<sup>150</sup> シンガポール市民の場合。シンガポール市民、永住権を有する住民、ASEAN 圏内の外国人生徒、非 ASEAN 圏内の外国人生徒で費用は異なる

<sup>151</sup> シンガポール国民の場合、月 300 シンガポールドルから 600 シンガポールドルとなる

## 2.3 高等教育における費用負担

### (1) 高等教育機関と国との関係<sup>152</sup>

シンガポールの高等教育機関である大学、ポリテクニクは、政府の公的な支出に基づく機関であり、政府による管理・監督を受ける。特に、大学はシンガポールの人材教育・投資・研究等の経済戦略において重要な役割を担っており、国は大学における総支出のうち約70%程度負担している。

国は全体的な公的資金金額の決定、開発プロジェクトへの出資等の資金用途管理等も行っている。

### (2) 高等教育費の予算運営上の権限<sup>153</sup>

高等教育機関、特に大学は教育省直下の公的な法的機関として財源の用途に関して細かな規制を受けていた。しかし2000年代における高等教育機関の権限拡大により、政府からの補助金は一括交付となり、理事会が立てた経営戦略の下、独自の財政計画を策定し、財政の運用を行うことができる。ただし、国はアカウンタビリティ保証のため、資金提供と併せて、入学要件、コスト管理施策、授業料の規定等を定めた政策協定（policy agreement）を結ぶ。高等教育機関は協定に従い、資金を効率的に配分・運営することが求められる。

### (3) 私学助成

シンガポールの高等教育機関は政府の公的な支出に基づく機関であり、基本的にすべての高等教育機関は国から資金提供を受ける。

---

<sup>152</sup>シンガポール教育省「POSTSECONDARY EDUCATION BROCHURE」（2020）、日本政策投資銀行「シンガポールにおける大学教育」（2001）、Choon-Yin Sam「GOVERNING HIGHER EDUCATION INSTITUTIONS IN SINGAPORE: AN AGENCY FRAMEWORK」（2015）、Serbian Journal of Management 11 を基に作成

<sup>153</sup>池田充裕「シンガポールの高等教育戦略」（2010）、カレッジマネジメント 162、日本政策投資銀行「シンガポールにおける大学教育」（2001）、Choon-Yin Sam「GOVERNING HIGHER EDUCATION INSTITUTIONS IN SINGAPORE: AN AGENCY FRAMEWORK」（2015）、Serbian Journal of Management 11 を基に作成

## 韓国の教育財政制度



### 3.1 国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担

#### (1) 国（中央政府）による教育費負担<sup>154</sup>

中央政府の支出及び純融資の機能別分類（2016-2018）で、「教育分野」が占める割合は2016年15.3%/2017年14.8%/2018年15.7%と、約15%となっている。

韓国における教育分野の支出構造は、中央政府と地方自治団体からの財源に基づき、市道教育庁で運営・管理・執行される幼小中高校教育への支出と、中央政府と地方自治団体が直接に大学（機関）に支援する高等教育への支出がある。

中央政府の教育予算は国税で賄われており、中央政府の教育予算は、初等中等教育を管理する教育機関への資金提供、国立大学の運営資金、私立大学への支援および教育行政および研究機関向けの支援に充てられる。

文部省の予算は、一般財源、金融ローン特別基金、国有財産特別基金、地方特別税管理特別基金、地方教育基金移転管理特別基金、組織管理のための特別基金で構成されている。

---

<sup>154</sup> 韓国教育部ウェブサイト

(<http://english.moe.go.kr/sub/info.do?m=020108&s=english>) を基に作成

## (2) 地方（州政府）による教育費負担<sup>155</sup>

地方自治体の教育予算は、主に中央政府からの補助金によるものである。中央政府は義務教育の教員報酬と地方教育の年間助成金を負担する義務があり、これは内税収入の13%を占める。また、中央政府の小中高校教育支出に占める「地方教育財政交付金」の比重は、2015年75.1%/2016年77.9%/2017年75.5%/2018年77.0%と大部分を占めている。

小中高校教育の地方教育財政財源について、地方政府（市道教育庁）は、教育財源調達のための課税権を持っていないため、中央政府からの助成金及び地方自治団体の財政からの転入金にほとんど依存している、そのため、教育財政確保の面で自主性が弱く、財源調達構造が極めて複雑になる特徴がある。

地方財政から教育財政へ流入される地方自治団体移転収入及び教育経費補助金は中央政府から財源である。その中でも、教育経費補助金の一部は、地方教育財政を通さず、直に単位学校の学校会計として執行される。

## (3) 私費負担<sup>156</sup>

教育費の家庭負担は依然として高い。費用支援の大部分は政府による助成または授業料支払の調整によって行われており、寄付者や企業・民間組織からの支援は少ない。

小中学校では義務教育として無償教育が実施され、2021年からは国公立の高校でも無償教育が実施される予定となっている。後援会費などの形態で続いていた学父母負担金などを廃止し、小学校の完全無償化の実現が図られている。

---

<sup>155</sup>韓国教育部ウェブサイト

(<http://english.moe.go.kr/sub/info.do?m=020108&s=english>)、韓国財政情報院（2020）「中央政府と地方教育財政情報を活用した政府機能別統計算出方案」p25、p27を基に作成

<sup>156</sup>韓国教育部ウェブサイト

(<http://english.moe.go.kr/sub/info.do?m=020108&s=english>)、韓国教育部「高校無償教育実現のための方案研究」（2018）. p24-25を基に作成

## 3.2 初等中等教育機関における費用負担

### (1) 学校教育費の負担構造

#### ① 情報端末の費用負担<sup>157</sup>

情報端末の整備については政府主導での投資が行われている。2017年から2020年までに政府が学校無線インフラ構築事業を通じ、約8200校に無線AP端末約18,200台及びスマート端末約255,400台を整備した（予算規模は、約1,743.5億ウォン）。

また、設備の運営・維持についても、設備の運営・維持補修期間を5年に拡大（通常1年）する等、学校側での施設運営及び管理負担の軽減が図られている。

また、新型コロナウイルスにより遠隔授業が増えたことを受け、韓国政府は以下の政策を推進した。

- 情報端末を保有していない低所得層の学生への機器貸与（デスクトップPC・ノートパソコン・スマートパッド・スマートフォンの中で1つ）
- 家庭内インターネット環境を保有していない低所得層の学生へのインターネット通信費支援・EBSなどの教育目的ウェブサイト接続時のモバイルデータ通信費の無料化
- 安定的な教育プラットフォームの構築（300万人同時接続可能・TF構築で徹底した点検実施）
- 地上波テレビ・IPTV・ケーブルテレビ等での教育コンテンツの提供

---

<sup>157</sup> 韓国教育部「2020 White Paper on ICT in Education in Korea」p116を翻訳し作成

## ② 通信費の費用負担<sup>158</sup>

学校内通信費は、2005年「超高速国家網事業」終了後、学校インターネット通信費に対する中央政府の補助金支援が中断された。

しかし、全ての教育機関対象とした通信サービスの共同購買を図る「スクールネットサービス」利用制度を設け、2006年から料金の引上げ無しで通信速度の向上を図る等、学校へのインターネット接続の高度化を持続的に推進している。

また、情報通信技術の発展及び学校トラフィック利用状況の推移によって、5年毎に通信事業者を選定し、料金交渉をするなど安全で経済的な通信サービス利用を支援している。

その結果、2020年6月時点で、年間およそ500億ウォン規模で全国17ヶ所の指導教育庁が管轄する約12,000ヶ所の学校及び教育機関がスクールネットサービスを利用している。

## ③ クラウドサービス等の費用負担<sup>159</sup>

韓国教育学術情報院（KERIS）が教員・児童生徒向けのクラウド型教育情報プラットフォームとして「Edunet」を運営している。デジタル教科書だけでなく、教員向けには指導用デジタルコンテンツや問題集作成機能や、児童生徒向けには学習コンテンツ等が無償提供されており、利用が推奨されている。

### (2) 私学助成<sup>160</sup>

私立学校に対する財政支援は、「私立学校法」第34条第1項により「国家及び地方自治体は教育の新興上必要だと認められる場合、私立学校の教育支援のために大統領もしくは当年の地方自治体の条例の定めにより、補助金を交付し、その他の支援ができる。」と定められている。

地方政府による私立学校補助金は大きく「財政欠陥補助金」と「その他補助金」に区分できる。財政欠陥補助金は、基準財政需要額から基準財政収入額を控除した残りの金額を補助金として、私立の中学校・高校・特別学校を設置・経営する学校法人または私立学校経営者を支援対象とする。

---

<sup>158</sup> 韓国教育部「2020 White Paper on ICT in Education in Korea」（2020）p116を翻訳し作成

<sup>159</sup> 文部科学省「諸外国におけるデジタル教科書・教材の使用状況について」（2021）より抜粋

<sup>160</sup> 韓国財政情報院（2020）「中央政府と地方教育財政情報を活用した政府機能別統計算出方案」p46を翻訳し作成

### (3) 就学補助<sup>161</sup>

情報アクセスが難しい情報疎外層に対する格差を減らすために、「小中高教育情報化支援事業」が推進されている。この事業は低所得層の小中高校児童生徒の家庭を対象とした、パソコン及びインターネット通信費の支援を目的としている。

インターネット通信費支援のために3年単位でインターネットサービス事業者とインターネット通信費協約を締結し、良質なインターネット通信サービスを提供することとしている。

事業予算は、2008年以降からは全額市道教育庁で地方費を確保し、市道教育庁別に予算編成と計画をたて、支援対象者を選抜し、事業を推進している。

2011年からはオンラインでの申請を可能として、提出書類の簡素化と児童生徒のプライバシー保護が図られている。

情報端末支援の実績としては、2000年～2019年で合計2747億ウォンの予算が投じられている。またインターネット通信費支援では、対象者は2000年に約5万人だったものが2019年では約13.3万人となっている。予算規模としては、2007年～2019年で年平均374億ウォンとなっている。

---

<sup>161</sup> 韓国教育部「2020 White Paper on ICT in Education in Korea」p360-362を基に翻訳し作成

### 3.3 高等教育における費用負担

#### (1) 高等教育機関と国との関係<sup>162</sup>

高等教育の財源構造は、幼小中高校教育とは異なり、別途の中間管理機関（市道教育庁のような機関）は存在していなく、中央政府から直接大学に財政を支援する方式である。

大学への財政支援には、大学に財政移転せずに、教育部で運営する事業と科学技術商法通信部の科学技術人材養成のための科学技術研究開発のための支援金等がある。その他、中央財政分野別統計（dBrain）で、教育分野に分類されていないものの、雇用労働部、保健福祉部など合計 20 ヶ所となる政府機関（2018 年基準）が高等教育に財政支援を行なっていることが確認される。

#### (2) 高等教育費の負担構造<sup>163</sup>

韓国の高等教育機関に対する総教育支出に占める公的財源の割合は 2017 時点で 38%、家庭負担の割合は約 43%となっており、公的財源の占める割合は OECD 諸国平均（公的財源：68%、家庭負担：21%）と比べて低く家庭負担の割合が高くなっている。

政府間財政移転が実施される前の公的財源に占める連邦政府支出額の割合は 96%、州に該当する地方自治体の支出額の割合は 2%となっており、高等教育機関に対するほぼすべての公的財源を国が負担している。

---

<sup>162</sup> 韓国財政情報院（2020）「中央政府と地方教育財政情報を活用した政府機能別統計算出方案」p24 を翻訳し作成

<sup>163</sup> OECD「Education at a Glance」（2020）を基に作成

### **(3) 高等教育の予算運営上の権限<sup>164</sup>**

学校法人は、「大学設立・運営規定」の第8条)では、「学校法人は、設立・経営する大学に対して、毎年収益用基本財産から得た所得の80/100以上に該当する価額を大学運営に必要な経費として充てなければならない。」とされており、運営に充てるべき経費率の下限値を法令により定められている。

私立大学は、教育施設の新築・増築および改修・補修、学生の奨学金支給及び教職員の研究活動支援等の費用として、必要な積立金を積み立てることができるとされている。

### **(4) 私学助成<sup>165</sup>**

2020年、中央政府による財政統計の教育分野にて、基金部門における私学新興基金は、2,627億ウォンとなっている。

---

<sup>164</sup>大韓民国国家法令情報センター「大学設立・運営規定」

(<https://www.law.go.kr/법령/대학설립·운영규정>)、大韓民国国家法令情報センター「私立学校法」(<https://www.law.go.kr/법령/사립학교법>)を基に翻訳し作成

<sup>165</sup> 韓国財政情報院(2020)「2020年主要財政統計」p162を翻訳し作成



### 4.1 国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担

#### (1) 国（中央政府）による教育費負担<sup>166</sup>

国家（中央政府）が義務教育経費を保障し、中央政府と地方政府は一定の比率で教育経費を分担している。

学費・雑費については、地方の財政力に応じた中央政府・地方政府の分担比率により負担されている。東部地方（北京市、天津市、河北省、遼寧省、上海市、江蘇省、浙江省、福建省、山東省、広東省、広西チワン族自治区、海南省）では直轄市（北京、上海、天津）を除く各省は財政力に応じて分担比率が決められ、中部地方（山西省、内モンゴル自治区、吉林省、黒竜江省、安徽省、江西省、河南省、湖北省、湖南省）では中央政府 6 割：地方政府 4 割、西部地方（重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区）では中央政府 8 割：地方政府 2 割で負担している。

教科書費用について、ナショナル・カリキュラム（国家課程）に用いる教科書は中央政府が全額負担し、地方課程で用いる教科書は地方政府が負担する。

---

<sup>166</sup> 李憶南「中国における義務教育経費保障制度改革に関する研究」広島大学大学院教育学研究科紀要 第三部第 67 号（2018）p155－p161 を要約

## **(2) 地方（州政府）による教育費負担<sup>167</sup>**

地方政府は、それぞれの財政力に応じて、中央政府からの財政移転を受けながら教育費を負担している。学費・雑費は地方政府の財政力に応じて、中央政府と分担している。

地方政府は、地方課程の無償教科書費用、寄宿生活補助の 5 割、財政力に応じて公用経費の 2 割～5 割を負担している。また、校舎設備の修繕・改築について、東部地方では地方政府が負担し中央政府からの奨励金を受けている。中部地方・西部地方では中央政府 5 割：地方政府 5 割の割合で分担している。

## **(3) 私費負担**

通常のエ育業務に加えて、国家・地方カリキュラムに従って各学校が自主的に手配・実施する教育サービスについては、児童生徒・保護者が自主的に選択の上で、各家庭で費用を負担する。

---

<sup>167</sup>李憶南「中国における義務教育経費保障制度改革に関する研究」広島大学大学院教育学研究科紀要第三部第 67 号（2018）、外務省「諸外国・地域の学校情報」を基に作成

## 4.2 初等中等教育機関における費用負担

### (1) 学校教育費の負担構造<sup>168</sup>

初等中等教育の義務教育段階では、家庭での学校教育費の無償化が図られている。義務教育経費は、中央政府と地方政府が財政力に応じて一定比率で経費を分担している。中央政府からの財政移転を受けた地方政府では、県レベルの機関が教育経費の調達・管理・配分を実施し、配分を受けた各学校が教育経費の使用管理を実施している。

一方で、通常の教育業務に加えて、国家・地方カリキュラムに従って各学校が自主的に手配・実施する教育サービスについては、児童生徒・保護者が自主的に選択の上で、各家庭で費用を負担する。

### ① 情報端末・通信費の費用負担<sup>169</sup>

義務教育段階の各学校は、国と地域のカリキュラムを実施するための教育活動及び教育の範囲内の事柄について、児童生徒及び保護者からサービス費用を徴収することが禁止されている。

例えば、講義資料・試験用紙といった教材、電子書籍リーダー・コンピュータ・冷暖房・飲用水といった設備、施設警備といったサービス等について、家庭から料金を徴収することが禁止されている。

### ② クラウドサービス等の費用負担<sup>170</sup>

2016年に教育部は「教育情報化第13次5カ年計画(2016-2020)」を発表し、

---

<sup>168</sup>外務省「諸外国・地域の学校情報」、張揚「中国における学校管理・学校づくり・学校評価の分権化に関する教育改革の動向」日本教育経営学会紀要第59号(2017)、中華人民共和国教育部「国家发展改革委 教育部关于规范中小学服务性收费和代收费管理有关问题的通知」(2010)

(<http://old.moe.gov.cn//publicfiles/business/htmlfiles/moe/s7503/201308/155386.html>)を基に作成

<sup>169</sup> 中華人民共和国教育部「国家发展改革委 教育部关于规范中小学服务性收费和代收费管理有关问题的通知」发改价格[2010]1619号

(<http://old.moe.gov.cn//publicfiles/business/htmlfiles/moe/s7503/201308/155386.html>)を基に作成

<sup>170</sup> 澤田裕子「第8回 成長するオンライン教育と教育情報化政策(中国)」

IDE-JETRO

(<https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Column/ISQ000011/ISQ000011>)

「誰もがどこでも、いつでも学習できる」教育情報化システムの構築を目標としてオンラインシステムの構築を進めてきた。2020年2月には教育部がK12を対象とした学習コンテンツプラットフォーム「国家中小ネットワーク雲平台（国家中小クラウドネットワークプラットフォーム）」を公開した。オンライン上で無償で学習コンテンツにアクセス可能としている。

また、各地方においても民間ネットワーク事業者等の支援により、省レベルでの公共プラットフォームが公開されている。（例：北京市教育委員会「北京数字学校（北京デジタル学校）－空中課堂（遠隔教室）」）

## **(2) 学校の予算運営上の権限<sup>171</sup>**

法律に基づき各学校は運営自主権が保障され、予算含めた資源配分・人事管理に関する運営自主権の拡大が図られている。各学校は特色ある規定を作成し、規定に基づき教育・人事・資産・財務等の運営を実施することが可能となっている。

地方政府は地域内の学校の計画・実施結果を監督・評価し、中央政府及び社会に公表するとしている。

## **(3) 私学助成<sup>172</sup>**

私立学校は、国が定める優遇税制を受けている。非営利の私立学校は、公立学校と同じ様に優遇税制の対象となり、國務院の財務部門および税務部門によって税負担を軽減または免除されている。

## **(4) 就学補助<sup>173</sup>**

経済的な困難を抱える児童生徒に対しては、学費・雑費を免除する助成金が政府より提供される。各地方政府の財政力に応じて、中央政府と地方政府での出資割合が異なっている。

---

\_008.html) を基に記載

<sup>171</sup> 張揚「中国における学校管理・学校づくり・学校評価の分権化に関する教育改革の動向」日本教育経営学会紀要第59号（2017）を翻訳し作成

<sup>172</sup> 中華人民共和国民办教育促進法实施条例（修訂草案）を翻訳し作成

<sup>173</sup> 中華人民共和國中央人民政府「国务院办公厅关于印发教育领域中央与地方财政事权和支出责任划分改革方案的通知」国办发〔2019〕27号を翻訳し作成

### 4.3 高等教育における費用負担

#### (1) 高等教育機関と国との関係<sup>174</sup>

政府が設置した高等教育機関は中国共産党高等教育機関基層委員会の指導のもと学長責任制を採用している。高等教育機関では、教師を主体とする教職員代表大会などを通じ、法の下に教職員が民主的な管理と監督に参画している。

#### (2) 高等教育費の負担構造<sup>175</sup>

高等教育費用を支えるための政府財政支出の割合は減少し、高等教育機関の資金調達方法として、1994年以降、それまで5%程度のレベルであった学生授業料が急増している。経済界からの寄付金等を含む外部資金の調達は低い割合に留まっている。

#### (3) 高等教育費の予算運営上の権限<sup>176</sup>

政府の権限委譲されたことにより、高等教育機関自身による自主裁量権が拡大し、自主的な予算管理を行っている。

#### (4) 私学助成<sup>177</sup>

公立学校と同じ様に優遇税制の対象となり、国务院の財務部門および税務部門による税優遇を受ける。

地方政府は、非営利の私立学校の学生に対しては、公立学校の学生と同様レベルでの補助金を支払う。

---

174 鮑威「2章 中国における高等教育制度と大学の設置形態」『大学の設置形態に関する調査研究』独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（2010）を要約

175 同上

176 同上

177 中華人民共和国民办教育促進法実施条例（修訂草案）を翻訳し作成

## オーストラリアの教育財政制度



### 5.1 国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担

#### (1) 国（中央政府）による教育費負担<sup>178</sup>

オーストラリアでは連邦政府と州及び準州政府が分担して学校への資金提供を行っている。

連邦政府は、2018年から教育ニーズに基づいた資金調達モデル（Schooling Resource Standard : SRS）を導入している。SRSの割合は学校単位で計算され、各種指標や特性に応じて毎年変更される。州及び準州政府の拠出金額も本SRSに連動しており毎年異なる。連邦政府は、2029年までに非公立学校（カトリック及び独立学校）のSRSの80%と公立学校のSRSの20%を提供予定であり、各学校への資金提供が順次行われている。

#### (2) 地方（州政府）による教育費負担<sup>179</sup>

州及び準州政府は、全国学校改革協定に基づいて、連邦との二者間協定を結んでおり、公立学校のSRSの割合に応じて資金を提供する義務がある。特に公立学校への公的資金は、憲法上の責任に沿って、州と準州政府が大多数を提供する。例えば、ビクトリア州の公立学校における2018年のニーズに基づくSRSの割合は17.2%であり、この値に基づき翌年度以降の拠出金額が算出される。

---

<sup>178</sup> 教育・訓練省ウェブサイト (<https://www.dese.gov.au/quality-schools-package/fact-sheets/how-are-schools-funded-australia#:~:text=Schools%20receive%20funding%20from%20both,65.6%25%20of%20students%20in%202020.&text=The%20Australian%20Government%20is%20the,34.4%25%20of%20students%20in%202020>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>179</sup> 教育・訓練省ウェブサイト (<https://www.dese.gov.au/quality-schools-package/fact-sheets/how-much-australian-government-funding-provided-schools-each-state-and-territory#:~:text=To%20meet%20this%20commitment%2C%20the,billion%20over%202018%20to%202029.>) の記載を翻訳し抜粋

### (3) 私費負担

オーストラリアでは、連邦州ごとに教育省が設置されており、州ごとに ICT 環境整備に係る方針は異なる。以下では、ビクトリア州における事例を中心に記載する。

#### ① 情報端末の費用負担<sup>180</sup>

オーストラリアにおいて、公立の義務教育段階における学費は無料であるが、教科書含めた教材は学校教育において保護者が支出すべき項目の一つとされている。州や各学校によって情報端末の費用負担は異なる。

---

<sup>180</sup> 外務省ウェブサイト

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/02pacific/infoC20100.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/02pacific/infoC20100.html))、公益財団法人教科書研究センターウェブサイト (<https://textbook-rc.or.jp/kaigai/>) の記載を基に要約、ビクトリア州教育省ウェブサイト (<https://www2.education.vic.gov.au/pal/personal-devices/policy>) の記載を翻訳し抜粋

## ② 個人用情報端末の学校の使用<sup>181</sup>

ビクトリア州では、学校全体における指導と学習計画やカリキュラムに基づき、各学校の裁量で1人1台環境の整備が許可されている。1人1台環境の実現方法として主に3つの方法が挙げられている。

1人1台環境の実現方法	概要
公費負担型	州から配分される学校予算から個人用端末をリース契約もしくは購入し、学校が端末を所有する。端末を保護者に無償で提供する。
公費・保護者負担型	学校予算と保護者の私費負担で端末をリース契約もしくは購入する。
保護者負担型 (BYOD)	保護者が費用負担し、児童生徒が端末を個人所有する。 個人所有する端末は以下のいずれかの方法から各学校が決定する。 ・指定なし ・学校が特定の仕様を指定 ・学校が特定の端末を指定 (安価に購入できる等の理由で、購入契約を結ぶ事業者を指定する場合もある) ・上記の組合せ

出典：ビクトリア州教育省ウェブサイト (<https://www2.education.vic.gov.au/pal/personal-devices/policy>) を基に作成

後期中等教育段階の第9学年～12学年(14～17歳)では、2008年～2013年に実施されたオーストラリア全土で実施されたDER (Digital Education Revolution)<sup>182</sup>の取組によって、1人1台環境が実現している。DER終了に伴う連邦政府からの補助金の終了後、1人1台環境を維持するための方策として、BYODが導入されている。

## ③ 通信費 (持ち帰り等) の費用負担<sup>183</sup>

ビクトリア州では、持ち帰りの通信費に係る規定は定められていない。各学校

<sup>181</sup> THE BOSTON CONSULTING GROUP「平成29年度商取引適正化・製品安全に係る事業 (EdTechや民間教育サービス産業創出に向けた基礎調査) 最終ご報告資料(本編)」(2018)の記載を参照

<sup>182</sup> 公立・私立学校等の学校種別を問わず第9学年～12学年(14～17歳)の全ての生徒に1人1台の教育用パソコンを提供するプログラム。1人1台環境の実現に向けてファンド (The National Secondary Schools Computer Fund) が設立され、教育用パソコン購入費用として1台当たり1000豪ドル(9万5千円)、追加のソフトウェア等のインストール・メンテナンス費用として最大1500豪ドル(14万2500円)が支給された

<sup>183</sup> ビクトリア州ウェブサイト

が定めている場合があり、後述する Princess Hill Primary School では、持ち帰りに伴う電気代は保護者負担としている。学校内では、児童生徒は校内 Wi-Fi に接続して使用しており、家庭での使用については家庭負担としている可能性が高い。

#### ④ クラウドサービス等の費用負担<sup>184</sup>

ビクトリア州では、学校独自で購入し端末に導入したソフトウェアについては、保護者への費用負担を求めることができる。

州の教育省によって提供されるいかなるインターネットサービス、ソフトウェア、ナショナル・カリキュラムによって求められるインターネットの利用に係る費用については、保護者に負担を求めることはできない。

#### ⑤ その他、家庭の費用負担<sup>185</sup>

その他、学校は端末の購入費用に加え保険費用の負担を求めることができる。

## 5.2 初等中等教育機関における費用負担

### (1) 学校教育費の負担構造

#### ① 情報端末の費用負担<sup>186</sup>

ビクトリア州では、一部の学校では学校が購入した端末の無償貸出が行われているが、ほとんどの場合、児童生徒は個人が所有する端末を使用しており、保護者が費用を負担する。経済的負担等の理由で端末の購入・準備が困難な場合、また保護者が端末の費用負担に応じない場合は、各学校は児童生徒が端末を利用できるよう措置を講じる必要がある。

---

(<https://www2.education.vic.gov.au/pal/personal-devices/policy>) の記載を翻訳・抜粋

<sup>184</sup> 同上

<sup>185</sup> 同上

<sup>186</sup> Kitty Catharina Janssen 「Are we ready for BYOD?

An analysis of the implementation and communication of BYOD programs in Victorian school」(2015) , Australian Educational Computing30 (2) の記載を翻訳・抜粋

## ② 通信費の費用負担<sup>187</sup>

ビクトリア州では、学校内における無線ネットワークのアクセスに係る費用負担を保護者に求めることはできず、各学校が負担する。

---

<sup>187</sup> ビクトリア州教育省ウェブサイト

(<https://www2.education.vic.gov.au/pal/personal-devices/policy>) の記載を翻訳し抜粋

### ③ クラウドサービス等の費用負担<sup>188</sup>

ビクトリア州では、州が定める教育目標達成の支援や、各学校がアプリやウェブベースに公平にアクセスできること等を目的に、「DET licence」として州で契約を行いアプリやウェブベースの学習ツールを公立学校に提供している。各学校の教師や児童生徒は自身のアカウントや ID を用いて各アプリ等を無料で利用できる。「DET licence」には以下のアプリ等が含まれる。

図表 66 「DET licence」に含まれるアプリ等について

名称	概要
Office 365	Office 365 は、クラウドベースのサブスクリプションサービスであり、Word、Excel、PowerPoint 等が使用可能である。
G Suite for Education	G Suite for Education は、教育機関やホームスクーリングを対象にクラウドベースのツールを提供する。ツールには、Gmail、Google Drive、Calender 等が含まれる。
ClickView	ClickView はクラウドベースのサービスであり、ナショナル・カリキュラムに沿って 43,000 以上の教育ビデオを教師と児童生徒に提供するプラットフォームである。
Adobe Creative Cloud ※高等学校対象	Adobe Creative Cloud は 20 を超えるデスクトップとモバイルアプリから構成され、写真、ビデオ等の分野を対象としたサービスである。Photoshop、InDesign、Illustrator 等は含まれる。
Wolfram Mathematica ※高等学校対象	Wolfram Mathematica は計算式のクラウドベースの数式処理システムである。
Sibelius ※高等学校対象	Sibelius は、児童生徒が作曲し他の人と共有できるクラウドベースのプログラムである。

出典：Office of the Victorian Information Commissioner 「Examination into the use of apps and web - based learning tools in Victorian government primary schools」(2020) を基に作成

<sup>188</sup> Office of the Victorian Information Commissioner 「Examination into the use of apps and web - based learning tools in Victorian government primary schools」(2020) の記載を翻訳し抜粋

## (2) 学校の予算運営上の権限<sup>189</sup>

学校の予算運営上の権限は州によって異なる。ビクトリア州では、学校の予算運営に係る裁量は大きく、学校に設置される学校評議会が、学校予算の承認を行い、予算が適切な目的の下使用されているか管理を行う。

## (3) 私学助成<sup>190</sup>

私立学校は、連邦政府から補助金を受け取っている。連邦政府は、当該地域の保護者が負担し得る費用等、学校コミュニティの財力等を考慮して、補助金の支給額を決定する。

## (4) 就学補助<sup>191</sup>

オーストラリアにおける公立の初等・中等教育は無償で提供される。教科書等の教材は、保護者が支出すべき項目の一つとされている。

連邦政府は、過疎地や地方部に住む児童生徒に対する財政支援等を行っている。

---

<sup>189</sup> Australian Council for Educational Research (ACER) 「OECD IMPROVING SCHOOL LEADERSHIP ACTIVITY AUSTRALIA: COUNTRY BACKGROUND REPORT」(2007)の記載を翻訳し抜粋、佐藤 博志「オーストラリアの自律的学校経営に関する6州2直轄区比較研究(学校の自律性と責任)」学校経営研究 25、(2000)の記載を参照

<sup>190</sup> 教育・訓練省ウェブサイト (<https://www.education.gov.au/how-are-schools-funded-australia>)、OECD 「EDUCATION POLICY OUTLOOK: AUSTRALIA」(2013)の記載を翻訳し抜粋

<sup>191</sup> 教育・訓練省ウェブサイト (<https://www.education.gov.au/how-are-schools-funded-australia>)、OECD 「EDUCATION POLICY OUTLOOK: AUSTRALIA」(2013)の記載を翻訳・抜粋、公共財団法人教科書研究センターウェブサイト「海外教科書制度調査研究報告書」(<https://textbook-rc.or.jp/wp-content/uploads/2020/10/ee25619a1a52567037ba54380e6ca112.pdf>)の記載を参照

## 5.3 高等教育における費用負担

### (1) 高等教育機関と国との関係<sup>192</sup>

連邦政府は、高等教育における財政に責任を有しており、2003年高等教育支援法（Higher Education Support Act）に基づき、主に連邦補助金を介した財政措置を行っている。高等教育機関は、国から資金提供を受けた上で、適切な教育レベルの質を担保しながら運営し、オーストラリア教育資格枠組登録簿（Australian Qualification Framework Register）に記載されている認定登録機関の水準に応じる必要がある。独立行政機関であるオーストラリア高等教育質・基準機構（Tertiary Education Quality and Standards Agency: TEQSA）は、各機関が水準を満たしているか監査を行う。

高等教育機関は資金提供の条件として質保証の取組を求められるものの、自治機関としてその運営に大きな裁量を持ち、運営体制、予算、人事、質保証、カリキュラム等に関して責任を有する。

### (2) 高等教育費の負担構造<sup>193</sup>

オーストラリアの高等教育機関に対する総教育支出に占める公的財源の割合は2017年時点で36%、家庭負担の割合は49%となっており、OECD諸国平均（公的財源：68%、家庭負担：21%）と比べ、家庭負担の割合が比較的高い。政府間財政移転が実施される前の公的財源に占める連邦政府支出額の割合は90%、州支出額の割合は10%となっており、連邦政府がほとんどの公的支出を負担している。

### (3) 高等教育機関の予算運営上の権限<sup>194</sup>

連邦政府は高等教育機関に資金を提供している。資金提供の条件として、各高等教育機関は、2003年高等教育支援法で示されている教育の質と説明責任に関する要件を満たす必要があり、要件の枠組みの中で、財政の管理・運営に関して裁量を有する。

---

<sup>192</sup> 教育・訓練省「Country Education Profiles Australia」、OECD「EDUCATION POLICY OUTLOOK: AUSTRALIA」（2013）の記載を翻訳し抜粋

<sup>193</sup> OECD「Education at a Glance」（2020）の記載を翻訳し抜粋

<sup>194</sup> 教育・訓練省「Country Education Profiles Australia」の記載を翻訳し抜粋

#### **(4) 私学助成<sup>195</sup>**

私立の高等教育機関は、連邦補助金の受給資格を有する。

---

<sup>195</sup> Higher Education Support Act (2003) の記載を翻訳し抜粋



### 6.1 国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担

#### (1) 国（中央政府）による教育費負担<sup>196</sup>

教育省が支出する分野は大きく分けて、小・中・高校教育レベルでの州・地方などへの助成金、高等教育レベルでの州・地方、大学など高等教育機関への助成金、学生個人向け奨学金や学生ローンなどのプログラム、その他（障害者向けや成人教育、教育研究や統計、プログラム管理など）の3つである。米国では、主に州と地方学区による教育費の支出が多く、連邦政府の役割は限られている。

教育省は主に連邦政府の学生ローン及び助成金プログラムの管理を担っており、予算の大部分をこれらの財源に充てている。このほかに各州に対して特別教育補助金を出し、COVID-19のような緊急事態下における財政援助も行う。例えば、COVID-19の感染拡大を受けて発令された CARES 法によって、教育省教育技術局は307億ドルを遠隔学習支援等に充当している<sup>197</sup>。

2021年度（2020年10月から2021年9月まで）の教育省に対する予算は666億ドルであり、2020年度比で8.4%減となっている。<sup>198</sup>

---

<sup>196</sup> アメリカ合衆国行政管理予算局「An American Budget, Fiscal Year 2019」（2019）、アメリカ教育省「FY 2020 AGENCY FINANCIAL REPORT」（2020）、アメリカ教育省ウェブサイト（<https://www2.ed.gov/about/overview/budget/statetables/index.html>）、CBO ウェブサイト（<https://www.cbo.gov/publication/56324>）の記載を翻訳し抜粋

<sup>197</sup> Funding Digital Learning, Office of Educational Technology（<https://tech.ed.gov/funding/>）の教育省教育技術局の記載を翻訳し抜粋

<sup>198</sup> アメリカ教育省「Fiscal Year 2021 Budget Summary」（<https://www2.ed.gov/about/overview/budget/budget21/summary/21summary.pdf>）のp5に記載された教育省向けの予算概要の記載を翻訳し抜粋

## (2) 地方（州政府）による教育費負担<sup>199</sup>

地方では、州と地方学区が教育財政を担っており、特に地方学区が中心的な役割を担っている。州は、主に高等教育機関への資金配分と、地方学区間の財政不均衡の是正等を目的とした地方学区への補助金の提供を行っている。

州政府は、通常、固定資産税と特別債の発行を通じて教育資金を調達する。2017年度（2016年10月から2017年9月まで）の全国平均では、公立学区の地方収入の82%（約2,690億ドル）が固定資産税に由来する。同年度の公立学校の総収入に占める国（連邦政府）からの収入の割合は平均8%だが、各州で大きな差が見られる。<sup>200</sup>

地方学区は、初等中等教育段階に対する教育支出のほとんどを担う。地方学区は、主に固定資産税の徴収を通じて収入を確保しており、（地方収入に占める固定資産税の割合：82%（2016年度時点））固定資産税と特別債の発行を通じて教育資金を調達している。その他、連邦政府と州からの補助金も財源とし、教員給与等の経常的経費を負担している。

学校の整備費用等も基本的に学区の負担である。一部を州が補助する場合があるが、その割合は州ごとに大きく異なる。

---

<sup>199</sup> アメリカ教育省ウェブサイト

（<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/edlite-org-us.html>）の記載を翻訳し抜粋

<sup>200</sup> NCES（National Center for Education Statistics）が作成した Public School Revenue Sources

（[https://nces.ed.gov/programs/coe/indicator\\_cma.asp](https://nces.ed.gov/programs/coe/indicator_cma.asp)）の記載の記載を翻訳し抜粋。本記事ではNCESの「National Public Education Financial Survey」の2016-17年の調査結果を基に経年劣化と州別の配分を取りまとめ・分析している

### (3) 私費負担

通常、多くの州・学区では BYOD が認められており、児童・生徒の個人用情報端末や家庭でのインターネット契約の購入費用は各家計によって負担される。州によっては、地域や家庭におけるデジタル格差を解消するための取組として、個人用情報端末の購入や通信費の私費負担を援助している。

コネチカット州は、2020年7月に Everybody Learns Initiative<sup>201</sup>によって、①個人用情報端末 50,000 台の購入、②家庭からのインターネット接続の補助、③フリーホットスポットの整備に約 43.5 百万ドルを投資することを発表した。

州の報告書<sup>202</sup>によると、予定より多い 80,000 台の情報端末を生徒に配布したことに加えて、ダリオ財団から別途 60,000 台が寄付された。また、ブロードバンド環境への接続が困難な地域にいる生徒の家庭 40,000 戸以上に対して、ケーブルテレビインターネット契約の購入を補助した。更に、14,000 近くのホットスポットを整備し、全ての児童・生徒がインターネットにアクセスできる環境を整えた。

メイン州は、州教育省、管理財政サービス局及び企業と慈善団体の共同の取組 #ConnectKidsNow!によって、州内の全ての児童・生徒が自宅で学習できる環境を整えた。本取組は COVID-19 の混乱による影響を緩和するという観点から、州全体の利害関係者の最優先事項として推進された。州のウェブサイト<sup>203</sup>によると、7,351 人の児童・生徒のために個人用情報端末を購入し、16,772 人の児童・生徒のためにワイヤレスの年間契約を購入した。これらの購入には、CARES 法を通じて割り当てられた州知事緊急教育救済基金からの連邦資金及び慈善寄付金が利用された。

---

<sup>201</sup> コネチカット州知事の 2020年7月28日プレスリリース

(<https://portal.ct.gov/Office-of-the-Governor/News/Press-Releases/2020/07-2020/Governor-Lamont-Announces-the-Everybody-Learns-Initiative>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>202</sup> コネチカット州管理サービス部門 (Department of Administrative Service) の年次報告書「Annual Report of the Connecticut Commission for Educational Technology Calendar Year 2020」(January 19, 2021) から Everybody Learns Initiative に関する記載を翻訳し抜粋

<sup>203</sup> メイン州教育部門ウェブサイトの #ConnectKidsNow! に関する取組内容 (<https://www.maine.gov/doe/learning/ltt/ConnectKidsNow>) の記載を翻訳し抜粋

## 6.2 初等中等教育機関における費用負担

初等中等教育機関における費用負担は、州によって異なる。先ほどと同様、調査対象の5州における情報を以下に示す。

### (1) 学校教育費の負担構造

学校教育費の負担構造は、州によって異なるため、調査対象として5州（コネチカット州、メイン州、ワシントン州、カリフォルニア州、アラスカ州）を選定した。

学校教育費の内、ICT整備に係る各費用負担について、国・地方・学校・家庭の役割分担に応じた負担構造を次頁に示す。

図表 67 米国における国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担  
(コネチカット州・メイン州)

	項目	コネチカット州 (CT)	メイン州 (ME)
基礎情報	人口 (人) 面積 (km <sup>2</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口：3,565,287 人 (全米第 29 位)</li> <li>面積：14,357 km<sup>2</sup></li> <li>人口密度：248 人/km<sup>2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口：1,344,212 人 (全米第 42 位)</li> <li>面積：91,646 km<sup>2</sup></li> <li>人口密度：15 人/km<sup>2</sup></li> </ul>
	GDP (US\$)	251,391.6 US\$ (2019:Q1)	58,383.3 US\$ (2019:Q1)
	インターネット利用率 (%)	88.8%	85.4%
役割分担	国 (連邦政府)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全米で Ed-Tech を推進するためのマスタープラン「National Education Technology Plan」を策定し、その一環として ConnectED (インターネット環境の整備、教員の IT スキル向上のためのトレーニング、教材のデジタル化等) を民間事業者と協力して推進している</li> </ul>	
	州 (教育省等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>州全体の中長期計画を定め、本計画に基づき学区向けのガイドラインや教師向けポータルサイトの整備を進めている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>州全体のデジタル学習の格差を埋めるための継続的な改善プログラムを推進</li> <li>標準的な端末の仕様を定めてテクニカルサポートを集約している</li> </ul>
	学区	<ul style="list-style-type: none"> <li>学区内の整備状況を把握、計画立てを行い ICT 環境の整備を進める</li> <li>学校内外での電子リソースへの適切なアクセスの仕方など利用規約を定める</li> </ul>	
	学校・家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>学区の利用規約に同意して適切な利用のための管理を行う</li> </ul>	
費用負担・ICT 整備状況・ICT 活用状況	情報端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>学区主体</li> <li>BYOD も含まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>州主体</li> <li>州が標準的な端末の仕様を定めて決定した業者から一括購入/リース契約を結ぶ(7年生と8年生向けが主)</li> <li>BYOD も含まれる</li> </ul>
	通信費	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦政府主体</li> <li>各学区または学校から州に申請して割引率 (80~90%) が適用される</li> <li>申請ベースのため配分された基金が活用されずに期限切れになることがある</li> </ul>	
	クラウドサービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>学区主体</li> <li>ZOOM など共通的に使用される教育用ソフトウェアは、州が一括契約して、専用のウェブサイトから使用できるようにしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学区主体</li> <li>州による支援状況は不明</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>学区から配布された情報端末について、過失または誤用に起因するいかなる損害も利用者 (家庭) が金銭的責任を負う</li> </ul>	特になし
<p>&lt;参考文献&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口：Annual Estimates of the Resident Population for the United States, Regions, States, and Puerto Rico: April 1, 2010 to July 1, 2019 (NST-EST2019-01)</li> <li>GDP：アメリカ合衆国商務省経済分析局ウェブサイト (<a href="https://www.bea.gov/data/gdp/gdp-state">https://www.bea.gov/data/gdp/gdp-state</a>)</li> <li>インターネット利用率：2019 American Community Survey 「TYPES OF COMPUTERS AND INTERNET SUBSCRIPTIONS」</li> <li>CT：州政府ウェブサイトの主に管理サービス部門 (Department of Administrative Services) 提供情報 (<a href="https://portal.ct.gov/DAS">https://portal.ct.gov/DAS</a>)</li> <li>ME：州政府ウェブサイトの主に教育部門 (Department of Education) 提供情報 (<a href="https://www.maine.gov/doe/home">https://www.maine.gov/doe/home</a>)</li> </ul>			

図表 68 米国における国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担  
(ワシントン州・カリフォルニア州)

	項目	ワシントン州 (WA)	カリフォルニア州 (CA)
基礎情報	人口 (人) 面積 (km <sup>2</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口：7,614,893 人 (全米第 13 位)</li> <li>面積：184,827km<sup>2</sup></li> <li>人口密度：41 人/km<sup>2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口：39,512,223 人 (全米第 1 位)</li> <li>面積：423,970 km<sup>2</sup></li> <li>人口密度：93 人/km<sup>2</sup></li> </ul>
	GDP (US\$)	541,236.1US\$ (2019:Q1)	2,758,794.6 US\$ (2019:Q1)
	インターネット利用率 (%)	91.4%	90.0%
役割分担	国 (連邦政府)	コネチカット州及びメイン州と同様	
	州 (教育省等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>州全体の中長期計画を定め、本計画に基づき州レベルでの技術の導入をサポートしており、技術調査を毎年実施している</li> <li>州内の学区/学校向けにネットワークの整備や各種助成プログラムを提供している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>州全体の中長期計画を定め、「子供をオフラインにしない」というビジョンの実装のため 1 対 1 コンピューティングなどを推進している</li> <li>助成金を通じて、ネットワーク管理、及びネットワークサービスやその他サポート活動の継続的改善を提供している</li> </ul>
	学区	コネチカット州及びメイン州と同様	
	学校・家庭	コネチカット州及びメイン州と同様	
費用負担・ICT 整備状況・ICT 活用状況	情報端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>学区主体</li> <li>BYOD も含まれる</li> <li>州の余剰金を利用し、学校からの申請ベースで割安で端末を提供するプログラムも存在する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学区主体</li> <li>BYOD も含まれる</li> </ul>
	通信費	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦+州主体</li> <li>K-20 向けに共通的に整備されたネットワークがあり、各学区は手数料を支払えば利用できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦+州主体</li> <li>対象となる学校等は、カリフォルニアテレコネクト基金に参加している電気通信事業者を通じて、電気通信サービスの 50% 割引を受けることができる</li> </ul>
	クラウドサービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>学区主体</li> <li>ZOOM など共通的に使用される教育用ソフトウェアについては、州が直接契約し、学校等が追加の費用を支払うことなく使用できるようになっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学区主体</li> <li>マイクロソフト製品など共通的に使用される教育用ソフトウェアについては、州がマスター購入を行っており、各学区は安価に各製品を購入できる</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>学区から配布された情報端末について、利用者は保証金を支払うか、修理・交換の費用を負担する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学区から配布された情報端末について、過失または誤用に起因するいかなる損害も利用者 (家庭) が金銭的責任を負う</li> </ul>
<p>&lt;参考文献&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人口：Annual Estimates of the Resident Population for the United States, Regions, States, and Puerto Rico: April 1, 2010 to July 1, 2019 (NST-EST2019-01)</li> <li>GDP：アメリカ合衆国商務省経済分析局ウェブサイト (<a href="https://www.bea.gov/data/gdp/gdp-state">https://www.bea.gov/data/gdp/gdp-state</a>)</li> <li>インターネット利用率：2019 American Community Survey 「TYPES OF COMPUTERS AND INTERNET SUBSCRIPTIONS」</li> <li>WA：ワシントン州公立教育監督局 (Washington Office of Superintendent of Public Instruction) ウェブサイト (<a href="https://www.k12.wa.us/">https://www.k12.wa.us/</a>)</li> <li>CA：州政府ウェブサイトの主に教育部門 (Department of Education) 提供情報 (<a href="https://www.cde.ca.gov/">https://www.cde.ca.gov/</a>)</li> </ul>			

**図表 69 米国における国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担  
(アラスカ州)**

	項目	アラスカ州 (AK)
基礎情報	人口 (人) 面積 (km <sup>2</sup> )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口：731,545 人 (全米第 48 位)</li> <li>・面積：1,717,854km<sup>2</sup></li> <li>・人口密度：1 人/km<sup>2</sup></li> </ul>
	GDP (US\$)	53,046.5 US\$ (2019:Q1)
	インターネット利用率 (%)	88.0%
役割分担	国 (連邦政府)	・ 他州と同様
	州 (教育省等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国的な非営利団体と提携して、アラスカ全体の学校へ高速インターネットアクセスを拡大するための取組みを推進している</li> <li>・ 教師向けコンピュータサイエンスコースの開発なども行っている</li> </ul>
	学区	・ 他州と同様
	学校・家庭	・ 他州と同様
費用負担・ICT整備状況・ICT活用状況	情報端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学区主体</li> <li>・ BYOD も含まれる</li> </ul>
	通信費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連邦+州主体</li> <li>・ 各学区のネットワークのアップグレード計画の策定やサービスプロバイダーの調達を州が無償で支援している</li> </ul>
	クラウドサービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学区主体</li> <li>・ 州による支援状況は不明</li> </ul>
	その他	特になし
<p>&lt;参考文献&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口：Annual Estimates of the Resident Population for the United States, Regions, States, and Puerto Rico: April 1, 2010 to July 1, 2019 (NST-EST2019-01)</li> <li>・ GDP：アメリカ合衆国商務省経済分析局ウェブサイト (<a href="https://www.bea.gov/data/gdp/gdp-state">https://www.bea.gov/data/gdp/gdp-state</a>)</li> <li>・ インターネット利用率：2019 American Community Survey 「TYPES OF COMPUTERS AND INTERNET SUBSCRIPTIONS」</li> <li>・ AK：州政府ウェブサイトの主に教育部門 (Department of Education &amp; Early Department) 提供情報 (<a href="https://education.alaska.gov/">https://education.alaska.gov/</a>)</li> </ul>		

コネチカット州、メイン州、ワシントン州、カリフォルニア州、アラスカ州の調査結果に基づく整備対象別の概観を以下に示す。

### ① 情報端末の費用負担

州が主体で整備を推進しているメイン州を除き、学区が主体となり生徒用情報端末の購入や各学校への配布を行っている。また、多くの学区が BYOD の使用を認めているが、学区から提供された情報端末がある場合にはその使用を原則として個人用情報端末の学校教育での使用を制限している。

### ② 通信費の費用負担

学内の通信費については、多くは連邦政府が推進している **E-rate** プログラムによって賄われている。また、ワシントン州とカリフォルニア州、及びアラスカ州では州が主体となってネットワーク環境の整備を推進している。

学外の通信費については、一部の州（コネチカット州及びメイン州）では COVID-19 による混乱の影響を緩和する措置として援助を行っている。

### ③ クラウドサービス等の費用負担

基本的には学区が主体となり、生徒 1 人 1 台の学習環境やオンライン学習を含むハイブリッド環境の整備に必要なクラウドサービス等の契約を行っている。ただし、ZOOM などのテレビ会議システムや共通的に使用される教育用ソフトウェアについては、州が一括契約若しくはマスター購入を行うことで各学校が無償若しくは割安で利用できるようになっている。

#### (2) 学校の予算運営上の権限<sup>204</sup>

基本的には州及び学区の方針に基づき必要な資金等が提供されるため、学校の予算運営上の権限は限定的である。ただし、**E-rate** のように申請ベースのプログラムについては、各学校も申請して利用する権利がある。

---

<sup>204</sup> アメリカ教育省ウェブサイト

(<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/edlite-org-us.html>) の記載を参照

### (3) 私学助成<sup>205</sup>

基本的には、連邦政府は私立の小学校や中等教育学校に通う児童・生徒の授業料を直接支払う奨学金やその他の財政援助を提供していない。ただし、ESEA (Elementary and Secondary Education Act) や IDEA (Individuals with Disabilities Education Act) には、特定の条件下において非営利の学校に在籍する児童・生徒やその家族、教師に対して公立学校と同等かつ公平なサービスや給付を提供しなければならないことが定められている。

### (4) 就学補助<sup>206</sup>

一般的な奨学金のほか、ESEA (Every Student Succeeds Act) によって改正された初等中等教育法により、低所得家庭の子供の数や割合が高い地域の教育機関や学校に対して財政援助を行っている。この援助先やその支出割合は、主に国勢調査による貧困推計値と各州の教育費に基づく。

初等中等教育法の改正により、連邦政府は主に国勢調査による貧困推計値と各州の教育費に基づき、低所得層の家庭に属する児童生徒数もしくは割合が多い地元の教育機関や学校に対して財政支援を提供している。2015年度では、アメリカにおける公立学校 55,906 校が財政支援プログラムに参加し、支援を必要とする児童生徒に対して放課後学習や夏季休暇プログラム等の提供を行った。

---

<sup>205</sup> Office of Non-Public Education 「Frequently Asked Questions – General Issues Related to Nonpublic Schools」 (2019)、アメリカ教育省ウェブサイト (<https://www2.ed.gov/about/inits/ed/non-public-education/files/onpe-faqs-aug2019.pdf>、<https://www2.ed.gov/about/inits/ed/non-public-education/files/onpe-faqs-aug2019.pdf>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>206</sup> Office of State Support 「Improving Basic Programs Operated by Local Educational Agencies (Title I, Part A)」、アメリカ教育省ウェブサイト (<https://www2.ed.gov/programs/titleiparta/index.html>)、及び、OECD 「Education at a Glance 2020」 (<https://www.oecd.org/education/education-at-a-glance-19991487.htm/?refcode=20190209ig>) の就学補助に関する記載を翻訳し抜粋

## 6.3 高等教育における費用負担

### (1) 高等教育機関と国との関係<sup>207</sup>

国（連邦政府）は各州に自治権を与えている。高等教育機関は公立・私立を問わず非営利若しくは営利法人として組織化され、各州の知事や立法府によって任命された者が構成する評議員会又は評議員会が選出した市民が管理運営する。

連邦政府は、高等教育分野における奨学金の付与や給付、研究資金の提供、高等教育に関連する各種統計データの収集等を担っており、設置認可や審査・監督等の直接的な影響を持つのは、州である。

州は、公立、私立関わらず高等教育機関の設置認可の権限を有する。公立の高等教育機関は、州政府によって任命された理事会を有し、州と連邦政府から資金の提供を受けている。また、州の憲法によって、州の規制の対象となる場合がある。私立の高等教育機関は、州の設置認可を必要とするものの、州の管理対象外である。

高等教育機関は、公立、私立に関わらず非営利・営利法人として認可された自治機関であり、その運営に際して自律した権限を有する。

### (2) 高等教育費の負担構造<sup>208</sup>

公立の高等教育機関は、連邦政府及び州から資金提供を受けている。

公立、私立の高等教育機関は、学生に授業料を請求することができ、その他寄付金や契約、研究等から資金を調達している。公立の高等教育機関の場合は、州によって学生に請求できる額の上限が定められている場合がある。

米国の高等教育機関に対する総教育支出に占める公的財源の割合は 2017 年時点で 35%、家庭負担の割合は 45%となっており、OECD 諸国平均（公的財源：68%、家庭負担：21%）に比べ、家庭負担の割合が比較的高い。政府間財政移転が実施される前の公的財源に占める連邦政府支出額の割合は 53%、州支出額の割合は 36%となっており、連邦政府と州双方が高等教育費を負担する構造となっている。

---

207 アメリカ教育省ウェブサイト「Tertiary Institutions」

(<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/edlite-org-us.html>) の高等教育機関に関する記載を翻訳し抜粋

208 アメリカ教育省ウェブサイト

(<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/edlite-org-us.html>)、OECD「Education at a Glance」(2020)の記載を翻訳し抜粋

### **(3) 高等教育機関の予算運営上の権限<sup>209</sup>**

高等教育機関は、法人として認可された自治組織であり、予算運営上の権限を含め、その運営に際して州政府から自立した権限を有する。組織内の運営高等教育機関は、知事または州議会によって任命された市民から構成される理事会によって統治されている。理事会は、理事会が管理する大学間および大学内の予算等の資源配分と管理を行う。

### **(4) 私学助成<sup>210</sup>**

私立教育機関の中には、州政府から運営資金を受け取って学術プログラムを運営したり、米国農務省から連邦資金を受けて州の土地付与機関として機能したりするなど、公共サービスの提供を認可されている場合もある。

---

<sup>209</sup> アメリカ教育省ウェブサイト「Tertiary Institutions」  
(<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/edlite-org-us.html>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>210</sup> 同上

## 英国の教育財政制度



### 7.1 国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担

#### (1) 国（中央政府）による教育費負担<sup>211</sup>

2019-2020年度(2019年4月から2020年3月まで)の教育部門への支出は、政府の一般財政支出の10.5%を占める。教育費に占める使途は、初等中等教育向けが突出しており、全体の約76%を占める。

国は、年齢を加味した生徒数を基本とする算定式に基づき、地方自治体に対して使途を特定した学校教育費特定負担金(Dedicated School Grant: DSG)を配分している。公営学校である、アカデミーやフリースクールに対しては、財政契約を結び直接学校に資金を配分している。

---

<sup>211</sup> 国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」(2019)の記載を基に要約、Ukpublicspending.co.uk ウェブサイト ([https://www.ukpublicspending.co.uk/year\\_spending\\_2020UKbn\\_17bc1n\\_2022#ukgs302](https://www.ukpublicspending.co.uk/year_spending_2020UKbn_17bc1n_2022#ukgs302)) の記載を翻訳し抜粋

## (2) 地方（州政府）による教育費負担

地方当局は、国から支給される学校教育費特定負担金を主な原資として、当該地域における学校予算を編成・配分する。公立（営）学校の種類に応じて、地方当局から配分される予算の内容は異なる。各学校の種類に応じた教育費負担について、以下に示す。

図表 70 地方当局の公立（営）学校種別教育費負担

学校の種類		教育費負担内容
公立（営）学校 (maintained school)	公立学校 (community school)	地方当局が経常費、資本的支出のすべてを負担する。
	有志団体立管理学校 (Voluntary controlled school)	
	地方補助学校 (foundation school)	
	有志団体立補助学校 (Voluntary aided school)	地方当局が経常費と資本的支出を負担する。学校は資本的支出の1割程度を負担する。
公営 独立学校 (publicly-funded-independent school)	アカデミー	政府と財政契約を結び教育技能資金提供庁 (Education and Skills Funding Agency) を通して、国から資金提供を受ける。負担内容は公立学校と同様。
	フリースクール	

出典：Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-93\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-93_en)) を基に作成

### (3) 私費負担

#### ① 情報端末の費用負担<sup>212</sup>

英国では、英国教育工学通信協会（BECTA）によって、情報端末の整備を含めた教育における ICT 整備・活用が活発に推し進めた。

1998 年の「National Grid for Learning」では、各学校にオンライン学習ツールと、インターネット接続とデジタル機器整備に向けた資金が提供された。また、2010 年には「Home Access Programme」によって、経済的に困難を抱える家庭に対してデジタル機器とインターネット通信整備に対する資金が提供され、結果的に 27,000 の資金受給家庭のうち 92% の家庭で、インターネット接続を有するタブレット端末が整備された。政府の財政削減の結果、BECTA は 2010 年に閉鎖され、学校の教育 ICT に係る政府の財政支援と奨励は大幅に減少している。ICT 機器の持続的な整備に係る懸念等から、保護者に負担を求める学校が増えている。

#### ② 学校での個人用情報端末の使用<sup>213</sup>

ICT 機器の持続的な整備に係る懸念とあわせて、先進校によって提供される事例、児童生徒による端末所有権拡大等の影響から BYOD を選択する学校が増えている。2016 年に RM Education が実施した調査によれば、中等教育段階で 29%、初等教育段階で 9% の学校が BYOD を採用している。

BYOD の実現方法は、学校が特定の端末・仕様を指定する場合、児童生徒が任意の端末を使用する場合等、各学校によって異なる。一部の学校では、経済的に困難を抱える児童生徒にタブレット端末購入を補助するため、児童生徒の教育支援を目的とした学校への補助金 (pupil premium) に頼っている学校もある。

---

<sup>212</sup> Future Classroom Lab ウェブサイト

(<https://fcl.eun.org/byod?jsessionid=918EAFB41310FB38B32C0AB4C9EE26FF>)、BECTA 「National Grid for Learning (NGFL)」、The Guardian 2016 年 8 月 9 日記事 (<https://www.theguardian.com/education/2016/aug/09/back-to-school-bill-ipad-technology-parents>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>213</sup> tes ウェブサイト (<https://www.tes.com/news/we-move-towards-11-computing-can-schools-keep>)、FINANCIAL TIMES ウェブサイト 2016 年 5 月 4 日記事 (<https://www.ft.com/content/c51f9ee0-f744-11e5-96db-fc683b5e52db>) の記載を翻訳し抜粋

### ③ 通信費（持ち帰り等）の費用負担<sup>214</sup>

後述する Sandringham School では、児童生徒が端末を持ち帰った際は、十分に充電した上で、学校に持参するよう求めている。自宅における通信費について学校が負担する記載はない。

### ④ クラウドサービス等の費用負担<sup>215</sup>

政府は、全ての教育提供者に対して、IT システムをクラウドに移行することの利点を積極的に検討するよう推奨している。また、政府は、各学校が教育分野を含む幅広い商品、サービスを安価で調達できるよう、各事業者と購入契約を結んでいる。このうち、購入契約の一つとして AWS と G-Cloud deal を結んでおり、公共団体がデジタルマーケットプレイスと呼ばれるオンラインカタログを利用して、商品ベースかつ従量制のクラウドサービスを政府認可の短期契約に基づいて安価で購入できるようにしている。

### ⑤ その他、家庭の費用負担<sup>216</sup>

一部の学校では、端末のケースや保険、アプリ等を含めた追加料金の負担を求める場合がある。後述する Sandringham School では、ケース、保証は保護者負担としている。

---

<sup>214</sup>Sandringham School ウェブサイト

(<https://sandringham.herts.sch.uk/equipping-your-child/>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>215</sup> 教育省「Realising the potential of technology in education」(2019)、Levett Consultancy ウェブサイト (<https://levettconsultancy.co.uk/enabling-remote-learning/>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>216</sup> The Guardian 2016 年 8 月 9 日記事

(<https://www.theguardian.com/education/2016/aug/09/back-to-school-bill-ipad-technology-parents>) の記載を翻訳し抜粋

## 7.2 初等中等教育機関における費用負担

### (1) 学校教育費の負担構造

#### ① 情報端末の費用負担<sup>217</sup>

公立（営）学校の場合、教材、教科書、デジタル機器等含め、ナショナル・カリキュラムで規定される授業時間内の教育に関する費用については、基本的に保護者に負担を求めることはできない。

ただし、保護者が児童生徒による所有を希望する場合、各学校は教材や教科書、デジタル機器等に対して負担を求めることができる。また、保護者に対して自発的な協力として寄付を呼び掛けることができ、多くの学校が保護者に対して費用負担を求めている。

#### ② 通信費の費用負担<sup>218</sup>

一部の学校では、学校の経費で賄うことができないため、保護者に対して負担を求める場合がある。

#### ③ クラウドサービス等の費用負担<sup>219</sup>

国は、クラウドベースのサービスの利用を推進しており、各学校が安価で調達できるよう、AWS と G-Cloud deal を結んでいる。各学校がサービスを選定し、クラウドサービスやアプリ等を購入しているが、一部の学校では、学校の経費で賄うことができず、保護者に対して負担を求める場合がある。

---

<sup>217</sup> 教育省「Charging for school activities」（2018）、Eurydice ウェブサイト（[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-93\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-93_en)）の記載を翻訳し抜粋

<sup>218</sup> The Guardian2016年8月9日記事

（<https://www.theguardian.com/education/2016/aug/09/back-to-school-bill-ipad-technology-parents>）の記載を翻訳し抜粋

<sup>219</sup> 教育省「Realising the potential of technology in education」（2019）、The Guardian2016年8月9日記事

（<https://www.theguardian.com/education/2016/aug/09/back-to-school-bill-ipad-technology-parents>）の記載を翻訳し抜粋

## (2) 学校の予算運営上の権限<sup>220</sup>

ほとんどの公立（営）学校では、予算の管理・運営に係る権限は理事会と校長に委任されており、予算運営に関して大きな裁量を有する。通常各学校には校長や教師、その他スタッフの給与、教材や設備費を含む予算が一括予算（block grant）として割り当てられ、理事会は予算を適切な目的のもと使用する責任を有する。

また、各学校は学校の敷地を貸与したり利益が発生する活動を行ったりするなど様々な活動を通して資金を調達することができる。

## (3) 私学助成<sup>221</sup>

英国の私立学校は、独立学校（independent school）<sup>222</sup>が該当する。

私立学校は、主に保護者からの授業料によって賄われており、国や地方当局から財政支援は受けていない。よって、私立学校は授業料を支払う保護者に対して予算管理・運営を行う責任を負い、国による監督は受けない。

## (4) 就学補助<sup>223</sup>

公立（営）学校における教育は無償で提供される。

全日制の公立（営）学校、継続教育機関に所属する16～19歳の学生についても無償で教育を受けられる。また、国から補助金を受け取っている家庭の児童生徒を対象に、昼食の無償提供を行っている。

家庭に対する就学補助としては、定時制の教育を受けている16歳以下の児童<sup>224</sup>を対象に、国から非課税の児童手当が支給される。従来児童手当は、該当するすべての児童生徒・学生を対象としていたが、2013年に制度が改正され所得制限がかけられ、両親のいずれかが60,000ポンド以上の所得がある場合は児童手当を受け取ることはできない。

---

<sup>220</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-93\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-93_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>221</sup> 同上

<sup>222</sup> private school、public school とも言われる

<sup>223</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-93\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-93_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>224</sup> フルタイムの教育又は訓練を受けている19歳以下の学生を含む

その他、世帯の状況に応じて国から児童税控除等を受けることが可能である。

## 7.3 高等教育における費用負担

### (1) 高等教育機関と国との関係<sup>225</sup>

学生局（executive non-departmental public body : NDPB）は 2017 年に政府外公共機関として設置され、高等教育機関の管理を行っている。

学生局は、高等教育機関に対して国の補助金を提供し、高等教育機関は公的資金の使用に関して学生局に責任を負う。

英国における高等教育機関は、独立法人として管理・運営の裁量を有する。内部組織の管理・運営に加え、教員の採用についても責任を有し、すべての大学と一部の高等教育機関は学位授与の権限を有する。

### (2) 高等教育費の負担構造<sup>226</sup>

2006 年と 2012 年に実施された授業料改革<sup>227</sup>の影響もあり、イギリスの高等教育機関に対する総教育支出に占める公的財源の割合は 2017 年時点で 25%、家庭負担の割合は 52%となっており、家庭負担が占める割合は OECD 諸国平均（公的財源：68%、家庭負担：21%）と比べ高い。また、高等教育に関する事項は国の権限となっているため、ほぼすべての公的支出を政府が担っている。

公的補助として、イギリスの高等教育機関は学生局から補助金を受け取っている。また、リサーチ・イングランド<sup>228</sup>、リサーチ・カウンシル<sup>229</sup>から、それぞれ研究能力・研究インフラに係る財政支援と特定の研究プロジェクトに対する財政支援を受けている。

---

<sup>225</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/united-kingdom-england/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/united-kingdom-england/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>226</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-93\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-93_en)) の記載を翻訳し抜粋、OECD 「education at a Glance」(2020) の記載を参照

<sup>227</sup> 2006 年に定額一律授業料を上限 3,000 ポンドまで大学の裁量とするという施策が取られ、2012 年には授業料額の基準を 6,000 ポンド、最高 9,000 ポンドまで認める決定を行った

<sup>228</sup> UK リサーチ・イノベーション機関の中に設置されており、大学研究及び知識移転に関連する UK リサーチ・イノベーションの機能を監督する

<sup>229</sup> 7 つの学問分野別に設置されている資金配分機関

### **(3) 高等教育費の予算運営上の権限<sup>230</sup>**

イギリスにおける高等教育機関では、自主的な予算運営・管理が行われており、学生水準局から配分される一括補助金（block grants）の配分、授業料、その他収入に関する決定権は各大学に委ねられている。ただし、各大学は 1992 年継続・高等教育法（Further and Higher Education Act）に定められた役割や、学生局が定める補助金給付の条件を満たす必要がある。

### **(4) 私学助成<sup>231</sup>**

イギリスの私立大学は公的補助を受け取っていない。

---

<sup>230</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-93\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-93_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>231</sup> 同上

## エストニアの教育財政制度



### 8.1 国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担

#### (1) 国（中央政府）による教育費負担<sup>232</sup>

国は、所管する全ての教育機関に係る教育費を負担している。また、すべての児童生徒に一般教育を無料で提供する権利を保証するために、国の予算から校長・教師の給与、現職研修、教科書、学校の給食費等を負担し、地方自治体の公立学校と私立学校双方に補助金として配分している。補助金は学校の生徒とクラス数を基に算出され、各学校の所有者に配分される。

その他、学校が寄宿施設を有する場合、関連する費用を賄う資金についても割り当てている。

#### (2) 地方（州政府）による教育費負担<sup>233</sup>

基本自治体は、所管する教育機関の資金調達を担っており、国の補助金を超えた額を負担する。主に所管する保育所や教育機関の運営費用を担う。

地方自治体は、所管する学校の資金の使途と各学校への配分を行う。

---

<sup>232</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-24\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-24_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>233</sup> 同上

### (3) 私費負担

#### ① 情報端末の費用負担<sup>234</sup>

1990年代から、すべての児童生徒にコンピュータへのアクセスを確保するという試みのもと、国が主導となって教育の情報化が進められ、2000年に全ての学校の教室に情報端末が整備されている。情報端末の費用は、学校の所有者（主に地方自治体）が負担する。

#### ② 学校での個人用情報端末の利用<sup>235</sup>

エストニアでは、2012年にプログラム教育（Proge Tiger Programme）が始まり、2015年時点で全ての教育教材を電子化<sup>236</sup>するマイルストーンを掲げる等、児童生徒によるICTの活用を積極的に推進してきた。学校現場ではBYODが認められており、情報端末1人1台環境が当たり前の環境となっている。一般的に、保護者が情報端末の費用を負担する。

#### ③ クラウドサービス等の費用負担<sup>237</sup>

学校の所有者（主に地方自治体）は、児童生徒・教師用のデジタル端末に加え、ネットワーク、ITシステム等含めた十分なICTインフラを学校に提供する責任を有する。

---

<sup>234</sup> Education estonia (<https://www.educationestonia.org/how-did-estonia-become-a-new-role-model-in-digital-education/>)、European Schoolnet 「ESTONIA Country Report on ICT in Education」(2015)の記載を翻訳し抜粋

<sup>235</sup> 教育新聞 2019年7月29日記事

(<https://www.kyobun.co.jp/feature/pf20190729/>)を基に要約、European Schoolnet 「DESIGNING THE FUTURE CLASSROOM」(2015)の記載を翻訳し抜粋

<sup>236</sup> 2018年からデジタル教科書が導入され、全ての基礎学校でデジタル教科書の無償使用が可能である

<sup>237</sup> 教育新聞 2019年7月29日記事

(<https://www.kyobun.co.jp/feature/pf20190729/>)を基に要約、European Schoolnet 「DESIGNING THE FUTURE CLASSROOM」(2015)の記載を翻訳し抜粋

## 8.2 初等中等教育機関における費用負担

### (1) 学校教育費の負担構造

#### 情報端末の費用負担<sup>238</sup>

学校における情報端末整備の最初の取組は、1987年-1992年に行われ、国によって約3000台のコンピュータが学校に配置された。1992年-1996年には、学校に年間20万ドルを投資し、更なるコンピュータの設置が進められた。1996年-1998年には、エストニアにおけるコンピュータ等の端末整備状況が大幅に改善され（50人/台から20人/台）、それに伴い学校における教育ICTが積極的に活用されることとなった。

このように、エストニアでは、国が情報端末の整備を担ってきたが、プログラム教育の開始やデジタル教材の活用により、近年は児童生徒が所有する端末の利用（BYOD）が一般的となっている。児童生徒が所有する端末は基本的に保護者によって負担されている。

#### ① 通信費の費用負担<sup>239</sup>

エストニアでは国が通信インフラの整備を担い、2001年時点ですべての学校の教室にインターネットが整備されている。費用は、学校の所有者（主に地方自治体）が負担する。

#### ② クラウドサービス等の費用負担<sup>240</sup>

エストニアのほとんどの学校はクラウド化されており、全ての学校がクラウドサービスを利用している。一般的に用いられているクラウドサービスは、eKool<sup>241</sup>とStudium<sup>242</sup>である。eKoolは民間プロバイダーによって提供され、生徒や保護者は、eKoolの基本的な機能について無料で利用できる。Studiumにおいては各教育機関が費用を負担の上、ユーザーアカウントを管理し、生徒は

---

<sup>238</sup> Mihkel Lees 「ESTONIAN EDUCATION SYSTEM 1990-2016」 (2016)、European Schoolnet 「DESIGNING THE FUTURE CLASSROOM」 (2015) の記載を翻訳し抜粋

<sup>239</sup> 同上

<sup>240</sup> education etonia (<https://www.educationestonia.org/how-did-estonia-become-a-new-role-model-in-digital-education/>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>241</sup> eKool ウェブサイト (<https://www.ekool.eu/#/>)

<sup>242</sup> Studium ウェブサイト (<https://studium.com/>)

個人アカウントを入力した上で利用する。

## (2) 学校の予算運営上の権限<sup>243</sup>

校長は学校の予算運営に関して大きな裁量を有しており、学校教育法等の国が定める枠組みに基づき、学校における予算の割当・策定を行う。予算は、理事会の意見を踏まえた上で、各学校を所管する地方自治体もしくは国から承認を受ける。

学校は、保護者等による寄付金や、所有する設備の貸出等を通じて収入を得ることが許されている。ただ、学校としての独立した会計口座は持たないため、収入は学校を所管する地方自治体もしくは国に引き渡す必要がある。

## (3) 私学助成<sup>244</sup>

初等・中等教育段階の普通教育においては、全ての生徒が無償で普通教育を享受する権利を保障するため、私立学校に対しても国の予算から公立学校と平等に予算が割り当てられる。予算には校長・教師の給与、職場研修、教科書、学習補助、学生の昼食費等が含まれる。

## (4) 就学補助<sup>245</sup>

公立の初等・中等教育段階の学校教育は無償で提供され、教科書、ワークブック、練習帳等も無償で提供される。昼食費や通学費等も地方自治体によって支給されている。

各家庭には、子供が16歳になるまで子供一人それぞれに対する児童手当が支給される。また、未成年の児童を2人以上育てる場合は、所得税の割引を受けることができる。

---

<sup>243</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-24\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-24_en))、OECD 「Reviews of School Resources Estonia」(2016) の記載を翻訳し抜粋

<sup>244</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-24\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-24_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>245</sup> 同上

## 8.3 高等教育における費用負担

### (1) 高等教育機関と国との関係<sup>246</sup>

国は高等教育機関を管理しており、高等教育機関における基準の策定、予算の枠組みの策定を行っている。高等教育機関は、高等教育法（Higher Education Act）の枠組みの中で裁量を有しており、組織体制、発展計画と予算の承認、限られた範囲内で資産に関する事項の決定を行う。

2019年に高等教育に関わる法令の改定が行われた結果、高等教育法は詳細な規定からより大きな枠組みを示すものとなり、大学の裁量を拡大する動きが見られる。

学長（rector）は高等教育機関を運営し、高等教育機関の発展と予算の効果的な使用に責任を有する。

### (2) 高等教育費の負担構造<sup>247</sup>

エストニアの高等教育機関に対する総教育支出に占める公的財源の割合は2017年時点で72%、家庭負担の割合は7%となっており、OECD諸国平均（公的財源：68%、家庭負担：21%）、EU23か国平均（公的財源：73%、家庭負担：16%）と比べて家庭負担の割合は低く、公的部門部に加え民間部門もある程度の支出を担っている。国は公的財源のほぼすべての支出を担っており、高等教育機関の研究費、管理費、運営費等を負担している。その他、高等教育機関の予算には、国内外からの支援と経済行為からなる資金も含まれる。

---

<sup>246</sup> エストニア教育研究省「Important activities in the 2019/2020 academic year」、ARCHIMEDES FOUNDATION, Estonian Academic Recognition Information Centre「HIGHER EDUCATION IN ESTONIA」（2010）の記載を翻訳し抜粋

<sup>247</sup> Eurydice ウェブサイト（[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-24\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-24_en)）の記載を翻訳し抜粋、OECD「Education at a Glance」（2020）の記載を参照

### **(3) 高等教育機関の予算運営上の権限<sup>248</sup>**

高等教育は、大学の使命、目的、機能及び国の高等教育機関に対するニーズから各大学に求められる基本的な義務を示したパフォーマンス協定 (performance agreement) を国と結んでいる。パフォーマンス協定は、高等教育機関に対して予算に係る幅広い裁量を保証するものであり、各高等教育機関が予算の管理・運営を行う。

高等教育機関の学長は、財政に関する主な責任を有する。

### **(4) 私学助成<sup>249</sup>**

私立大学及び私立大学に所属する学生は、公立大学と同じ条件で国から助成を受けることができる。

---

<sup>248</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-24\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-24_en))、OECD 「Education at a Glance」(2020) の記載を翻訳し抜粋

<sup>249</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-24\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-24_en)) の記載を翻訳し抜粋



### 9.1 国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担

#### (1) 国（中央政府）による教育費負担<sup>250</sup>

国は後期中等教育段階の教育機関に対する資金提供と、地方自治体の管轄下における教育機関（初等・前期中等教育段階）に対する助成金の提供を行っている。義務教育段階では、地方自治体に一括の補助金を提供し、地方自治体が各学校の教員給与や運営資金等に割り当てている。

#### (2) 地方（州政府による教育費負担

地方自治体は、義務教育段階の教育費を主に負担している。地方自治体には、初等・中等教育段階の教育機関に対する予算の編成・配分権限が与えられており、地方自治体によって各学校予算やその配分に関する策定方法は異なる。

#### (3) 私費負担

##### ① 情報端末の費用負担

デンマークでは多くの学校で1人1台環境に近い情報環境が実現されているが、学校によって端末の整備方法及びその費用負担は異なる。学校が費用を負担する場合もあれば、保護者が負担する場合もある。詳細は後述する。

##### ② 個人情報用端末の学校での利用<sup>251</sup>

デンマークでは、国が2013-2014年度から学校での学習者BYODを前提としたICT環境整備を進めてきた。児童生徒の持ち込み機材1人1台以上を想定した校内Wi-Fi整備や、端末の種類を問わないウェブベースのサービス提供を行うとともに、機材持ち込みの出来ない児童生徒に対する支援を学校側に求めている。

---

<sup>250</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-22\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-22_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>251</sup> 豊福 晋平「北欧における初等中等教育の情報化－学校教育 1:1/BYOD 政策とその背景－」豊福晋平「北欧における初等中等教育の情報化」, コンピュータ&エデュケーション vol.37 (2014) の記載を抜粋

## 9.2 初等中等教育機関における費用負担

### (1) 学校教育費の負担構造

#### ① 情報端末の費用負担

デンマークの学校における、端末の整備方法及びその費用負担として、主に以下の3つが挙げられている。

実現方法	費用負担者	概要
1:1 学校配布型	学校	学校がタブレット端末やコンピュータ等の端末を1人1台児童生徒に配布する。
1:2 学校配布型	学校	学校が一定数の端末を配布し、少なくとも2人の生徒間で端末を共有する。
BYOD	保護者	児童生徒が自身の所有端末を学校に持ち込む。学校もしくは地方自治体は、経済的事情等から端末を所持できない児童生徒に、端末を提供する。

出典：Ministry of children and education 「Development of digitalization in the schools - insights from Denmark」(2019)を基に作成。

#### ② 通信費の費用負担<sup>252</sup>

デンマークでは、国によってUNI-Login/シングルサインオンサービスが提供されている。様々なシステム・アプリ・サービスへのシングルサインオン機能を提供しており、児童生徒、教師、保護者はUNI-Loginにログインして学校のイントラネットワークを利用することが可能である。

#### ③ クラウドサービス等の費用負担<sup>253</sup>

児童生徒、教師、保護者は、インターネットと同様にUNI-Loginにログインして、インターネットやクラウドサービスを利用できる。UNI-Loginを通して、学校におけるほとんどのデジタル教材へのアクセスが可能である。

---

<sup>252</sup> Ministry of children and education 「Development of digitalization in the schools - insights from Denmark」(2019)、Twentyfour ウェブサイト (<https://twentyfour.dk/en/>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>253</sup> 同上

## (2) 学校の予算運営上の権限<sup>254</sup>

校長は割り当てられた予算の利用について広い裁量を有しており、学校委員会と協議しながら国が定める枠組みに基づき予算を策定する。法律では、校長は学校委員会に対して説明責任を負い、また学校員会は学校予算に関して最終決定権を有することとなっているが、学校委員会が予算決定に関与する割合は学校によって異なる。

## (3) 私学助成<sup>255</sup>

初等・中等教育段階の私立学校には、生徒一人あたりの年間運営費に対する助成金が配分される。これは、原則公立学校の生徒一人あたりの公的支出から、私立学校の保護者が支払う学費を差し引いた額と一致することとなっている。

すべての助成金は包括的補助金 (block grant) として学校に配分され、教育と指導目的である限り、学校はその使用用途を自由に定めることができる。

## (4) 就学補助<sup>256</sup>

公立の初等・中等教育段階における学校教育は無償で提供されており、児童生徒を対象とした就学補助は行われていない。18歳未満の児童を扶養するすべての家庭に対して、年齢に応じ一般家族手当が支給されている。

---

<sup>254</sup> OECD 「Reviews of School Resources: Denmark」 (2016) の記載を翻訳し抜粋

<sup>255</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/organisation-private-education-22\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/organisation-private-education-22_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>256</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-22\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-22_en)) の記載を翻訳し抜粋、財務省財務総合政策研究所 「「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」報告書」「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」報告書 (2006) の記載を基に要約

## 9.3 高等教育における費用負担

### (1) 高等教育機関と国との関係<sup>257</sup>

国はほとんどの大学の建物を所有し、大学の理事会を解散させる権限を有する等、高等教育機関に対して一定の権限を有する。また、国は高等教育に対する公的財源のほぼすべてを担っており、高等教育機関に対して資金提供を行う。

高等教育機関は政府の財源による自治機関（state-financed self-owning institutions）として組織の管理・運営に関して幅広い裁量を有する。

### (2) 高等教育費の負担構造<sup>258</sup>

デンマークの高等教育機関に対する総教育支出に占める公的財源の割合は2017年時点で99%、家庭負担の割合は0%となっており、総教育支出のほとんどを公的財源が占める。政府間財政移転が実施される前の公的財源に占める連邦政府支出の割合は92%となっており、公的財源のほとんどを国が担う。

### (3) 高等教育機関の予算運営上の権限<sup>259</sup>

高等教育に対する公的財源は、国がほぼすべて負担しており、ブロック・グラントとして高等教育機関に提供される。国は資金提供時に、高等教育制度の方向性を操る手段として、パフォーマンス協定等を含めた条件を定めている。

高等教育機関は条件等の定められた枠組みの中で、個々の教育プログラムの目的に沿って使用用途を自由に定める。

### (4) 私学助成<sup>260</sup>

デンマークでは、私立の高等教育機関は存在しない。

---

<sup>257</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-22\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-22_en))、OECD 「EDUCATION POLICY OUTLOOK DENMARK」(2020) の記載を翻訳し抜粋

<sup>258</sup> OECD 「Education at a Glance」(2020) の記載を翻訳し抜粋

<sup>259</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-22\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-22_en))、OECD 「EDUCATION POLICY OUTLOOK DENMARK」(2020) の記載を翻訳し抜粋

<sup>260</sup> 同上



### 10.1 国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担

#### (1) 国（中央政府）による教育費負担<sup>261</sup>

教育に対する総支出に占める連邦政府の支出割合は全体の 1 割程度であり、児童生徒への財政支援、科学・学術研究に係る資金提供を担っている。学校教育に係る費用については、主に連邦州と地方自治体が負担している。

#### (2) 地方（州政府）による教育費負担<sup>262</sup>

州は、州公務員である公立学校の教員の給与を負担し、地方自治体は、教員給与を除いた学校関連費用を負担している。また、基本法により各州は共有税による収入の一部を地方自治体に再交付することとなっている。

2017 年度の支出額の割合は、連邦政府、州政府、地方自治体それぞれ 10.6%、52.6%、16.9%であった。残りの約 20%は私営や非営利の団体によって提供されている。

---

<sup>261</sup> 連邦教育省ウェブサイト (<https://www.bmbf.de/de/der-haushalt-des-bundesministeriums-fuer-bildung-und-forschung-202.html#:~:text=Am%2029.,rund%2018%2C3%20Milliarden%20Euro.>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>262</sup> Education and Research in Figures 2020 「fig-22」 の記載を翻訳し抜粋

### (3) 私費負担

#### ① 情報端末の費用負担<sup>263</sup>

ドイツでは、児童生徒が 21 世紀を生き抜くために求められるデジタル能力の育成を目的に、2019 年に連邦政府と州の間で学校デジタル化協定 (digitalisation pact : DigitalPakt Schule) が結ばれ、学校における ICT 環境の整備・活用を促進する取組が始まっている。デジタル化協定では、5 年間の間、連邦政府から約 50 億ユーロ、州は連邦政府負担額の最低 10%を負担する形で、学校における ICT 機器、インフラ整備等を行う。州は、連邦政府から投入された資金を各州の方針に基づいて各学校に配分する。また、州は教師の導入研修、ICT 機器の活用に向けたカリキュラムの改定、学習ソフトウェアの獲得、整備されたインフラ等の維持に責任を有する。

#### ② クラウドサービス等の費用負担<sup>264</sup>

ドイツでは、ハッソ・プラットナー研究所 (Hasso-Plattner-Institute : HPI) に資金提供の上、教師や児童生徒が教育コンテンツにアクセス可能なクラウドサービス (HPI-Schul-Cloud) を提供している。

---

<sup>263</sup> 連邦教育研究省ウェブサイト

(<https://www.digitalpaktschule.de/de/eltern-schueler-1706.php>)、OECD 「EDUCATION POLICY OUTLOOK GERMANY」(2020) の記載を翻訳し抜粋

<sup>264</sup> 国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発センターウェブサイト

(<https://crds.jst.go.jp/dw/20200514/2020051423169/>) を基に要約、HPI ウェブサイト (<https://hpi.de/en/open-campus/hpi-initiatives/hpi-schul-cloud.html>) の記載を翻訳し抜粋

## 10.2 初等中等教育機関における費用負担

### (1) 学校教育費の負担構造

#### ① 情報端末の費用負担<sup>265</sup>

原則として、公立学校で使用される教材や高価な機器は無償で貸与される。ただし、ローンや購入費の一部負担という形で、保護者に費用負担を求める場合もあり、一部の州では児童生徒に対して BYOD を適用している。

#### ② 通信費の費用負担<sup>266</sup>

ドイツでは、地方自治体が人事給与以外の費用負担を担っており、デジタルインフラ等に係る費用も、地方自治体が負担する。

#### ③ クラウドサービス等の費用負担<sup>267</sup>

ドイツでは、2016年から STEAM 科目に重点を置く高等学校 MINT-EC 学校を対象に、School-Cloud すなわちクラウドベースのオンライン学習インフラを提供してきた。新型コロナウイルスの影響による家庭学習を支援するため、全ての学校を対象に HPI の School-Cloud を開放している。School-Cloud では、児童生徒・教師による学習教材へのアクセスに加え、複数人数・チームでの活動等を可能としている。

---

<sup>265</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-31\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-31_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>266</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-31\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-central-and-or-regional-level-31_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>267</sup> 国立研究開発法人科学技術振興機構研究開発センターウェブサイト (<https://crds.jst.go.jp/dw/20200514/2020051423169/>) を基に要約、HPI ウェブサイト (<https://hpi.de/en/open-campus/hpi-initiatives/hpi-school-cloud.html>) の記載を翻訳し抜粋

## (2) 学校の予算運営上の権限<sup>268</sup>

近年学校の予算に関する権限が拡大しており、多くの州の学校では、地方自治体から割り当てられた予算内で学習・指導教材等の購入など財源の使用項目を自由に決定することができる。学校における支出の決定は、学校会議で決定される。校長は毎年度学校の予算を編成し、配当金額を管理する。

## (3) 私学助成<sup>269</sup>

多くの州では、基準を満たす私立学校<sup>270</sup>に対して基本的な財政支援を保証しており、財政支援には教員の給与は物品費の負担も含まれる。

州は公立学校における各種費用を参考にしながら、私立学校に対して様々な形で財政支援を行っている。人件費や経常的物件費等の基本的な財政支援と併せて、学校建設費、児童生徒の教材費に対する財政支援等も行われる場合がある。

私立学校に対する財政支援はほとんど州レベルによってなされ、州以下の地方自治体による財政支援はわずかにすぎない。私立学校に対する財政支援の内容、規模は州や学校の種類によって異なる。

---

<sup>268</sup> 国立教育政策研究所「地方教育行政の祖域と機能に関する国際比較研究」(2019)を基に要約、Eurydice ウェブサイト

([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-31\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-31_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>269</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/organisation-private-education-31\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/organisation-private-education-31_en)) の記載を翻訳・抜粋、結城忠「ドイツにおける私学助成の法的構造」(2013)白鷗大学教育学部論集 7 (2) の記載を基に要約

<sup>270</sup> 州によって異なるが、原則代替学校が私学助成の対象とされている。補完学校は原則として助成対象外ではあるものの、一部の州では例外的に一定の条件下で助成する場合がある

#### (4) 就学補助<sup>271</sup>

公立の初等・中等教育段階の学校教育は無償で提供される。支援が必要な児童生徒に対しては、各学校の要求に応じて必要な通学カバンや学習道具等の物品、修学旅行費、通学費等を補助している。一定の条件を満たす低所得層の親に対しては、児童生徒一人に対して月額€185 追加児童手当として支給される。

教材に関して、多くの州では購入の財政補助か無償提供の措置が取られており、一部の州では親の収入や児童生徒数に応じて補助の規模が調整されている。

---

<sup>271</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-31\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-31_en)) の記載を翻訳し抜粋

## 10.3 高等教育における費用負担

### (1) 高等教育機関と国との関係<sup>272</sup>

2006年の連邦改革によって、州に対して枠組みとなる規則を与えてきた連邦の高等教育大綱法が効力を失い、ドイツにおける高等教育機関は基本的に連邦州が所轄している。連邦州それぞれが独自の大学法を有しており、大学教員の雇用と給料支給等について責任を負う。各大学は、州の大学法に基づき基本規約（basic constitutions - Grundordnungen）を定め、中央機関及び専門分野のために手続きの原則を定めている。

### (2) 高等教育費の負担構造<sup>273</sup>

ドイツの高等教育機関に対する総教育支出に占める公的財源の割合は 2017 時点で 83%、家庭負担の割合は約 9%となっており、公的財源の占める割合は OECD 諸国平均（公的財源：68%、家庭負担：21%）、EU23 か国平均（公的財源：73%、家庭負担：16%）と比べても公的財源が占める割合は高い。政府間財政移転が実施される前の公的財源に占める連邦政府支出額の割合は 30%、州支出額の割合は 68%となっており、国からの財政補助を受けながら主に州が高等教育費を負担する構造となっている。州が高等教育機関に提供する資金には、人件費、建物維持費、運営に必要な主要な設備費等が含まれる。

---

<sup>272</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-31\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-31_en)) の記載を翻訳し抜粋、日本学術振興会「ドイツの高等教育機関」(2015) の記載を基に要約

<sup>273</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-31\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-31_en))、OECD 「Education at a Glance」(2020) の記載を翻訳し抜粋

### **(3) 高等教育機関の予算運営上の権限<sup>274</sup>**

連邦州は各高等教育機関におけるガバナンス構造を強化し、予算管理・運営の裁量を拡大させている。高等教育機関には、大学組織の事務的な指揮及び調整を担当する事務局長が置かれ、予算に関する責任を負う。

### **(4) 私学助成<sup>275</sup>**

キリスト教系の高等教育機関を除き、一般に私立の高等教育機関は公財政による支援の対象にはなっていない。

---

<sup>274</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-31\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/administration-and-governance-local-and-or-institutional-level-31_en)) の記載を翻訳し抜粋、日本学術振興会「ドイツの高等教育機関」(2015) の記載を基に要約

<sup>275</sup> 文部科学省「諸外国の教育行財政 - 7 か国と日本の比較 - 」(2013) ジェアース教育新社の記載を抜粋

## フィンランドの教育財政制度



### 11.1 国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担

#### (1) 国（中央政府）による教育費負担<sup>276</sup>

2018年度（2018年1月から同年12月まで）の教育部門への支出は、政府の一般財政支出の12.0%を占める。国は高等教育への支出を担っており、全体支出のうち約半分は高等教育及び研究部門に割り当てられている。

国と地方自治体で義務教育費を負担しているが、国の負担率は減少しており、近年は約20%程度となっている。国は地方自治体（市町村若しくは市町村連合）に対して、「社会サービス費」として義務教育費を医療費・福祉費と一元化し配分する。

後期中等教育段階では、実質費用に基づき決定された単価と各学校数の生徒を基に、国が約40%程度を負担している。

#### (2) 地方（州政府）による教育費負担<sup>277</sup>

地方自治体は、国から社会サービス費として義務教育費の資金配分を受け、義務教育段階における支出の約80%程度を負担している。高等教育に対する支出は行っていない。

以前は、義務教育費はひも付きの形で財政移転が行われていたものの、現在は一般財源化されたことで、用途や予算規模における自治体の裁量が拡大している。

---

<sup>276</sup> 財務省ウェブサイト

([https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079/zk079\\_10.pdf](https://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk079/zk079_10.pdf)) の記載を基に要約

<sup>277</sup> 教育・文化省ウェブサイト

(<https://julkaisut.valtioneuvosto.fi/bitstream/handle/10024/80705/Brochure%202017.pdf?sequence=1&isAllowed=y>) の記載を翻訳・抜粋、国立教育政策研究所「地方教育行政の組織と機能に関する国際比較研究」（2019）の記載を基に要約

### (3) 私費負担

#### ① 情報端末の費用負担<sup>278</sup>

フィンランドの初等・前期中等教育段階では教育の完全無償提供を法律で定めており、私費負担はない。後期中等教育段階では、教科書や教材は生徒の自己負担とされていることから、保護者に負担を求める場合がある。

トゥルク市等、児童生徒に自身が所有する端末を持参するよう定める自治体も見られる。

#### ② 学校での個人用情報端末の利用<sup>279</sup>

フィンランドでは、BYOD に関して特別な施策は行っていない。しかし、カリキュラムの中で、児童生徒の学びを支援するために、児童は個人端末を利用することができるという指針が与えられている。高等学校では、2016 年から卒業資格試験のデジタル化が実施されていることもあり、トゥルク市等いくつかの市では、児童生徒に自身が所有する端末を持参するよう定めている。

初等・前期中等教育段階では、教育の完全無償提供を法律で定めていることもあり、保護者負担による個人情報端末の事例はほとんどない。

---

<sup>278</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/teaching-and-learning-single-structure-education-11\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/teaching-and-learning-single-structure-education-11_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>279</sup> European Schoolnet 「BYOD Bring Your Own Device A guide for school leaders」(2015) の記載を翻訳し抜粋

### ③ クラウドサービス等の費用負担<sup>280</sup>

フィンランドでは、2014年から、民間コンソーシアム・エストニアとの官民・国際連携の下で、デジタル教材流通等の機能を担うオープンソースのクラウド（EduCloud）構築に取り組んでいる。取組を通じ、デジタル教材にアクセスする機会を全ての子供たちに平等に提供するとともに、構築したクラウドを将来的に海外展開していくことを目指している。

また、フィンランドのカウネアイネン町では、企業と連携して学習・教育を支えるクラウドプラットフォーム（Dream Platform）を構築している。2005年当初はカサヴオリ中学校における利用であったが、2011年にサービスが公開され、2015年時点で200校・10万人に利用されている。クラウドプラットフォームは、ブラウザベースで利用可能なオープンソースであり、デスクトップから多様なコンテンツにアクセス可能である。

---

<sup>280</sup> 三友仁志「フィンランド現地訪問調査について—2015年1月調査結果概要—」（2015）の記載を基に要約

## 11.2 初等中等教育機関における費用負担

### (1) 学校教育費の負担構造

#### ① 情報端末の費用負担<sup>281</sup>

初等中等教育段階では、教育の無償提供が義務付けられており、基本的に私費負担はない。

#### ② 通信費の費用負担<sup>282</sup>

フィンランドでは、学校における ICT 設備等は、基礎自治体の責任とされており、基礎自治体によって費用負担方法は異なる場合がある。トゥルク市の場合、市は全ての学校にブロードバンドアクセスを提供している。また、市は学校に対して Wi-Fi 機器を貸し出しており、学校は毎月の使用料を市に支払っている。

#### ③ クラウドサービス等の費用負担<sup>283</sup>

学校内における ICT 環境は地方自治体が管轄しているため、クラウドサービスの整備・費用負担等も地方自治体が責任を有する可能性が高い。

### (2) 学校の予算運営上の権限<sup>284</sup>

多くの地方自治体の学校は、教育サービスの提供義務を果たす限り、各自の裁量で予算を運営することができる。各学校は年に 1 回フィンランド国立教育機関とフィンランド統計局に支出に関するデータを提出する。フィンランド国立教育機関は、提出されたデータから、各学校が政府から配分された資金をどのように使用しているのかを確認する。

---

<sup>281</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-25\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-25_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>282</sup> European Schoolnet 「Finland Country Report on ICT in Education」(2017)、European Schoolnet 「DESIGNING THE FUTURE CLASSROOM」(2015) の記載を翻訳し抜粋

<sup>283</sup> 同上

<sup>284</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-25\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-25_en)) の記載を翻訳し抜粋

### (3) 私学助成<sup>285</sup>

私立学校への資金提供や、私立学校に所属する生徒への給付は、公教育と同じ基準で提供される。

### (4) 就学補助<sup>286</sup>

公立の初等・中等教育段階における学校教育は無償で提供される。また、給食費、健康・福祉サービス、遠隔地に住む児童生徒への通学交通も無償で提供されている。初等・前期中等教育段階では、教科書やその他教材費は無償で提供されるが、後期中等教育段階では自費負担である。

フィンランドでは、子育てに係る一般的な支出を補うために、すべての世帯が、17歳未満の児童一人につき児童手当を受け取ることができる。

---

<sup>285</sup> 同上

<sup>286</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-25\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/early-childhood-and-school-education-funding-25_en)) の記載を翻訳し抜粋

## 11.3 高等教育における費用負担

### (1) 高等教育機関と国との関係<sup>287</sup>

教育文化省は高等教育制度全体としての共通目標を設定し、高等教育機関を管理している。また、高等教育機関と結ぶパフォーマンス協定（performance agreement）を通して、各機関の義務、重点分野、発展活動、公的資金等に関する事項を定める。高等教育機関は、組織の内部に関する事項について裁量を有する。

### (2) 高等教育費の負担構造<sup>288</sup>

フィンランドの高等教育機関に対する総教育支出に占める公的財源の割合は2017年時点で92%、家庭費用の割合は0%となっており、公的財源が総教育支出のほとんどを占めている。政府間財源移転が実施される前の公的財源に占める政府の割合は99%となっており、国がほぼすべての支出を担う。

### (3) 高等教育機関の予算運営上の権限<sup>289</sup>

高等教育機関は、教育文化省と3年間のパフォーマンス協定を結び、パフォーマンス目標（performance target）について合意する。協定期間内で目標が達成される限り、高等教育機関は配分される資金用途について裁量を有する。適切な財政管理の下、財源を効果的に使用し、パフォーマンス目標に対する取組結果と財政状態について公正かつ公平な評価を行う。それらの評価結果は教育文化省に提出され、教育と研究開発の評価のために用いられる。

### (4) 私学助成<sup>290</sup>

私立の高等教育機関に対する助成は、公立の高等教育機関と同様の基準で行われる。

---

<sup>287</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/finland/administration-and-governance-local-and-institutional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/finland/administration-and-governance-local-and-institutional-level_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>288</sup> OECD 「Education at a Glance」(2020) の記載を翻訳し抜粋

<sup>289</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-25\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-25_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>290</sup> 同上



### 12.1 国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担

#### (1) 国（中央政府）による教育費負担<sup>291</sup>

国は主に初等・中等教育段階の教員の給与を負担している。負担対象には、教員に加え、校長等の管理運営者、学校を監督する視学官等も含まれており、国の教育費支出のほとんどを占める。

#### (2) 地方（州政府）による教育費負担

地方自治体は、学校の設備費、運営費、通学費と非教職員の給与を負担している。地方自治体の規模によって所管する学校段階が異なっており、州は後期中等教育段階を、県は前期中等教育段階を、市町村等の基礎自治体は初等教育段階を担当している。

---

<sup>291</sup> Eurydice ウェブサイト

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/chousa/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2015/06/18/1358243\\_02\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/chousa/__icsFiles/afieldfile/2015/06/18/1358243_02_1.pdf)) の記載を翻訳し抜粋

### (3) 私費負担

#### ① 情報端末の費用負担<sup>292</sup>

情報端末や通信インフラ等の学校設備への投資は、各学校を所管する地方自治体が、学校と連携しながら実施している。国は、情報端末整備計画に応じて財政支援を投じる場合がある。

#### ② 学校での個人用情報端末の利用<sup>293</sup>

教育省は BYOD を推進し、個人用情報端末の利用を推進している。デジタル化教育化計画等で中等教育段階における個人用情報端末の利用は比較的普及してきているものの、初等教育段階における個人用情報端末は進んでいない現状にある。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う家庭学習の実施により、ドランシー市では、市のすべての小学校児童生徒を対象に 5,500 台の個人用情報端末の配布を行ったが、市全域の小学校を対象とした個人用情報端末の配布は、フランスで初めての事例であった。

---

<sup>292</sup> European Commission 「Digital Education Eurydice Report at School in Europe」 (2019)、フランス政府ウェブサイト

(<https://www.gouvernement.fr/action/l-ecole-numerique>)、Ministere de l'education nationale de l'enseignement supérieur la recherche 「The French Digital Plan for Education」 の記載を翻訳し抜粋

<sup>293</sup> ドランシー市ウェブサイト (<https://www.drancy.fr/la-ville-s-engage-pour-l-egalite-des-chances/la-reussite-scolaire-de-tous/une-tablette-pour-chaque-eleve-scolarise-en-elementaire-828.html>)、20minute2021 年 9 月 21 日記事 (<https://www.20minutes.fr/paris/2866987-20200921-seine-saint-denis-continuite-scolaire-drancy-distribue-tablettes-ecoliers>) の記載を翻訳し抜粋

### ③ 通信費（持ち帰り等）の費用負担<sup>294</sup>

国による通信費（持ち帰り等）に関する統一的な方針は確認できなかった。学校のインフラ等に係る費用は地方自治体が負担しているため、持ち帰りの費用負担については、各地方自治体によって対応が異なる可能性がある。

ドランシー市では、家庭での使用を前提に個人用情報端末を配布している。ドランシー市ウェブサイトからは、家庭における通信費を求める記載は確認できなかったが、学校がタブレット端末を遠隔操作可能することができるという記載から、LTE モデルの端末を利用し、所管する地方自治体が通信費を負担している可能性がある。

### ④ クラウドサービス等の費用負担<sup>295</sup>

デジタル化教育計画（詳細は後述）では、国と地方自治体の負担により、Microsoft クラウドサービスが無料で提供された。

### ⑤ その他、家庭の費用負担

国の方針として、家庭負担が求められている費用は確認できなかった。当該地域における学校を所管する地方自治体によって対応が異なる可能性がある。

---

<sup>294</sup> ドランシー市ウェブサイト（<https://www.drancy.fr/actualites-109/rentree-des-investissements-pour-la-securite-et-legalite-des-chances-1955.html?cHash=c322cb639dc71b51dfdc25e9f3902215>）の記載を翻訳し抜粋

<sup>295</sup> European Commission 「Digital Education at School in Europe」 (2019) の記載を翻訳し抜粋

## 12.2 初等中等教育機関における費用負担

### (1) 学校教育費の負担構造

#### ① 情報端末の費用負担<sup>296</sup>

初等中等教育機関を対象とした近年の大規模な共同出資の例として、主にコレージュ（中学校相当）の12歳～14歳の児童生徒を対象に、タブレット端末を配布するデジタル教育化計画（plan numérique pour l'éducation）が行われた。2015年5月に計画が発表され、年内にパイロット校として、223校のコレージュと375校の小学校の児童生徒に情報端末が整備された。2016年に12歳の児童生徒の40%、2018年には12歳と13歳のすべての児童生徒に端末を整備することを目指し進められた。2016年時点で、1,507校のコレージュと1,189校の小学校で整備が完了している<sup>297</sup>。出資額は10億円に及び、国と県が出資額半分ずつ負担する形で進められた。

配布するタブレット端末は、搭載メモリ、画面スクリーンの大きさ、重量等に関してある程度の仕様が定められたが、県と学校はそれぞれのニーズに応じて自由な端末を選択することが可能であった。

一方で、地方自治体のみによって進められる場合は、地方自治体は、財源確保のため、保護者とリース契約を結び在学期間内に端末を借し出す運用とする等、保護者に負担を求める場合がある。契約時に支払う費用には、タブレット端末に加え、保険費用等が含まれる場合がある。

#### ② 通信費の費用負担<sup>298</sup>

学校の通信費等の設備・インフラは各地方自治体が所管しており、学校内の使用に係る通信費は地方自治体が負担している可能性が高い。

---

<sup>296</sup> フランス政府ウェブサイト（<https://www.gouvernement.fr/action/l-ecole-numerique>）、Ministere de l'education nationale de l'enseignement supérieur la recherche 「The French Digital Plan for Education」の記載を翻訳し抜粋

<sup>297</sup> 参考として、2017年時点における公立の小学校は31,222校、コレージュは5,294校である

<sup>298</sup> European Commission 「Digital Education at School in Europe」(2019)の記載を翻訳し抜粋

### ③ クラウドサービス等の費用負担<sup>299</sup>

教育デジタル化計画では、情報端末の整備に加え、学校で児童生徒や教師が端末を活用できるよう学習コンテンツやサービスも提供された。その一環として、国は Microsoft と契約を結び、利用を希望する学校に対して Microsoft クラウドサービスの提供を行った。費用負担については、国と地方自治体半分ずつの負担と考えられる。

#### (2) 学校の予算運営上の権限<sup>300</sup>

公立の幼稚園、小学校は法人格を持たないため、予算運営上の権限は持たない。国、地方自治体によってすべての経費が負担されており、地方自治体が予算運営上の権限を有する。ただし、学校の裁量を確保するため、地方自治体の会計士の名義の下で、各学校の校長もしくは教師に予算の一部を委任し少額の予算執行を行うことや、保護者からお金を徴収することを許可している。

中等教育段階にあたるコレージュ (Collège)、リセ (lycée) は地方教育校施設法人 (Établissements publics locaux d'enseignement : EPLE) として法人格が付与されており、与えられた用途の範囲内で予算運営上の権限を有する。学校の予算は国及び地方自治体からの補助金、他の公的機関からの寄付金、所有する食堂や宿泊施設・物品販売等による収入からなる。

#### (3) 私学助成<sup>301</sup>

国と契約を結ぶ契約私立学校の場合は、公立学校の児童生徒と同様の財政手当や奨学金を受け取ることができる。非契約私立学校の場合は、地域の教育当局に認可されている場合のみ、公的財政手当や奨学金を受け取ることができる。

---

<sup>299</sup> European Commission 「Digital Education at School in Europe」 (2019) の記載を翻訳し抜粋

<sup>300</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/early-childhood-and-school-education-funding\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/early-childhood-and-school-education-funding_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>301</sup> 同上

#### (4) 就学補助<sup>302</sup>

公立の就学前教育、小学校、中学校 (Collège)、高等学校 (lycée) における教育は無償で提供される。市町村は小学校の教科書代を、国が中学校の教科書代を負担する。高等学校では教材費は有償だが、ほとんどの地域圏では地域圏議会 (conseils régionaux) が負担している。

初等教育段階では、所得が一定の基準に達しない家庭に対して国から家族手当基金が支給される。また、義務教育段階の児童を扶養している家庭に新学年手当 (school year allowance : ARS – allocation de rentrée scolaire) が支給されている。一部の県や市町村では、通学支援手当や学用品手当が支給されており、その額は県や市町村によって異なる。

中等教育段階においても、初等教育段階と同様に国から家族手当基金と新学年手当が支給される。その他、家庭の状況に応じて、児童生徒が学校の食堂を利用できるようにする学校給食基金 (social funds for school meals–The fonds social pour les cantines) や、児童生徒の学校生活および学校教育の費用を賄う基金配布等の財政支援を行っている。州、県、市町村レベルでも、各地方自治体が定めるそれぞれの方針に基づき財政支援を行っている。

---

<sup>302</sup> 同上

## 12.3 高等教育における費用負担

### (1) 高等教育機関と国との関係<sup>303</sup>

フランスでは、高等教育・研究・イノベーション省が高等教育機関を管理しており、カリキュラムの決定、ナショナルディプロマ承認等の権限を有しているものの、各高等教育機関は国と結ぶ契約の枠組みの中で教育・研究・財政に係る自主的な運営・管理が認められている。高等教育機関は、戦略的発展の選択肢を示した各機関の計画方針について国と交渉・合意し複数年度にまたがる契約を締結する。高等教育機関は、国が示す枠組みの中で独自性を示しながら運営することが可能である。

### (2) 高等教育費の負担構造<sup>304</sup>

フランスの高等教育機関に対する総教育支出に占める公的財源の割合は、2017年時点で77%、家庭負担の割合は11%となっており、公的財源が占める割合はOECD諸国平均と比べ（公的財源：68%、家庭負担：21%）やや高い。また、政府間財政移転が実施される前の公的財源に占める政府支出額の割合は86%であり、主に国が高等教育費を負担する構造となっている。

### (3) 高等教育機関の予算運営上の権限<sup>305</sup>

フランスにおける高等教育機関は、国による研究と教育の評価を受けることと引き換えに、予算の管理・運営に関して大きな裁量を有する。また、大学は民間資金による財源強化を目的に、政府の許可を得ることなく民間部門のパートナーから資金を収集することが可能である。

---

<sup>303</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-central-and-or-regional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-central-and-or-regional-level_en)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>304</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/higher-education-funding\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/higher-education-funding_en))、OECD「Education at a Glance」(2020) の記載を翻訳し抜粋

<sup>305</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-central-and-or-regional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-central-and-or-regional-level_en)) の記載を翻訳し抜粋

#### (4) 私学助成<sup>306</sup>

国は、私立の高等教育機関に助成金を提供している。ただし支給の条件として、高等教育機関は、組織運営、提供される教育コース、教師・スタッフの監督に対する監視を受け、国によって認定（recognize）される必要がある。

---

<sup>306</sup> Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-central-and-or-regional-level\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/france/administration-and-governance-central-and-or-regional-level_en)) の記載を翻訳し抜粋

## (参考) 日本の教育財政制度



### 13.1 国・地方・学校・家庭の役割分担と費用負担

#### (1) 国（中央政府）による教育費負担<sup>307</sup>

義務教育については、市町村に対して小・中学校の設置義務が課されており、これらの学校の経費は原則としてその設置者が負担することとされている。しかし、教育水準の維持向上のため、県費負担教職員制度に基づき市町村立小学校・中学校の教職員については、都道府県が負担している。国は、義務教育の機会均等、水準確保、無償制を支えるため、義務教育費国庫負担金として都道府県が負担する教職員給与の1/3を負担している。教科書については、国が購入・負担し、一人一人の児童生徒に支給している。その他、公立学校の施設の耐震化等を目的とした公立学校施設整備費国庫補助等を負担している。

#### (2) 地方（州政府）による教育費負担<sup>308</sup>

県費教職員負担制度に基づき、県は市町村立小学校・中学校の教職員の人件費の給与の2/3を負担する。また、教職員の研修に要する経費についても都道府県が負担している。市町村は、学校全体で使用する教材、設備、備品の整備、基幹的な教職員以外の職員（市町村費非常勤講師、用務員、調理員など）の人件費、その他学校運営に必要な経常的な経費を負担している。

#### (3) 私費負担<sup>309</sup>

公立の義務教育段階における学費、教科書代は無償である。教育 ICT 整備に係る私費負担は、教育段階や教育委員会によって異なる。

---

<sup>307</sup> 文部科学省資料「我が国の教育行財政について」、文部科学省資料「県費負担教職員制度について」文部科学省ウェブサイト

([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/04053101/002/003.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/gijiroku/04053101/002/003.htm)) の記載を基に要約

<sup>308</sup> 同上

<sup>309</sup> 同上

## ① 情報端末・通信費の費用負担

初等・前期中等教育段階では、GIGA スクール構想における国からの補助金を利用して地方自治体が情報端末等を費用負担する事例が多く見られる。

事例として、千葉市・世田谷区・佐賀県武雄市における初等・前期中等教育段階の私費負担及び神奈川県・広島県・佐賀県後期中等教育段階での私費負担の状況について以下に示す。

図表 71 教育段階における私費負担について（初等・前期中等教育段階）

教育段階	事例	情報端末の費用負担	通信費（持ち帰り等）の費用負担	クラウドサービス等の費用負担	その他家庭の費用負担
初等・前期中等教育段階	千葉市教育委員会（市立小学校・中学校）	市が負担	持ち帰りなし 端末の充電は電源キャビネットで行う。	現時点では、教育委員会がクラウドサービスを活用するためのアカウントを自動生徒に配布。	就学援助制度対象等の家庭には費用負担なく、Wi-Fi 環境が利用できるモバイルルータの貸与
	世田谷区教育委員会（区立小・中学校）	区が負担	持ち帰りあり 通信料、充電時の電気代は保護者負担	区がクラウド環境の構築・検証を実施中。	—
	佐賀県武雄市教育委員会（市立小学校・中学校）	市が負担	持ち帰りあり 充電時の電気代は保護者負担	—	学校で使用するデジタル教材等は市が負担。

出典：千葉市教育委員会「千葉市における GIGA スクール構想の実現について」（2020）、世田谷区教育委員会ウェブサイト (<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/005/d00188984.html>)、佐賀県教育委員会ウェブサイト (<https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00360548/index.html>) を基に作成

図表 72 教育段階における私費負担について（後期中等教育段階）

教育段階	事例	情報端末の費用負担	通信費（持ち帰り等）の費用負担	クラウドサービス等の費用負担	その他家庭の費用負担
後期中等教育段階	神奈川県教育委員会（BYOD モデル 14 校）	保護者全額負担（端末は児童生徒のスマートフォン）	—	クラウドサービスのアカウント管理ツールは学校が管理	学校での自宅での充電費は家庭負担
	広島県教育委員会（県立高校 35 校）	保護者負担（各学校が定める仕様に基つき購入）	持ち帰りあり、通信費は保護者負担	県教育委員会が Google の無償アカウントを配布。 <sup>310</sup>	—
	佐賀県教育委員会（県立学校生徒）	県が負担（特定の端末を指定して購入）	持ち帰りあり、通信費、充電時の電気代は保護者負担	—	授業で使用するデジタル教材は保護者負担

出典：神奈川県教育委員会「タブレット型端末とスマートフォンを併用した新しい学びの実現」（2018）、教育新聞「県立高 35 校で 1 人 1 台目指す 来年度入学生から、広島」（2019 年 12 月 10 日記事）、佐賀県教育委員会ウェブサイト（<https://www.pref.saga.lg.jp/kyouiku/kiji00360548/index.html>）を基に作成

310 県立学校生に加え、市町村教育委員会の学校の全児童生徒にも配布

## ② 学校での個人用情報端末の利用<sup>311</sup>

後期中等教育段階では、保護者負担による端末整備の事例も見られ、一部では児童生徒の端末を利用する場合も見られる。旺文社が全国の高等学校に実施した ICT 活用実態調査では、スマートフォン等の生徒の私物端末を教育利用する「BYOD」を実施する高等学校は 23.5%となっており、高等学校段階では、BYOD が徐々に展開され始めているといえる。

高等学校段階での BYOD による整備にあたっては、文部科学省より、通常使用されている私物端末では「GIGA スクール構想の実現標準仕様書」の仕様を全て満たすものではないことを踏まえて、高等学校における様々な学習活動を前提として必要な端末を整備していく重要性が示されている。また、一括調達や BYOD 等、いずれの端末確保方法においても、学校の通信ネットワークに接続されることを想定し、セキュリティ対策を十分考慮することが示されている。

---

<sup>311</sup> 旺文社ウェブサイト (<https://www.obunsha.co.jp/news/detail/586>)、文部科学省「GIGA スクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ等の ICT 環境整備の促進について（通知）」の記載を参照

## 13.2 初等中等教育機関における費用負担

### (1) 学校教育費の負担構造

#### ① 情報端末の費用負担<sup>312</sup>

文部科学省は2018年～2022年度の期間に「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」を打ち出し、目標とする水準<sup>313</sup>の策定とその実現に向けた地方自治体への財政措置を行っている。また、2019年には令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備を目的に「GIGAスクール構想」を打ち出した。国公立の小学校・中学校・特別支援学校等の児童生徒が使用するパソコン端末整備を目的に、地方自治体に対して1人上限4.5万円の補助を実施しており、国及び地方自治体の負担のもと、児童生徒への情報端末の整備が進められている。

---

<sup>312</sup> 文部科学省資料「令和元年度補正予算（GIGAスクール構想の実現）」、文部科学省資料「（リーフレット：追記版）GIGAスクール構想の実現へ」、文部科学省資料「学校のICT環境整備に係る地方財政措置」の記載を基に要約

<sup>313</sup> 学習者用コンピュータ：3クラスに1クラス分程度整備、指導者用コンピュータ：授業を担当する教師1人1台、超高速インターネット及び無線LAN：100%整備、総合型校務支援システム：100%整備、ICT支援員：4校に1人配置等の水準が定められている。

## ② 通信費の費用負担<sup>314</sup>

GIGA スクール構想では、児童生徒 1 人 1 台端末への支援に加え、希望する全ての小学校・中学校・特別支援学校・高等学校等における校内 LAN 整備に対する支援も実施されている。現在は国による補助金を用いて、地方自治体が通信ネットワークの整備、通信費の負担を行っているが、通信費の一部を国庫負担とする検討を行う考えも示されている。

端末の持ち帰り等による通信費については、Wi-Fi 環境がない家庭に対して、地方自治体の負担のもと学校からモバイルルータの貸出等<sup>315</sup>が行われている<sup>316</sup>が、基本的には私費負担となっている。

---

<sup>314</sup> 文部科学省資料「(リーフレット：追記版) GIGA スクール構想の実現へ」、教育新聞 2020 年 11 月 10 日記事

([https://www.kyobun.co.jp/news/20201110\\_06/](https://www.kyobun.co.jp/news/20201110_06/))、各都道府県市町村教育委員会ウェブサイト等の記載を参照

<sup>315</sup> モバイルルータ・通信費ともに地方自治体が負担する場合もあれば、モバイルルータを無料で貸出し、通信費は家庭が負担する場合もある

<sup>316</sup> GIGA スクール構想の中で、Wi-Fi 環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う LTE 通信環境 (モバイルルータ) の整備支援として、国が財政支援を行っている

### ③ クラウドサービス等の費用負担<sup>317</sup>

文部科学省は、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改訂し、クラウド・バイ・デフォルトの原則を本文に追記、クラウドサービスの利用に関する例文等を参考資料に追加する等、教育現場におけるクラウドの活用促進を目指している。各自治体では、教育委員会が民間事業者と契約を結び、当該事業者のサービスを学校や児童生徒・教師に提供する事例が見られるようになった。最近では、2021年1月に千葉県教育委員会が日本マイクロソフト株式会社<sup>318</sup>とICT利活用の推進に向けた連携に関する協定を締結し、県立学校の全教員と生徒らに Teams を中心としたクラウドサービスの提供を行う予定である。一部では、独自のクラウド教育情報システムを構築し、国、県、市町を結んで教育委員会と教員、学校と児童生徒、保護者間の情報共有・連携を図る地方自治体<sup>319</sup>も見られる。

---

<sup>317</sup> 文部科学省ウェブサイト ([https://www.mext.go.jp/content/20200219-mxt\\_jogai02-000003278\\_408.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200219-mxt_jogai02-000003278_408.pdf))、千葉県ウェブサイト

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/kyouiku-ict/ms-kyoutei.html>)、佐賀県教育委員会「総務省先導的教育システム実証事業 佐賀県の取組」(2017)の記載を基に要約

<sup>318</sup> 千葉県教育委員会以外にも、日本マイクロソフト株式会社は東京都教育委員会、堺市教育委員会とも連携し、クラウドサービスの提供を行っている

<sup>319</sup> 佐賀県教育委員会は、佐賀県教育クラウド (SEI-Net) を構築している。地域内/外の教育クラウドプラットフォームと連携し学習コンテンツ・サービス・機能等を教員や保護者、児童生徒に提供している

## (2) 学校の予算運営上の権限<sup>320</sup>

各学校がそれぞれの教育理念・教育方針に基づき、地域の状況等に応じて、自主的・自律的な学校運営を行うために学校の裁量を適切に拡大することが求められている。予算運営に係る学校の権限を拡大するため、教育委員会の中には、学校經常経費とは別に、学校が教育委員会に企画を提案し、教育委員会が査定を行い配当する学校提案要求型予算制度や、配当予算の総額が予算項目ごとでなく、総枠として学校に配当する総額裁量予算制度を採用する場合もある。

2018年度時点では、総額裁量予算制度を採用する教育委員会の割合は都道府県：41.8%、市町村：9.6%、学校提案要求型予算制度を採用する教育委員会の割合は都道府県 38.8%、市町村 16.0%、となっており、市町村立学校の裁量は低い傾向にある。

## (3) 私学助成<sup>321</sup>

私立学校に対しては、教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上、特色ある取組を支援するため、教職員給与費等の經常的経費を都道府県が助成しており、国は私立高等学校等經常費助成費等補助としてその一部を負担している。その他私立大学施設・設備の整備の推進を目的とした補助金が提供されている。

## (4) 就学補助<sup>322</sup>

市町村は、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費等の就学補助を行っている。市町村の行う援助のうち、要保護児への援助に対して、国は要保護児童生徒援助費補助として一部負担している。

---

<sup>320</sup> 文部科学省資料「教育委員会の現状に関する調査（平成）30年度間」、全国公立小中学校事務職員研究会「学校マネジメント力を強化する学校予算制度の在り方」（2014）の記載を基に要約

<sup>321</sup> 文部科学省資料「わが国の教育行財政について」、文部科学省「私学助成について」（2020）の記載を基に要約

<sup>322</sup> 文部科学省ウェブサイト

（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/career/05010502/017.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm)）の記載を基に要約

### 13.3 高等教育における費用負担

#### (1) 高等教育機関と国との関係<sup>323</sup>

日本の高等教育機関である、大学（大学、大学院、短期大学含む）<sup>324</sup>のほとんどが国立大学法人（国立大学）、公立大学法人（公立大学）、学校法人（私立大学）<sup>325</sup>として、各設置者が定める学則に基づき運営されている。

国立大学については、国の意思として直接設立・設置を行い、大臣が大学の意見に配慮しながら中期目標（6年）を設定し中期計画（6年）を認可する。

私立大学については申請者の意思に基づき、文部科学大臣の認可を経て設立・設置され、目標・計画について特段の定めはない。

国は、国立大学と私立大学に対して、それぞれ国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金等を通じて資金提供を行っている。

#### (2) 高等教育費の負担構造<sup>326</sup>

日本の高等教育機関に対する総教育支出に占める公的財源の割合は 2017 時点で 31%、家庭負担の割合は約 53%となっており、公的財源の占める割合は OECD 諸国平均（公的財源：68%、家庭負担：21%）と比べ大幅に低く家庭負担の割合が高くなっている。政府間財政移転が実施される前の公的財源に占める連邦政府支出額の割合は 91%、地方自治体の支出額の割合は 2%となっており、高等教育機関に対するほとんどの公的財源を国が負担している。

国立大学の財政構造は、国から支給される運営費交付金収益が財政構造の約半分以上を占め、学生納付金収益が約 2 割、寄付金収益、競争的資金等の収益が約 3 割となっている。私立大学では、国からの私学助成が占める割合は約 1 割程度であり、授業料等の保護者による資金が財政構造の多くを占める。

---

<sup>323</sup> 独立行政法人大学評価・学位授与機構「高等教育・質保証システムの概要」（2019）、文部科学省資料「国立大学法人と私立大学（学校法人）との比較（概要）」の記載を基に要約

<sup>324</sup> その他、高等教育機関として高等専門学校、専門学校も含まれる

<sup>325</sup> 公立学校の場合は、地方公共団体がその設置者である場合がある

<sup>326</sup> 文部科学省資料「我が国の教育行政について」の記載を基に要約、OECD「Education at a Glance」（2020）の記載を参照

### **(3) 高等教育の予算運営上の権限<sup>327</sup>**

国立大学において、国から支給される国立大学法人運営費交付金は、原則として、使途が提供されない渡し切りの交付金である。国立大学は独立した法人として、大学の責任のもと予算等を決定する。

私立大学では、各学校法人に定める規定等に基づき予算運営が行われる。

### **(4) 私学助成<sup>328</sup>**

国は、私立大学等の教育研究条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減を目的に、教育又は研究に係る経常的経費について私立大学等経常費補助を支給している。その他教育研究基盤となる設備・装置の整備を支援するため、私立大学等の装置・設備費を支給している。

---

<sup>327</sup> 竹内健太「国立大学法人運営交付金の行方」,立法と調査 No.413, (2019) 等、文部科学省ウェブサイトの記載を基に要約

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/houjin/03052704.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/03052704.htm))

<sup>328</sup> 文部科学省資料「わが国の教育行財政について」、文部科学省「私学助成について」(2020) の記載を基に要約

## IV ICT 整備・管理・活用方法

### 1 各国での ICT 整備・管理・活用方法の概観

#### 1.1 シンガポール<sup>329</sup>

シンガポールでは、1997年に、21世紀に向けて求められる能力を生徒に身に付けられることを目的として「ICT教育マスタープラン」が策定されて以来、2003年、2009年、2015年と見直しを加えながら、ICT教育の推進が図られている。

具体的な推進策として、シンガポールではフューチャースクール事業が実施された。各学校はICTを活用した教育方法を提案し、認定された学校にはICTの環境整備にかかる経費が政府より支援され、1人1台の情報端末が支給される等、最先端の環境整備に活用されている。

情報技術はツールであり、教師は情報技術を使いこなす必要があるとされており、各マスタープランの段階では、教師を対象とした支援が実施されている。特にマスタープランⅢでは、1400人ものICTメンターを育成した。各メンターが学校の同僚に知識を共有した上で、新しい教育ICTプログラムの設計・実施する事例も見られ、各学校の好事例は、オンラインプラットフォームに投稿され、教師間で共有されている。

---

<sup>329</sup>教育省「ICT Masterplans in the Singapore Education System」、福本徹「ICTリテラシーと資質・能力」国立教育政策研究所紀要,146集（2016）、シンガポール教育省発表

（<https://www.moe.gov.sg/news/speeches/20140409-opening-address-by-mr-heng-swee-keat-minister-for-education-at-the-international-conference-of-teaching-and-learning-with-technology-ictlt-at-the-suntec-international-convention-and-exhibition-centre-at-900am-on-wednesday-9-april-2014>）、シンガポール教育省ウェブサイト（<https://www.moe.gov.sg/education-in-student-learning-space>）を基に作成

## 1.2 韓国<sup>330</sup>

韓国では、国家情報化基本計画に基づき、①未来のスマート環境づくり、②持続可能な教育情報化環境の更新、③ICT を通じた個人最適化教育サービスの実現、④教育情報の共有デジタルインフラの構築を柱とした、第 6 次教育情報化計画（2019～2023）を策定し、推進している。

第 5 次教育情報化基本計画（2014～2018）では、高速ワイヤレスネットワークの整備・多様な学校配備型端末の整備と並行して、端末整備・保守の予算制約の観点から、BYOD も推進していた。同計画は第 6 次教育情報化基本計画に引き継がれ、予算の減少は見られるものの（21.7%減）、引き続きネットワーク整備の推進を図っている。

---

<sup>330</sup> 韓国教育部「2020 White Paper on ICT in Education in Korea」を翻訳し作成

### 1.3 中国<sup>331</sup>

中国では、2011年教育ICT化の発展に向けた10か年計画、2016年教育ICT化に関する5か年計画を定めており、国家全体として教育情報化を推進する方針を策定している。

教育情報化の推進に向けた要素として、教員の活用能力を重視しており、中央政府及び地方政府が教員向けの研修を実施している。

また、政府だけでなく、民間企業や国際機関と連携した研修を実施しており、体系的な研修を通じて、情報技術を活用するための教員能力の強化を図っている。

ICT化整備状況を評価・改善するため、中央政府は各地方政府に対して、各地域・学校・カリキュラム・リソース・教員・児童生徒について、情報化レベルの評価指標システム・評価方法を策定するように求めている。各地域の教育情報化レベルは、第三者による監督・評価により総合的に審査され、進捗状況の検証と改善につなげる仕組みとなっている。

課題として、全地域での教育情報化促進に向けた、資金支出の強化が挙げられており、比較的財政力が低い中部地方及び西部地方での情報化促進に向けて中央政府の投資が必要とされている。

---

<sup>331</sup>経済産業省「平成29年度商取引適正化製品安全に係る事業(Edtechや民間教区サービス産業創出に向けた基礎調査)」、中華人民共和国教育部「教育信息化工作进展情况」

(<http://old.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/s7204/201302/148023.html>)、張揚「中国における学校管理・学校づくり・学校評価の分権化に関する教育改革の動向」日本教育経営学会紀要第59号・2017年)を基に作成

## 1.4 米国<sup>332</sup>

米国では、全米で EdTech を推進するためのマスタープランとして「National Education Technology Plan」(以下「NETP」という。)を策定(最新は「NETP17」)し、連邦政府の ICT 活用に関する考え方を示している。NETP17 では、学習・指導・リーダーシップ・評価・インフラの5つの観点からの目標とその目標達成のために各ステークホルダーが推進すべき取組内容を提唱している。

地方の役割分担としては、各州が中長期計画を定め、各学区が調達を実施するというのが基本的な流れとなっている。特に州知事が率先してイニシアティブを発表してリーダーシップを取っている州(コネチカット州やメイン州)は、計画⇒投資⇒実態調査⇒拡張の PDCA サイクルが確立されている。また、この計画・拡張においては、地域格差や保護者や教師などのステークホルダーの声を聞き取って反映するような手順となっている。一方、ワシントン州やカリフォルニア州のように比較的人口が多くて学校数が多い州においては学区の裁量が大きい。そのためか州レベルでは、デジタル教材の開発等の教師向けのサポート環境がより充実している。また、各学区における導入事例では、端末の整備と併せて教師の養成にも力を入れていることが見て取れる。

---

<sup>332</sup> 2017 National Education Technology Plan Update、FY 2020 Agency Financial Report

(<https://www2.ed.gov/about/reports/annual/2020report/agency-financial-report.pdf>)、Fiscal Years 2019-2021 State Tables for the U.S. Department of Education

(<https://www2.ed.gov/about/overview/budget/statetables/index.html>) 及び州別調査結果を元に作成

## 1.5 英国<sup>333</sup>

英国では、2000年代にかけて国が主導となってタブレット端末を含めた ICT 機器等の整備が進められてきた。現在は、従来のような大規模なハード・ソフト整備は実施していないが、事業者との購入契約による安価なサービスや、学校のニーズに合ったサービスの提供等を通して、各学校の ICT 整備・活用を支援している。

ICT の活用にあたり、ICT 環境下で指導を行う教師を対象としたオンライン研修の実施や、教員間での情報共有促進を目的に、新たなネットワークシステムを構築するなど、教員への支援も活発に行われている。

英国では、ICT 機器等のテクノロジーの導入に伴い、プライバシーやセキュリティ、安全性に対する懸念が高まっている。政府は、各学校の重要なデータ保護活動の取組を支援するツールの開発や、専門機関による管理を通してデータ保護・セキュリティの取組を積極的に進めている。

---

<sup>333</sup> 教育省「Realising the potential of technology in education」(2019)、BESA「The State of Technology in Education Report」(2019)の記載を翻訳し抜粋

## 1.6 エストニア<sup>334</sup>

エストニアでは、政府と民間部門が密接に連携しながら、学校 ICT 環境の整備を進めている。エストニアの学校の 98%は、民間部門が運営するサービスを活用しており、教育の提供に有用なサービスを、無料もしくは安価な価格で入手している。

ICT 環境下で指導する教員を支援するため、政府は、指導時の ICT 活用に必須となる能力を示した枠組みを開発し、初等中等教育段階の教員を対象とした初期研修プログラムの中で能力の育成を図っている。その他、教師へのデジタルコンテンツの提供と教師間での共有を目的に、デジタルコンテンツプラットフォーム等も提供している。

一方で、提供される学習教材に一貫性がないことが問題として挙げられており、教育研究省がデジタル学習のコンテンツに求められる品質を定義した上で、コンテンツ作成者を対象とした指導教材に関する条件を新たに作成するとしている。

---

<sup>334</sup> education estonia (<https://www.educationestonia.org/education-public-private-partnerships-in-estonia/>)、European Commission 「Digital Education Eurydice Report at School in Europe」(2019) 教育研究省 「The Estonian Lifelong Learning Strategy2020」の記載を翻訳し抜粋

## 1.7 オーストラリア<sup>335</sup>

オーストラリアのビクトリア州では、学校への積極的なインフラ投資策に加え、各学校への現地技術支援の提供により、各学校が ICT 環境を安定的に整備・維持できるよう支援している。現地技術支援に加え、政府系出資企業が運営するデジタル教材レポジトリを通して、ナショナル・カリキュラムに準拠したデジタル・コンテンツ等を教師に無料で提供している。

ICT の整備・活用状況を評価するため、ビクトリア州では各学校に対して ICT 戦略計画の策定を義務づけており、オンラインツールやワークショップを通して、各学校の計画の策定、実行、改善を支援する。

ICT の整備・活用が積極的に進む中、プライバシー侵害のリスクが懸念されており、各学校が児童生徒の情報を収集、蓄積、管理、使用、開示、転送するツールを使用する際はプライバシーリスク評価の実施を義務付けている。一方で教師の負担等から評価が十分に行われていない現状が明らかとなり、州政府は評価テンプレートの改定等に取り組んでいる。

---

<sup>335</sup> ビクトリア政府「Victorian Infrastructure Plan」(2019)、ビクトリア教育省ウェブサイト (<https://www2.education.vic.gov.au/pal/ict-support-schools/policy>)、ビクトリア教育省ウェブサイト (<https://www2.education.vic.gov.au/pal/digital-learning/guidance>)、Office of the Victorian Information Commissioner「Examination into the use of apps and web - based learning tools in Victorian government primary schools」(2020) の記載を翻訳し抜粋

## 1.8 デンマーク<sup>336</sup>

デンマークでは、教育省とその管轄下にある独立行政法人 UNI-C (National Agency for IT and Learning) の連携の下、ICT を用いた学習環境構築のための基本方針を設定し、国の主導の下 IT インフラ等の整備を進めてきた。2013 年-2014 年度には、国全体で情報端末整備を原則的に BYOD とする方針を打ち出され、ICT 環境下で児童生徒が各自の情報端末を効果的に活用できるよう、1 人 1 台環境に耐えうる ICT インフラやデジタル学習コンテンツの開発・整備が進められている。

ICT 環境下で指導を行う教師を支援するため、国の主導のもとデジタル学習資源の開発・共有が積極的に行われている。その他、公立学校の校長が教育省の学習コンサルタントチームのサポートを受けられるようにする等、学習指導に関する支援も行っている。

その他、今後の課題として、BYOD としての携帯電話使用方針の策定、教育者のデジタルスキル向上、学習リソースの質の担保、GDPR の遵守とデータ倫理の徹底等が挙げられている。

---

<sup>336</sup> 豊福 晋平「北欧における初等中等教育の情報化 - 学校教育 1:1/BYOD 政策とその背景 -」豊福晋平「北欧における初等中等教育の情報化」コンピュータ&エデュケーション vol.37 (2014) の記載を基に要約、European Schoolnet 「Denmark Country Report on ICT in Education」(2017)、デンマーク教育省 National Agency for IT and Learning ウェブサイト (<https://eng.uvm.dk/-/media/filer/uvm-eng/pdf/17/170808-stil-english.pdf?la=en>)、Ministry of children and education 「Development of digitalization in the schools - insights from Denmark」(2019) の記載を翻訳し抜粋

## 1.9 ドイツ<sup>337</sup>

連邦政府は、州とのデジタル化協定の下、各州に資金を提供し、州立学校におけるデジタルインフラの整備を進めている。デジタル化協定により、連邦政府は州に財政支援を提供する法的権利が与えられたことで、国全体としてデジタルインフラを普及・整備できる体制が取られている。

デジタル化協定では、インフラの整備と併せて、教師のデジタル指導力育成に向けた導入研修の実施や、教師がデジタルコンテンツに自由にアクセスできるポータルサイトが構築され、教師の指導における ICT 活用を支援している。

一方で、国による大規模援助が実施されてきた諸外国と同様に、デジタル化協定終了後のデジタルインフラの維持が課題となっており、連邦政府もしくは州による継続的な支援が必要とされている。

---

<sup>337</sup> 連邦教育研究省ウェブサイト (<https://www.bmbf.de/>)、OECD 「EDUCATION POLICY OUTLOOK GERMANY」(2020)、DW ウェブサイト (<https://www.dw.com/en/german-education-minister-unveils-5-billion-euro-digital-pact-for-40000-schools/a-36023544>)、連邦教育省ウェブサイト (<https://www.digitalpaktschule.de/de/schultraeger-1704.php>)、KOMMUNAL 2020年2月3日記事 (<https://kommunal.de/digitalpakt-schule-probleme>) の記事を翻訳し抜粋

## 1.10 フィンランド<sup>338</sup>

フィンランドでは、学校の ICT 環境に係る事項は、基礎自治体の責任とされているが、国は自治体・教育機関による教育 ICT 関連プロジェクトへの補助を通して、ICT 環境整備を支援している。

教師に対しては、指導におけるデジタル技術活用の支援と、ICT 環境下における新しい指導アプローチを促すべく、2016 年から 2018 年にかけて ICT 補助員の配置を行った。

ICT 環境整備や活用に関して、国による検査・監督はないため、教師や学校、地方自治体はオンラインツールを用いて、各自の ICT 活用状況を測定・分析する。ツールでは、自己の評価だけでなく、他の教員、学校、地方自治体と比較することも可能である。

---

<sup>338</sup> European Schoolnet 「DESIGNING THE FUTURE CLASSROOM」(2015)、European Schoolnet 「Finland Country Report on ICT in Education」(2017) の記載を翻訳し抜粋

## 1.11 フランス<sup>339</sup>

フランスでは、2012年から国が主導となり学校のデジタル化を主導してきた。学校におけるデジタル技術活用の促進を目的に教育デジタル局が創設され、ICTを活用した教育実践の奨励、学校設備の開発、教師の研修、マルチメディア学習資源の作成・配布、学校におけるICT発展に向けたガイドラインの枠組みの策定とその実行等、教育ICTに係る事項全般に責任を有する。

教師を支援するため、政府はオンライン研修プラットフォームを提供しており、2019年時点で362,000人の教員が研修を受講した。その他、デジタル教育に係るコンテンツのみを取り扱った教師間のネットワークシステムも構築され、コンテンツの収集や、教員間のネットワークの形成、デジタル技術活用実践の共有、学習素材の作成等が自由かつ安全にできる仕組みが整えられている。

国は、学校におけるICT環境整備及びその活用の実態を調査するため、毎年ICT全国調査を実施しており、地域間でのICT取組政策の比較、地方自治体による学校設備投資前の情報収集等に用いられている。

フランスでは、依然として各学校段階を所管する地方自治体、特に初等教育の段階においてICT環境整備の取組状況に差が生じている。地域の取組事例の共有等、地方自治体間での格差を是正するために、学区における人的ネットワークの調整を担うICTアドバイザーの更なる活用が求められている。

---

<sup>339</sup> European Schoolnet 「France Country Report on ICT in Education」(2018)、Eurydice ウェブサイト ([https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/legislation-23\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/legislation-23_en))、Ministere de l'education nationale de l'enseignement supérieur la recherche 「The French Digital Plan for Education」、20minutes (<https://www.20minutes.fr/paris/2866987-20200921-seine-saint-denis-continuite-scolaire-drancy-distribue-tablettes-ecoliers>) の記載を翻訳し抜粋

## 1.12 (参考) 日本<sup>340</sup>

日本では、文部科学省が GIGA スクール構想のもと、全国の学校における ICT 環境の整備を推進している。校内通信ネットワークの整備と、児童生徒 1 人 1 台タブレット端末の整備を主な政策に掲げ、国が補助を行い自治体の負担が少なく整備できるよう、全国一律の整備に取り組んでいる。

ICT 環境の整備と併せて、急速な学校 ICT 化を進める自治体等や教員を支援するため、配置経費の支援や教員研修の充実を図る取組も行われている。

活用にあたっては、教育委員会や学校が児童生徒の ICT 端末の取扱いについて方針を定めた上で、教員の管理の下活用している場合が多い。

整備した ICT の活用状況を評価・改善するため、一部の自治体では、各学校に年度ごとの成果指標の設定・振返りを設けているほか、ICT 整備事業の振返りと改善を目的とした専門の委員会を設け、自治体全体として ICT 活用・改善サイクルを回す体制を構築している事例も見られる。

今後の課題として、一部の自治体では新しい指導形態に対する抵抗があるほか、予算やデジタル機器整備に対応できる人材の不足が多く見られており、更なる学習支援員や ICT サポート員の配置等が求められている。

---

<sup>340</sup> 文部科学省ウェブサイト ([https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt\\_syoto01-000003278\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf))、文部科学省資料「GIGA スクール構想の実現に向けた ICT 活用指導力の向上及び指導体制の充実」、新経済連盟「GIGA スクール構想 2.0～『PC 1 人 1 台』のその先へ～」(2020)、教育新聞 2021 年 2 月 16 日記事 ([https://www.kyobun.co.jp/news/20210216\\_06/](https://www.kyobun.co.jp/news/20210216_06/))、露口健司「国立教育政策研究所 令和 2 年度教育改革国際シンポジウム資料 公正で質の高い教育における ICT 活用の促進条件」(2021) の記載を基に要約

## 2 シンガポールでの ICT 整備・管理・活用方法



### 2.1 学校における ICT 環境整備方策

#### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

##### ① ICT 環境を持続可能な形で、安定的に整備するための基本方針<sup>341</sup>

1997年に、21世紀に向けて求められる能力を生徒に身に付けさせることを目的として「ICT教育マスタープラン」が策定されて以来、2003年、2009年、2015年と見直しを加えながら、ICT教育の推進が図られている。現在は「ICT教育マスタープランⅣ」に基づき、ICTによって質の高い教育を全ての学習者に提供することを目標としている。

---

<sup>341</sup> 一般財団法人自治体国際化協会 シンガポールの政策（教育政策）  
（[http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2021/02/3\\_9\\_Kyouiku.pdf](http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2021/02/3_9_Kyouiku.pdf)）を要約

## ② ICT 端末を用いた学校教育展開にあたっての人的支援体制<sup>342</sup>

OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA) によると、中学校相当での ICT 活用指導力があると回答した教員の割合は 92.8% (2018) と高い。

シンガポールでは教育の情報化政策として、1997 年から実施してきたマスタープランの各段階で、教師に対する支援を実施している。マスタープラン I (1997 年~2002 年) では対象校の全教師と全学校にコアとなるトレーニングを提供、マスタープラン II (2003 年~2008 年) では管理職への ICT コンサルタントの派遣、マスタープラン III (2009 年~2014 年) では ICT のメンター制、学び合いのコミュニティづくり、IV (2015 年~2020 年) では専門的な職業資質開発、学習共同体の促進に力を入れている。

情報技術はツールであり、教師は情報技術を使いこなす必要があるとされている。特にマスタープラン III では、1400 人もの ICT メンターを育成した。各メンターが学校の同僚に知識を共有した上で、新しい教育 ICT プログラムの設計・実施する事例も見られ、各学校の好事例は、オンラインプラットフォームに投稿され、教師間で共有されている。

---

<sup>342</sup> PISA2018 Volume5、シンガポール教育省「ICT Masterplans in the Singapore Education System」、福本徹「ICT リテラシーと資質・能力」国立教育政策研究所紀要,146 集 (2016)、シンガポール教育省

(<https://www.moe.gov.sg/news/speeches/20140409-opening-address-by-mr-heng-swee-keat-minister-for-education-at-the-international-conference-of-teaching-and-learning-with-technology-ictlt-at-the-suntec-international-convention-and-exhibition-centre-at-900am-on-wednesday-9-april-2014>) を基に作成

③ 国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」<sup>343</sup>

各学校が ICT を活用した教育方法を提案し、シンガポール教育省が認定するフューチャースクール制度を設けている。認定された学校には ICT の環境整備にかかる経費が政府より支援され、1 人 1 台の情報端末が支給される等、最先端の環境整備に活用されている。

2028 年までに全ての中等学校（中学校相当）の生徒がラップトップまたはタブレット端末を購入する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、在宅学習（Home Based Learning）の拡充のために、2021 年までに前倒し実施することとなった。

機器は政府が一括調達することで低価格化を実現し、家庭負担を軽減している。また家庭への助成金制度があり、制度を活用することでの家庭負担の軽減が図られている。

シンガポールにおける国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」を以下に示す。

図表 73 シンガポールにおける国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

役割分担	国	・教育情報化マスタープランの策定・推進 ・ICT 整備に係る資金提供
	地方	(都市国家のため地方政府なし)
	学校・家庭	・学校における情報化計画の実施・運用・管理
費用負担	情報端末	・学校配備端末の場合は、政府が低価格で一括調達し、家庭負担で購入。 ・家庭への助成金制度を活用することでの家庭負担の軽減が図られている。 ・学校によっては BYOD が推進されている。
	通信費 (学内)	—
	通信費 (学外)	・学校により対応が異なるが、家庭負担。Wi-Fi を備えた機器を学校から有償での貸出を行っている場合もある。
	クラウド サービス等	・国がクラウドベースの学習系システムを開発し無償提供
	その他	—

出典：調査結果を基に株式会社富士通総研作成

343 一般財団法人自治体国際化協会 シンガポールの政策（教育政策）  
([http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2021/02/3\\_9\\_Kyouiku.pdf](http://www.clair.org.sg/j/wp-content/uploads/2021/02/3_9_Kyouiku.pdf)) を基に作成

## 2.2 学校における ICT 環境整備・活用の改善方策

### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

#### ① ICT 環境整備及び活用の効果測定方法と PDCA の回し方<sup>344</sup>

「ICT 教育マスタープランⅣ」の具体的事業として、教育省が各学校のレベルに応じた教員トレーニングプログラムを提供し、教員の ICT 活用能力の向上を図っている。また、ICT 教材の開発として、全国の ICT 担当教員が情報共有しながら試作アプリを開発・教室での試験的利用・有用なアプリは全校に共有するサイクルをまわしている。

---

<sup>344</sup> 一般財団法人自治体国際化協会「自治体国際化フォーラム」『世界の教育最前線 ～どうなる、地域の未来～』(VOL.367) (2020年5月)  
([http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf\\_367/04\\_sp.pdf](http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf_367/04_sp.pdf)) を基に作成

## 2.3 学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方

### (1) 児童生徒による適切な ICT 端末の利用の在り方

#### ① 学校において使用する際の取扱い（学校内利用）

カリキュラム・教授方法・評価への徹底的な ICT の導入、質の高い e ラーニング環境の整備、児童生徒の新しい情報媒体の活用能力の強化、教員・指導者の持続的な ICT 活用能力の向上、学校間での ICT 教育事例の共有、ICT 環境の更なる整備が図られている。

#### ② 家庭への持ち帰りなど学校外での取扱い<sup>345</sup>

Singapore Student Learning Space(SLS)と呼ばれるオンライン学習のポータルサイトを整備し、児童生徒の e ラーニング及びデジタルコンテンツを活用した授業の質向上を図るためのプラットフォームを整備している。

SLS はクラウドベースの学習系システム (LMS)で、2015 年に国が開発し、全国立小中高校に無償提供している。児童生徒は自己の学習データ・ログを確認でき、教員も児童生徒の学習状況の把握や学習指導の支援が可能となっている。短期での EBPM と教室での個別最適化された学習に向けた活用が図られている。

---

<sup>345</sup> 経済産業省「令和元年度学びと社会の連携促進事業（学習ログ等の活用に向けた収集すべき標準項目等の素案作成等）最終報告書」

([https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2019FY/000191.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000191.pdf)) を基に作成

## 3 韓国での ICT 整備・管理・活用方法



### 3.1 学校における ICT 環境整備方策

#### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

##### ① ICT 環境を持続可能な形で、安定的に整備するための基本方針<sup>346</sup>

政府は国家情報化基本計画に基づき、①未来のスマート環境づくり、②持続可能な教育情報化環境の更新、③ICT を通じた個人最適化教育サービスの実現、④教育情報の共有デジタルインフラの構築を柱とした、第 6 次教育情報化計画（2019～2023）を策定し、推進している。

毎年、所管の市道教育長及び傘下機関に対して、業務別の情報化施行計画を作成し、施行している。

##### ② 通信ネットワーク整備やその管理の在り方

韓国教育部第 5 次教育情報化基本計画（2014～2018）では、いつでもどこでも学習できる学校環境整備を目標に、高速ワイヤレスネットワークの整備・多様な学校配備型端末の整備と並行して、端末整備・保守の予算制約の観点から、BYOD も推進していた。

同計画は第 6 次教育情報化基本計画（2019～2023）として改訂され、2020 年には教育部と所属・傘下機関など計 25 機関、699 の事業に対して、約 6,792 億ウォン規模（2019 年 8,677 億ウォン、前年比 1,885 億ウォン、21.7%の減少）でのネットワーク整備の推進を図っている。

---

<sup>346</sup> 韓国教育部「2020 年教育情報化施行計画」

（<https://moe.go.kr/boardCnts/view.do?boardID=351&lev=0&statusYN=W&s=moe&m=0310&opType=N&boardSeq=80687>）を翻訳し作成

### ③ ICT 端末を用いた学校教育展開にあたっての人的支援体制<sup>347</sup>

教員の ICT 活用能力の向上のために、KERIS が初等中等教育分野、学術研究分野、教育行財政管理、教員養成等の様々な分野での ICT に関する研修を展開している。

教員能力を向上する手段としては、教育における ICT の進展に伴い、集合研修の時間・場所の制約を受けないオンラインでの遠隔教育研修（distance education training）が主要な手段となっており、2009 年に KERIS が教育部より遠隔教育研修センターとして指定され、全国の関連する遠隔教育研修機関を評価している。2020 年 6 月時点で、全国 32 機関（6 つの公的機関、8 つの大学関連機関、および 18 の私立研修機関）が承認されている。

2017 年 7 月には、ICT 教育に関する包括的な教育訓研修関として KERIS Training Institute（KERIS 研修所）が教育部に設立認可され、ICT 教育における専門知識・ノウハウの移転によって教員の技術的能力の強化を図り、教育の質向上を進めている。

教員研修に係る遠隔教育研修支援センターの管理機関の役割を以下に示す。

図表 74 教員研修に係る遠隔教育研修支援センターの管理機関の役割

機関	役割
韓国教育部 (教員養成課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、教員養成の方向性を決定</li> <li>・KERIS 研修所の遠隔教育研修機関を管理</li> <li>・遠隔教育研修に関するシステムの包括的管理・改善</li> </ul>
KERIS (遠隔教育研修支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔教育研修機関の管理・運営システムの構築</li> <li>・遠隔教育研修の設立・廃止の承認に係る知見の提供</li> <li>・遠隔教育研修機関の質管理・評価のためのガイドライン作成</li> <li>・訓練コースの評価</li> <li>・先進的な遠隔教育機関の公表</li> <li>・遠隔教育研修に関するシステムの運用・改善 等</li> </ul>
その他にも、教育研修機関、教育行政研修機関、総合教育研修機関、遠隔教育研修機関等が関係機関として関与する	

(出典) 韓国教育部「2020 White Paper on ICT in Education in Korea」中の図表 Management system of Distance Education Training Support Center を翻訳

また、KERIS 研修所は、研修だけでなく、教員間での知見共有のためのオンラインプラットフォーム（KnowledgeSpring）を 2020 年 9 月に開設し、遠隔での授業配信に加えて、教員ごとにパーソナライズされたコンテンツを配信し

<sup>347</sup> 韓国教育部「2020 White Paper on ICT in Education in Korea」を基に作成

ている。KnowledgeSpring は開設後、1 ヶ月の間に 100 コースを開設し、申込者が 700 名に達する等、教員からの関心も高い。

#### ④ 国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

韓国における国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」を以下に示す。

**図表 75 韓国における国・地方・学校・家庭の「役割分担」と  
役割分担に基づく「費用負担」**

役割分担	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家の情報化戦略に基づき、国全体における教育情報化の推進計画を策定</li> <li>・情報化に係る経費の支援</li> <li>・オンライン教育プラットフォームや教育情報共有プラットフォームの整備・運用</li> </ul>
	地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内学校における情報化計画の策定</li> <li>・ネットワークインフラ・端末等の ICT 環境の整備・運用・維持</li> </ul>
	学校・家庭	ICT 機器の管理・運用
費用負担	情報端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方政府</li> <li>・学校配備端末については、地方政府での運用</li> <li>・運用・保守経費の負担軽減から、BYOD の推進が図られている</li> </ul>
	通信費 (学内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方政府</li> <li>・通信サービス事業者との長期包括契約を締結し、通信費用の負担軽減を図っている</li> </ul>
	通信費 (学外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭</li> <li>・低所得層の家庭に対しては、端末及びインターネット通信費の支援を実施している。</li> </ul>
	クラウド サービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府がクラウド型の学習コンテンツプラットフォームを運用している</li> </ul>
	その他	—

出典：調査結果を基に株式会社富士通総研作成

## 3.2 学校における ICT 環境整備・活用の改善方策

### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

#### ① ICT 環境整備及び活用の効果測定方法と PDCA の回し方<sup>348</sup>

韓国におけるスマート教育推進戦略の実証拠点として、最先端のスマート教育の実践が進められた ICT 教育の先進地域である世宗特別自治市の事例を示す。

ICT 環境整備及び活用の効果測定と PDCA の回し方として、世宗特別自治市では、市内学校の教員へのアンケート調査及びグループインタビューを通じた実態調査を実施している。調査を通じて、学校に配備した ICT 機材の活用状況、ICT 環境整備による教育的効果及び教授・学習プロセスへの影響を持続的に調査し、効果測定を実施している。

調査結果は、情報化予算の妥当性の検証に加えて、教員の ICT 利活用習熟度に応じた研修用コンテンツの開発や、情報化計画の立案に活用している。

---

<sup>348</sup> 世宗特別自治市教育院「スマート教育運営の現状と改善の方向」(2016)  
(<https://edu.sje.go.kr/edu/board/download.do?menukey=3504&fno=380&bid=00000015&did=19299>) を基に作成

### 3.3 学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方

#### (1) 児童生徒による適切な ICT 端末の利用の在り方

##### ① 学校において使用する際の取扱い（学校内利用）

世宗特別自治市の事例では、学校配備端末の使用について、授業時間外はロッカーで集合的に保管・管理している。授業利用のための情報端末の定期的な充電と適切な保管等のメンテナンスが学校側の負担となっている。

学校配備端末の故障時は、学校側の負担によって修理・メンテナンスし、紛失時は学生の責任で再購入している。古い情報端末を利用している場合もあるため、児童生徒自身が学校配備端末と同じモデルを購入することが困難な場合がある。

##### ② 家庭への持ち帰りなど学校外での取扱い<sup>349</sup>

韓国では教育部が 2000 年代より、全ての校務と児童生徒管理のデータをデジタル化することに取り組み、現在は全国の教員が NEIS（National Education Information System）と呼ばれるクラウド上のシステムで児童生徒の個人情報や成績管理する等、デジタル化に早期より取り組んでいる。

家庭学習についても、2004 年には私教育における高額な授業料の問題を解決するための対策として教育部が「公教育の正常化を通じた私教育費の軽減対策」を発表し、オンラインでの教育情報サービスの高度化を図った。

EDUNET やサイバー家庭学習等、政府が無償で提供するオンラインの学習サイトが開設され、自宅からクラウド上の教科書・教材等のコンテンツにアクセス可能になっている。

---

<sup>349</sup> 一般財団法人自治体国際化協会「CLAIR REPORT No.442 韓国における教育の情報化」（2017）、趙章恩「ICT でイノベーションを育む IoT 時代に向けた韓国のスマート教育」

（[https://www.huawei.com/jp/publications/huawave/22/hw22\\_better%20connected%20schools%20in%20korea](https://www.huawei.com/jp/publications/huawave/22/hw22_better%20connected%20schools%20in%20korea)）を基に作成

### 3.4 学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題

#### (1) 1人1台端末が実現した後に生じる新たな課題への対応

##### ① 学校における ICT 環境整備に係るその他課題<sup>350</sup>

世宗特別自治市の事例として、ICT 環境整備に関しては、主に機器のメンテナンスへの継続的な情報化予算の確保が課題となっている。通常、機器導入後1年間はメーカーによる無償でのアフターサポートが受けられるが、2年目以降の故障については、学校側の予算で経費支出する必要がある。

例えば、世宗特別自治市が学校機材統合維持管理費として支出した機器のメンテナンスコストは、2014年で4.2億ウォン、2015年で6.2億ウォンとなっている。その他にも、破損に起因する部品の交換等が学校予算内で充当されており、多額の経費が発生していることが問題になっている。

そのため、世宗特別自治市では、2015年から1人1台端末の政策から、4人に1台の情報端末を配備する方針に転換して、情報化予算を7%程度削減する等、コスト削減を図っている。また、メンテナンスコスト削減を目的にして、BYODの活用を推進している。

一方で、BYOD推進にあたっては児童生徒の持ち込み端末への、有害サイトアクセス防止のためのフィルタリング機能や、授業利用時の学習モードへ切り替え等のプログラム開発が必要になるとしている。

---

<sup>350</sup> 世宗特別自治市教育院「スマート教育運営の現状と改善の方向」(2016)  
(<https://edu.sje.go.kr/edu/board/download.do?menukey=3504&fno=380&bid=00000015&did=19299>) を基に作成

## 4 中国での ICT 整備・管理・活用方法



### 4.1 学校における ICT 環境整備方策

#### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

##### ① ICT 環境を持続可能な形で安定的に整備していくための基本方針<sup>351</sup>

2011 年教育 ICT 化の発展に向けた 10 か年計画、2016 年教育 ICT 化に関する 5 か年計画を定めており、国家全体として教育情報化を推進していく方針を策定している。

##### ② 通信ネットワーク整備やその管理の在り方<sup>352</sup>

教育部の情報技術教育指導組織が、全国レベルでの学校の情報化を指導し、基礎教育局が全国の学校における通信ネットワークの構築・管理を指導する立場にある。また、ネットワークのハードウェア・通信品質を確保するために、中央政府教育部が学校の通信ネットワーク構築業者の資格認定システムを有している。

通信ネットワーク構築の中心的な役割を負うのは、地方政府の教育行政部門であり、地域内学校での情報教育を普及させるための実施計画の立案・通信ネットワークの構築を計画する。また各地方政府がネットワーク整備、運用・保守管理のための資金を負担し、専任の人員と予算を確保する必要がある。

教育用ソフトウェアは、学校の教育特性やニーズに応じて、各学校において整備する。また、学校の教師が独自のカリキュラムに基づき、ソフトウェア・コンテンツを開発することが促されている。

---

<sup>351</sup> 経済産業省「平成 29 年度商取引適正化製品安全に係る事業(Edtech や民間教区サービス産業創出に向けた基礎調査)」

([https://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/H29FY/000204.pdf](https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000204.pdf)) を要約

<sup>352</sup> 中華人民共和国教育部「教育部办公厅关于中小校园网建设的指导意见」教基厅〔2001〕16 号を翻訳し作成

### ③ ICT 端末を用いた学校教育展開にあたっての人的支援体制<sup>353</sup>

OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA) によると、中学校相当での ICT 活用指導力があると回答した教員の割合は 87.0% (2018) と高い数値となっている。

中国では教育情報化の推進に向けた要素として、教員の活用能力を重視しており、中央政府及び地方政府が教員向けの研修を実施している。

また、政府だけでなく、Intel、Microsoft、Lego 等の民間企業や UNICEF 等の国際機関と連携した研修を実施しており、体系的な研修を通じて、情報技術を活用するための教員能力の強化を図っている。

例えば、チャイナテレコムが、中西部地域 (農村部を中心とした中西部地方の 10 万校以上の小中学校へブロードバンドネットワークアクセス構築をするとともに、導入校の教員への ICT 技術の応用に関する研修と教育情報化のためのリーダーシップ研修の支援等を実施している。

---

<sup>353</sup> PISA2018 Volume5、中華人民共和国教育部「教育信息化工作进展情况」(<http://old.moe.gov.cn//publicfiles/business/htmlfiles/moe/s7204/201302/148023.html>) を基に作成

④ 国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

中国における国・地方・学校の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」について以下に示す。

図表 76 中国における国・地方・学校の「役割分担」と  
役割分担に基づく「費用負担」

役割分担	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国全体における教育情報化推進計画を策定、地方政府への財政移転</li> <li>・オンライン教育プラットフォームや教育情報共有プラットフォームの整備・運用</li> </ul>
	地方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政力に応じて、中央政府と分担して経費負担を実施</li> <li>・地域内での情報化計画の実施・進捗管理・評価</li> </ul>
	学校・家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における情報化計画の実施・運用・管理</li> </ul>
費用負担	情報端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校</li> <li>・学校配備端末については、学校で負担</li> <li>・中央政府と通信事業者が連携して情報化を進めており、通信事業者の支援が入る場合がある</li> </ul>
	通信費 (学内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校</li> <li>・学校内利用の通信費については学校で負担</li> <li>・義務教育段階で、カリキュラム実施に必要な事柄について家庭から費用徴収することは原則、禁じられている。</li> <li>各学校が自主的に手配・実施するサービスについては、各家庭が自主的に選択した上で費用負担する場合はあり得る。</li> </ul>
	通信費 (学外)	不明
	クラウド サービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国全体レベルでクラウド型の学習コンテンツプラットフォームを構築し、無償でアクセス可能としている。</li> <li>・各地方においても民間ネットワーク事業者等の支援により、省レベルでの公共プラットフォームが公開。</li> <li>・その他民間サービス事業者による有償提供がある</li> </ul>
	その他	—

出典：調査結果を基に株式会社富士通総研作成

## 4.2 学校における ICT 環境整備・活用の改善方策

### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

#### ① ICT 環境整備及び活用の効果測定方法と PDCA の回し方<sup>354</sup>

教育情報化を促進するために、中央政府は各地方政府に対して、各地域・学校・カリキュラム・リソース・教員・児童生徒について、情報化レベルの評価指標システム・評価方法を策定するように求めている。

各地方政府では、教育情報化が、学校の基本的な運営条件として見なされており、地域・学校の評価指標に組み込まれている。また各地域の教育情報化レベルは、第三者による監督・評価により総合的に審査され、進捗状況の検証と改善につなげる仕組みとなっている。

---

<sup>354</sup> 中華人民共和国教育部「教育部关于印发《教育信息化“十三五”规划》的通知」教技〔2016〕2号（[http://www.moe.gov.cn/srcsite/A16/s3342/201606/t20160622\\_269367.html](http://www.moe.gov.cn/srcsite/A16/s3342/201606/t20160622_269367.html)）を翻訳し作成

### 4.3 学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方

#### ① 学校において使用する際の取り扱い（学校内利用）<sup>355</sup>

学校内での端末の利用については、学校情報化環境下での良好な学習に用いることと児童生徒の視力等の健康を害しない範囲で使用するとされている。

また、児童生徒による携帯電話やタブレット端末等の電子機器の学校内への持ち込みは禁止されている場合もあるが、学校に持ち込んだ場合は学校で統一的に保管する。

学校内での利用は合理的に使用し、電子製品を使って教育を行う時は原則として授業時間の 30%を超えない範囲での利用とされている。

#### ② 家庭への持ち帰りなど学校外での取り扱い（学校外利用）<sup>356</sup>

新型コロナウイルスの影響もあり「休校しても学びは止めない」という方針が出され、教育部は、中国教育研究コンピュータネットワーク（CERNET）、電気通信分野の企業（チャイナテレコム、チャイナユニコム、中国衛星通信等）と協力して、教育資源と公共プラットフォームの基盤強化によるオンライン教育を促進した。

国家レベルでは学習コンテンツプラットフォームとして「国家中小ネットワークプラットフォーム（国家中小クラウドネットワークプラットフォーム）」が公開され、感染予防教育、道徳教育、カリキュラム学習、安全教育、メンタルヘルス教育、家庭教育、読書、研究教育、映画・テレビ教育、電子教科書などの幅広い分野の学習資源が提供されている。児童生徒は、パソコン、スマホ・携帯、タブレット端末等からアクセスし、自宅学習ができるような環境が整備されている。

一方で、家庭での情報端末の利用について、児童生徒（特に未就学児）の端末利用には、健康管理上の観点からの規制もある。学習目的でない利用については、1回あたり 15 分制限、1日累計 1 時間を超過しない範囲での利用にすることを指導されている。

---

<sup>355</sup> 中華人民共和国教育部「教育部等八部门关于印发《综合防控儿童青少年近视实施方案》的通知」教体艺〔2018〕3号を翻訳し作成

<sup>356</sup> 澤田裕子「第 8 回 成長するオンライン教育と教育情報化政策（中国）」

IDE-JETRO

([https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Column/ISQ000011/ISQ000011\\_008.html](https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Column/ISQ000011/ISQ000011_008.html))、中華人民共和国教育部「教育部等八部门关于印发《综合防控儿童青少年近视实施方案》的通知」教体艺〔2018〕3号を基に作成

## 4.4 学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題

### (1) 1人1台端末が実現した後に生じる新たな課題への対応

#### ① 学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題<sup>357</sup>

全ての地域で、教育情報化を促進に向けた資金支出を強化することが課題となっている。財政力が豊かな東部地方以外の、中部地方及び西部地方での情報化促進に向けた中央政府の投資を増加し、各地方政府の開発計画に教育情報化を盛り込む必要があるとされている。

また、各地域・学校での通信ネットワーク費用の軽減のために、ネットワーク使用料の優遇等、国や地方政府だけでなく民間通信事業者を含めた体制の構築が図られている。

---

<sup>357</sup> 中華人民共和国教育部「教育部关于印发《教育信息化“十三五”规划》的通知」教技〔2016〕2号（[http://www.moe.gov.cn/srcsite/A16/s3342/201606/t20160622\\_269367.html](http://www.moe.gov.cn/srcsite/A16/s3342/201606/t20160622_269367.html)）を翻訳し作成

## 5 オーストラリアでの ICT 整備・管理・活用方法



### 5.1 学校における ICT 環境整備方策

#### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

##### ① ICT 環境を持続可能な形で、安定的に整備するための基本方針<sup>358</sup>

オーストラリアのビクトリア州は 2017 年から 2021 年にかけて 5990 万ドルを投資し、全ての公立学校の教室でデジタル機器が使用できるよう、インターネット帯域幅の追加提供を行っている。学校への積極的なインフラ投資策に加え、州は学校への技術支援 Technical Support to Schools Program (TSSP) を実施している。このプログラムは、1999 年に開始され、毎年合計 900,000 時間もの現地技術支援を学校に提供している。各学校には、サービス提供管理者が割り当てられ、週に 1 回の技術支援を受けることが可能である。管理者は日々のプログラムの運営を担うと同時に、州によって提供される様々な技術やサービス窓口としての役割を担う。インフラだけでなく専門技術者による定期的な現地支援といったソフト面の取組により、各学校が ICT 環境を安定的に整備・維持できるよう支援している。

##### ② 通信ネットワーク整備やその管理の在り方<sup>359</sup>

オーストラリアでは、2008 年～2013 年、連邦政府・州共同による ICT 教育推進プログラム (DER) が実施され、各学校における高速ブロードバンド接続への資金提供が行われた。また、2009 年から政府系事業者との協同のもと、オーストラリア全域に光ファイバー網を新規に構築し、医療・教育等の社会サービスの充実を目指す「全国ブロードバンド網 (National Broadband Network: NBN)」を開始しており、州と民間と協働してオーストラリア全域における学校インフラの充実を図っている。

---

<sup>358</sup> ビクトリア政府「Victorian Infrastructure Plan」(2019)、ビクトリア教育省ウェブサイト (<https://www2.education.vic.gov.au/pal/ict-support-schools/policy>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>359</sup> 交通計画地域インフラ省ウェブサイト

(<https://www.communications.gov.au/what-we-do/internet/national-broadband-network>) の記載を翻訳し抜粋

### ③ ICT 端末を用いた学校教育展開にあたっての人的支援体制<sup>360</sup>

オーストラリアでは、政府系出資企業 ESA(Education Services Australia)により、運営するデジタル教材レポジトリ (Scootle) を通して、ナショナル・カリキュラムに準拠したデジタル・コンテンツが無料で提供されている。教師はマルチメディア学習教材、画像、ビデオ教材、指導例等幅広い教材にアクセスすることができる。その他、アデレード大学は MOOC (Massive open online course) 上で、教師の継続職業訓練を無償で提供している。教師は、ナショナル・カリキュラムで指導が定められているデジタルテクノロジーに関する教育プログラムを受講することができる。

---

<sup>360</sup> アデレード大学ウェブサイト

(<https://csermoocs.adelaide.edu.au/resources#resources-for-teachers>)、  
Scootle ウェブサイト (<https://www.scootle.edu.au/ec/p/home>) の記載を翻訳し抜粋

#### ④ 国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

オーストラリアにおける国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」を以下に示す。

**図表 77 オーストラリアにおける国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」**

役割分担	国 (連邦政府)	・州と協働しながら、オーストラリア全域における通信インフラの整備を実施。
	地方 (州および準州の教育省)	・連邦政府と協働しながら、州内における通信インフラを整備。 ・ナショナル・カリキュラムに基づき、カリキュラムの枠組みや、ICT 整備・活用に関する方針を策定。 ・各学校の ICT 環境を把握し、その計画・改善を支援。
	学校	・州が定めるカリキュラムや方針に基づき ICT を整備・活用。
	家庭	・学校が定める利用方針に基づき、情報端末を利用。
費用負担 (※ビクトリア州の場合)	情報端末	○保護者 ・ほとんどの場合、児童生徒は個人所有端末を利用。 ・経済的事実等の理由で購入が難しい場合等は学校が貸出等の措置をとる。
	通信費 (学内)	○学校 ・学校における通信ネットワークのアクセスに係る費用は保護者に求めることはできない。
	通信費 (学外)	— ・州の規定では、持ち帰り通信費に係る規定は定められておらず、各学校によって異なる可能性がある。 ・学外での通信費は保護者負担とする学校は存在する。
	クラウドサービス等	○学校・保護者 ・州から提供されるサービスや、ナショナル・カリキュラムによってその利用が求められる場合は学校が負担する。 ・学校独自で導入したサービスは、保護者負担とする場合もある。
	その他	・学校が購入する端末の場合、保険料を保護者に求める場合がある。

出典：調査結果を基に株式会社富士通総研作成

## 5.2 学校における ICT 環境整備・活用の改善方策

### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

#### ① ICT 環境整備及び活用の効果測定方法と PDCA の回し方<sup>361</sup>

デジタル機器の利用は、ビクトリア州が定めるカリキュラムの中で必須の要素とされており、各学校は、児童生徒のインターネット含めた ICT、デジタル技術の利用と活用について、独自の ICT 戦略計画 (school's ICT Strategic Plan) を定める必要がある。ビクトリア州は、オンライン ICT 計画ツール (online ICT Planning Tool) 及び ICT 戦略計画ワークショップ (ICT Strategic Planning Workshop) を提供して、学校による ICT 戦略計画の策定と実行、改善を支援している。

オンライン ICT 計画ツールは、学校による ICT 戦略計画の策定支援を目的に、現在のインフラ、ハードウェア等の使用状況と改善領域の特定、学校の教育目標に沿った実行領域の特定、ICT 予算計画の策定に関して、支援を行う。

ICT 戦略計画ワークショップでは、学校による ICT 戦略計画の発展と更新を目的に、ICT 戦略計画に関する専門知識、州の部門担当者に関する情報提供、学校コミュニティのニーズに合った持続的な計画の開発、計画の振り返りと強み・課題の特定等の支援を行っている。これらの支援をもとに、各学校は自身の ICT 環境に係る現状を把握した上で、適切な ICT 戦略計画を策定し実施とその改善を行っている。

---

<sup>361</sup> ビクトリア教育省ウェブサイト

(<https://www2.education.vic.gov.au/pal/digital-learning/guidance>) の記載を翻訳し抜粋

## 5.3 学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方

### (1) 児童生徒による適切な ICT 端末の利用の在り方<sup>362</sup>

すべてのビクトリア州の公立学校は、学校における ICT/デジタル技術の使用に関する方針を定める必要がある。ビクトリア州からは、方針の枠組みとしてテンプレートが提供されているものの、各学校・地域の状況に応じて変更可能である。

本報告書では、ビクトリア州の公立小学校である、Princess Hill Primary School (以下、PHPS) の事例を挙げる。PHPS は児童生徒数 450 人程度の学校であり、3～6 年生の児童生徒を対象に、私費負担による BYOD を実施している。「PROVISION OF DIGITAL TECHNOLOGIES Policy」や、「Digital Technologies Policy」、「Personal Property Policy」の中で児童生徒のデジタル端末に係る取扱いを定めている。

下記に示す取扱い以外にも、保険への加入（推奨）や、アプリのアップデート等各自で端末を管理することが求められている。

#### ① 学校において使用する際の取扱い（学校内利用）

PHPS で使用されている端末は、個人所有ではあるが、その利用は教育目的に限られている。個人情報や著作権等、情報の取扱いに関する記載も設けられている。

PHPS におけるデジタル端末の主な取扱い方針について、以下に示す。

- ・児童生徒の所有端末（学校の貸出端末は除く）は生徒が管理責任を有する。学校は盗難、故障等の責任を負わない。
- ・教育目的以外でタブレット端末を利用しない。
- ・許可されていないプログラムやアプリをインストール・実行しない。
- ・個人情報や ID・PW 等、プライバシーにかかわる情報を公開しない。
- ・ウェブサイトのコンテンツは、著作権に従って使用する。

---

<sup>362</sup> 教育省ウェブサイト (<https://www2.education.vic.gov.au/pal/digital-learning/policy>)、Princess Hill Primary School ウェブサイト (<https://www.phps.vic.edu.au/parent-information/policies/>) の記載を翻訳し抜粋

## ② 家庭への持ち帰りなど学校外での取り扱い

PHPS では、個人所有の端末のため、家庭への持ち帰りを前提としており、家庭内の利用に特化した取扱い方針は定められていない。持ち帰りに関連して以下の取扱い方針がさだめられている。

- ・持ち帰る際は、保護ケースに入れて安全に取り扱う。
- ・学校に持参する際は、充電が完了された状態で持参する。

## 5.4 学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題

### (1) 1人1台端末が実現した後に生じる新たな課題への対応

#### ① 学校における ICT 環境整備に係るその他課題<sup>363</sup>

ビクトリア州では、デジタル機器と併せて、アプリケーションやソフトウェア等の使用も積極的に進められてきた。児童生徒や教師の活動における ICT 機器やツール等の活用の重要性の裏で、これらの使用に伴うプライバシー侵害のリスクが懸念されている。

ビクトリア州では、児童生徒のプライバシーを保護するため、各学校が、児童生徒の情報を収集、蓄積、管理、使用、開示、転送するツールを使用する際は、2014年プライバシー情報保護法（Privacy and Data Protection Act : PDP Act 2014）の情報保護原則（Information Privacy Principles : IPPs）に基づき、プライバシーリスク評価（Privacy Impact Assessments : PIAs）を行うことが求められている。一方で、2019年にビクトリア州情報監視機関（OVIC）が実施した調査では、教師の負担、専門的知識やコスト優先によるプライバシー保護意識の欠如等の理由から、一部の学校ではプライバシーリスク評価が十分に実施されていないことが明らかとなった。ビクトリア州は対策として、教師が扱いやすいプライバシーリスク評価テンプレートへの改定、プライバシーに関する学校の問合せ対応等の体制強化、支援体制の見直し等を掲げており、ビクトリア州全体における児童生徒のプライバシー確保に向けた取り組みがなされている。

---

<sup>363</sup> Office of the Victorian Information Commissioner 「Examination into the use of apps and web - based learning tools in Victorian government primary schools」（2020）の記載を翻訳し抜粋

## 6 米国での ICT 整備・管理・活用方法



### 6.1 学校における ICT 環境整備方策

#### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

##### ① ICT 環境を持続的な形で、安定的に整備するための基本方針

###### ● 全米で EdTech を推進するためのマスタープラン

教育省は全米で EdTech を推進するためのマスタープランとして「National Education Technology Plan」(以下「NETP」という。)を策定(最新は「NETP17」)<sup>364</sup>し、連邦政府の ICT 活用に関する考え方を示している。NETP17 では、学習・指導・リーダーシップ・評価・インフラの 5 つの観点からの目標とその目標達成のために各ステークホルダーが推進すべき取組内容を提唱している。

###### ● コネチカット州

教育情報技術委員会が州の中長期計画(最新は「State Educational Technology Goals and Plan 2017-2022」)<sup>365</sup>を定めている。本計画では、デジタル学習、環境整備、データ保護の 3 つの重点分野についての施策を提唱している。

###### ● メイン州

州レベルでデジタル学習の格差を埋めるための継続的な改善プロセスとして MLTI (Maine Learning Technology Initiative、最新は「MLTI2.0」)を提唱している。MLTI は、機器とソフトウェア、テクニカルサポート、デジタル学習の専門家の養成、個別指導、及び、監視とサポートの 6 つのプログラムで構成されている。

---

<sup>364</sup> NETP17 はアメリカ教育省ウェブサイト

(<https://tech.ed.gov/netp/#collapseaccordionone>) からダウンロード可能

<sup>365</sup> 「State Educational Technology Goals and Plan 2017-2022」はコネチカット州ウェブサイト ([https://portal.ct.gov/-/media/DAS/CTEdTech/publications/2017/2017-18\\_Strategic\\_Plan\\_1-0.pdf](https://portal.ct.gov/-/media/DAS/CTEdTech/publications/2017/2017-18_Strategic_Plan_1-0.pdf)) からダウンロード可能

## ● ワシントン州

州政府が中長期計画（2009年策定、2016年更改）<sup>366</sup>を定めている。本計画では、州の公立学校に入学する全ての児童・生徒のための21世紀の学習環境の実現という目標に向けて推進すべき取組として、以下5つのイニシアティブを掲げている。

- 持続可能な資金調達システムの確立
- K-12 コアサブジェクトエリアの教育リソースと評価基準の開発
- 専門能力開発プログラムの開発・維持、教育者のトレーニング
- オンライン教育のための戦略策定と推進

## ● カリフォルニア州

州政府は、全てのカリフォルニア州の児童・生徒が教育技術から利益を得ることができるようにするために、「A Blueprint for Great Schools」<sup>367</sup>を策定し、タスクフォース等の意見を適宜取り入れて推進している。本計画では、以下4つのイニシアティブを掲げている。

- Common Core State Standards の実装
- 新しい評価の開発と展開
- 21世紀の学校のためのパートナーシップとの州全体のコラボレーションの実施
- すべての学生と教育者のための1対1のコンピューティング、「子供をオフラインにしない」というビジョンの実装

---

<sup>366</sup> 中長期計画はワシントン州公教育監督官庁ウェブサイト

(<https://www.k12.wa.us/policy-funding/school-technology/best-practices-teaching-and-learning/edtech-plan-k-12-public-schools-washington-state>) からダウンロード可能

<sup>367</sup> 「A Blueprint for Great Schools」はカリフォルニア州教育省ウェブサイト (<https://www.cde.ca.gov/eo/in/edtechbi.asp>) からダウンロード可能

## ② 通信ネットワーク整備やその管理の在り方

### (ア) 通信ネットワーク整備<sup>368</sup>

連邦通信委員会 (Federal Communications Commission) が電気通信法 (Telecommunications Act) に基づく補助金制度として E-rate を定め、連邦通信委員会の監督のもと Universal Service Administrative Company (USAC) という民間の非営利機関が運用している。E-rate の学校向けプログラムには2つのカテゴリが存在する。カテゴリ 1 ではブロードバンドサービスの整備、カテゴリ 2 は学校内の Wi-Fi サービスが対象であり、それぞれ最大 90%、85% の割引率が適用される。

E-rate の財源は、全米の通信事業者が拠出する「ユニバーサル・サービス基金」から捻出されている。この基金の補填のために、通信事業者は一般の電話加入者に対し電話料金の 10% 程度を「ユニバーサル・サービス料金」として徴収している。

E-rate は全米の学区・学校 (5000 万ドル以上の資本金を持つ私立学校は除く) が申請することができる。2020 年度現在、全ての州において学校でのインターネット整備率<sup>369</sup>は 90% を超えている。このように E-rate は学校でのインターネット接続、またブロードバンド接続の促進に貢献している。

一方、NEC 米子会社や米 HP (Hewlett-Packard) による不正問題など、制度の公平性や安定的な運用を脅かす事案が発生している。

また、コネチカット州<sup>370</sup>によると 2014 年から 2015 年に受給した補助金 30 百

---

<sup>368</sup> 連邦通信委員会ウェブサイト (<https://www.fcc.gov/general/e-rate-schools-libraries-usf-program>) やメイン州やアラスカ州の E-rate 専用ポータルサイト (<http://erate.networkmaine.net/>、<https://www.aklib.net/erate/>) の記載を基に作成。不正問題については日本語記事

(<https://www.itmedia.co.jp/news/articles/0405/28/news027.html>、<https://xtech.nikkei.com/it/article/NEWS/20101112/354079/>) の記載を参照

<sup>369</sup> 米国の非営利団体 EducationSuperHighway による全米の公立学校における高速インターネット接続の州別実態調査結果を基に作成された State of the States 「State Ranking」

([https://stateofthestates.educationsuperhighway.org/state\\_ranking.html](https://stateofthestates.educationsuperhighway.org/state_ranking.html)) の記載を参照

<sup>370</sup> E-rate in Connecticut (April 17, 2019) コネチカット州教育工学委員会 (Connecticut Commission for Education Technology) ウェブサイト ([https://portal.ct.gov/-/media/DAS/CTEdTech/publications/2019/E-rate\\_in\\_Connecticut-2019.pdf](https://portal.ct.gov/-/media/DAS/CTEdTech/publications/2019/E-rate_in_Connecticut-2019.pdf)) の記載から抜粋し翻訳

万ドルの内、22 百万ドルが余剰金として活用されておらず、8 百万ドルが期限切れになってしまったとある。これを受け、コネチカット州は補助金の積極的な活用を促進している。これはコネチカット州に限った問題ではなく、各州が個別のポータルサイトやウェブサイトを通じて、各学区・学校向けの当該制度や申請方法についての学習教材や最新スケジュールを提供することで活用を促進している。

#### (イ) 通信ネットワークの管理の在り方<sup>371</sup>

学校における通信ネットワークの管理の在り方については、各州の方針によって異なる。例えば、ワシントン州では独自に K-20 ネットワークを整備しており、E-rate プログラムについても各申請学区に対する技術的支援は州の EdTech スタッフが行う。

### ③ ICT 端末を用いた学校教育展開にあたっての人的支援体制

ICT 端末を用いた学校教育に必要な不可欠な教師の ICT 活用能力とデジタル教材について、州ごとに独自の支援を行っている。

#### (ア) 教師の ICT 活用能力の向上

メイン州では、教師がデジタル学習について学ぶためのカリキュラム<sup>372</sup>をウェブサイト上で公開している。教師は事前に申請することで各コースのオンラインプログラムを受講することができる。これらのコースはいずれもメイン州の教育部門が主催している。

カリフォルニア州では、非営利の専門家委員組織である CITE (California IT in Education) <sup>373</sup>が、教員の専門能力開発プログラムやサポートコミュニティを提供するほかに、地域イベント及び年次会議を主催して教員の ICT 活用能力の向上に寄与している。

アラスカ州では、非営利団体の Code.org とのコラボレーションにより、州の

---

<sup>371</sup> 「K-20 Network in Washington State」ワシントン州公教育監督局ウェブサイト (<https://www.k12.wa.us/policy-funding/school-technology/k-20-network-washington-state>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>372</sup> 「Professional Development Calender」メイン州教育省ウェブサイト (<https://www.maine.gov/doe/calendar>) の記載を参照し要約

<sup>373</sup> CITE ウェブサイト (<https://cite.org/>) の記載を参照し要約

基準に準拠した教師向けのコンピュータサイエンスコース<sup>374</sup>を開発し、無償で提供している。

### (ア) デジタル教材の開発

ワシントン州<sup>375</sup>は、フルタイムのスタッフを雇ってオープン教材（Open Educational Resources：OER）を開発し、教育コンテンツプラットフォーム<sup>376</sup>から提供している。また、独自の OER コア教材を開発している地区には補助金を提供したり、ベストプラクティスを公開したりすることでアイデアを共有する等、OER の活用促進にも努めている。

アラスカ州は、全てのアラスカの学習者のテクノロジー及びリソースへのアクセス、テクノロジーの導入を促進することを使命とする専門組織アラスカ教育技術協会（Alaska Society for Technology in Education：ASTE）<sup>377</sup>がオンラインコースの開発・提供<sup>378</sup>を行っている。また、年 1 回のカンファレンスやアイデアコンテストを主催して学区・学校間のコミュニティ形成・活用促進にも寄与している。

---

<sup>374</sup> Code.org 専用ページ (<https://asdn.org/code-org/>) の記載を参照し要約

<sup>375</sup> 「Open Educational Resources」ワシントン州公立教育監督局ウェブサイト (<https://www.k12.wa.us/student-success/learning-standards-instructional-materials/open-educational-resources>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>376</sup> ワシントン州の教育コンテンツプラットフォーム  
(<https://www.oercommons.org/hubs/washington>)

<sup>377</sup> ASTE のウェブサイト (<https://www.aste.org/>) の記載を参照し要約

<sup>378</sup> アラスカ州の教育コンテンツ共有サイト  
(<https://aklearns.org/resources/>) から各種リソースをダウンロード可能

#### ④ 国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

コネチカット州、メイン州、ワシントン州、カリフォルニア州、アラスカ州における国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」について、以下に示す。

図表 78 コネチカット州

#### 国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

役割分担	国 (連邦政府)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全米で Ed-Tech を推進するためのマスタープラン「National Education Technology Plan」(別紙「NETP17」参照)を策定</li> <li>・本プラン推進の一環として ConnectED (インターネット環境の整備、教員の IT スキル向上のためのトレーニング、教材のデジタル化等)を民間事業者と協力して推進</li> </ul>
	州 (教育省等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・州全体の中長期計画を定め、デジタル学習、環境整備、データ保護の3つの重点分野についての施策を取りまとめている</li> <li>・本計画に基づき学区向けのガイドラインや教師向けポータルサイトの整備を進めている</li> </ul>
	学区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区内の整備状況を把握、計画立てを行い ICT 環境の整備を進める</li> <li>・学校内外での電子リソースへの適切なアクセスの仕方など利用規約を定める</li> </ul>
	学校・家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区の利用規約に同意して適切な利用のための管理を行う</li> </ul>
費用負担	情報端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学区主体</li> <li>・BYOD も含まれる</li> <li>・2020 年には格差解消のため州が購入、財団による寄付</li> </ul>
	通信費 (学内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連邦政府主体</li> <li>・各学区または学校から州に申請して割引率 (80~90%) が適用される</li> <li>・申請ベースのため配分された (割引分の) 基金が活用されずに期限切れになることがある</li> <li>州独自のプログラムは存在しない</li> </ul>
	通信費 (学外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○州主体</li> <li>・2020 年に、格差解消のため州がホットスポットを整備し、生徒の家庭に対しても費用を補助</li> </ul>
	クラウド サービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学区主体</li> <li>・ZOOM など共通的に使用される教育用ソフトウェアについては、州が一括契約して、専用のウェブサイトから使用できるようにしている</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区から配布された情報端末について、過失または誤用に起因するいかなる損害も利用者 (家庭) が金銭的責任を負う</li> </ul>

出典：調査結果を基に株式会社富士通総研作成。

図表 79 メイン州

国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

役割分担	国 (連邦政府)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全米で Ed-Tech を推進するためのマスタープラン「National Education Technology Plan」(別紙「NETP18」参照)を策定</li> <li>・本プラン推進の一環として ConnectED (インターネット環境の整備、教員の IT スキル向上のためのトレーニング、教材のデジタル化等)を民間事業者と協力して推進</li> </ul>
	州 (教育省等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・州全体のデジタル学習の格差を埋めるための継続的な改善プログラムを推進</li> <li>・標準的な端末の仕様を定めてテクニカルサポートを集約している</li> <li>・デジタル学習について教師向けのカリキュラムや動画コンテンツ、家庭学習用の K-12 用コンテンツも順次整備している</li> </ul>
	学区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区内の整備状況を把握、計画立てを行い ICT 環境の整備を進める</li> <li>・学校内外での電子リソースへの適切なアクセスの仕方など利用規約を定める</li> </ul>
	学校・家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区の利用規約に同意して適切な利用のための管理を行う</li> </ul>
費用負担	情報端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>○州主体</li> <li>・州が標準的な端末の仕様を定めて決定した業者から一括購入／リース契約を結ぶ (7年生と8年生向けが主)</li> <li>・一部学区では BYOD も含まれており、個人用情報端末の購入を州の連邦資金及び慈善寄付を利用して支援している</li> <li>・一部学校では独自により安価な Chromebook を購入する動きもある</li> </ul>
	通信費 (学内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連邦政府主体</li> <li>・各学区または学校から州に申請して割引率 (80~91%) が適用される</li> <li>・申請ベースのため配分された (割引分の) 基金が活用されずに期限切れになることがある</li> </ul> <p>州独自のプログラムは存在しない</p>
	通信費 (学外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○州主体</li> <li>・生徒の家庭用ワイヤレス契約の購入を連邦資金及び慈善寄付を利用して支援</li> </ul>
	クラウドサービス等	不明
	その他	特になし

出典：調査結果を基に株式会社富士通総研作成

図表 80 ワシントン州

国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

役割分担	国 (連邦政府)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全米で Ed-Tech を推進するためのマスタープラン「National Education Technology Plan」(別紙「NETP19」参照)を策定</li> <li>・本プラン推進の一環として ConnectED (インターネット環境の整備、教員の IT スキル向上のためのトレーニング、教材のデジタル化等)を民間事業者と協力して推進</li> </ul>
	州 (教育省等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・州全体の中長期計画を定め、本計画に基づき州レベルでの技術の導入をサポートしており、技術調査を毎年実施している</li> <li>・州内の学区/学校向けにネットワークの整備や各種助成プログラムを提供している</li> </ul>
	学区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区内の整備状況を把握、計画立てを行い ICT 環境の整備を進める</li> <li>・学校内外での電子リソースへの適切なアクセスの仕方など利用規約を定める</li> </ul>
	学校・家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区の利用規約に同意して適切な利用のための管理を行う</li> </ul>
費用負担	情報端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学区主体</li> <li>・BYOD も含まれる</li> <li>・州の余剰金プログラムも存在する(学校からの申請ベースであり、配送料は端末とは別料金)</li> </ul>
	通信費 (学内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連邦政府主体</li> <li>・各学区または学校から州に申請して割引率(80~92%)が適用される</li> <li>・申請ベースのため配分された(割引分の)基金が活用されずに期限切れになることがある</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・州主体</li> <li>・K-20 向けに共通的に整備されたネットワークがあり、利用する各学区は手数料を支払う必要がある</li> </ul>
	通信費 (学外)	特になし
	クラウド サービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学区主体</li> <li>・ZOOM など共通的に使用される教育用ソフトウェアについては、州が直接契約し、学校等が追加の費用を支払うことなく使用できるようにしている</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区から配布された情報端末について、利用者は保証金を支払うか、修理・交換の費用を負担する</li> </ul>

出典：調査結果を基に株式会社富士通総研作成

図表 81 カリフォルニア州

国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

役割分担	国 (連邦政府)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全米で Ed-Tech を推進するためのマスタープラン「National Education Technology Plan」(別紙「NETP20」参照)を策定</li> <li>・本プラン推進の一環として ConnectED (インターネット環境の整備、教員の IT スキル向上のためのトレーニング、教材のデジタル化等)を民間事業者と協力して推進</li> </ul>
	州 (教育省等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・州全体の中長期計画を定め、「子供をオフラインにしない」というビジョンの実装のため 1 対 1 コンピューティングなどを推進している</li> <li>・助成金を通じて、ネットワーク管理、およびネットワークサービスやその他サポート活動の継続的改善を提供している</li> </ul>
	学区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区内の整備状況を把握、計画立てを行い ICT 環境の整備を進める</li> <li>・学校内外での電子リソースへの適切なアクセスの仕方など利用規約を定める</li> </ul>
	学校・家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区の利用規約に同意して適切な利用のための管理を行う</li> </ul>
費用負担	情報端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学区主体</li> <li>・BYOD も含まれる</li> </ul>
	通信費 (学内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連邦政府主体</li> <li>・各学区または学校から州に申請して割引率 (80~93%) が適用される</li> <li>・申請ベースのため配分された (割引分の) 基金が活用されずに期限切れになることがある</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・州主体</li> <li>・対象となる学校等は、カリフォルニアテレコネクト基金に参加している電気通信事業者を通じて、電気通信サービスの 50% 割引を受けることができる</li> </ul>
	通信費 (学外)	特になし
	クラウドサービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学区主体</li> <li>・マイクロソフト製品など共通的に使用される教育用ソフトウェアについては、州がマスター購入を行っており、各学区は安価に各製品を購入できる</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学区から配布された情報端末について、過失または誤用に起因するいかなる損害も利用者 (家庭) が金銭的責任を負う</li> </ul>

出典：調査結果を基に株式会社富士通総研作成

図表 82 アラスカ州

国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

役割分担	国 (連邦政府)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全米で Ed-Tech を推進するためのマスタープラン「National Education Technology Plan」(別紙「NETP21」参照)を策定</li> <li>・本プラン推進の一環として ConnectED (インターネット環境の整備、教員の IT スキル向上のためのトレーニング、教材のデジタル化等)を民間事業者と協力して推進</li> </ul>
	州 (教育省等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的な非営利団体と提携して、アラスカ全体の学校へ高速インターネットアクセスを拡大するための取組みを推進している</li> <li>・教師向けコンピュータサイエンスコースの開発なども行っている</li> </ul>
	学区	不明
	学校・家庭	不明
費用負担	情報端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学区主体</li> <li>・BYOD も含まれる</li> </ul>
	通信費 (学内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○連邦政府主体</li> <li>・各学区または学校から州に申請して割引率(80~94%)が適用される</li> <li>・申請ベースのため配分された(割引分の)基金が活用されずに期限切れになることがある</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・州主体</li> <li>・各学区のネットワークのアップグレード計画の策定やサービスプロバイダーの調達を州が無償で支援している</li> </ul>
	通信費(学外)	特になし
	クラウドサービス等	不明
	その他	特になし

出典：調査結果を基に株式会社富士通総研作成

## 6.2 学校における ICT 環境整備・活用の改善方策

### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

#### ① ICT 環境整備及び活用の効果測定方法と PDCA の回し方

米国においては連邦政府がビジョンを示して、そのビジョンも踏まえて各州が中長期計画を定め、各学区が調達を実施するというのが基本的な流れとなっている。特に州知事が率先してイニシアティブを発表してリーダーシップを取っている州（コネチカット州やメイン州）は、計画⇒投資⇒実態調査⇒拡張の PDCA サイクルが確立されている。また、この計画・拡張においては、地域格差や保護者や教師などのステークホルダーの声を聞き取って反映するような手順となっている。

一方、ワシントン州やカリフォルニア州のように比較的人口が多くて学校数が多い州においては学区の裁量が大きい。そのためか州レベルでは、デジタル教材の開発等の教師向けのサポート環境がより充実している。

また、各学区における導入事例では、端末の整備と併せて教師の養成にも力を入れていることが見て取れる。

## 6.3 各国学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方

### (1) 各州における取組

基本的には、各学区において利用規約が定められており、児童・生徒及び保護者はその規約に同意して、規約に従って ICT 端末を利用する責任がある。ワシントン州においては、本利用規約（電子リソースポリシー）の策定手順とモデルポリシーを作成し、各学区が参照できるようにしている。

コネチカット州<sup>379</sup>は、学区が生徒の個人情報や学習記録などにアクセスする教育テクノロジーを使用する際に準拠すべき法律を定めている。各学区は、当該プライバシー法に準拠する既存契約ベンダー若しくは誓約書に署名した企業によって提供されるサービスのみ使用することができる。

カリフォルニア州<sup>380</sup>は、各学区が児童・生徒データのプライバシーを守るための取組としてロードマップやチェックリスト等の情報を順次整備・提供している。

---

<sup>379</sup>コネチカット州管理サービス部門ウェブサイト「Student Data Privacy」  
(<https://portal.ct.gov/DAS/CTEdTech/Commission-for-Educational-Technology/Initiatives/Student-Data-Privacy>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>380</sup>カリフォルニア州の非営利専門家会員委員会 California IT in Education ウェブサイト「CCEE STUDENT DATA PRIVACY」  
(<https://cite.org/page/CCEESTudentDataPrivacy>) の記載を参照し要約

## (2) 児童生徒による適切な ICT 端末の利用の在り方

今回はインターネット調査により策定内容を確認できた以下5つの学区の利用規約を対象に、児童生徒による適切な ICT 端末の利用の在り方の各学区共通的な考え方を示す。

なお、カリフォルニア州の調査対象学区以外は全て BYOD についても制限付きで認めている。

### ① 調査対象

- カリフォルニア州セントラル・ユニオン・ハイ学区<sup>381</sup>
- ペンシルベニア州パークランド学区<sup>382</sup>
- ワシントン州エバーグリーン公立学校<sup>383</sup>
- コネチカット州グリニッジ公立学校<sup>384</sup>
- メイン州メイン・タウンシップ・ハイ学区<sup>385</sup>

---

<sup>381</sup> 「MOBILE DEVICE AUTHORIZED USE POLICY」カリフォルニア州セントラル・ユニオン・ハイ学区ウェブサイト

(<https://static1.squarespace.com/static/5ce5cc1beb62f50001186d0b/t/5e5eb2875876f470008c0caf/1583264392092/CUHSD+Mobile+Device+Use+Policy+v2.pdf>) の記載を参照

<sup>382</sup> 「ACCEPTABLE USE POLICY」ペンシルベニア州パークランド学区ウェブサイト (<https://www.parklandsd.org/departments/technology/acceptable-use-policy>) の記載を参照

<sup>383</sup> 「Guidelines for Acceptable Use of Technology Resources」ワシントン州エバーグリーン公立学校ウェブサイト (<https://evergreenps.org/Portals/0/userfiles/43/AcceptableUseGuidelines.pdf>) の記載を参照

<sup>384</sup> コネチカット州グリニッジ公立学校ウェブサイト ([https://go.boarddocs.com/ct/greenwich/Board.nsf/files/A4JLDR527715/\\$file/E045.01\\_Acceptable\\_Use\\_and\\_Internet\\_Safety\\_Agreement\\_Rev\\_07-15.pdf](https://go.boarddocs.com/ct/greenwich/Board.nsf/files/A4JLDR527715/$file/E045.01_Acceptable_Use_and_Internet_Safety_Agreement_Rev_07-15.pdf)) の記載を参照

<sup>385</sup> 「Maine 207 Technology Acceptable Use Policy」メイン州メイン・タウンシップ・ハイ学区ウェブサイト ([https://docs.google.com/document/d/1GfAjciZKGVx\\_v\\_SilwZ1yVbzLxMc6mCFPr29Vnol-Cs/mobilebasic](https://docs.google.com/document/d/1GfAjciZKGVx_v_SilwZ1yVbzLxMc6mCFPr29Vnol-Cs/mobilebasic)) の記載を参照

## ② 学校において使用する際の取扱い（学校内利用）

- ゲームのように個人的に使用するためのソフトウェアをインストールしてはならない／テクノロジー部門の許可なしに、プログラムまたはファイルをダウンロード、削除、または変更してはならない
- パスワードは誰とも共有してはならない
- 学校の敷地内に持ち込まれる全てのモバイル端末は、利用者の自己責任で使用され、学区は個人用端末の紛失または損傷について責任を負わない

### ③ 個人用端末の利用制限

メイン州メイン・タウンシップ・ハイ学区の場合、使用の少なくとも1週間前に当該端末を技術部門に提出して事前の承認を得る必要があり、学区の機器では提供できない教育目的での使用に限定される。ワーム／ウイルス、ハッカーソフトウェア、各種規定に違反するソフトウェアの検査を行えない場合には承認を得ることができない。

一方、コネチカット州グリニッジ公立学校の場合、事前の承認を得る必要はないが、利用規約に従って使用する必要がある。学区ネットワークへは、最新のウイルスソフトウェア、互換性のあるネットワークカードが装備され、適切に構成されていないと接続できない。

### ④ 家庭への持ち帰りなど学校外での取り扱い

- 端末は家に持ち帰り可能であり、学校外でも使用可能だが、いつ何時もその使用に関しては児童生徒に責任がある

## 6.4 各州の学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題

### (1) 各州の学校における ICT 環境の整備状況

ICT 環境の整備については、全米的なモデルが提唱されているものの、実際の整備は州・学区が主体となって実施する。このため、各州の学校における ICT 環境の整備状況の概観を以下に示した上で、諸課題についての考察を述べる。

#### ● コネチカット州

コネチカット州は、州内の学習者の ICT 環境整備に関する推奨手順<sup>386</sup>「①主催者とステークホルダーを特定する」「②ニーズを測定する」「③既存の環境を拡張する（通信環境と情報端末に加えて生徒や家族のデジタルリテラシーにも言及）」を取りまとめている。

2020 年春の学校テクノロジーレポート<sup>387</sup>によると、学区単位での情報端末整備率（%）は、小学校低学年が 11.4%、小学校が 35.2%、中学校が 51.4%、高等学校が 53.3%である。これは決して高い数字ではないが、学区から端末を提供していない場合でも保管用のカートを整備して BYOD を実施している。また、大多数（特に中学校）では Google Chromebook を児童生徒用端末として採用しており、生徒のアカウント管理にも Google を使用している。

例えば、チェシャー公立学校<sup>388</sup>では、Google Chromebook の導入前は生徒 7 人に対して端末 1 台の割合だったものの、より安価で持ち帰り可能な Chromebook を導入することで中学校（7 年生と 8 年生）向けに 1 人 1 台の端末の配布を可能とした。

---

<sup>386</sup> 「DIGITAL EQUITY TOOLKIT」はコネチカット州教育工学委員会ウェブサイト ([https://portal.ct.gov/-/media/DAS/CTEdTech/publications/2018/CT\\_Digital\\_Equity\\_Toolkit.pdf](https://portal.ct.gov/-/media/DAS/CTEdTech/publications/2018/CT_Digital_Equity_Toolkit.pdf)) からダウンロード可能

<sup>387</sup> 「Spring 2020 School Technology Report」コネチカット州教育工学委員会ウェブサイト ([https://portal.ct.gov/-/media/DAS/CTEdTech/publications/2020/Spring\\_2020\\_School\\_Technology\\_Report.pdf](https://portal.ct.gov/-/media/DAS/CTEdTech/publications/2020/Spring_2020_School_Technology_Report.pdf)) の記載を翻訳し抜粋

<sup>388</sup> 「STORIES of Impact」Google 米国導入事例ウェブサイト ([https://docs.google.com/presentation/d/15dMTKTaw-o9R5FIqX8CGtf17zCmsIneaVIQTMshpTG0/edit#slide=id.g27f55b0edb\\_0\\_0](https://docs.google.com/presentation/d/15dMTKTaw-o9R5FIqX8CGtf17zCmsIneaVIQTMshpTG0/edit#slide=id.g27f55b0edb_0_0)) の記載を翻訳し抜粋

## ● メイン州<sup>389</sup>

MLTIは2002年に開始され、当初は中学校（7年生と8年生）の生徒及び教師向けに17,000台以上の端末を整備した。2009年には高校の生徒向けに100,000台の端末をリースし、2017年には2016年にAppleとHPからリースした端末約35,000台を購入し、中学校（7年生と8年生）の生徒及び中学校・高校（7～12年生）の教師向けに配布している。

## ● ワシントン州

ワシントン州公立教育監督局の調査<sup>390</sup>によると、無線LANの整備率は99.7%であり、全学区の内93.8%（276学区）が生徒又は教師が個人端末を学区のネットワークに接続することを許可し、BYODを認めている。ただし、内61学区は教師にのみ学区ネットワークへの接続を認めている。また、学区が教師向けに配布している端末の内48.9%がGoogle Chromebookである。

例えば、バトルグラウンド学区<sup>391</sup>では、Google Chromebookの導入前は生徒6人に対して端末は1台以下で端末を使用できるラボも各学校に1部屋のみであり、放課後に学習できる環境が限られていた。当学区は2020年度の終わりまでに、3～12年生での1:1学習を可能とするため、2016年から年に2学年を対象に7,000台以上の持ち帰り用端末を追加購入し、3年生向けには5,000台のカート保管用の端末を購入した。また、教育情報技術コーディネーター2名のフルタイムでの採用や教師向けのプロフェッショナル養成コース（有料）の開講により学校現場のサポート環境も整えている。

---

<sup>389</sup>メイン州教育省ウェブサイト「About MLTI」

（<https://www.maine.gov/doe/Learning/LTT/MLTI/About>）の記載を翻訳し抜粋

<sup>390</sup> 「2019-20 Annual Technology Survey Snapshot」ワシントン州公立教育監督局ウェブサイト（<https://www.k12.wa.us/policy-funding/school-technology/annual-state-technology-survey>）の記載を翻訳し抜粋

<sup>391</sup> Google 米国導入事例ウェブサイト「STORIES of Impact」

（[https://docs.google.com/presentation/d/1ZfnnBhFMJ9UQ0QQlBa81hbgQQ L5ULkARsHNwBL09Q-c/edit#slide=id.g2765884126\\_0\\_0](https://docs.google.com/presentation/d/1ZfnnBhFMJ9UQ0QQlBa81hbgQQ L5ULkARsHNwBL09Q-c/edit#slide=id.g2765884126_0_0)）の記載を翻訳し抜粋

## ● カリフォルニア州

カリフォルニア州は、州内の学習者の ICT 環境整備に関する各種ツール<sup>392</sup>(各種トラブルシューティング、Wi-Fi の接続方法、各種ポリシーのサンプル等)を整備している。また、個々の学校が保護者や教師などのステークホルダーからデータを集めて、ICT 環境整備に係るニーズ等を把握するため調査用テンプレート 3 点<sup>393</sup>も提供している。ICT 環境整備は学区が主体となり進める。

例えば、ケイジョン・バレー・ユニオン学区<sup>394</sup>では、Google Chromebook の導入前は時代遅れのコンピュータラボと限られたタブレット端末（全生徒数 18,000 人に対して 5%程度）しかなく、自宅学習の機会が限られていた。当学区は 2016 年から 2017 年の 2 年間で生徒 1 人 1 台の持ち帰り用端末を整備した。また、導入を先導する教師チームと全学校の全学年向けのプロフェッショナルの養成により学校現場での円滑な導入をサポートする環境も整えている。

---

<sup>392</sup> CITE (California IT in Education) ウェブサイト「Digital Divide Toolkit」(<https://cite.org/page/DigitalDivideToolkit>) の記載を参照し要約

<sup>393</sup> 調査用テンプレートはカリフォルニア州技術情報センター (TICAL : Technology Information Center for Administrative Leadership) ウェブサイト (<https://tical.org/resources/future-ready-schools-surveys-for-parents-and-teachers/>) からダウンロード可能

<sup>394</sup> Google 米国導入事例ウェブサイト「STORIES of Impact」([https://docs.google.com/presentation/d/14egZoDbRa8KUKOCcI57vEeVnHtdXvu6rQTbWXsVVhCU/edit#slide=id.g27f531d8c8\\_0\\_0](https://docs.google.com/presentation/d/14egZoDbRa8KUKOCcI57vEeVnHtdXvu6rQTbWXsVVhCU/edit#slide=id.g27f531d8c8_0_0)) の記載を翻訳し抜粋

## (2) 学校における ICT 環境整備に係る諸課題

米国においては連邦政府がビジョンを示して、そのビジョンも踏まえて各州が中長期計画を定め、各学区が調達を実施するというのが基本的な流れとなっている。特に州知事が率先してイニシアティブを発表してリーダーシップを取っている州（コネチカット州やメイン州）は、計画⇒投資⇒実態調査⇒拡張の PDCA サイクルが確立されている。また、この計画・拡張においては、地域格差や保護者や教師などのステークホルダーの声を聞き取って反映するような手順となっている。

一方、ワシントン州やカリフォルニア州のように比較的人口が多くて学校数が多い州においては学区の裁量が大きい。そのためか州レベルでは、デジタル教材の開発等の教師向けのサポート環境がより充実している。

また、各学区における導入事例では、端末の整備と併せて教師の養成にも力を入れていることが見て取れる。

以上のことから、国がビジョンを示し、地方は持続可能な整備を可能とする PDCA サイクルを確立することと併せて、保護者や教師等のステークホルダーの声を反映することや教師向けのサポート環境を充実させることが ICT 環境の活用という面で重要であると考えられる。

## 7 英国での ICT 整備・管理・活用方法



### 7.1 学校における ICT 環境整備方策

#### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

##### ① ICT 環境を持続的な形で、安定的に整備するための基本方針<sup>395</sup>

英国では、2000 年代にかけて国が主導となってタブレット端末を含めた ICT 機器等の整備が進められてきたが、国の財政削減等に伴い、各学校に対する教育 ICT に係る財政支援と奨励は減少している。政府は、従来のような大規模なハード・ソフト整備は実施していないものの、学校に対して推奨購入契約「recommended buying deals」を開発している。この契約のもと、各学校は教育技術を含む幅広い製品とサービスを安価で取得することが可能である。このような財政的な支援に加え、各学校が提供する教育に対して最適なサービスや商品を選択できるよう、BESA と協力し LendED<sup>396</sup> サービスを提供している。LendED は、EdTech ソフトウェアのオンライン貸出図書館であり、各学校は購入する前にそのサービスを試用できる。LendED 上では、サービスや商品を利用した学校や教員からのレビューを確認することができ、最適な商品・サービスの選択に役立っている。

---

<sup>395</sup> 教育省「Realising the potential of technology in education」（2019）の記載を翻訳し抜粋

<sup>396</sup> LendED ウェブサイト（<https://www.lended.org.uk/>）

## ② 通信ネットワーク整備やその管理の在り方<sup>397</sup>

英国では、製造業、福祉、交通分野等における産業発展に向け、2033年までに英国全土に光ファイバー網を設置することを目標に掲げている。政府は、教育分野におけるICT環境整備の重要性も認識しており、デジタル・文化・メディア・スポーツ省と協力して、英国全土の学校に光回線の設置を進めている。併せて、2021年までにICT環境に関して特に支援を必要としている学校を特定し、新しい光回線接続に向けた財政支援を行っている。

全ての学校が安定かつ高速通信ネットワークを享受できるよう、国全体のインフラ政策の中に教育ICTインフラ環境整備を位置づけ、教育機関に対するインフラの敷設を国が主導となり取り組んでいる。

---

<sup>397</sup> 教育省「Realising the potential of technology in education」（2019）、デジタル・文化・メディア・スポーツ省「FUTURE TELECOMS INFRASTRUCTURE REVIEW」の記載を翻訳し抜粋

### ③ ICT 端末を用いた学校教育展開にあたっての人的支援体制<sup>398</sup>

イギリスでは、ICT 端末を用いて指導を行う教員の養成や教継続的な専門能力開発に積極的に取り組んでいる。

イギリスは 2017 年の産業戦略の中で、高等学校一校に対して 1 人に相当する 8000 人のコンピュータサイエンス教員を育成すると発表した。また、国は 2018 年秋に新たに国立センター（The National Centre for Computing Education）<sup>399</sup>を設置した。国立センターでは、初等教育から後期中等教育段階までのコンピュータ教育を行う教員を対象に、研修や学習コンテンツが提供されており、コンピュータサイエンス教員の養成もこの国立センターで行われている。他にも、チャータードカレッジオブティーチング（e Chartered College of

Teaching）と協力して、ICT を用いて指導を行う教員にオンライン研修を無料で提供している。

教員間での ICT 活用に係る情報共有やトレーニングを支援するため、「demonstrator」<sup>400</sup>と呼ばれるネットワークも構築され、ICT 端末を用いて指導を行う教師達を支援するネットワークの構築やコンテンツ提供も国が主導となって行っている。

---

<sup>398</sup> 教育省「Realising the potential of technology in education」（2019）、European Commission「Digital Education at School in Europe」（2019）の記載を翻訳し抜粋

<sup>399</sup> The National Centre for Computing Education ウェブサイト  
([https://teachcomputing.org/about?\\_ga=2.162402108.1066605622.1615467531-1459513304.1615467529](https://teachcomputing.org/about?_ga=2.162402108.1066605622.1615467531-1459513304.1615467529))

<sup>400</sup> demonstrator ウェブサイト (<https://edtech-demonstrator.lgfl.net/>)

#### ④ 国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

英国における国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」を以下に示す。

**図表 83 英国における国・地方・学校・家庭の「役割分担」と  
役割分担に基づく「費用負担」**

役割分担	国 (教育省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国全体の政策の中に教育を位置づけ、学校や家庭における通信インフラを整備。</li> <li>・新型コロナウイルス感染に伴う自宅学習等の緊急時には、タブレット端末の一斉配布等の支援を実施。</li> </ul>
	地方 (地方当局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立(営)学校への予算割当、配分。</li> </ul>
	学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方当局から配分された予算を管理・運営し、ICT環境を整備。</li> <li>・日々のICT環境の管理・運営を実施。</li> </ul>
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が定める利用方針に従い情報端末を利用。</li> </ul>
費用負担	情報端末	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校</li> <li>・地方当局から割り当てられた予算の中で学校が負担。</li> <li>・保護者に負担を求める場合もある。</li> </ul>
	通信費 (学内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校</li> <li>・地方当局から割り当てられた予算の中で学校が負担。</li> </ul>
	通信費 (学外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> <li>・自宅にインターネットが無い家庭に対して、教育省はワイヤレス・ルータの配布を実施。</li> </ul>
	クラウド サービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校</li> <li>・地方当局から割り当てられた予算の中で、学校が負担。</li> <li>・国は民間事業者と購入契約を結んでおり、学校が安価な価格で購入できるよう支援。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の学校では、端末のケースや保険、アプリ等含めた追加料金の負担が求められる場合がある。</li> </ul>

出典：調査結果を基に株式会社富士通総研作成。

## 7.2 学校における ICT 環境整備・活用の改善方策

### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

#### ① ICT 環境整備及び活用の効果測定方法と PDCA の回し方<sup>401</sup>

教育省は、各学校が児童生徒に高品質な教育 ICT インフラを提供する上で、現状のインフラ設備の概観、今後 3～5 年にかけて注意を払うべき分野を検討すべき、としている。ただし、イギリスでは各学校に対する ICT 整備計画等の作成は義務付けられておらず、このような取組は各学校の裁量に委ねられている。BESA が 2018 年に実施した調査では、特定の ICT 計画を有すると答えた校長<sup>402</sup>の割合は 57%であり、約半数以上の学校が ICT に関する計画を立てている。

## 7.3 学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方

### (1) 児童生徒による適切な ICT 端末の利用の在り方<sup>403</sup>

学校によって児童生徒による ICT 端末利用の在り方は異なる。以下、イギリスの Sandringham School の事例について述べる。

Sandringham School は、アカデミーの中等教育学校であり、2014 年から Year7～11（11 歳から 16 歳）のすべての児童生徒を対象に BYOD を実施している。学校からは、画面の大きさやバッテリー稼働時間等に関して最低限満たす要件が提示され、各家庭は要件に応じた端末を購入するが、iPad が一般的である。購入が難しい児童生徒に対して、学校はオプションとしてリースを設けており、家庭は月々の支払い（12 か月、24 か月、36 か月）を負担する間、端末、ケース、保険等の所有権を有することができる。

Sandringham School 学校内/外における取扱い方針について、以下に示す。

---

<sup>401</sup> 教育省ウェブサイト

(<https://www.gov.uk/government/publications/assessing-your-school-ict-infrastructure/assessing-your-school-ict-infrastructure>)、BESA 「The State of Technology in Education Report」の記載を翻訳し抜粋

<sup>402</sup> 公立・私立の初等中等教育段階の校長

<sup>403</sup> Sandringham School ウェブサイト

(<https://sandringham.herts.sch.uk/equipping-your-child/>)、Sandringham School 「The Bring Your Own Device to School scheme」の記載を翻訳し抜粋

## ① 学校において使用する際の取扱い（学校内利用）

- ・ 端末の所有権は児童生徒に属する。
- ・ 学内で使用する際は、学校のフィルタリングされたインターネットに接続する。学校のインターネットは、ソーシャルネットワークにアクセス不可。
- ・ 児童生徒は、各自のコンテンツをデジタル端末内に保管してもよい。
- ・ 故障、持参を忘れた際は、学校のネットワークサポートオフィスで一日借りることができる。
- ・ お昼時間や体育のレッスンの際は、ロッカー等に保管することを推奨する。

## ② 家庭への持ち帰りなど学校外での取扱い

- ・ 頑丈なケースに入れた持ち運ぶことを推奨する。
- ・ 家に持ち帰った際は、十分に充電してから学校に持参すること。

その他、児童生徒は紛失に備えてデジタル端末にセキュリティマークを付けることと、シリアルナンバーを英国の所有物登録システム (immobilise) <sup>404</sup>に登録することを推奨されている。

---

<sup>404</sup> 貴重品の持ち主登録ができ、盗難被害時や紛失の際に警察のデータベースとリンクできるシステム

## 7.4 学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題

### (1) 1人1台端末が実現した後に生じる新たな課題への対応

#### ① 学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題<sup>405</sup>

英国では、ICT 機器等のテクノロジーの導入に伴い、プライバシーやセキュリティ、安全性に対する懸念が高まっている。BESA が 2018 年に実施した調査では、テクノロジーに関する取組に関して、オンライン上で児童生徒や重要な情報を守ることを最優先事項と掲げる校長の割合は 46%と約半数にのぼった。

政府は、カレッジ、大学、学校は各自のセキュリティとデータ保護に関しては各機関が責任を持ち、システムや教員、児童生徒を守るためにセキュリティ保護に関して適切な基準を持つことを求めている。取組の一環として、政府はデータマネジメントに関する方針と実施手順を開発し、各学校の重要なデータ保護活動の取組を支援するデータ保護ツールキット (a data protection toolkit) を公表した。

また、2018 年データ保護法 (Data Protection Act 2018) に基づき、政府は学校、カレッジ、大学にいかなる個人情報も英国個人情報保護監督機関 (e Information Commissioner's Office) へ報告することを定めており、ICT 環境の整備・活用と併せてデータ保護・セキュリティの取組を積極的に進めている。

---

<sup>405</sup> BESA 「The State of Technology in Education Report」(2019)、教育省「Realising the potential of technology in education」(2019) の記載を翻訳し抜粋

## 8 エストニアでの ICT 整備・管理・活用方法



### 8.1 学校における ICT 環境整備方策

#### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

##### ① ICT 環境を持続可能な形で、安定的に整備するための基本方針<sup>406</sup>

エストニアでは、政府と民間部門が密接に連携し、学校における ICT 環境の整備を進めてきた。教育機関は、民間企業やスタートアップから提供されるサービス積極的に活用しており、エストニアの学校の 98%は、民間部門が運営するサービスを活用している。民間部門が提供するサービスのうちの一つである eKool は、児童生徒と保護者、学校、監督機関間の学校管理ツールであり、児童生徒への学習コンテンツの提供、教師と保護者間のコミュニケーション、成績と欠席等の校務情報を一元的に管理している。民間部門と連携することで、教育機関は教育の提供に有用なサービスを、無料もしくは安価な価格で入手することができる。

##### ② 通信ネットワーク整備やその管理の在り方<sup>407</sup>

エストニアでは、政府が主導となり、早い段階から国全体や教育機関における通信ネットワーク整備が進められてきた。2014 年に出された生涯教育戦略(The Estonian Lifelong Learning Strategy2020) では、初等教育から高等教育段階におけるすべての生徒が、最新のインフラ環境にアクセスできることを目標に掲げている。整備に加え、学校におけるインフラ環境の継続的な監視を必要施策に掲げており、政府による高品質なインフラ環境の整備・管理が進められている。

戦略の中では、スマートフォンやラップトップ、デジタル端末等異なるデジタル機器に対応した個人学習環境の提供も掲げられており、児童生徒の多様な ICT 環境、ニーズを踏まえた取り組みが行われている。

---

<sup>406</sup> education estonia (<https://www.educationestonia.org/education-public-private-partnerships-in-estonia/>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>407</sup> 教育研究省「The Estonian Lifelong Learning Strategy 2020」の記載を翻訳し抜粋

### ③ ICT 端末を用いた学校教育展開にあたっての人的支援体制<sup>408</sup>

政府は、指導時の ICT 活用に必須となる能力を示した枠組みを開発し、初等中等教育段階の教員を対象とした初期研修プログラムの中で能力の育成を図っている。ICT 活用に関する継続的な専門教育訓練を提供すると同時に、教師自身が自らのデジタル能力を評価し、自分自身で能力開発の必要性を判断・決定できる欧州の自己評価ツール（TET-SAT）の普及を図っている。

その他、教師へのデジタルコンテンツの提供と教師間での共有を目的に、デジタルコンテンツプラットフォーム「e-schoolbag」<sup>409</sup>を構築した。

### ④ 国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

エストニアにおける国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」について、以下に示す。

**図表 84 エストニアにおける国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」**

役割分担	国 (教育研究省)	・教育分野含め、国全体における ICT 環境の整備を推進。 ・教育コンテンツ等も積極的に開発。
	地方 (地方自治体)	・国と地方自治体からの予算を学校に割り当て、配分。 ・ICT 環境の整備は国主導で進められているが、所有者として学校のインフラを管理。
	学校	・国や地方自治体の方針を踏まえ、日々の ICT 環境の管理・運営を実施。
	家庭	・学校の方針を踏まえ、情報端末を利用。
費用負担	情報端末	○保護者 ・一般的には BYOD だが、学校によっては、国や地方自治体によって整備された情報端末を利用する場合もある。
	通信費 (学内)	○地方自治体 学校の所有者（主に地方自治体）は、児童生徒・教師用のデジタル端末に加え、ネットワーク、IT システム等含めた十分な ICT インフラを学校に提供する責任を有する。
	通信費 (学外)	— ・エストニアでは、国全体に通信インフラが整備されており、学外での通信費は家庭負担と想定される。
	クラウド サービス等	○地方自治体 ・学校の所有者（主に地方自治体）は、児童生徒・教師用のデジタル端末に加え、ネットワーク、IT システム等含めた十分な ICT インフラを学校に提供する責任を有する。

出典：調査結果を基に株式会社富士通総研作成。

<sup>408</sup> European Commission 「Digital Education Eurydice Report at School in Europe」(2019) の記載を翻訳し抜粋

<sup>409</sup> e-schoolbag ウェブサイト (<https://e-estonia.com/solutions/education/e-schoolbag/>)

## 8.2 学校における ICT 環境整備・活用の改善方策

### (1) ICT 環境の持続可能な整備の在り方

#### ICT 環境整備及び活用の効果測定方法と PDCA の回し方<sup>410</sup>

一部の諸外国では、学校における教育 ICT の活用や児童生徒・教師の ICT 活用能力育成に関する方針等の策定が学校に義務付けられているが、エストニアでは、そのような方針策定は義務付けられておらず、あくまでも推奨という形をとっている。ただし、HISTA<sup>411</sup>や政府に教育 ICT に係る助成金を申請する際は、デジタル教育に関する取組状況の評価と、学校デジタル計画 (school digital plan) を作成が条件となっており、各学校が主体となって ICT 環境整備やその活用に関する計画策定と評価を実施することが求められている。

## 8.3 学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題

### (1) 1 人 1 台端末が実現した後に生じる新たな課題への対応

#### ① 学校における ICT 環境整備に係るその他課題<sup>412</sup>

エストニアでは、学校における ICT 環境整備やその活用が積極的に実施されているが、生涯学習戦略では、デジタルインフラと学習教材へ教師のアクセスが限られ、かつ一貫性がないことが問題として挙げられている。前者については、上述の「e-schoolbag」によって教師に対する多様な学習コンテンツの提供が行われている。後者については、教育研究省がデジタル学習のコンテンツに求められる品質を定義した上で、コンテンツ作成者を対象とした指導教材に関する条件を新たに作成するとしている。

---

<sup>410</sup> European Commission 「Digital Education Eurydice Report at School in Europe」(2019) の記載を翻訳し抜粋

<sup>411</sup> 国、タルトゥ大学、タリン工科大学、Eesti Telekom、IT 及び電気通信会社協会によって設立され、教師や子供たちに対して ICT 関連の技術的支援を行う

<sup>412</sup> 教育研究省 「The Estonian Lifelong Learning Strategy2020」、European Commission 「Digital Education Eurydice Report at School in Europe」(2019) の記載を翻訳し抜粋

## 9 デンマークでの ICT 整備・管理・活用方法



### 9.1 学校における ICT 環境整備方策

#### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

##### ① ICT 環境を持続可能な形で、安定的に整備するための基本方針<sup>413</sup>

デンマークでは、教育省とその管轄下にある独立行政法人 UNI-C (National Agency for IT and Learning) の連携の下、ICT を用いた学習環境構築のための基本方針を設定し、IT インフラ等を国が主導となって進めてきた。

2013 年-2014 年度には、国全体で情報端末整備を原則的に BYOD とする方針を打ち出した上で、初等教育と前期中等教育段階における ICT 活用の質を高めるため、電子政府戦略 (the eGovernment Strategy 2011-2015) では、デジタル学習教材の開発資金、デジタル学習教材の地方自治体購入資金、デジタル教材の効果測定、学校のデジタルインフラの整備への注力が定められた。

このように、デンマークでは、情報端末の負担は基本的に児童生徒に委ねた上で、ICT 環境下で児童生徒が各自の情報端末を効果的に活用できるよう、国が主導となって ICT インフラやデジタル学習コンテンツの開発・整備を進めている。

---

<sup>413</sup>豊福 晋平「北欧における初等中等教育の情報化－学校教育 1:1/BYOD 政策とその背景－」豊福晋平「北欧における初等中等教育の情報化」コンピュータ&エデュケーション vol.37 (2014) の記載を基に要約、European Schoolnet 「Denmark Country Report on ICT in Education」(2017)、デンマーク教育省 National Agency for IT and Learning ウェブサイト (<https://eng.uvm.dk/-/media/filer/uvm-eng/pdf/17/170808-stil-english.pdf?la=en>) の記載を翻訳し抜粋

## ② 通信ネットワーク整備やその管理の在り方<sup>414</sup>

上述した通り、デンマークでは情報端末整備を原則的に BYOD とする方針が取られており、児童生徒の持ち込み機材 1 人 1 台以上を想定した校内 Wi-Fi 整備が国の主導のもと進められている。

UNI-C は、UNI-Login/シングルサインオンサービスを児童生徒、教師、保護者提供しており、各自がログインアカウントを用いて学校のイントラネットワークを利用できるようにしている。UNI-Login の登録者は 100 万人を超え、1 日平均当たり 100 万回ログインされる等活発に活用されており、デンマークの学校における ICT 活用の基礎となっている。

---

<sup>414</sup> Ministry of children and education 「Development of digitalization in the schools - insights from Denmark」(2019) の記載を翻訳し抜粋

### ③ ICT 端末を用いた学校教育展開にあたっての人的支援体制<sup>415</sup>

デンマークでは、国の主導のもと、ICT 教育を行う教員を対象としたデジタル学習資源の開発・共有が積極的に行われている。

政府は、学校のデジタルコンテンツのニーズへの対応と、授業におけるデジタル学習資源の活発な活用を促進すべく、2012～2017年にかけて約6800万ユーロを出資した。また、教育省は教師へのOERの提供と共有を促進するため、全国レベルでサービスを提供している。

代表的なサービスは、EMU<sup>416</sup>とMaterialeplatformen<sup>417</sup>である。EMUとMaterialeplatformenの概要を以下に示す。

図表 85 EMU と Materialeplatformen の概要について<sup>418</sup>

サービス名	概要
EMU	就学前と学校教育段階の教員を対象としたデジタル学習資源提供ポータル。ほとんどの学習資源は、熟練の教師と教科専門家によって作成・検証されており、一定の品質が確保されている。
Materialeplatformen	学校教育段階を対象とした全ての学習コンテンツのカタログが掲載されている教育ウェブレポジトリ。また、教員が教員向けに作成したOERも提供されている。

出典：EMU ウェブサイト（<https://emu.dk/>）、Materialeplatformen ウェブサイト（<https://materialeplatformen.dk/frontpage>）より作成

UNI-Login を通して、デジタルコンテンツにアクセスすることも可能である。その他、デンマークの教育ポータルサイトに公立学校の校長を対象とした特設エリアを用意し、教育省の学習コンサルタントチームのサポートを受けられるようにする等、学習指導に関する支援も行っている。

---

<sup>415</sup> Ministry of children and education 「Development of digitalization in the schools - insights from Denmark」(2019) の記載を翻訳し抜粋

<sup>416</sup> EMU ウェブサイト（<https://emu.dk/>）

<sup>417</sup> Materialeplatformen ウェブサイト（<https://materialeplatformen.dk/frontpage>）

<sup>418</sup> European Schoolnet 「Denmark Country Report on ICT in Education」(2017) の記載を翻訳し抜粋

④ 国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

デンマークにおける国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」について、以下に示す。

図表 86 デンマークにおける  
国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

役割分担	国 (子供教育省・UNI-C)	・電子政府戦略に基づき、ICT インフラやデジタル学習コンテンツの開発・整備を推進。
	地方 (市議会)	・学校の予算編成と割当を実施。 ・当該地域における ICT 整備について裁量を有する。
	学校	・市議会によって整備された ICT 機器について、日々の管理・運営を行う。
	家庭	・市議会や学校が定める利用方針に基づき、情報端末を利用。
費用負担	情報端末	○保護者 ・児童生徒の個人所有端末を利用する BYOD が一般的だが、学校が各生徒に配布する場合もある。
	通信費 (学内)	○地方自治体 ・児童生徒、教師、保護者は、国によって提供される UNI-Login にログインし、学校のイントラネットワークを利用可能。
	通信費 (学外)	○地方自治体 ・児童生徒、教師、保護者は、国によって提供される UNI-Login にログインし、学校のイントラネットワークを利用可能。
	クラウドサービス等	— ・インターネットと同様、UNI-Login を用いてクラウドサービスを利用可能だが、費用負担者は不明。
	その他	—

出典：調査結果より、株式会社富士通総研作成

## 9.2 学校における ICT 環境整備・活用の改善方策

### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

#### ICT 環境整備及び活用の効果測定方法と PDCA の回し方<sup>419</sup>

デンマークでは、国の評価機関として Danish Evaluation Institute (EVA)が、設置されているが、評価対象は主に学校における教育と指導、児童生徒の学習成果であり、ICT 環境整備やその活用に特化した評価は行われていない<sup>420</sup>。

UNI-C は、教育セクターに関するデータを収集し、政府、地方自治体、学校、教員等に公表している。各学校の ICT に関するデータも同様に公表されており、地方自治体や教育機関が他の自治体や教育機関の状況を把握し、自身の活用状況を評価できるようにしている。

## 9.3 学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方

### (1) 児童生徒による適切な ICT 端末の利用の在り方

生徒による情報端末の利用方針は、各学校が定めている。

---

<sup>419</sup> European Schoolnet 「Denmark Country Report on ICT in Education」(2017)、デンマーク教育省 National Agency for IT and Learning ウェブサイト (<https://eng.uvm.dk/-/media/filer/uvm-eng/pdf/17/170808-stil-english.pdf?la=en>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>420</sup> ただし、2009 年に EVA は教育省と連携して、地方自治体、教育機関、教師等を対象に初等中等教育段階における ICT 活用状況に関して、大規模な調査を行っている

## 9.4 学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題

### (1) 1人1台端末が実現した後に生じる新たな課題への対応

#### 学校における ICT 環境整備に係るその他課題<sup>421</sup>

デンマークにおける ICT 環境整備に係るその他の課題として、主に以下の課題が挙げられている。

- ・ 児童生徒の ICT の活用が学習成果にもたらす影響とそのエビデンスに関する研究の不足
- ・ BYOD としての携帯電話使用方針の策定
- ・ 教育者のデジタルスキル向上
- ・ 学習リソースの質の担保
- ・ GDPR の遵守とデータ倫理の徹底

---

<sup>421</sup> Ministry of children and education 「Development of digitalization in the schools - insights from Denmark」(2019) の記載を翻訳し抜粋



### 10.1 学校における ICT 環境整備方策

#### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

##### ① ICT 環境を持続可能な形で、安定的に整備するための基本方針<sup>422</sup>

連邦政府は、児童生徒が 21 世紀を生き抜くために必要なデジタル能力の育成を目的に、2019 年 3 月に州とデジタル化協定 (digitalisation pact : DigitalPakt Schule) が結んだ。主に州立の初等中等教育段階の学校におけるデジタルインフラの整備を目的に、2020 年～2024 年の 5 年間で総額約 50 億ユーロを 16 連邦州に提供し、州は連邦政府支出額の最低 10%を負担する。

デジタル化協定締結以前は、法律により連邦政府は各州に対して財政支援を実施することができなかった。州は各自の財政予算から教育 ICT に係る支出を出す必要があり、州間での教育 ICT 環境に格差が生じることとなっていたが、デジタル化協定により、連邦政府は州に財政支援を提供する法的権利が与えられたことで、国全体としてデジタルインフラを普及・整備できる体制が取られている。

##### ② 通信ネットワーク整備やその管理の在り方<sup>423</sup>

連邦政府は、各州に対して資金提供を行うだけであり、デジタルインフラの設置やソフトウェアの配布等に関しては、各州が有する。資金配分方法や導入するインフラ、タブレット端末等は各州に決定が委ねられており、州は当該地域の学校と連携しながら、学校ニーズに応じた通信ネットワーク整備が可能である。

---

<sup>422</sup>連邦教育研究省ウェブサイト (<https://www.bmbf.de/>)、OECD 「EDUCATION POLICY OUTLOOK GERMANY」(2020)、DW ウェブサイト (<https://www.dw.com/en/german-education-minister-unveils-5-billion-euro-digital-pact-for-40000-schools/a-36023544>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>423</sup> 同上

### ③ ICT 端末を用いた学校教育展開にあたっての人的支援体制<sup>424</sup>

デジタル化協定では、インフラの整備と併せて、教師のデジタル指導力育成に向けた導入研修の再設計等も資金提供の対象に含まれている。

また、デジタル化協定の中で、連邦政府全体でコンテンツ開発を促進するため、教師がデジタルコンテンツに自由にアクセスできるポータルサイト (MUNDO)<sup>425</sup>を提供している。教員は、キーワードの入力や、学習分野を選択して、コンテンツの検索・入手が可能である。ポータルから提供される全てのコンテンツは品質が担保された上で、無料で提供されている。その他 Chrome Music Lab や Etherpad 等の無料の Web アプリもダウンロード可能である。

MUNDO とは別に、州は各自のポータル等から教育コンテンツを提供しており、連邦州政府教育文化大臣会議 (KMK) のサイト<sup>426</sup>からアクセス可能である。

---

<sup>424</sup> 連邦教育研究省ウェブサイト (<https://www.bmbf.de/>)、OECD 「EDUCATION POLICY OUTLOOK GERMANY」(2020)、DW ウェブサイト (<https://www.dw.com/en/german-education-minister-unveils-5-billion-euro-digital-pact-for-40000-schools/a-36023544>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>425</sup> MUNDO ウェブサイト (<https://mundo.schule/?doc=record&id=SODIX-0000004253>) の記載を翻訳し抜粋

<sup>426</sup> KMK ウェブサイト (<https://www.kmk.org/themen/bildung-in-der-digitalen-welt/distanzlernen.html>) の記載を翻訳し抜粋

#### ④ 国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

ドイツにおける国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」について、以下に示す。

**図表 87 ドイツにおける国・地方・学校・家庭の「役割分担」と  
役割分担に基づく「費用負担」**

役割分担	国 (連邦政府)	・各州にデジタル機器やデジタルインフラ整備に必要な資金を提供。
	地方 (各州教育州 ・地方自治体)	・各州教育省は、各州の ICT 整備・活用方針を策定。 ・地方自治体は、学校設置者として学校のインフラを維持・管理。
	学校	・州が定める ICT 整備・活用方針に基づき ICT 機器を日々管理。
	家庭	・州や学校が定める利用方針に基づき、ICT 機器を利用。
費用負担	情報端末	○地方自治体 ・ローンや購入費の一部負担という形で、保護者に負担を求める場合もある。 ・一部の州では、BYOD を適用する場合もある。
	通信費 (学内)	○地方自治体 ・学校設置者として、学校のインフラ等に係る費用を負担。
	通信費 (学外)	・地方自治体によって対応が異なる可能性がある。
	クラウド サービス等	○国 ・クラウドベースのオンライン学習インフラ「School-Cloud」を全ての学校を対象に開放。
	その他	特になし

出典：調査結果より株式会社富士通総研作成

## 10.2 学校における ICT 環境整備・活用の改善方策

### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

#### ① ICT 環境整備及び活用の効果測定方法と PDCA の回し方<sup>427</sup>

連邦政府は、学校に対して ICT 環境整備・開発等に係る計画の策定を義務づけていないが、バイエルン州等一部の州レベルでは作成が義務付けられている。

デジタル化協定では、各学校は州から補助金を受け取る条件として、学校メディア発展計画 (media school development plan) の作成が義務付けられている。

持続可能かつ有効な ICT 技術の利用を保証するため、各学校は資金提供を受けて構築するデジタルインフラ等をどのように活用し、教育活動を行うのか計画・策定し州に提出する。州は計画を評価、承認し資金を割り当てる。

## 10.3 学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方

### (1) 児童生徒による適切な ICT 端末の利用の在り方<sup>428</sup>

ドイツでは BYOD には懐疑的であり、国際比較研究 ICILS2018 (国際コンピュータ及び情報リテラシー研究) によると、生徒が教室で使用するために自分の情報端末を持参する中学 2 年生の割合は隣国のデンマークが 90.7%であるのに対してドイツは 15.1%である。

ただし、一部の学校ではパイロット的に BYOD を活用するプロジェクトを実施している。以下では、Schleiden (Eifel) の Episcopal Clara-Fey-Gymnasium における実証内での取り扱いについてまとめる。本パイロットは 8 年生と 9 年生を対象に、すべての生徒 (実質はその保護者) がタブレット端末を購入し学校と家庭の両方で使用できるようにしている。

---

<sup>427</sup> European Commission 「Digital Education at School in Europe」 (2019)、OECD 「EDUCATION POLICY OUTLOOK GERMANY」 (2020) の記載を翻訳し抜粋

<sup>428</sup> Das Deutsches-Schulportal ウェブサイト 「Was halten Sie vom Prinzip „Bring Your Own Device“?» (<https://deutsches-schulportal.de/unterricht/was-halten-sie-vom-prinzip-bring-your-own-device/>) の記載を翻訳し抜粋

## ① 学校において使用する際の取扱い（学校内利用）<sup>429</sup>

教室へのケーブルの敷設など技術的に外部企業に依存しているものを除き、ネットワーク環境の内部保守は12人の生徒と1人のリーダーで構成されるネットワークンググループによってサポートされる。

教室内のWLANは教師がアクセスポイントを介して確立する。

## ② 家庭への持ち帰りなど学校外での取扱い

情報端末は学習にのみ使用するよう、児童生徒は学習と余暇を区別する必要があるとされている。また、情報端末の管理責任（ケア、メンテナンス、使用契約の遵守）は児童生徒自身に委ねられている。

---

<sup>429</sup> Bpb ウェブサイト「Eigene Geräte in der Schule nutzen – BYOD als Konzept für die Lehre der Zukunft」(<https://www.bpb.de/lernen/digitale-bildung/werkstatt/249359/eigene-geraete-in-der-schule-nutzen-byod-als-konzept-fuer-die-lehre-der-zukunft>) の記載を翻訳し抜粋

## 10.4 学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題

### (1) 1人1台端末が実現した後に生じる新たな課題への対応

#### ① 学校における ICT 環境整備に係るその他課題<sup>430</sup>

デジタル化協定によって、各学校におけるデジタルインフラの整備が進められているが、諸外国の事例と同様に、その維持が課題となっている。

デジタル化協定は2020～2024年の5年間を対象としており、5年経過後は連邦政府による資金提供も打ち切りとなる。

ドイツでは、地方自治体が人事給与以外の学校関連費の負担を担うが、デジタルインフラ等の運用・保守に係る費用を賄うことができないとして、政府による継続的な運用費用の支援を望む地方自治体もある。

また、整備されたデジタルインフラ等の ICT 環境を長期間使用するために、教師以外の専門的知見を有するサービスプロバイダーによる高品質かつ持続的なサポートが保証される必要があると地方自治体の責任者は述べており、デジタル化協定終了後も、州もしくは連邦政府と州による継続的な支援が必要とされている。

---

<sup>430</sup> 連邦教育省ウェブサイト

(<https://www.digitalpaktschule.de/de/schultraeger-1704.php>)、  
KOMMUNAL 2020年2月3日記事 (<https://kommunal.de/digitalpakt-schule-probleme>) の記載を翻訳し抜粋

## 11 フィンランドでの ICT 整備・管理・活用方法



### 11.1 学校における ICT 環境整備方策

#### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

##### ① ICT 環境を持続可能な形で、安定的に整備するための基本方針<sup>431</sup>

フィンランドでは、学校の ICT 環境に係る事項は、基礎自治体の責任とされている。ただし、政府は、自治体・教育機関による教育 ICT 関連プロジェクトを補助する取組を行っており、自治体及びその他の教育機関運営主体から教育 ICT プロジェクトの補助申請を受け、審査を行ったのち補助金を提供している。

##### ② 通信ネットワーク整備やその管理の在り方<sup>432</sup>

フィンランドでは、教育行政の分権化により、学校の ICT 環境に係る事項は、基礎自治体の責任とされている。トゥルク市では、市すべての学校にインターネット接続を配置し、学校と費用分担の下で管理を行っている。

##### ③ ICT 端末を用いた学校教育展開にあたっての人的支援体制<sup>433</sup>

フィンランドでは、2016 年から 2018 年にかけて 2380 万ユーロを投入し、2500 人の ICT 補助員の配置を行った。指導におけるデジタル技術活用の支援と、ICT 環境下における新しい指導アプローチを各教員に促す教員養成者として初等・前期中等教育段階の各総合制学校に配置された。政府はさらなる教員養成者を増やすべく、Mooc の活用を検討している。

また、教師はオンラインツール *opeka* を利用して、自身の指導における ICT 活用状況を評価・分析することが可能である。（*opeka* については後述。）

---

<sup>431</sup>European Schoolnet 「DESIGNING THE FUTURE CLASSROOM」  
(2015)、European Schoolnet 「Finland Country Report on ICT in  
Education」(2017) の記載を翻訳し抜粋

<sup>432</sup> 同上

<sup>433</sup> 同上

④ 国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

フィンランドにおける国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」について、以下に示す。

図表 88 フィンランドにおける国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

役割分担	国 (教育文化省)	・教育 ICT 関連プロジェクト等を通して、地方自治体の ICT 整備を支援。
	地方 (基礎自治体)	・当該地域における学校を管理しており、学校の ICT 関連に係る事項についても基礎自治体が責任を有する。
	学校	・基礎自治体の管理のもと、ICT 機器の日々の管理・運営に責任を有する。
	家庭	・基礎自治体や学校が定める利用方針の下、デジタル端末を利用する。
費用負担	情報端末	○基礎自治体 ・初等・前期中等教育段階の場合、教育の無償提供の原則から BYOD は実施されない。 ・後期中等教育では保護者負担の場合もある。
	通信費 (学内)	○基礎自治体 ・当該地域における学校を管理しており、インフラ含めた学校の ICT 整備に責任を有する。
	通信費 (学外)	—
	クラウド サービス等	○国・基礎自治体 ・国と官民・国際連携の下、クラウドのオープンソースのクラウドを展開中。 ・一部の自治体では、企業と連携し独自のクラウドプラットフォームを構築。
	その他	—

出典：調査結果を基に株式会社富士通総研作成

## 11.2 学校における ICT 環境整備・活用の改善方策

### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

#### ① ICT 環境整備及び活用の効果測定方法と PDCA の回し方<sup>434</sup>

フィンランドでは、ICT 環境整備や活用に関して、国による検査や監督はないが、タンペレ大学の Tampere Research Center for Information and Media (TRIM) によって、opeka<sup>435</sup>が提供されている。opeka は、教師・学校・地方自治体の教育における ICT 活用を測定・分析するオンラインツールである。

学校に対しては、学校全体の ICT 活用に向けた準備状態、ICT 活用等に関する開発計画策定の支援、ICT 計画の年次評価等を提供している。

地方自治体に対しては、各学校の ICT 活用に向けた準備状態のリアルタイムレポートの提供、当該地域における ICT 計画に関する情報等を提供しており、各学校、各地域がそれぞれの ICT 活用状況を把握できるようになっている。

opeka は利用者本人の情報だけでなく、他の学校、自治体、そして全国レベルとの比較情報を提供しており、学校や自治体が各自の取組を把握し、評価する際の有用な手段となっている。

---

<sup>434</sup> European Schoolnet 「Finland Country Report on ICT in Education」(2017) の記載を翻訳し抜粋

<sup>435</sup> opeka ウェブサイト (<https://opeka.fi/en/presentation/index>)

## 11.3 学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方

### (1) 児童生徒による適切な ICT 端末の利用の在り方

#### ① 学校において使用する際の取扱い（学校内利用）<sup>436</sup>

事例として、トゥルク市等いくつかの市では、児童生徒に自身が所有する端末を持参するよう定めている。また、児童生徒や教師の ICT 活用を支援するため、市内全ての学校に技術支援ヘルプデスクを設置している。

## 11.4 学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題

### (1) 1人1台端末が実現した後に生じる新たな課題への対応

#### ① 学校における ICT 環境整備に係るその他課題<sup>437</sup>

トゥルク市では、児童生徒がそれぞれ異なる情報端末を用いている。児童生徒は、自身が慣れ親しんだ情報端末を利用できる一方で、教師は児童生徒全員が利用できるソフトウェアの準備等、情報端末の違いを考慮した上で授業設計を行う必要がある、更なる負担となり得る。

また、トゥルク市では、市のすべての学校に技術支援ヘルプデスクを設置しているが、児童生徒が異なる端末を持つ場合、生じる問題も多様化しヘルプデスク対応しきれない場合がある。ある学校では、児童生徒による共助組織を構成し生徒間での対応を促す方策を取る等、児童生徒に一部対応を委ねるケースも見られる。

---

<sup>436</sup> European Schoolnet 「DESIGNING THE FUTURE CLASSROOM」  
(2015) の記載を翻訳し抜粋

<sup>437</sup> 同上



### 12.1 学校における ICT 環境整備方策

#### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

##### ① ICT 環境を持続可能な形で、安定的に整備するための基本方針<sup>438</sup>

フランスでは、2012年から国が主導となり学校のデジタル化を主導してきた。2013年に学校改革法（2013 for Restructuring Schools）が制定され、学校におけるデジタル技術活用の促進を目的に、新たに教育デジタル局（Directorate of Digital technologies for Education : DNE- Direction du Numérique pour l'Education）が創設された。教育デジタル局は、教育 ICT に係る事項全般に責任を有し、ICT を活用した教育実践の奨励、学校設備の開発、教師の研修、マルチメディア学習資源の作成・配布、学校における ICT 発展に向けたガイドラインの枠組みの策定とその実行等を管轄する。

学区は、国が定める学校のデジタル化に向けた方針・政策に基づき各地域における政策の実行を担う。学区には、学区長から任命された ICT アドバイザー（ICT advisor : Délégué académique numérique - DAN）が配置され、各地域の教育 ICT に係る取組を監督すると同時に、学校のデジタル化に関わる人的ネットワークの調整を行い、その取組を支援する。

このようにフランスでは、学校のデジタル化は学校改革における重要な要素の一つとして位置づけられており、国の主導のもと、担当省庁と地方自治体が協力しながら学校のデジタル化を推進する体制が取られている。

---

<sup>438</sup>European Schoolnet 「France Country Report on ICT in Education」  
（2018）、Eurydice ウェブサイト（[https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/legislation-23\\_en](https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/legislation-23_en)）、Ministere de l'education nationale de l'enseignement supérieur la recherche 「The French Digital Plan for Education」の記載を翻訳し抜粋

## ② 通信ネットワーク整備やその管理の在り方<sup>439</sup>

フランスでは、学校における通信ネットワーク等のインフラ整備とその投資は、各学校を所管する地方自治体が責任を担う。地方自治体は、学校と連携しながらインフラの整備と管理を行うが、2015年に実施されたデジタルインフラ・機器設備に対する大規模な財政支援のように、国はプロジェクト等を通して財政補助を行っている。

## ③ ICT 端末を用いた学校教育展開にあたっての人的支援体制<sup>440</sup>

ICT 環境における教師の指導を支援するため、政府は初等中等教育段階の教師を対象とした、オンライン研修プラットフォーム (The M@gistere platform)<sup>441</sup>を提供している。2014年に設置され、2019年時点で362,000人の教員が The M@gistere platform を通して研修を受講した。

また、学校におけるデジタル技術を使用するニーズの高まりを受け、2015年にデジタル教育に係るコンテンツのみを取り扱った教師間のネットワークシステム (Viaéduc)<sup>442</sup>が政府によって構築された。72,000人の教員が使用し、8200ものワーキンググループがつけられている。Viaéducを通じて、コンテンツの収集や、教員間のネットワークの形成、デジタル技術活用実践の共有、学習素材の作成等が自由かつ安全にできる。

1人1台端末を導入したドランシー市では、ソフトウェア購入と併せて、5年間の教師研修・サポート契約を事業者と締結しており、独自に教師研修を行っている。

---

<sup>439</sup> European Commission 「Digital Education at School in Europe」 (2019) の記載を翻訳・抜粋

<sup>440</sup> European Commission 「Digital Education at School in Europe」 (2019)、European Schoolnet 「France Country Report on ICT in Education」 (2018)、ドランシー市 「DRANCY média」 (2020) の記載を翻訳し抜粋

<sup>441</sup> The M@gistere platform ウェブサイト (<http://eduscol.education.fr/cid73451/m@gistere.html>)

<sup>442</sup> Viaéduc ウェブサイト (<https://www.reseau-canope.fr/actualites/actualite/viaeduc-le-nouveau-reseau-professionnel-des-enseignants.html>)

④ 国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

フランスにおける国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」について、以下に示す。

図表 89 フランスにおける国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

役割分担	国 (国民教育・青年省、DNE)	・教育 ICT 全般を管轄。ICT 整備・活用方針の策定や学習コンテンツの開発、教師の研修等を担う。
	地方 (地方自治体)	・当該地域における学校の所有者として、通信ネットワーク等のインフラ整備とその投資に責任を有する。
	学校	・国や地方自治体は定める ICT 整備・活用方針に基づき日々の運営・管理を行う。
	家庭	・地方自治体や学校が定める利用方針に基づき、情報端末を利用する。
費用負担	情報端末	○地方自治体・保護者 ・地方自治体は当該地域における ICT 整備等の整備に責任を有するが、国から補助金を受ける場合もある。 ・地方自治体が独自に整備する際は、保護者に負担を求める場合がある。
	通信費 (学内)	○地方自治体 ・当該地域における学校の通信費等のインフラは各地方自治体が所管する。
	通信費 (学外)	— ・学校のインフラ等に係る費用は、地方自治体が所管しており、地方自治体によって対応が異なる可能性がある。
	クラウドサービス等	○国・地方自治体 ・国と地方自治体双方の負担のもと、Microsoft クラウドサービスが無償で提供されている。
	その他	— ・各地方自治体によって対応が異なる可能性がある。

出典：調査結果を基に株式会社富士通総研作成

## 12.2 学校における ICT 環境整備・活用の改善方策

### (1) 学校における ICT 環境の持続可能な整備の在り方

#### ① ICT 環境整備及び活用の効果測定方法と PDCA の回し方<sup>443</sup>

国は、学校における ICT 環境整備及びその活用の実態を調査するため、初等中等教育段階の教育機関を対象に、毎年 ICT 全国調査（ETIC : Enquête sur les Technologies de l'Information et de la Communication）を実施している。

デジタル機器、インフラ、人的資源、デジタルサービス等数多くの指標を収集し、学校における ICT 環境の把握、地域間での ICT 取組政策の比較、地方自治体による学校設備投資前の情報収集等に用いられている。

---

<sup>443</sup> European Schoolnet 「France Country Report on ICT in Education」  
(2018) の記載を翻訳し抜粋

## 12.3 学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方

### (1) 児童生徒による適切な ICT 端末の利用の在り方<sup>444</sup>

フランスでは、国による ICT 端末の利用方針等は定められておらず、各学校を所管する自治体や学校によって定められる。市のすべての小学校児童生徒を対象に 5,500 台の個人用情報端末の配布を行ったドランシー市の事例について、以下に示す。

#### ① 学校において使用する際の取扱い（学校内利用）

詳細な取扱い方針は確認できなかったものの、教師は自身の教師用端末を用いて、児童生徒のタブレット端末を管理している。教師用端末を用いて、アプリの一斉起動や、操作の指定等を行い、児童生徒は基本的に教師の指示の下でのみ、タブレット端末を操作することができる。

#### ② 家庭への持ち帰りなど学校外での取り扱い

ドランシー市では、児童生徒が配布したタブレット端末を家庭に持ち帰ることを許可している。しかし、タブレット端末の使用は、学校の教育目的に限定されており、不適切なネットページ等への接続やアプリケーションのダウンロードは禁止されている。

児童生徒による長時間かつ教育目的外での使用を制限するため、市は児童生徒のタブレット端末を遠隔管理し、指定時間内は操作不可とする等、家庭におけるタブレット端末についても制限を設けながら管理している。

---

<sup>444</sup> ドランシー市「DRANCY média」(2020)、ドランシー市ウェブサイト (<https://www.drancy.fr/actualites-109/rentree-des-investissements-pour-la-securite-et-legalite-des-chances-1955.html?cHash=c322cb639dc71b51dfdc25e9f3902215>)、20minutes (<https://www.20minutes.fr/paris/2866987-20200921-seine-saint-denis-continuite-scolaire-drancy-distribue-tablettes-ecoliers>) の記事を翻訳し抜粋

## 12.4 学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題

### (1) 1人1台端末が実現した後に生じる新たな課題への対応

#### ① 学校における ICT 環境整備に係るその他課題<sup>445</sup>

フランスでは、国の主導のもと学校における ICT 環境整備が進められているものの、依然として各学校段階を所管する地方自治体、特に初等教育の段階において取組状況にばらつきが見られる。ドランシー市の事例においても、タブレット端末の整備は当該市レベルでの取組に留まり、他市や県、州レベルでの普及には至っていない。地域の取組事例の共有等、地方自治体間での格差を是正するために、学区における人的ネットワークの調整を担う ICT アドバイザー (ICT advisor : Délégué académique numérique - DAN) の更なる活用が求められていると言える。

---

<sup>445</sup> 20minutes (<https://www.20minutes.fr/paris/2866987-20200921-seine-saint-denis-continuite-scolaire-drancy-distribue-tablettes-ecoliers>) の記事を翻訳し抜粋



### 13.1 学校における ICT 環境整備方策

#### (1) ICT 環境の持続可能な整備の在り方

##### ① ICT 環境を持続可能な形で、安定的に整備するための基本方針<sup>446</sup>

日本では、GIGA スクール構想を掲げ学校における ICT 環境の整備を推進している。GIGA スクール構想では、校内通信ネットワークの整備と、児童生徒 1 人 1 台タブレット端末の整備を主な政策に掲げており、前者については、補助割合を 1/2 とするものの、一部地方交付税措置を当てて整備を進めている。タブレット端末の整備については、国公立の小学校・中学校・特別支援学校等の児童生徒が使用する情報端末のうち、上限 4 万 5 千円の定額補助を行うこととし、自治体の負担が少なく整備できるよう、全国一律の整備に取り組んでいる。

これらの予算の措置に当たっては、各自治体に対して整備計画や活用計画の作成を条件としており、これらの計画を基に地方自治体が継続的な学校 ICT 環境整備がなされるよう国と地方自治体で取り組んでいる。

##### ② 通信ネットワーク整備やその管理の在り方<sup>447</sup>

国は、学校における遠隔教育や動画等の教育コンテンツを円滑に利用できるようにするため、SINET の初等中等教育への解放推進を掲げている。

SINET は、国立情報学研究所が構築・運用する 100Gbps の通信インフラであり、従来は高等教育を対象としてきたが、希望するすべての初等中等教育機関で利用可能とする。

学校・教育委員会からの SINET への接続経費は設置者負担であるが、遅延等がない高速通信や機密性の高い安定的通信、初等中等教育と高等教育等との交流・連携強化により、自治体等による学校 ICT 環境整備全般の促進と、初等中等教育と高等教育機関との交流・連携ネットワーク基盤としての機能を担うことが期待されている。

---

<sup>446</sup> 文部科学省ウェブサイト ([https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt\\_syoto01-000003278\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf)) の記載を基に要約

<sup>447</sup> 文部科学省ウェブサイト

([https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/other/detail/\\_\\_icsFiles/afieldfile/2019/06/24/1418387\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/06/24/1418387_01.pdf)) の記載を基に要約

### ③ ICT 端末を用いた学校教育展開にあたっての人的支援体制<sup>448</sup>

国は、GIGA スクール構想で 1 人一段環境を実現するにあたり、急速な学校 ICT 化を進める自治体等を支援するため、ICT 関係企業 OB など ICT 技術者の配置経費を支援している。また、従来の対面型研修に加え、各教科等の指導における ICT の効果的な活用に関する参考資料・解説動画の公表等、オンラインでも活用できるコンテンツの作成や、ICT 活用教育アドバイザーによる支援を行い、研修の充実を図るとしている。文部科学省の Web サイト「StuDX Style」<sup>449</sup>では、ICT 活用教育の実践事例などの情報が掲載されており、教育関係者間での情報共有が進められている。

---

<sup>448</sup> 文部科学省資料「GIGA スクール構想の実現に向けた ICT 活用指導力の向上及び指導体制の充実」の記載を基に要約

<sup>449</sup> StuDX Style ウェブサイト (<https://oetc.jp/ict/studxstyle/>)

#### ④ 国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」

日本における国・地方・学校・家庭の「役割分担」と役割分担に基づく「費用負担」について以下に示す。

**図表 90 日本における国・地方・学校・家庭の「役割分担」と  
役割分担に基づく「費用負担」**

役割分担	国（文部科学省）	・GIGA スクール構想を掲げ、学校における ICT 環境整備に向けた方針策定と資金提供を実施。
	地方（教育委員会）	・整備計画や活用計画を策定し、ICT 環境の整備を実施。
	学校	・教育委員会が定める利用方針や、各自が定める方針に基づき、ICT 環境の日々の管理・運営を実施。
	家庭	・主に学校が定める方針に基づき、デジタル端末を利用。
費用負担	情報端末	○国と地方自治体 ・国が上限 4 万 5 千円まで補助し、残りは地方自治体が負担する。 ※後期中等教育の段階では、保護者が負担する場合がある。
	通信費（学内）	○地方自治体 ・学校設置者として、通信インフラ含めた運営費を負担する。
	通信費（学外）	○家庭 ・Wi-Fi 環境が無い家庭に対しては、学校もしくは地方自治体が補助
	クラウドサービス等	○地方自治体 ・民間事業者と契約を結び、児童生徒に提供することが多い。
	その他	・持ち帰り時に発生する電気代は家庭が負担する。 ・高等教育段階の場合、デジタル教材も家庭が負担する場合がある。

出典：調査結果を基に株式会社富士通総研作成

## 13.2 学校における ICT 環境整備・活用の改善方策

### (1) ICT 環境の持続可能な整備の在り方

#### ① ICT 環境整備及び活用の効果測定方法と PDCA の回し方<sup>450</sup>

佐賀県では、県立の高等学校を対象に学習用パソコンを活用した学校の取組について、成果指標の設定と振返りを実施している。毎年各学校は、学校の特性・教育目標等に応じて 3 年間で伸ばしていきたい事項（成果指標）と目標値を定める。取組・実践期間では、教育委員会の指導主事による訪問支援を受け、成果指標・目標値の調整を行い、年度末に達成度の確認と再度指導主事の訪問による取組の振り返りを行っている。

佐賀県自体も、教育委員会の中に「ICT 利活用推進事業改善委員会」を設け、平成 23 年度から全県規模で実施している ICT 利活用推進事業の取組の振り返りと今後に向けた総合的な改善検討を行っており、県全体として ICT 活用・改善サイクルを回す体制を構築している。

---

<sup>450</sup> 佐賀県教育委員会「令和 2 年度第 2 回（第 23 回）ICT 利活用の推進に関する事業改善検討委員会資料」（2020）の記載を基に要約

## 13.3 学校の児童生徒による ICT 端末利用の在り方

### (1) 児童生徒による適切な ICT 端末の利用の在り方

各教育委員や学校は、児童生徒や保護者にタブレット端末の取扱いに関する方針を定めている。

学校内での取扱いについては、貸与、個人所有の場合いずれも各学校が定める特定の利用シーンのもと使用を認めており、児童生徒自ら使用することは禁止されている。加治小学校では、貸与の形式をとっていることもあり、学校側が充電保管庫で管理を行っているが、個人所有の形式をとる京都光華中学・高等学校では、児童生徒に端末責任を求めている。

学校外での取扱いについては、いずれの教育委員会、学校も端末の基本的な取扱い方法を記載しており、アプリのダウンロード、規定設定の変更禁止等を求めている。中には、児童生徒の健康に配慮し使用時間を定める場合や、学校持ち込み前に家庭内での充電（私費負担）を義務付ける事例も見られる。

以下に各教育委員会や学校が定める取扱い方針について述べる。

#### ① 学校において使用する際の取扱い（学校内利用）

事例として、飯能市立加治小学校及び京都光華中学・高等学校での情報端末の学校内での利用ルールに示される取扱い方針を以下に示す。

教育委員会	対象	取扱い方針
飯能市立加治小学校 「タブレット端末利用の手引き」	小学校 中学校 (貸与)	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校で定められた利用時間・利用内容に従う</li><li>・授業のある日には毎回持参する</li><li>・許可なく他人のタブレット端末に触れない</li><li>・教室移動の際は充電保管庫に入れる</li></ul>
京都光華中学・高等学校 「学校生活全般における個人所有端末 (PC・タブレット端末・スマートフォン等) 持込利用規程」	中学校 高等学校 (個人所有)	<ul style="list-style-type: none"><li>・文具と同様自己責任で管理する</li><li>・授業中に限らず教員の許可を取って使用する</li><li>・廊下や食堂等教室での使用を原則とする</li><li>・充電は自宅で行う</li></ul>

出典：飯能市立加治小学校「タブレット端末利用の手引き【保護者編】」、京都光華中学・高等学校「学校生活全般における個人所有端末（PC・タブレット・スマートフォン等）持込利用規程」を基に作成。

#### ② 家庭への持ち帰りなど学校外での取り扱い

事例として、武雄市立武雄小学校、大阪府阿倍野小学校及び狛江市教育委員会での情報端末の家庭への持ち帰り時のルールに示されている取扱い方針を以下に示す。

教育委員会	対象	主な取扱いについて
武雄市立武雄小学校 「タブレットの取扱い」 ※家庭持ち帰り時に配布されたもの	小学校 高学年 (貸与)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な端末取扱いの注意（落下、踏みつけ防止等）</li> <li>教師の指示対象外となるアプリの使用禁止</li> <li>故障時の速やかな連絡</li> </ul>
大阪府阿倍野小学校 「iPad を持ち帰るときの約束」	小学校 高学年 (貸与)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な端末取扱いの注意（専用ケースの使用、水濡れ・落下防止等）</li> <li>学習目的以外でのカメラ・動画の利用禁止</li> <li>関係のないアプリケーションの使用禁止</li> <li>家庭内インターネットへの接続禁止</li> </ul>
狛江市教育委員会 「タブレット端末活用ルール（家庭学習編）」	小学校 中学校 (貸与)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な端末取扱いの注意（水濡れ、盗難落下等への留意）</li> <li>健康への配慮</li> <li>インターネットの使用・個人情報漏洩に係る注意</li> <li>アプリケーションのダウンロードや既定設定の変更の禁止</li> <li>学校に持ち込む前の充電の義務化（家庭負担）</li> </ul>

出典：武雄市武雄小学校ウェブサイト（<https://www.education.saga.jp/hp/takeo-e/wp-content/uploads/sites/105/2020/07/%E3%82%BF%E3%83%96%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88%E6%8C%81%E3%81%A1%E5%B8%B0%E3%82%8A%E6%B3%A8%E6%84%8F%E4%BA%8B%E9%A0%85.pdf>）、大阪市教育センターウェブサイト（<http://www.ocec.jp/center/index.cfm/35,13634,176,319,html>）及び狛江市教育委員会ウェブサイト（<https://www.komae.ed.jp/index.cfm/6,4961,c,html/4961/20200507-160600.pdf>）を基に作成

## 13.4 学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題

### (1) 1 人 1 台端末が実現した後に生じる新たな課題への対応

#### ① 学校における ICT 環境整備に係るその他諸課題<sup>451</sup>

GIGA スクール構想の推進により、各地方自治体で 1 人 1 台環境に向けたタブレット端末の普及が行われたが、一部の自治体では新しい指導形態に対する抵抗のほか、予算やデジタル機器整備に対応できる人材の不足が多く見られている。今後整備された ICT 環境を有効に活用する上で、学習支援員や ICT サポート員の配置等、教員に対する支援を継続的に実施する必要があると言える。

また、1 人 1 台環境下で蓄積されるデータを有効に活用するために、児童生徒・教員等の個人情報含めた教育データをどのように取り扱うのか検討する必要がある。

---

<sup>451</sup>新経済連盟「GIGA スクール構想 2.0～『PC 1 人 1 台』のその先へ～」  
(2020)、教育新聞 2021 年 2 月 16 日記事

([https://www.kyobun.co.jp/news/20210216\\_06/](https://www.kyobun.co.jp/news/20210216_06/))、露口健司「国立教育政策研究所 令和 2 年度教育改革国際シンポジウム資料 公正で質の高い教育における ICT 活用の促進条件」(2021) の記載を基に要約